秋田県健康づくりに関する調査
「平成２７年度事業所等における
受動喫煙防止に関する調査」

調査結果報告書

平成２８年１月
秋　田　県

目　　次

＜調査の概要＞

１　調査の目的 3
２　調査の対象 3
３　調査の方法 4
４　調査票 4
５　調査の実施時期 4
６　報告書の表記及び注意点について 4
○　調査票 5

＜調査結果の分析＞

全体の調査結果 11
官公庁の調査結果 36
医療機関の調査結果 48
社会福祉施設の調査結果 60
金融機関の調査結果 72
デパート、スーパーの調査結果 84
飲食店の調査結果 96
交通機関の調査結果 108
ホテル、旅館の調査結果 120
その他の調査結果 132

＜調査のまとめ＞

１　各施設機関の特徴 145
２　調査概要のまとめ 146

＜自由記載及びその他記載事項まとめ＞ 147

＜調査の概要＞

1　調査の目的

本調査は、秋田県内の事業所等における受動喫煙防止に関する取り組み状況や、法制度の周知状況等を把握することを目的とする。

2　調査の対象

①全体

配布数	回収数	回収率
1,000 件	665 件	66.5 %

②官公庁施設

配布数	回収数	回収率
15 件	15 件	100.0%

③医療機関

配布数	回収数	回収率
114 件	97 件	85.1 %

④社会福祉施設（児童福祉施設含む）

配布数	回収数	回収率
144 件	102 件	70.8 %

⑤金融機関

配布数	回収数	回収率
36 件	24 件	66.7 %

⑥デパート、スーパー

配布数	回収数	回収率
110 件	52 件	47.3 %

⑦飲食店

配布数	回収数	回収率
171 件	73 件	42.7 %

⑧交通機関

配布数	回収数	回収率
25 件	18 件	72.0 %

⑨ホテル、旅館

配布数	回収数	回収率
171 件	112 件	65.5 %

⑩その他

配布数	回収数	回収率
214 件	163 件	76.2 %

3　調査の方法

郵送による配付回収

4　調査票

５ページ参照

5　調査の実施時期

平成27年８月21日～9月7日

6　報告書の表記及び注意点について

1．　回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（%）で示している。小数点第２位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0%にならない場合がある。
2．　複数回答を許している回答項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているので、回答比率の合計は 100.0%を超える。
3．　説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表している。
4．　グラフでは、その設問に対して回答することのできる対象者数を「計」と表記し、その数を表している。

○　調査票

平成 27 年度事業所等における受動喫煙防止に関する調査

問１　貴事業所等の職種をお答えください。（○は１つ）

１．官公庁施設　　２．医療機関　　３．社会福祉施設（児童福祉施設含む）

４．金融機関　　５．デパート、スーパー　　６．飲食店

７．交通機関　　８．ホテル、旅館

９．その他（　　）

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

１．10 人以下（　　）人　　２．11～50 人　　３．51～100 人

４．101～300 人　　５．301 人以上（　　）人

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）

※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

１．10 人以下　　２．11～50 人　　３．51～100 人

４．101～500 人　　５．501 人以上

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

１．大館市、鹿角市、小坂町　　２．北秋田市、上小阿仁村

３．能代市、三種町、八峰町、藤里町

４．男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

５．秋田市　　６．由利本荘市、にかほ市　　７．大仙市、仙北市、美郷町

８．横手市　　９．湯沢市、羽後町、東成瀬村

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

１．実施している（内容：　　）

２．実施していない

３．実施を予定している（内容：　　）

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

禁煙外来で、禁煙治療に健康保険が適用可能な条件（抜粋）
- 患者自らが禁煙を望むこと
- （喫煙年数）×（1 日の喫煙本数）が 200 以上であること
- 禁煙治療を受けることに文書で同意すること

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

「受動喫煙を防止するために必要な措置」とは、次のような対策等です。
- 多数の者が利用する公共的空間は、原則として全面禁煙とする。
- 全面禁煙が極めて困難な場合等は、施設の利用者のニーズ等に応じた適切な受動喫煙防止対策を進める。
- 特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

１．知っていた　　２．知らなかった（今回の調査で初めて知った）

秋田県健康づくり推進条例第 20 条に定められています。

問 10　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

１．敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない

２．施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない

３．強制排気を有した喫煙室を設置している

４．指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している

５．特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）

６．その他（　　）

問 11　問 10 で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。

貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。（○はいくつでも）

１．喫煙する従業員からの理解が得られないから

２．喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから

３．利用者（利用客）の減少につながるから

４．事業主（経営者）が必要性を感じていないから

５．その他（　　）

問 12　問 10 で３．～６．を選んだ事業所等にお伺いします。

貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。（○は１つ）

１．敷地内を全面禁煙にする　　（時期：　　）

２．施設内（建物内）は全面禁煙にする　　（時期：　　）

３．強制排気を有した喫煙室を設置する　　（時期：　　）

４．現状以上の対策をする予定はない

５．その他（　　）

問 13　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

１．十分である　　２．不十分である

問 14　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

１．事業主（経営者）の理解　　２．利用者（利用客）の協力
３．従業員の理解・協力　　４．従業員に対する普及啓発
５．ルール遵守の定期的なチェック　　６．行政の指導・監督による規制
７．喫煙者に対する禁煙指導　　８．施設整備の予算確保
９．担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置
10．その他（　　）

問 15　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

１．禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）
２．禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供
３．受動喫煙防止対策に関する研修会の開催
４．施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供
５．受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する
６．その他（　　）

問 16　次の事項について、自由に記載してください。

・貴事業所等が実施している受動喫煙防止対策の実例

・事業所等や職場における受動喫煙防止対策、たばことがん対策等への意見

以上で調査は終了です。御協力ありがとうございました。

～お知らせ～「職場の受動喫煙防止対策について」

労働安全衛生法の一部改正（平成 27 年６月施行）により、事業主は労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとされました。

＜調査結果の分析＞

全体の調査結果

問１　貴事業所等の職種をお答えください。（○は１つ）

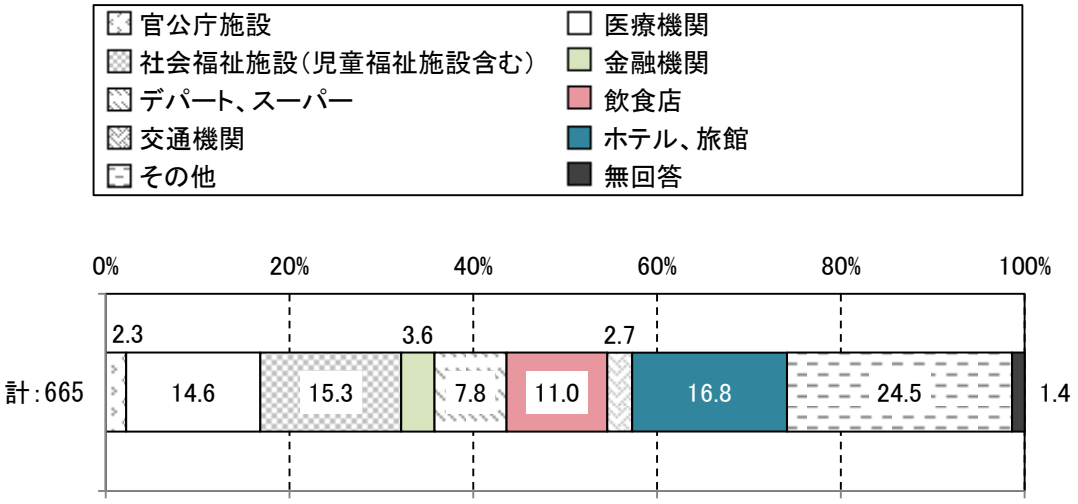

事業所別の調査票の回収状況は、上記の通りとなっている。

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

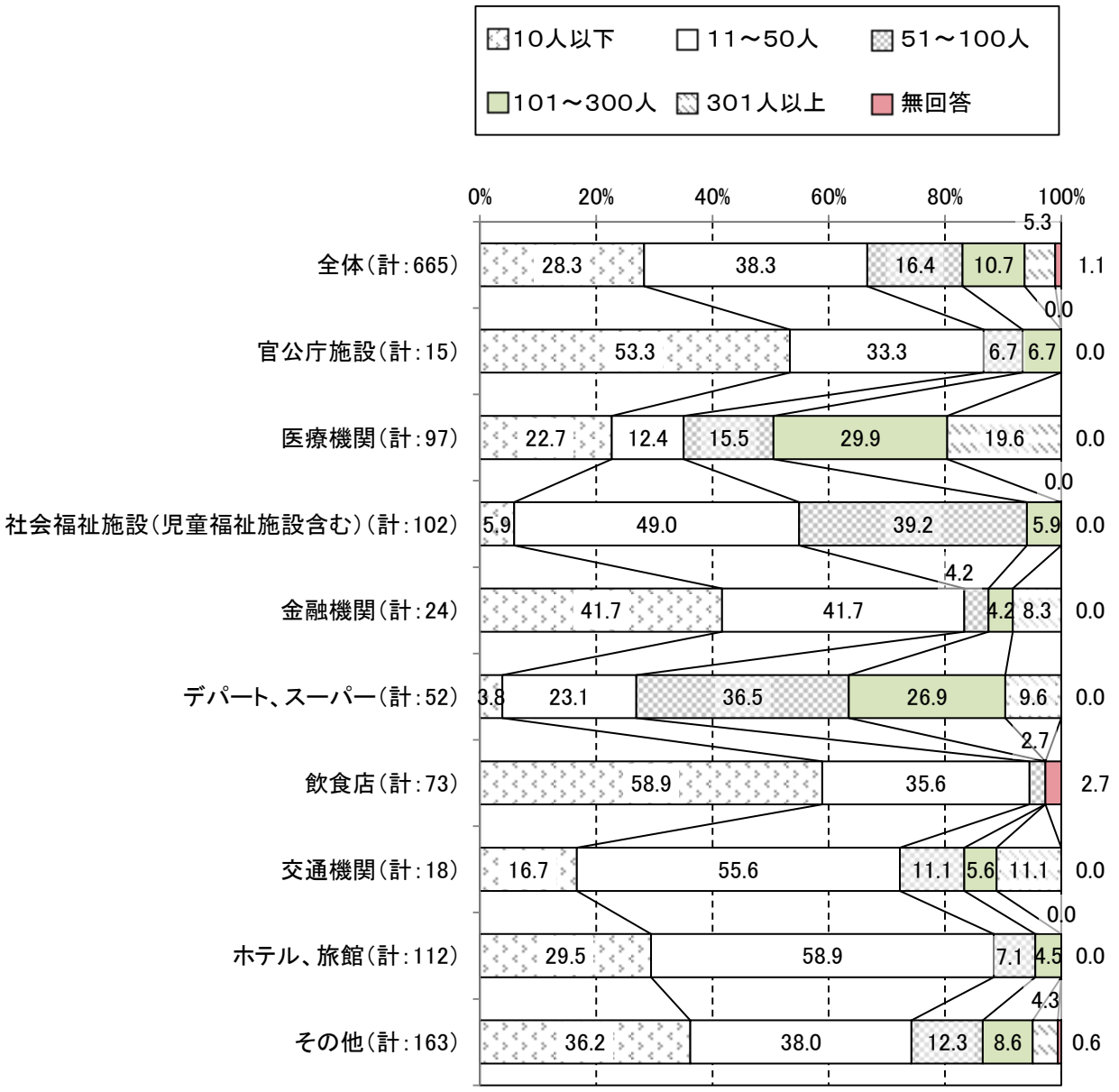

事業所の従業員数は、「11人～50人」が38.3％と最も多く、次いで「10人以下」（28.3％）、「51～100人」（16.4％）、「101～300人」（10.7％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

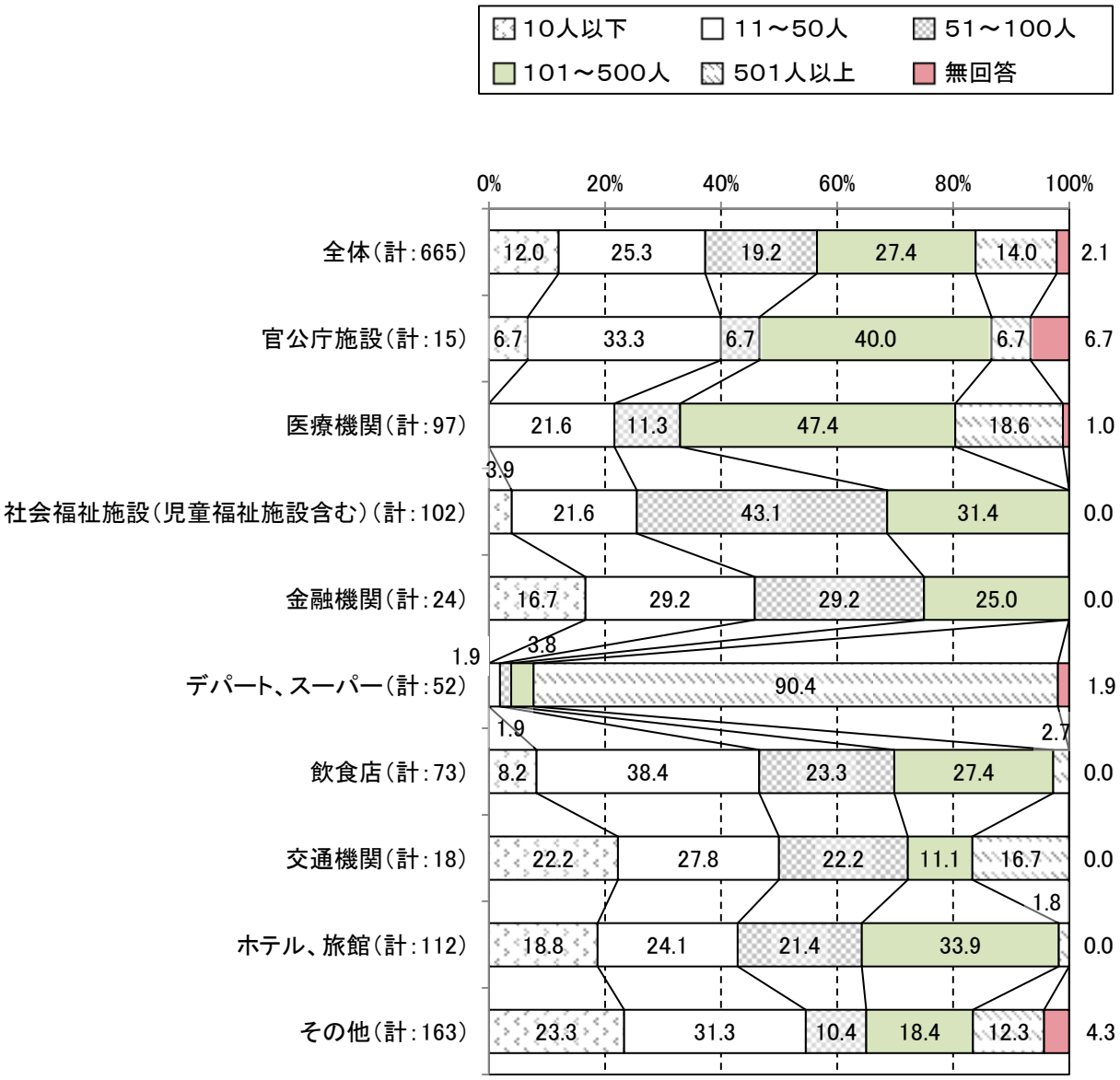

事業所の平均利用者数は、「101人～500人」が27.4％と最も多く、次いで「11～50人」（25.3％）、「51～100人」（19.2％）、「501人以上」（14.0％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

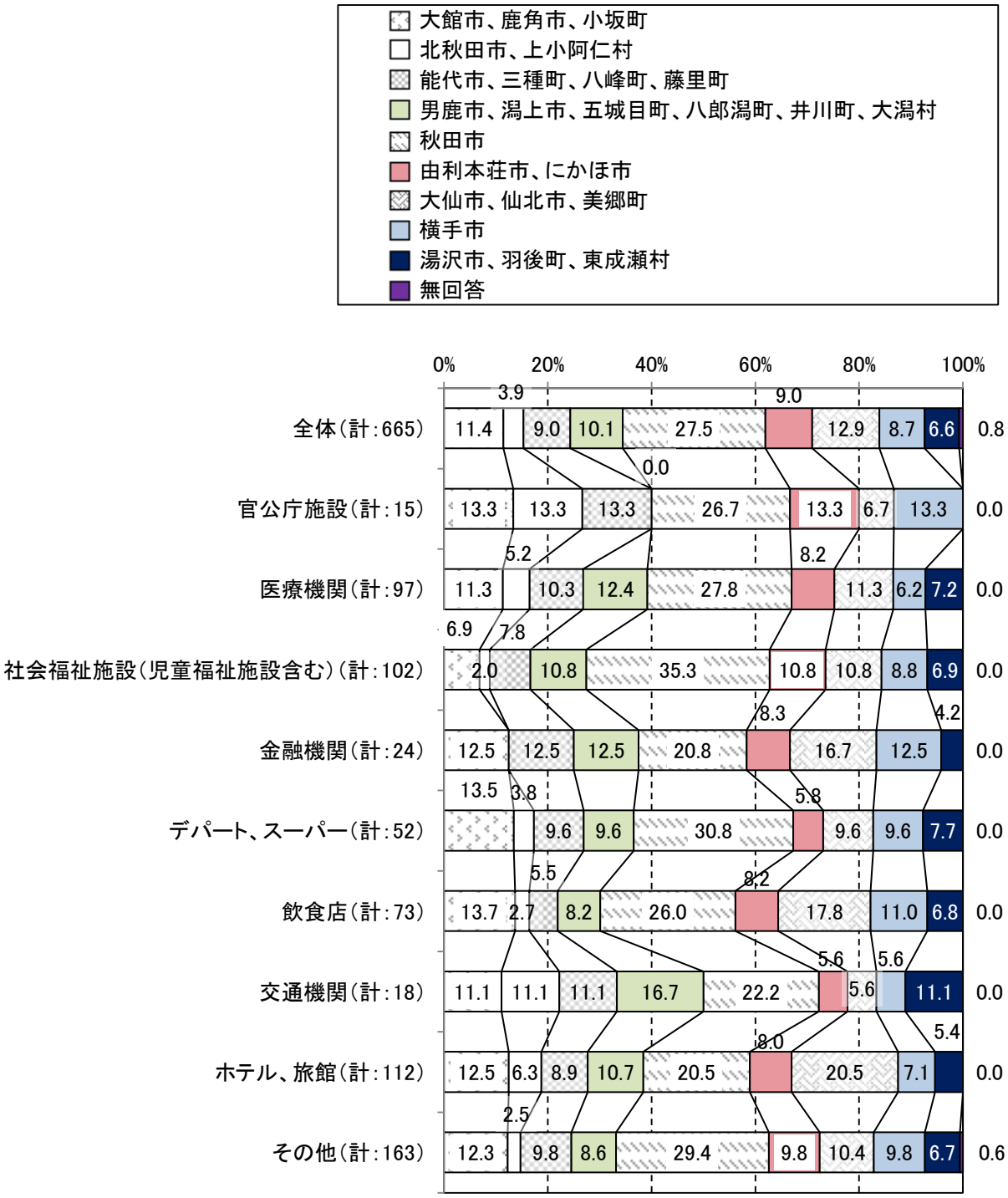

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

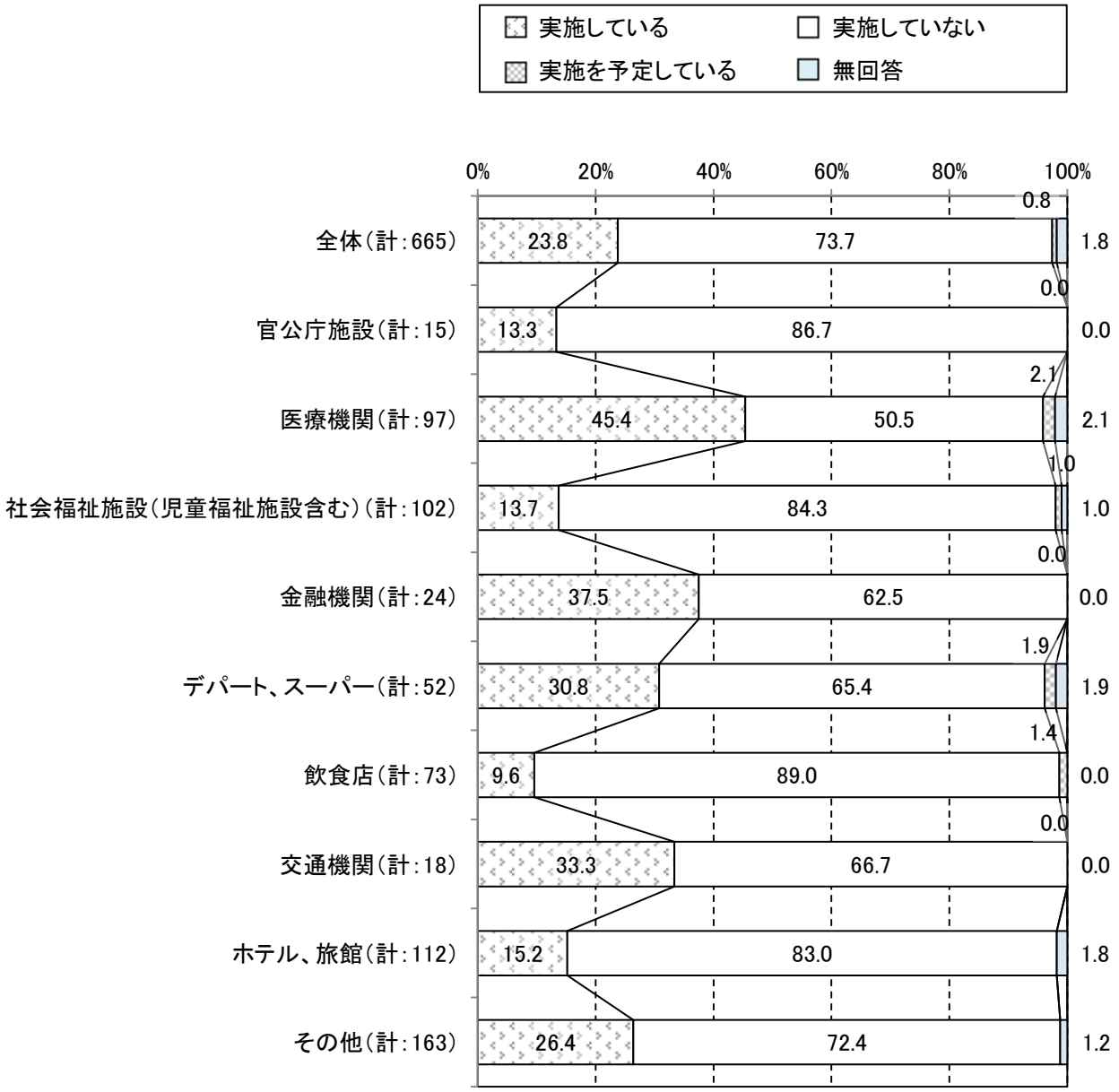

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（23.8%）で前回調査より 10 ポイント以上改善している。また、「実施していない」（73.7%）、「実施を予定している」（0.8%）となっている。

事業所別では、全体的に「実施していない」という回答が多くなっている。また、「実施している」という回答が最も多かったのは、「医療機関」で、45.4%となっており、「医療機関」「金融機関」「デパート、スーパー」「ホテル、旅館」で改善している。

前回調査（平成22年度）

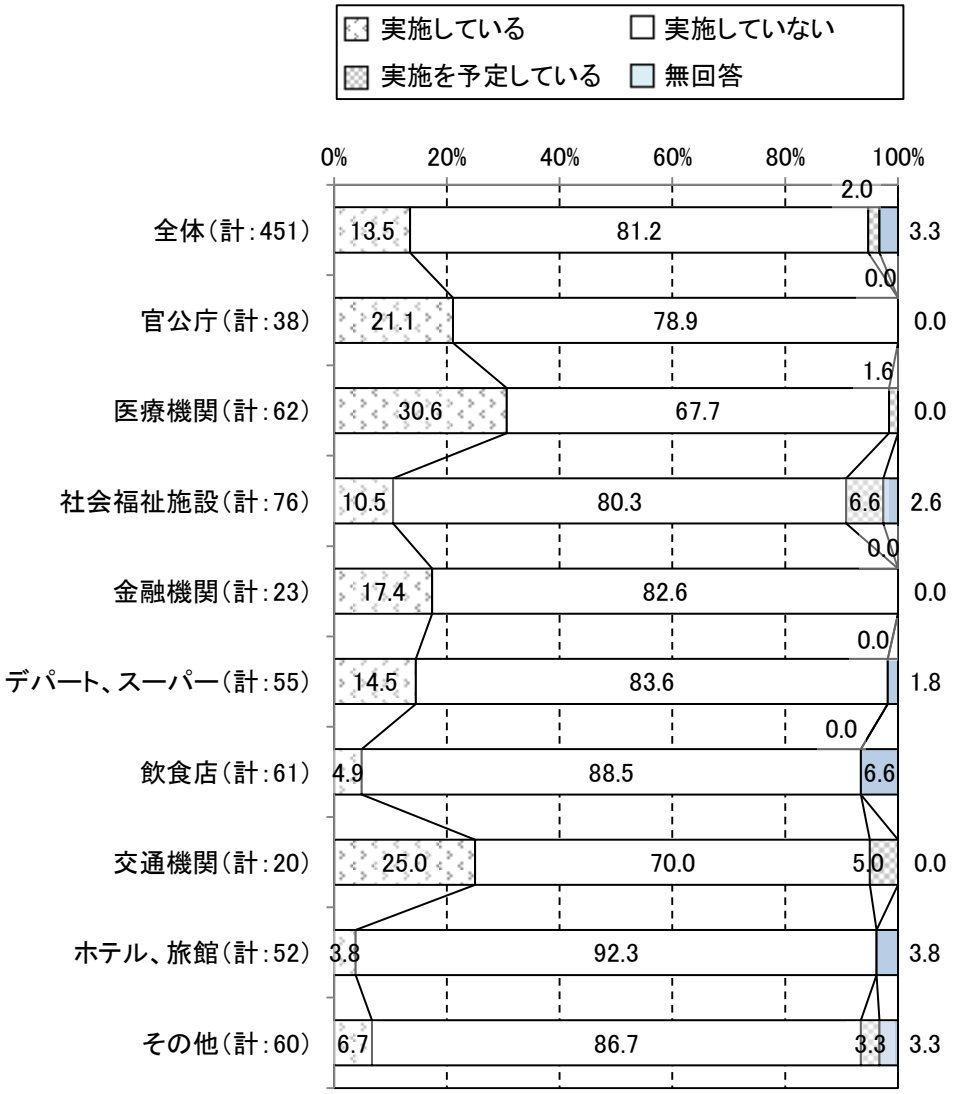
実施している
実施していない
実施を予定している
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
13.5
81.2
2.0
3.3
官公庁（計：38）
21.1
78.9
0.0
0.0
医療機関（計：62）
30.6
67.7
1.6
0.0
社会福祉施設（計：76）
10.5
80.3
6.6
2.6
金融機関（計：23）
17.4
82.6
0.0
0.0
デパート、スーパー（計：55）
14.5
83.6
0.0
1.8
飲食店（計：61）
4.9
88.5
6.6
交通機関（計：20）
25.0
70.0
5.0
0.0
ホテル、旅館（計：52）
3.8
92.3
3.8
その他（計：60）
6.7
86.7
3.3
3.3

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

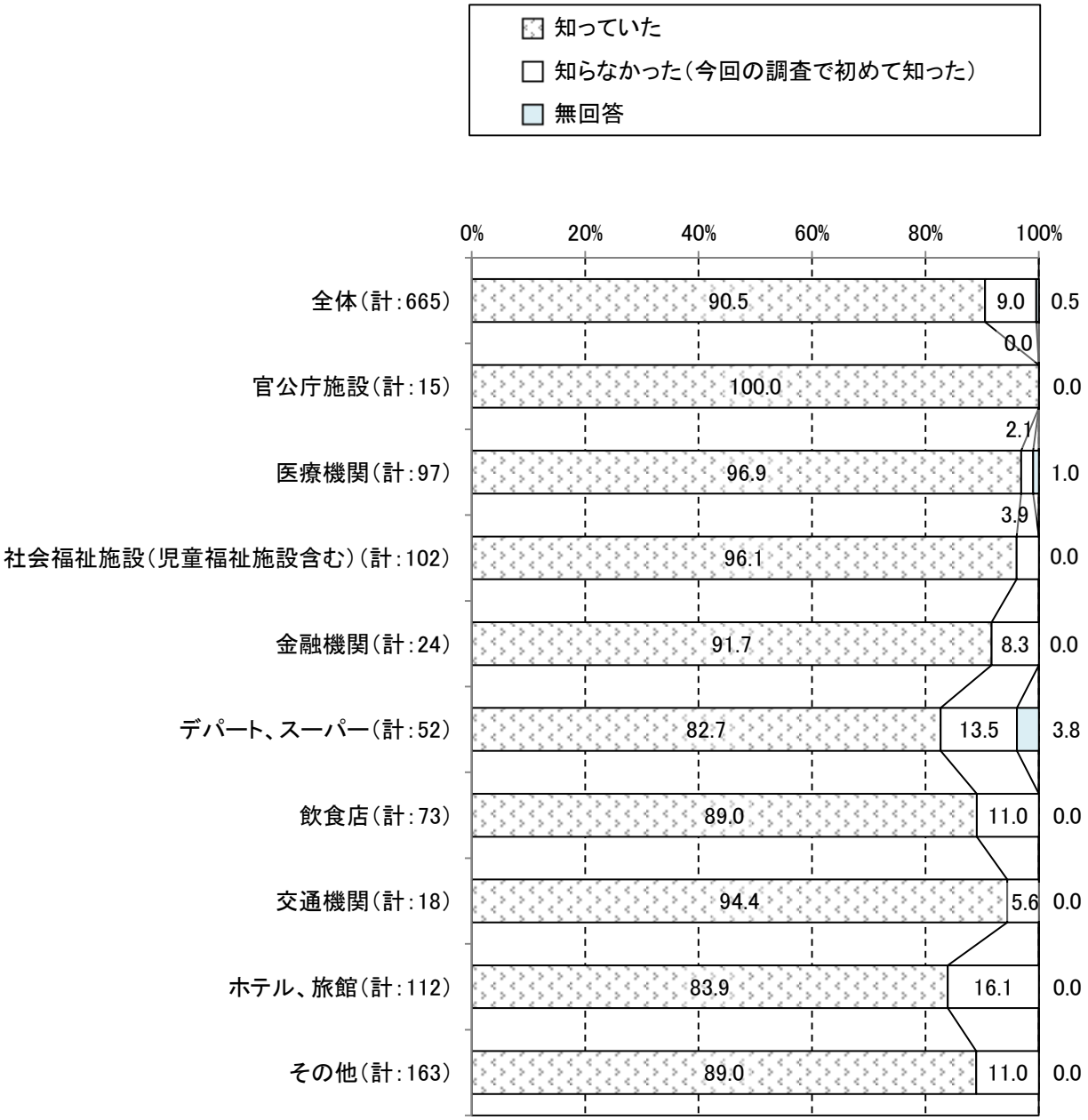

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（90.5%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（9.0%）となっている。

事業所別では、全体的に「知っていた」という回答が多く、すべての事業所が８割を超えている。

前回調査（平成22年度）

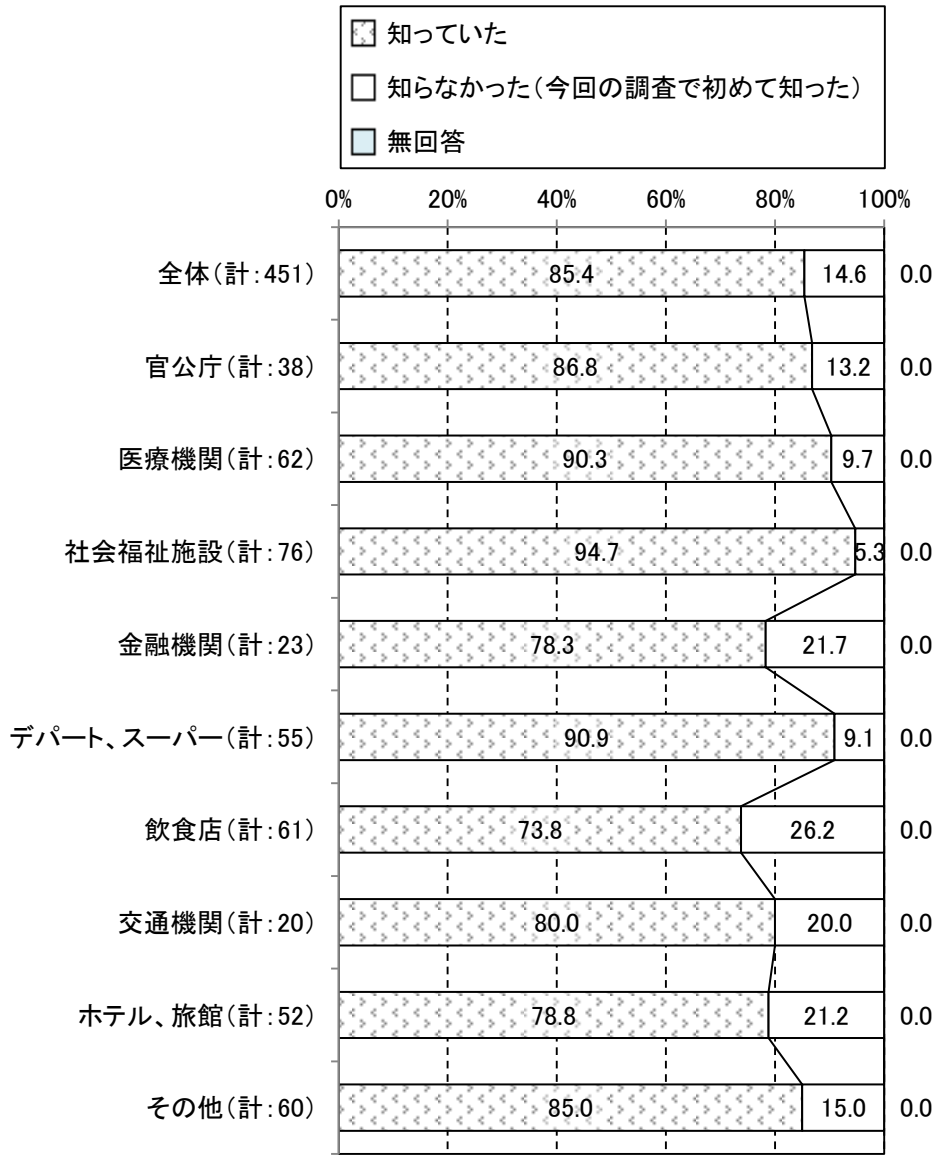
知っていた
知らなかった（今回の調査で初めて知った）
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
85.4
14.6
0.0
官公庁（計：38）
86.8
13.2
0.0
医療機関（計：62）
90.3
9.7
0.0
社会福祉施設（計：76）
94.7
5.3
0.0
金融機関（計：23）
78.3
21.7
0.0
デパート、スーパー（計：55）
90.9
9.1
0.0
飲食店（計：61）
73.8
26.2
0.0
交通機関（計：20）
80.0
20.0
0.0
ホテル、旅館（計：52）
78.8
21.2
0.0
その他（計：60）
85.0
15.0
0.0

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

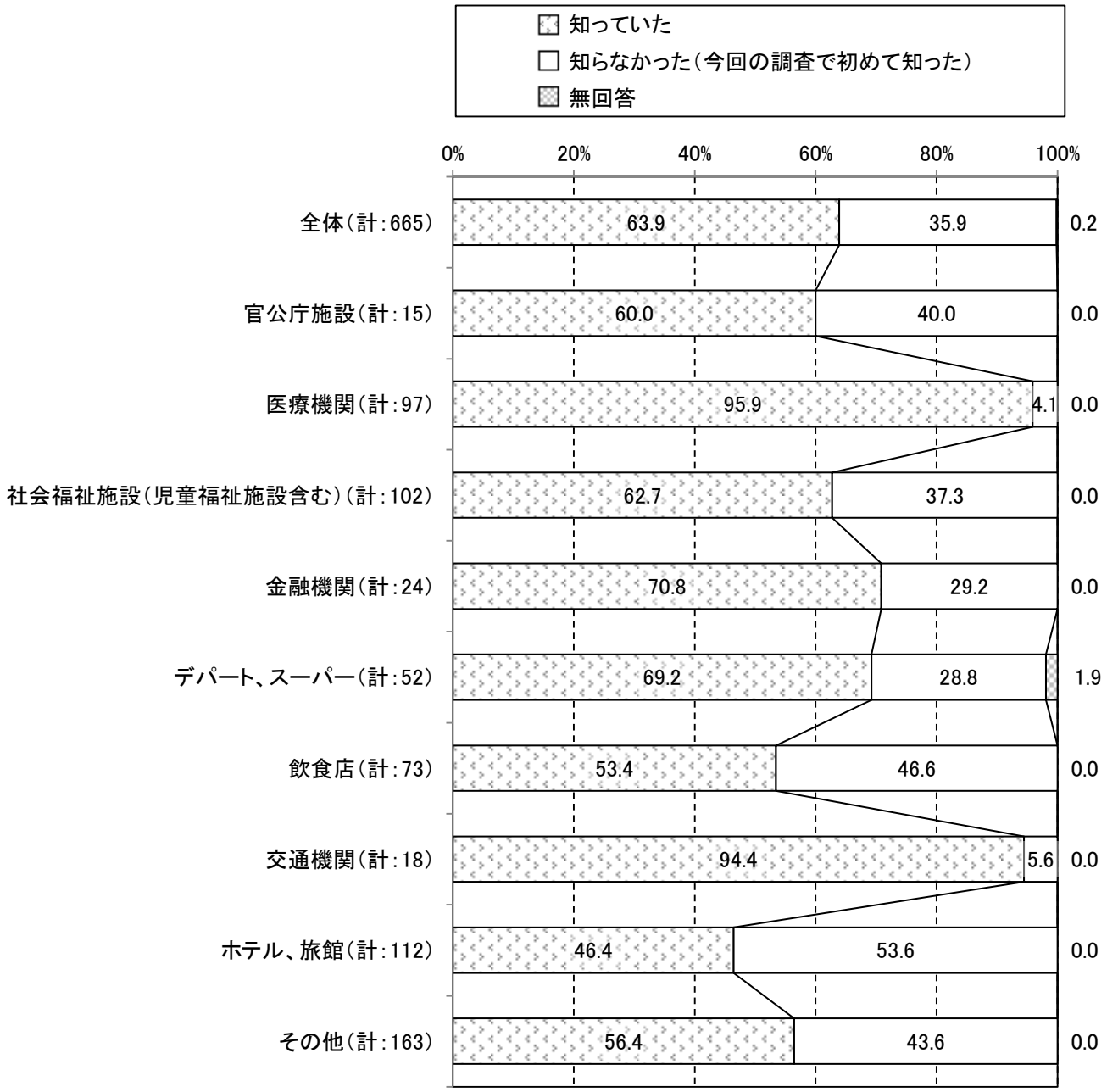

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（63.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（35.9%）　となっている。

事業所別では、「医療機関」、「交通機関」に「知っていた」という回答が多く、９割を超えている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」という回答が最も多かったのは、「ホテル、旅館」で 53.6%となっている。

前回調査（平成22年度）

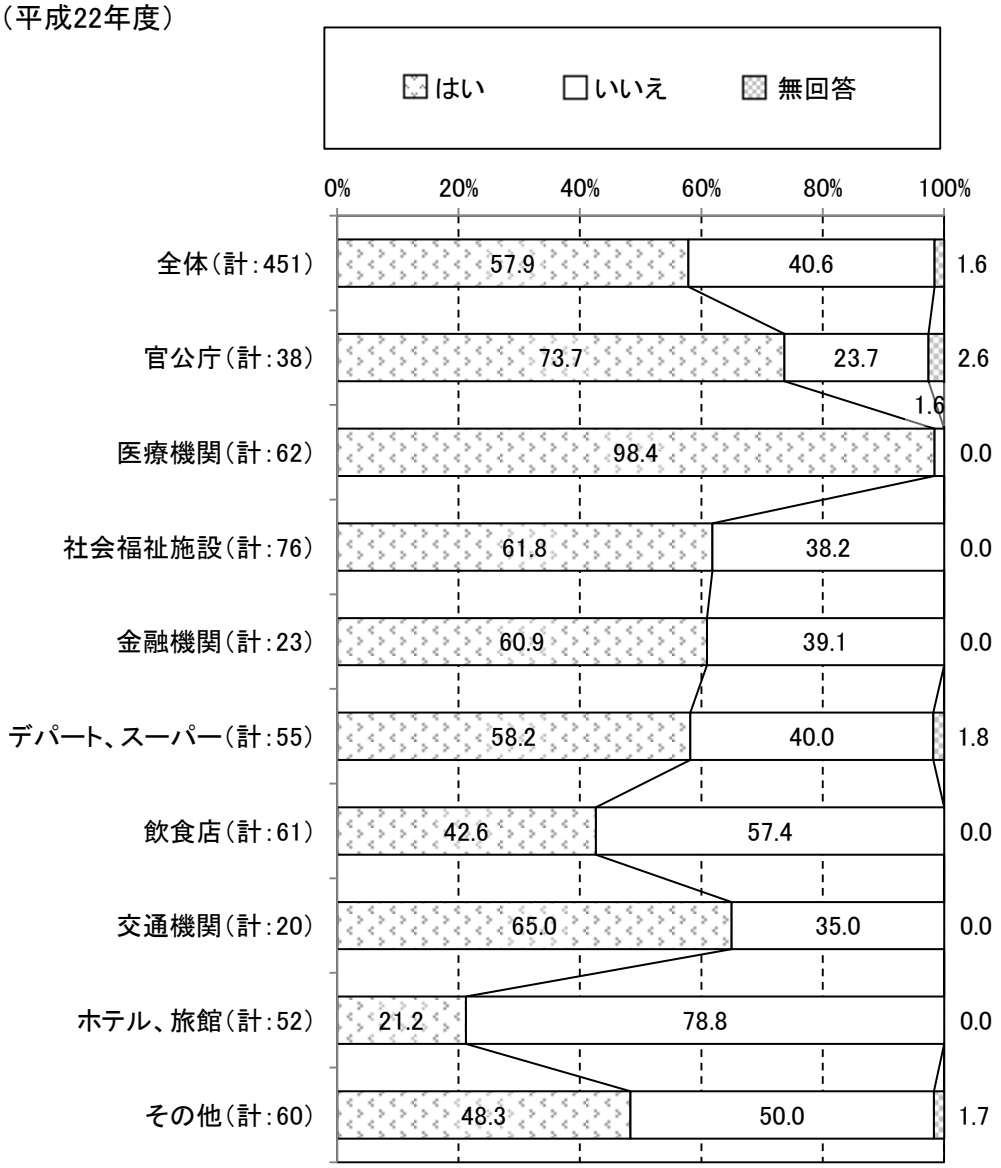
はい
いいえ
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
57.9
40.6
1.6
官公庁（計：38）
73.7
23.7
2.6
医療機関（計：62）
98.4
1.6
0.0
社会福祉施設（計：76）
61.8
38.2
0.0
金融機関（計：23）
60.9
39.1
0.0
デパート、スーパー（計：55）
58.2
40.0
1.8
飲食店（計：61）
42.6
57.4
0.0
交通機関（計：20）
65.0
35.0
0.0
ホテル、旅館（計：52）
21.2
78.8
0.0
その他（計：60）
48.3
50.0
1.7

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

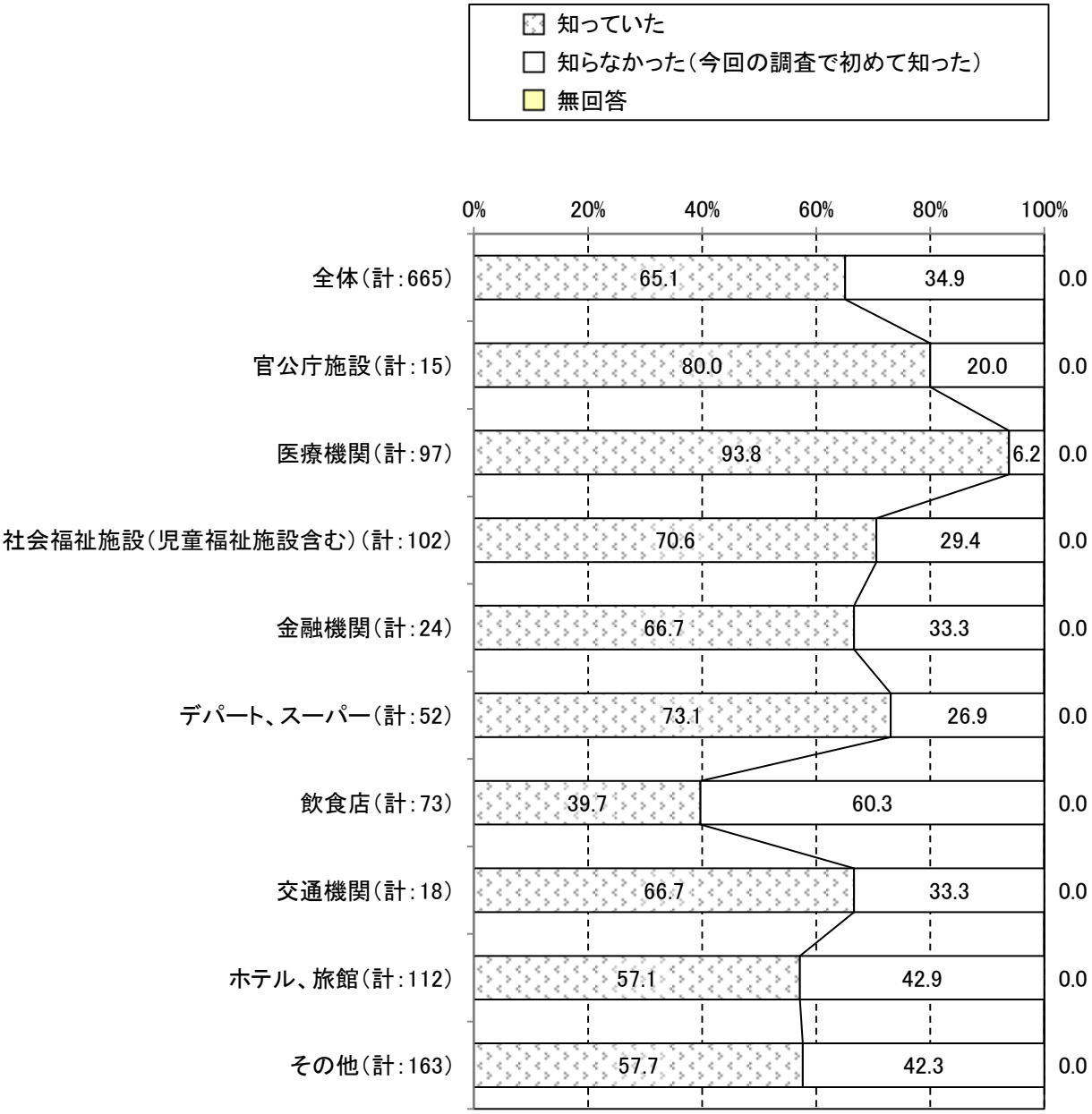

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（65.1%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（34.9%）となり、「知っていた」という回答が前回調査よりも減っている。

事業所別では、「医療機関」に「知っていた」という回答がもっとも多く、９割を超えている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」という回答が最も多かったのは、「飲食店」で 60.3%となっている。

前回調査（平成22年度）

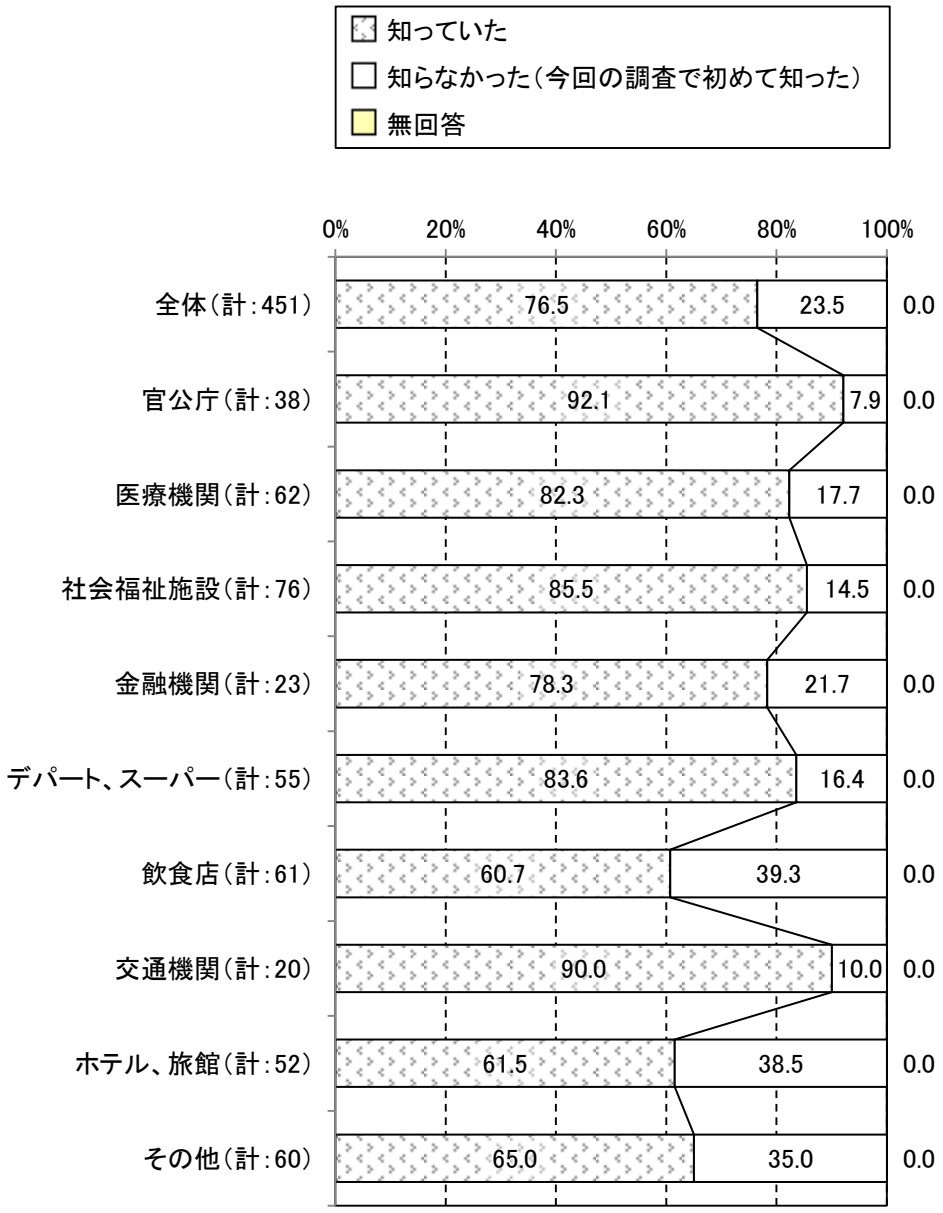
知っていた
知らなかった（今回の調査で初めて知った）
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
76.5
23.5
0.0
官公庁（計：38）
92.1
7.9
0.0
医療機関（計：62）
82.3
17.7
0.0
社会福祉施設（計：76）
85.5
14.5
0.0
金融機関（計：23）
78.3
21.7
0.0
デパート、スーパー（計：55）
83.6
16.4
0.0
飲食店（計：61）
60.7
39.3
0.0
交通機関（計：20）
90.0
10.0
0.0
ホテル、旅館（計：52）
61.5
38.5
0.0
その他（計：60）
65.0
35.0
0.0

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

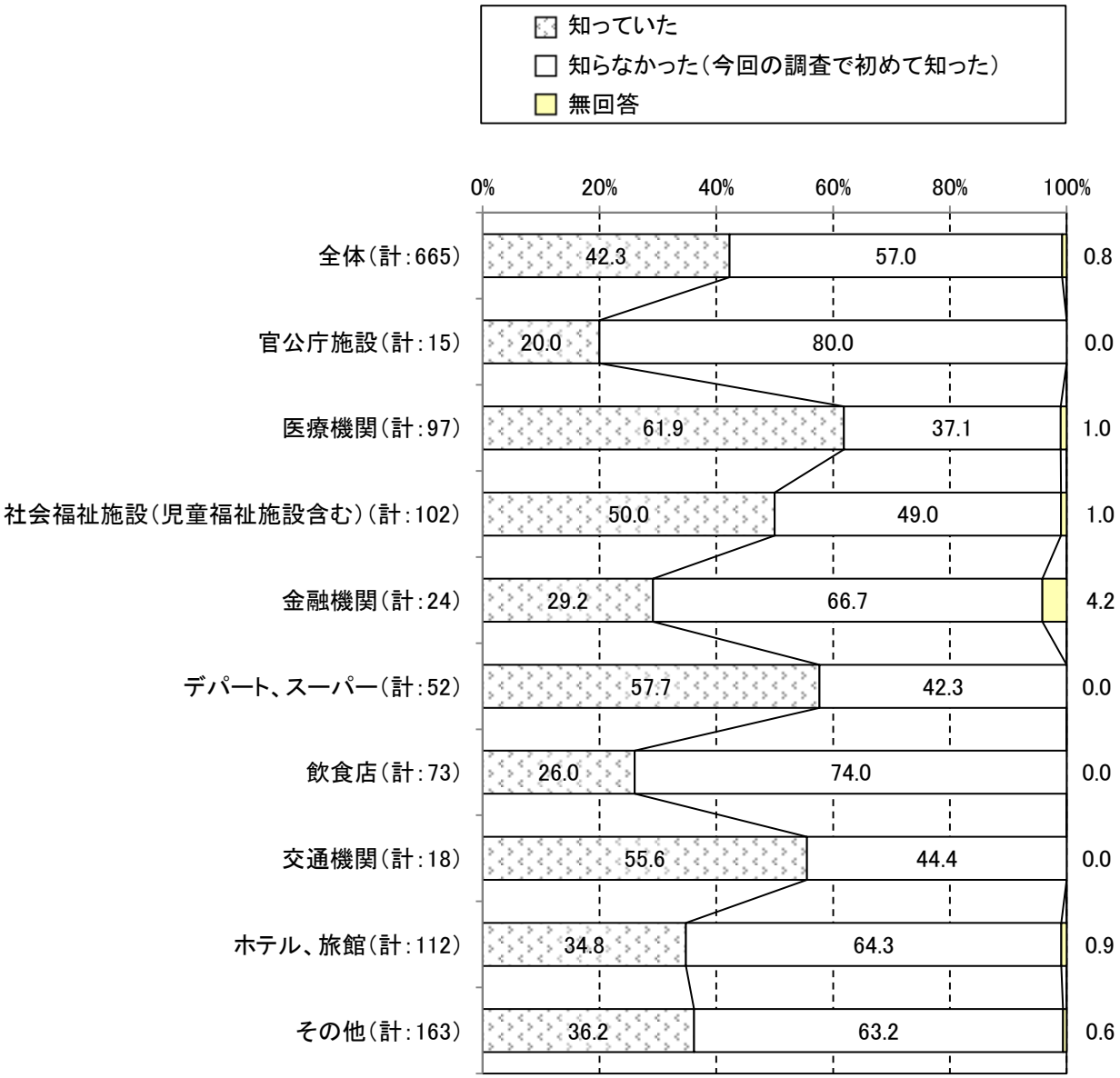

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（42.3%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（57.0%）となっており、「知っていた」という回答が、前回調査よりも減っている。

事業所別では、「医療機関」に「知っていた」という回答がもっとも多く、６割を超えている。また、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」という回答が最も多かったのは、「官公庁施設」で 80.0%となっている。

前回調査（平成22年度）

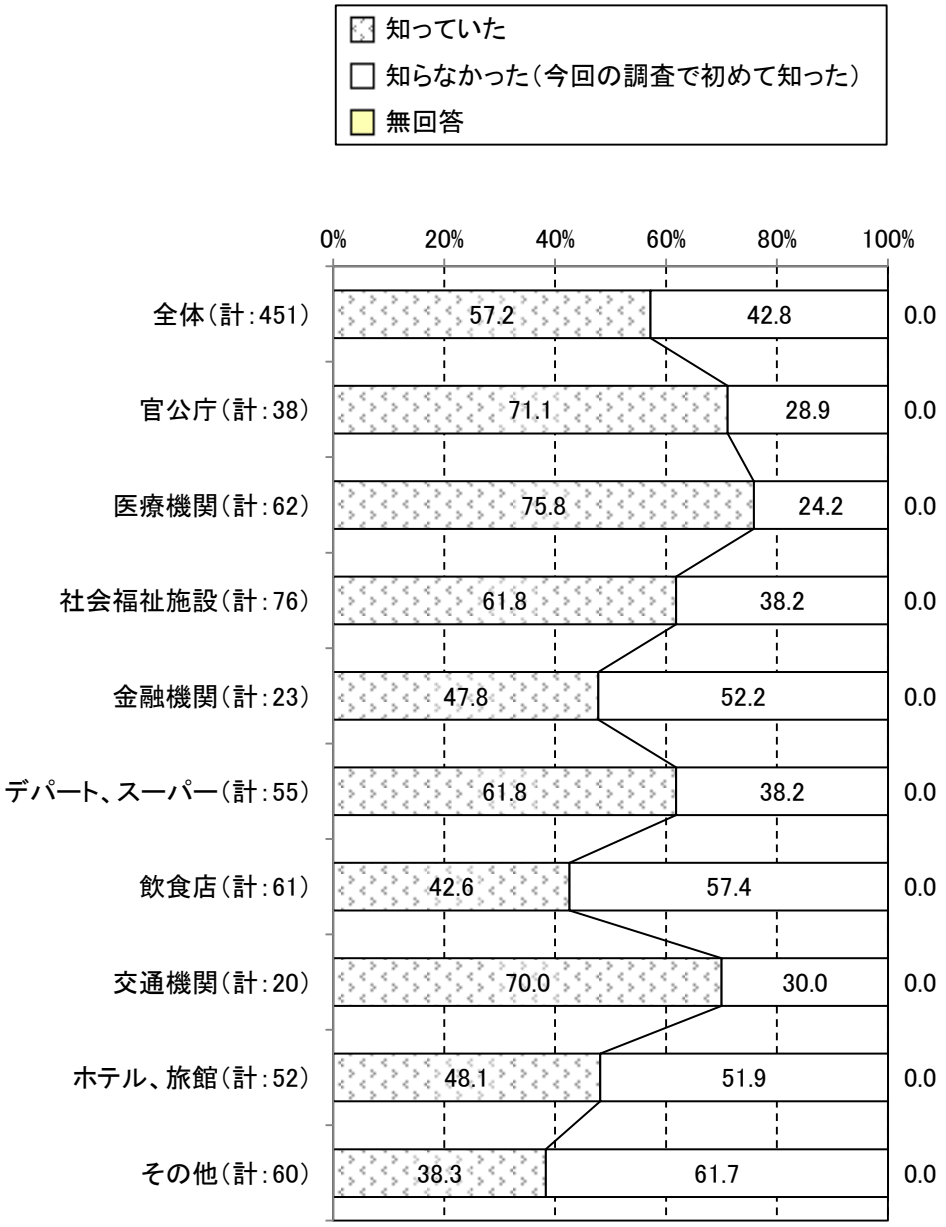
知っていた
知らなかった（今回の調査で初めて知った）
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
57.2
42.8
0.0
官公庁（計：38）
71.1
28.9
0.0
医療機関（計：62）
75.8
24.2
0.0
社会福祉施設（計：76）
61.8
38.2
0.0
金融機関（計：23）
47.8
52.2
0.0
デパート、スーパー（計：55）
61.8
38.2
0.0
飲食店（計：61）
42.6
57.4
0.0
交通機関（計：20）
70.0
30.0
0.0
ホテル、旅館（計：52）
48.1
51.9
0.0
その他（計：60）
38.3
61.7
0.0

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

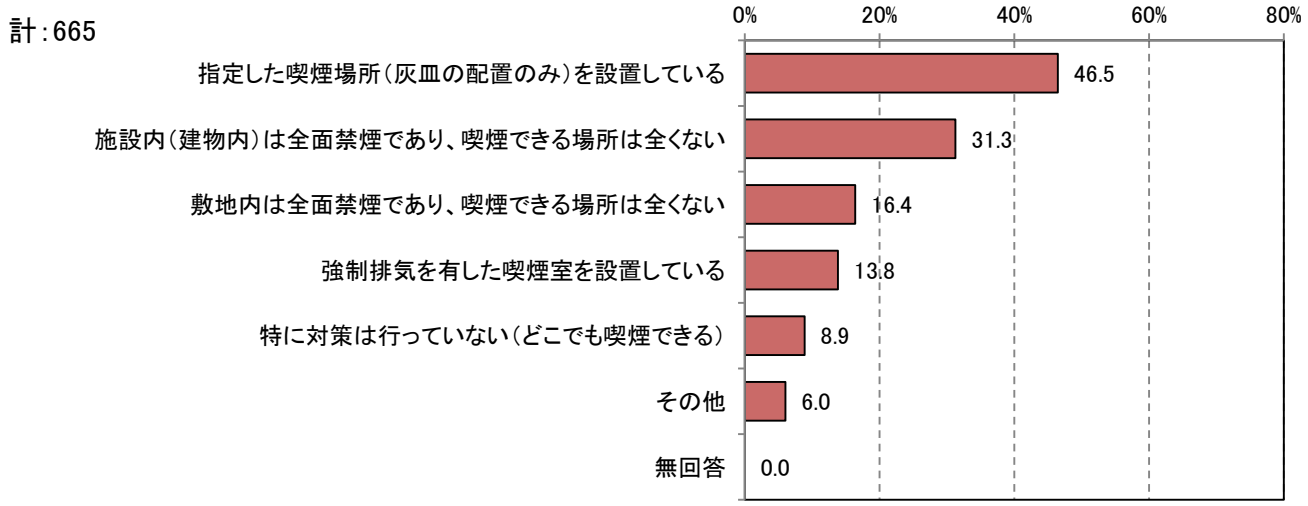

（単位:%）

	敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない	施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない	強制排気を有した喫煙室を設置している	指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している	特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）	その他	無回答
全体（計：665）	16.4	31.3	13.8	46.5	8.9	6.0	－
官公庁施設（計：15）	6.7	53.3	13.3	73.3	－	6.7	－
医療機関（計：97）	53.6	35.1	6.2	14.4	1.0	2.1	－
社会福祉施設(児童福祉施設含む)(計:102)	27.5	53.9	8.8	37.3	－	7.8	－
金融機関（計：24）	8.3	33.3	16.7	45.8	－	－	－
デパート、スーパー（計：52）	3.8	44.2	19.2	76.9	－	－	－
飲食店（計：73）	5.5	16.4	4.1	38.4	42.5	9.6	－
交通機関（計：18）	－	22.2	27.8	66.7	5.6	5.6	－
ホテル、旅館（計：112）	0.9	5.4	23.2	65.2	11.6	9.8	－
その他（計：163）	11.0	33.1	16.6	47.9	6.7	6.1	－

事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 46.5%と最も多く、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（31.3%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（16.4%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（13.8%）の順となっている。前回調査に比べ「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が増加しているが、依然として「指定した喫煙所を設置している」が 46.5%と最も多い。

事業所別では、「官公庁施設」、「金融機関」、「デパート、スーパー」、「交通機関」、「ホテル、旅館」において「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多く、課題である。「医療機関」では、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多くなっている。また、「飲食店」では、特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答が 42.5%と最も多いが、前回調査の 49.2%よりも減少しており、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が前回の 6.6%から 16.4%と増加している。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

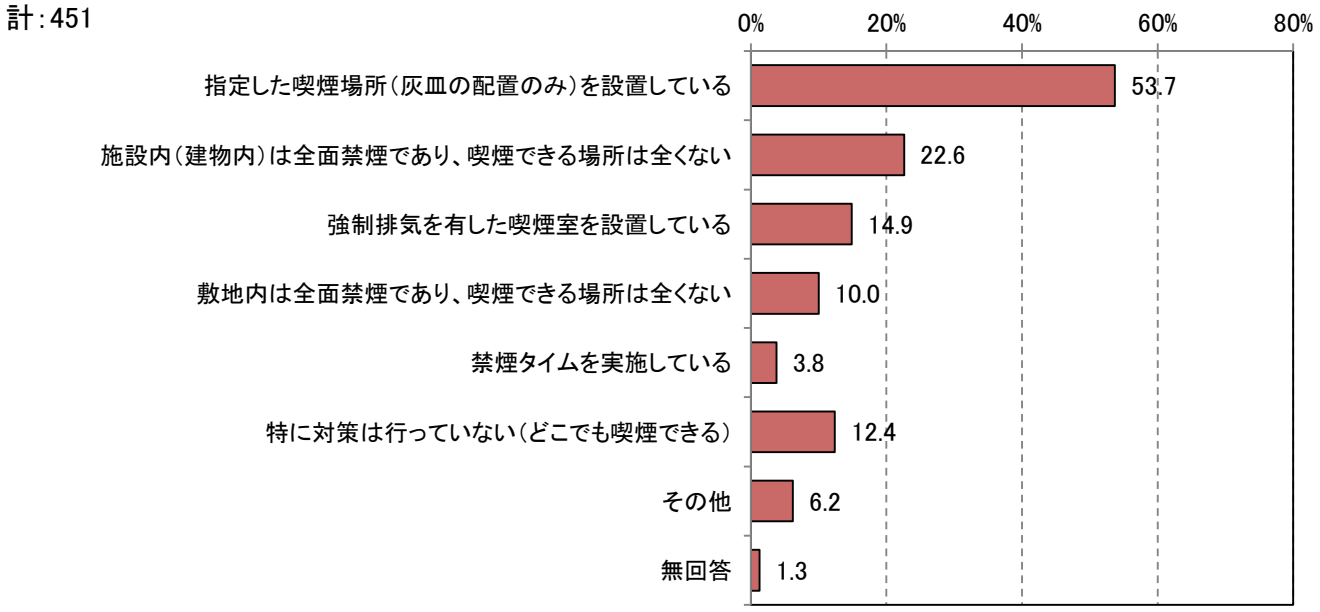

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

計：450

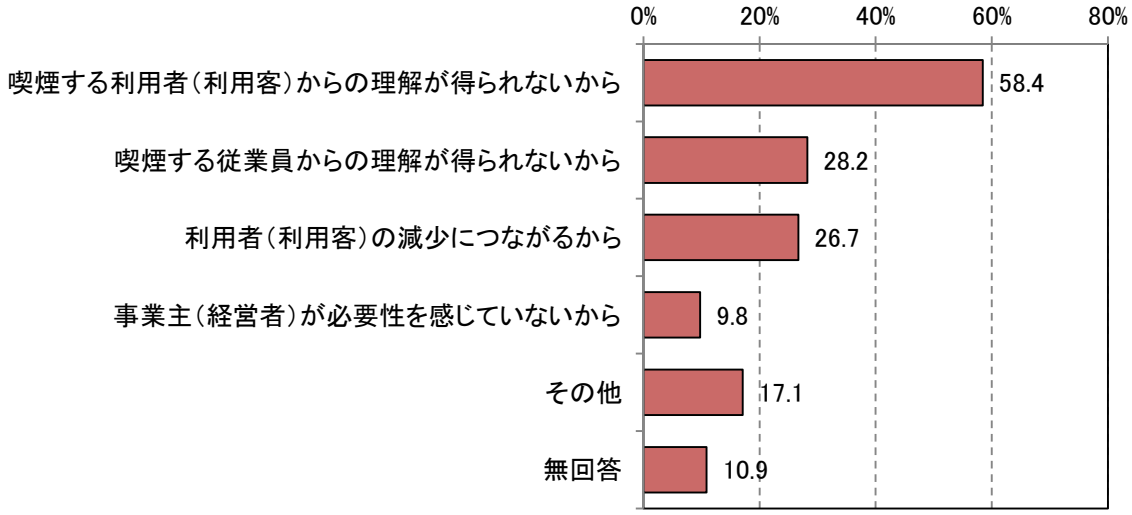

（単位：％）

	喫煙する従業員からの理解が得られないから	喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから	利用者（利用客）の減少につながるから	事業主（経営者）が必要性を感じていないから	その他	無回答
全体（計：450）	28.2	58.4	26.7	9.8	17.1	10.9
官公庁施設（計：12）	16.7	66.7	16.7	8.3	16.7	8.3
医療機関（計：21）	14.3	61.9	4.8	-	33.3	4.8
社会福祉施設（児童福祉施設含む）（計:49）	32.7	34.7	4.1	10.2	10.2	32.7
金融機関（計：15）	46.7	20.0	13.3	-	20.0	-
デパート、スーパー（計：46）	50.0	60.9	13.0	6.5	13.0	15.2
飲食店（計：63）	14.3	57.1	46.0	9.5	9.5	7.9
交通機関（計：16）	50.0	31.3	6.3	-	18.8	12.5
ホテル、旅館（計：109）	11.9	67.0	38.5	10.1	6.4	5.5
その他（計：113）	31.0	38.9	17.7	9.7	25.7	8.8

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が 58.4％と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（28.2％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（26.7％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（9.8％）の順となっている。

事業所別では、「官公庁施設」、「医療機関」、「社会福祉施設」、「デパート、スーパー」、「飲食店」、「ホテル、旅館」においては、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」、「金融機関」、「交通機関」では、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多くなっている。

前回調査（平成22年度）

計：451

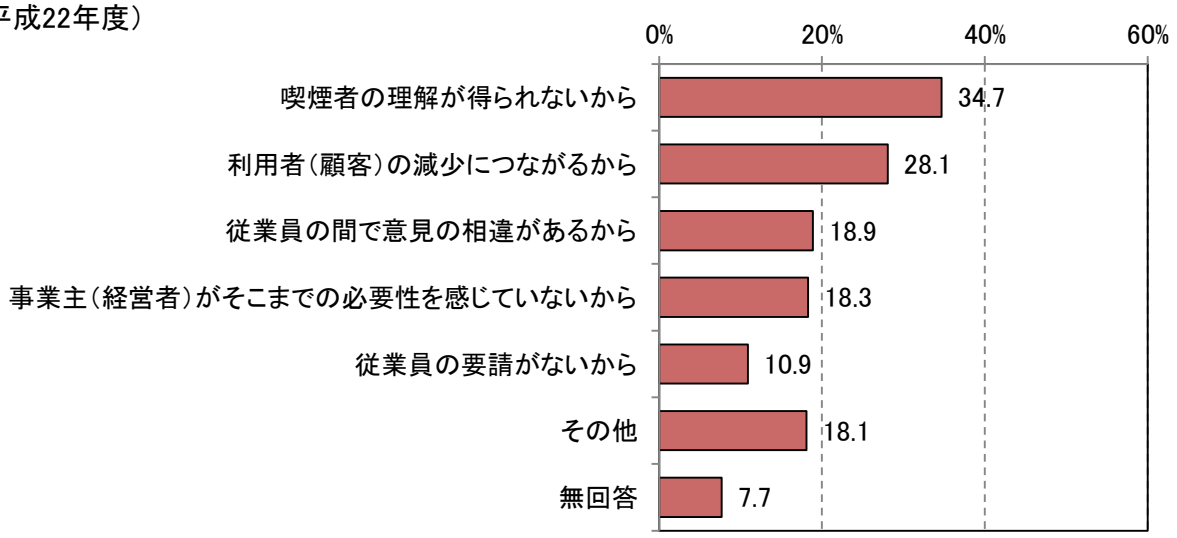

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

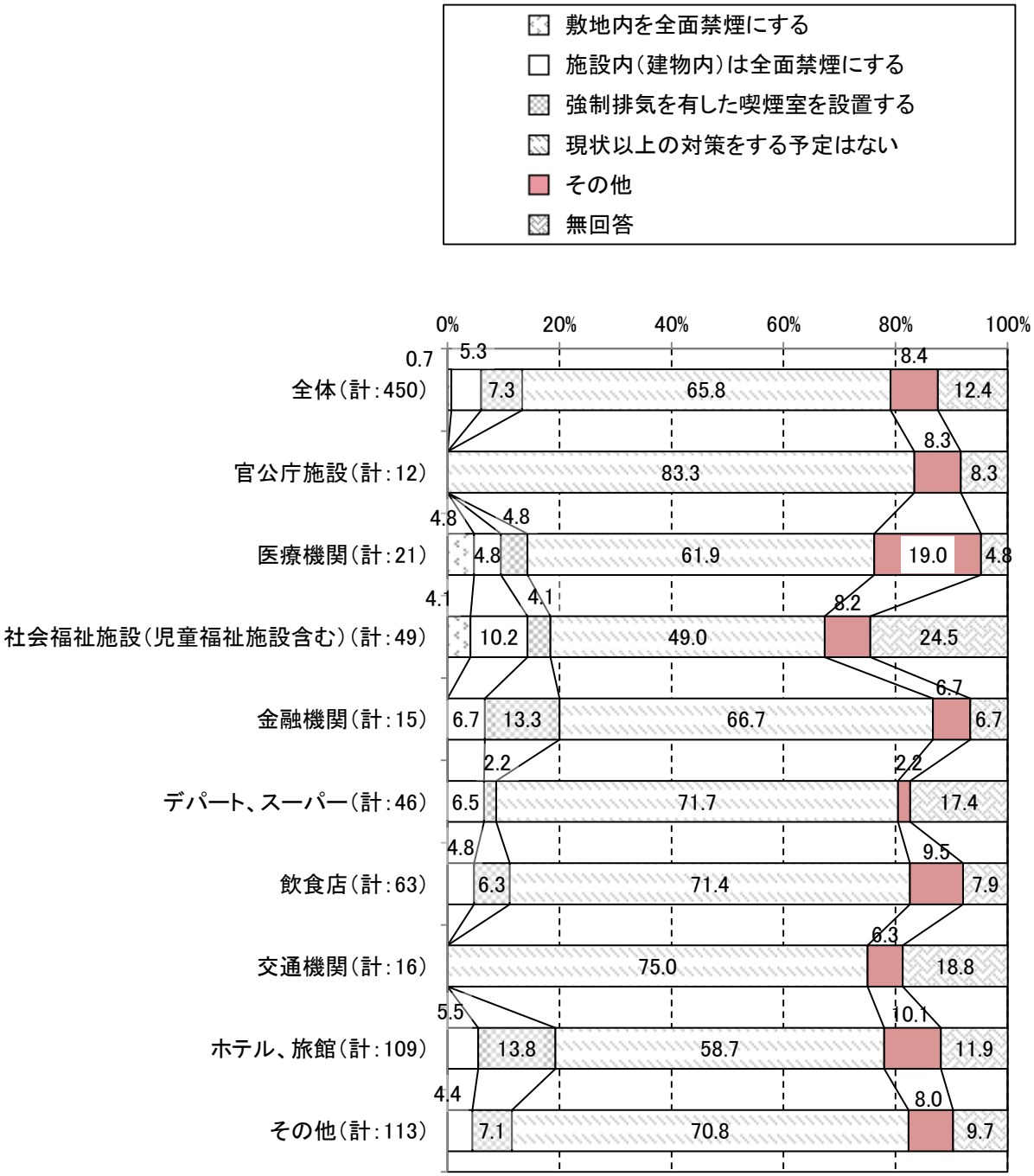

受動喫煙対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が 65.8%で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（7.3%）、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（5.3%）、「敷地内を全面禁煙にする」（0.7%）の順となっている。

事業所別では、全体的に「現状以上の対策を行う予定はない」という回答が多くなっている。

前回調査（平成22年度）

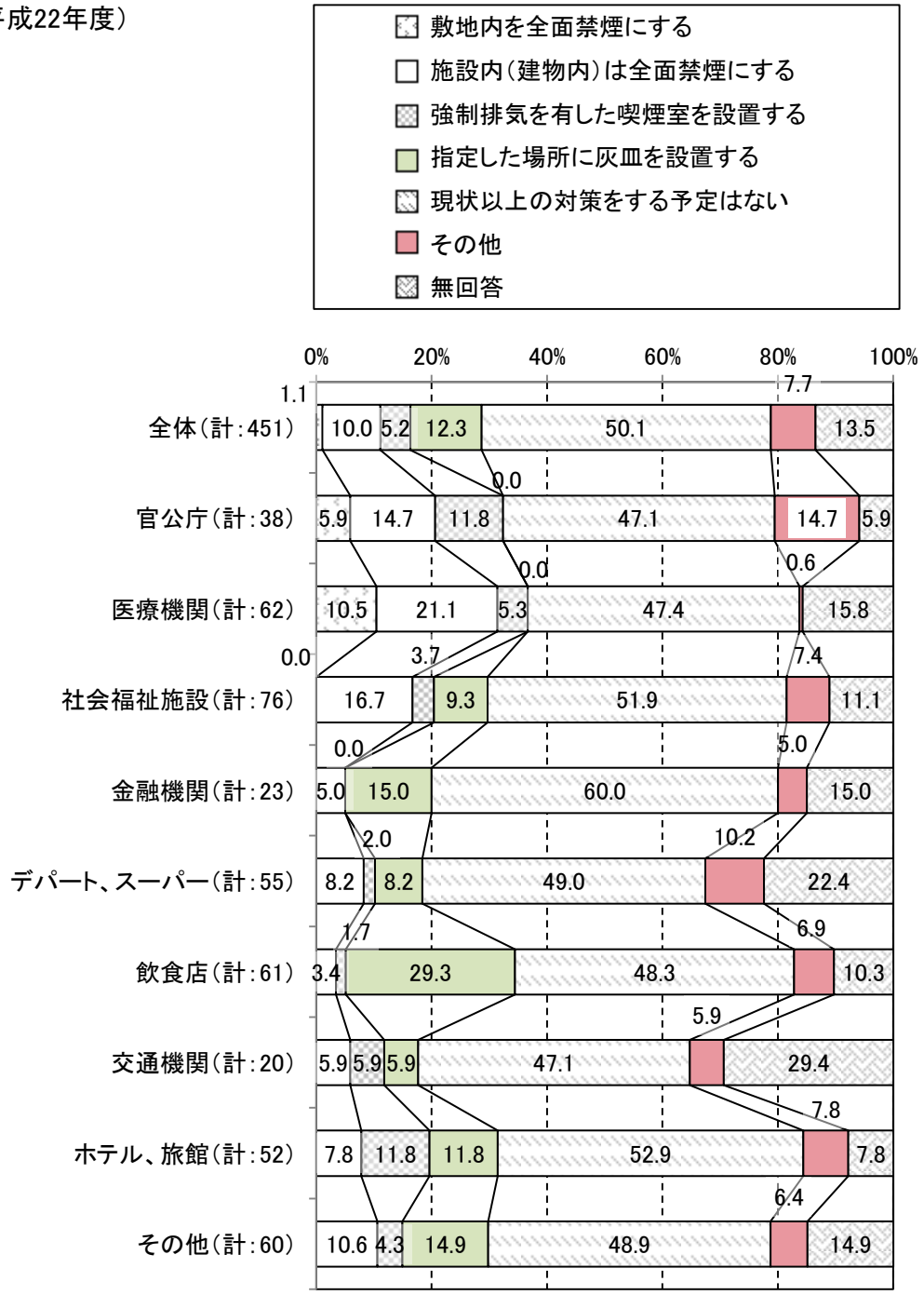
敷地内を全面禁煙にする
施設内（建物内）は全面禁煙にする
強制排気を有した喫煙室を設置する
指定した場所に灰皿を設置する
現状以上の対策をする予定はない
その他
無回答
0%
20%
40%
60%
80%
100%
全体（計：451）
1.1
10.0
5.2
12.3
50.1
7.7
13.5
官公庁（計：38）
0.0
5.9
14.7
11.8
47.1
14.7
5.9
医療機関（計：62）
0.0
10.5
21.1
5.3
47.4
0.6
15.8
社会福祉施設（計：76）
0.0
3.7
16.7
9.3
51.9
7.4
11.1
金融機関（計：23）
0.0
5.0
15.0
60.0
5.0
15.0
デパート、スーパー（計：55）
2.0
8.2
8.2
49.0
10.2
22.4
飲食店（計：61）
1.7
3.4
29.3
48.3
6.9
10.3
交通機関（計：20）
5.9
5.9
5.9
47.1
5.9
29.4
ホテル、旅館（計：52）
7.8
11.8
11.8
52.9
7.8
7.8
その他（計：60）
10.6
4.3
14.9
48.9
6.4
14.9

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

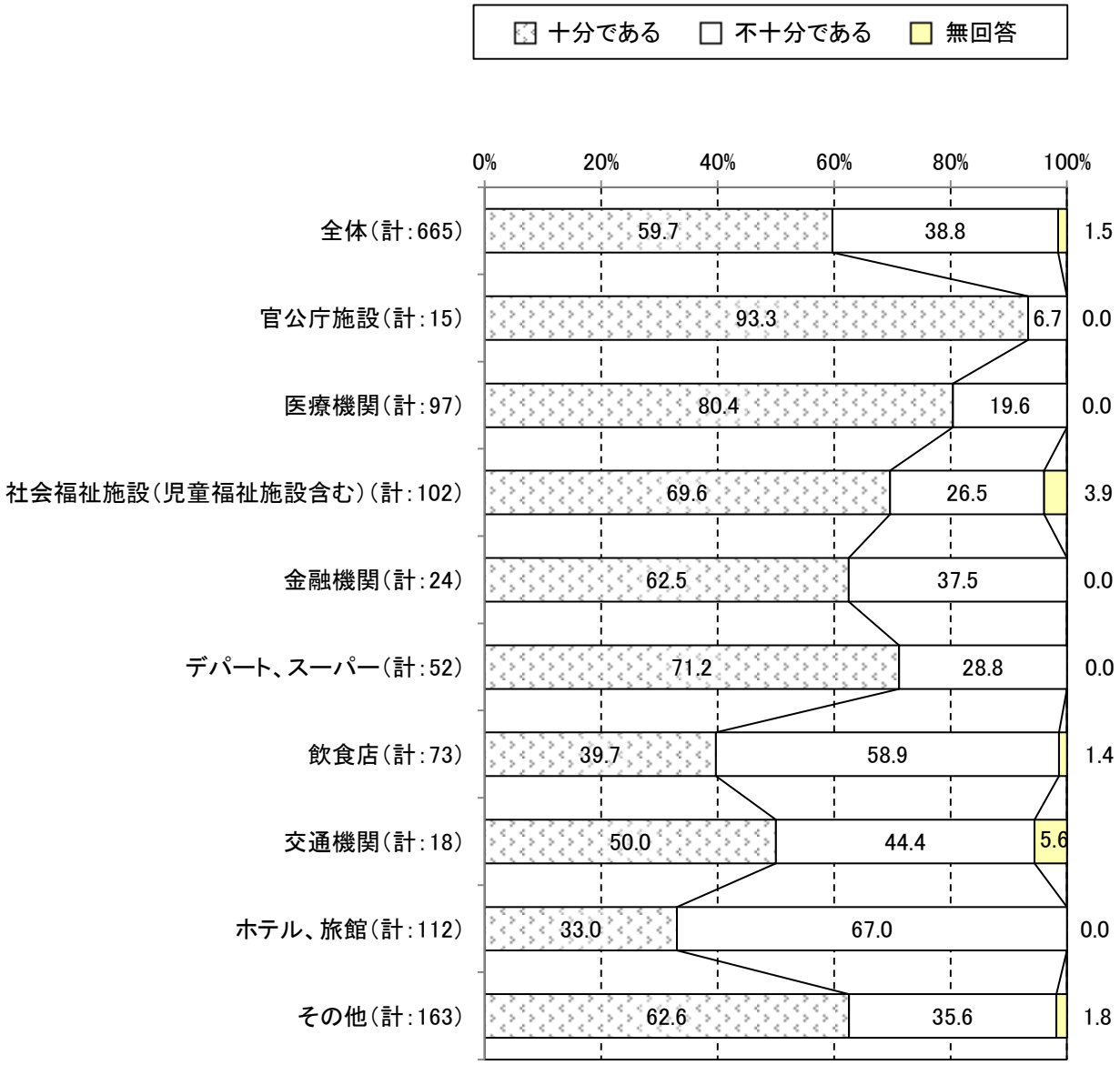

受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（59.7%）、「不十分である」（38.8%）となっている。

事業所別では、「官公庁施設」、「医療機関」で「十分である」という回答が多い。また、「不十分である」という回答が最も多かったのは、「ホテル、旅館」で67.0%となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

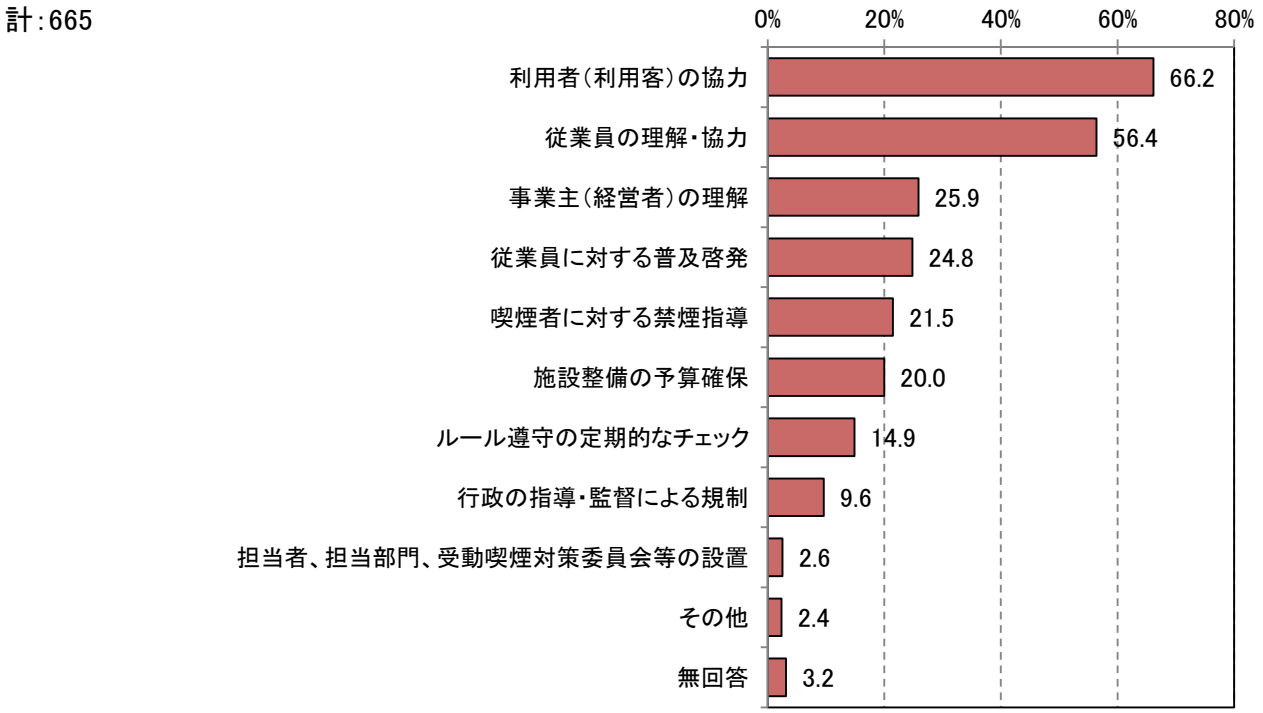

（単位:%）

	事業主（経営者）の理解	利用者（利用客）の協力	従業員の理解・協力	従業員に対する普及啓発	ルール遵守の定期的なチェック	行政の指導・監督による規制	喫煙者に対する禁煙指導	施設整備の予算確保	担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置	その他	無回答
全体（計：665）	25.9	66.2	56.4	24.8	14.9	9.6	21.5	20.0	2.6	2.4	3.2
官公庁施設（計：15）	20.0	86.7	53.3	6.7	6.7	6.7	20.0	26.7	6.7	－	－
医療機関（計：97）	29.9	76.3	67.0	35.1	18.6	10.3	33.0	8.2	7.2	3.1	3.1
社会福祉施設(児童福祉施設含む)(計:102)	26.5	49.0	63.7	33.3	23.5	5.9	20.6	7.8	2.9	2.0	2.9
金融機関（計：24）	45.8	54.2	70.8	25.0	12.5	8.3	33.3	12.5	－	－	4.2
デパート、スーパー（計：52）	13.5	76.9	65.4	32.7	28.8	13.5	25.0	11.5	－	1.9	－
飲食店（計：73）	13.7	83.6	27.4	5.5	5.5	13.7	15.1	24.7	－	2.7	4.1
交通機関（計：18）	5.6	33.3	88.9	55.6	16.7	－	27.8	16.7	－	－	5.6
ホテル、旅館（計：112）	21.4	76.8	37.5	15.2	7.1	11.6	18.8	42.0	0.9	1.8	3.6
その他（計：163）	33.7	56.4	65.0	25.8	14.1	8.0	16.6	20.2	3.1	3.7	3.7

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が66.2%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」（56.4%）、「事業主（経営者）の理解」（25.9%）、「従業員に対する普及啓発」（24.8%）の順となっている。

事業所別では、「官公庁施設」、「医療機関」、「デパート、スーパー」、「飲食店」、「ホテル、旅館」で、「利用者（利用客）の協力」が最も多く、「社会福祉施設（児童福祉施設含む）」、「金融機関」、「交通機関」では、「従業員の理解・協力」が最も多い回答となっている。

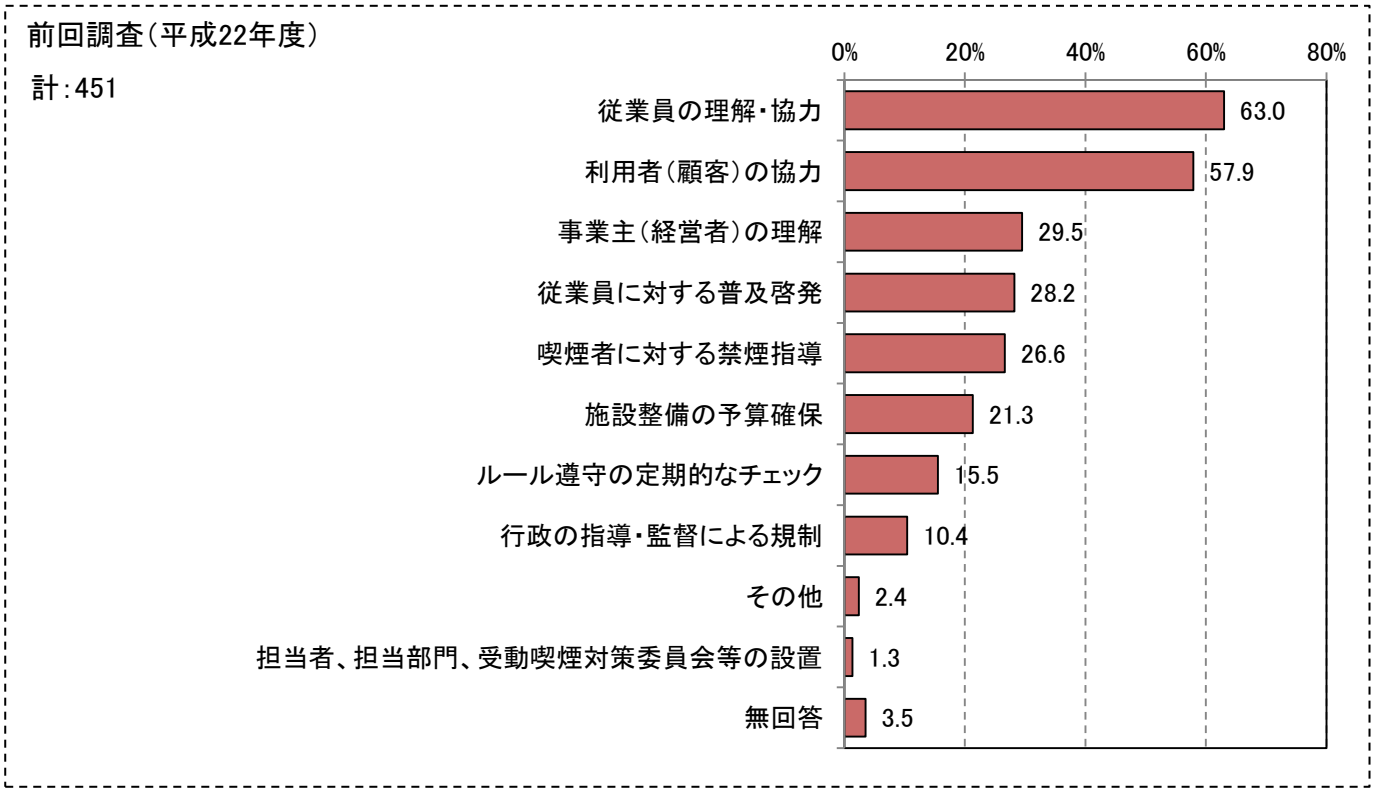
前回調査（平成22年度）
計：451
0%
20%
40%
60%
80%
従業員の理解・協力
63.0
利用者（顧客）の協力
57.9
事業主（経営者）の理解
29.5
従業員に対する普及啓発
28.2
喫煙者に対する禁煙指導
26.6
施設整備の予算確保
21.3
ルール遵守の定期的なチェック
15.5
行政の指導・監督による規制
10.4
その他
2.4
担当者、担当部門、受動喫煙対策委員会等の設置
1.3
無回答
3.5

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

計:665

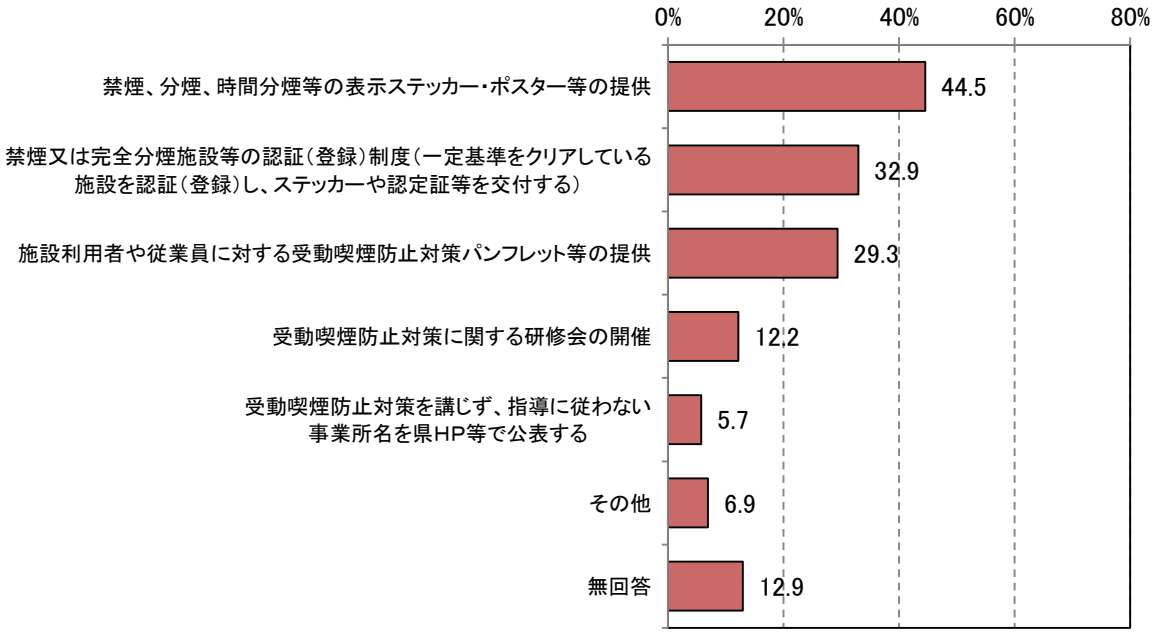

（単位:%）

	禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）	禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供	受動喫煙防止対策に関する研修会の開催	施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供	受動喫煙防止対策を講じず、指導に従わない事業所名を県ＨＰ等で公表する	その他	無回答
全体（計：665）	32.9	44.5	12.2	29.3	5.7	6.9	12.9
官公庁施設（計：15）	26.7	33.3	6.7	20.0	－	13.3	6.7
医療機関（計：97）	28.9	42.3	18.6	35.1	14.4	10.3	10.3
社会福祉施設(児童福祉施設含む)(計:102)	27.5	45.1	12.7	34.3	4.9	2.9	13.7
金融機関（計：24）	58.3	33.3	12.5	12.5	8.3	4.2	8.3
デパート、スーパー（計：52）	38.5	48.1	7.7	36.5	5.8	5.8	1.9
飲食店（計：73）	26.0	49.3	5.5	20.5	1.4	12.3	16.4
交通機関（計：18）	22.2	50.0	5.6	27.8	5.6	5.6	11.1
ホテル、旅館（計：112）	33.0	41.1	17.0	25.9	3.6	7.1	16.1
その他（計：163）	38.7	47.9	11.0	31.3	3.7	5.5	14.1

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 44.5%と最も多く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（32.9%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（29.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（12.2%）の順となっている。

事業所別では、「金融機関」で、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」が最も多く、そのほかの事業所では「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が最も多い回答となっている。

官公庁施設の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

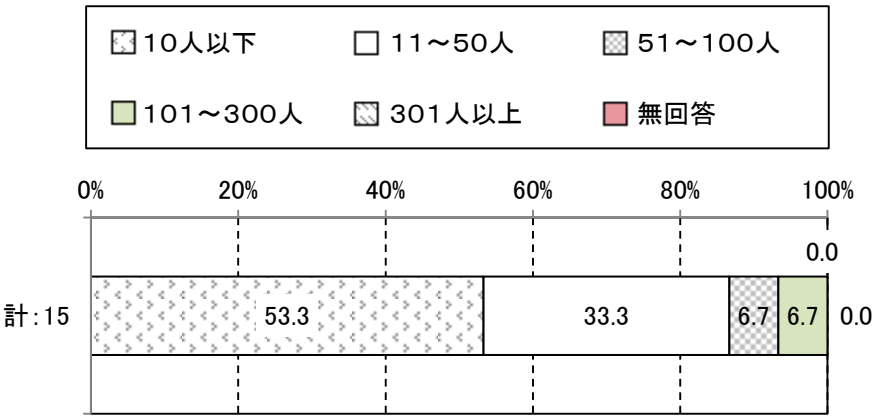

事業所の従業員数は、「10 人以下」が 53.3%と最も多く、次いで「11～50 人」（33.3%）となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

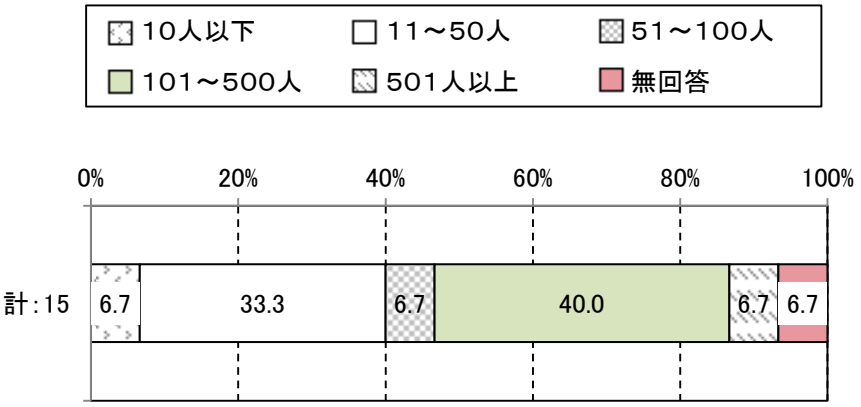

事業所の平均利用者数は「101～500 人」が 40.0%と最も多く、次いで「11～50 人」（33.3%）、同率で「10 人以下」、「51～100 人」、「501 人以上」が 6.7%となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

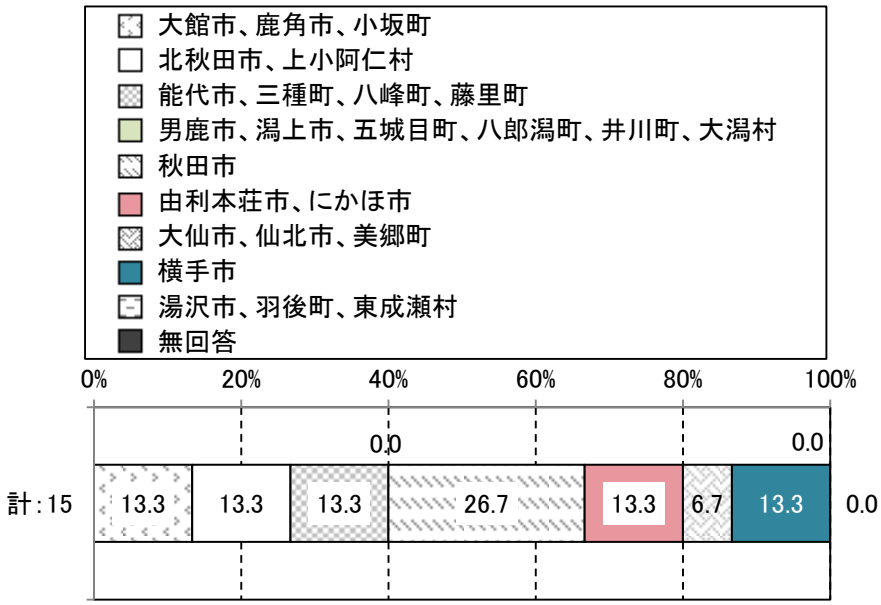

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

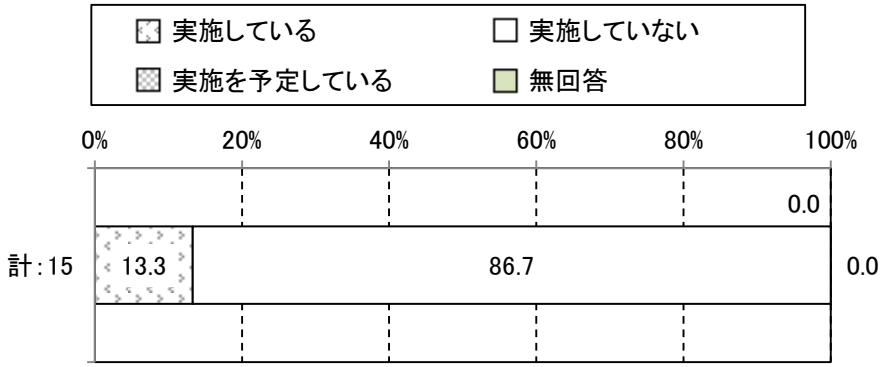

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（13.3%）、「実施していない」（86.7%）となっている。

前回調査（平成22年度）

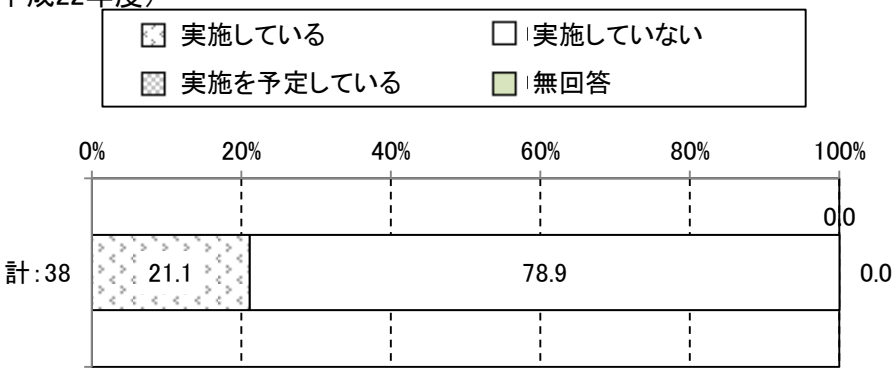

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

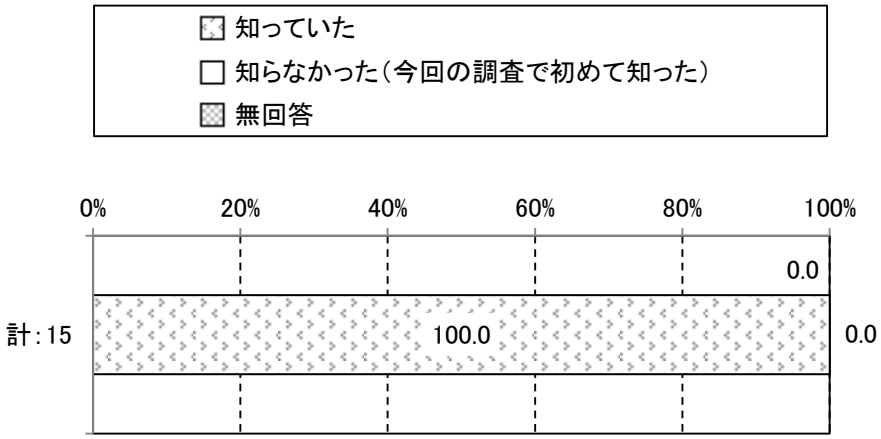

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（100.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

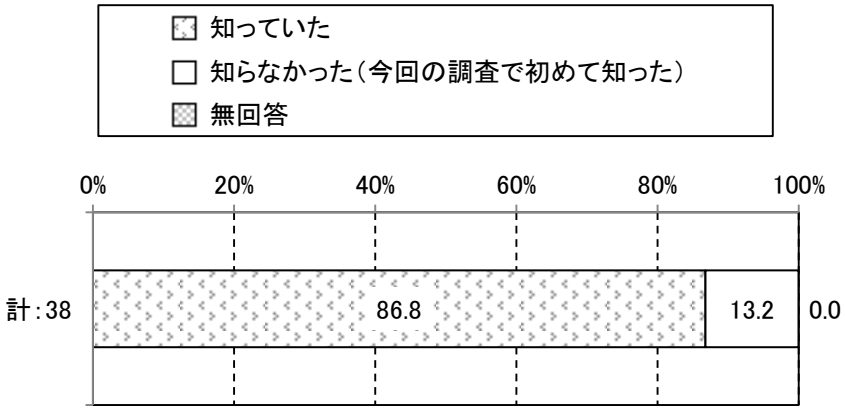

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

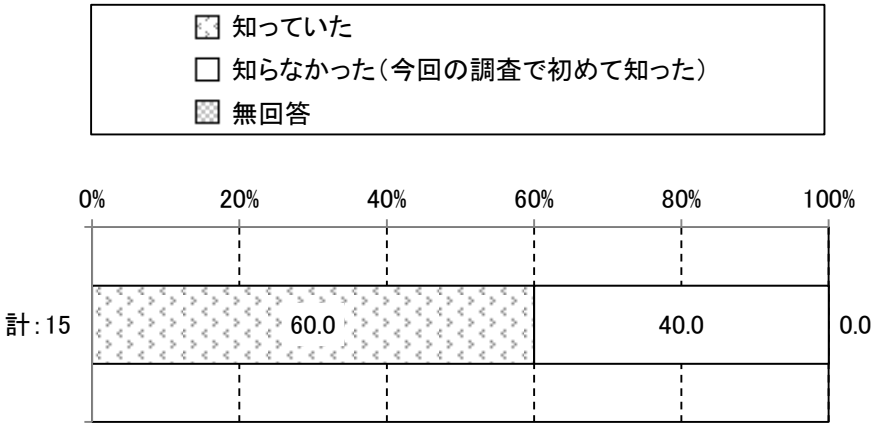

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（60.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（40.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

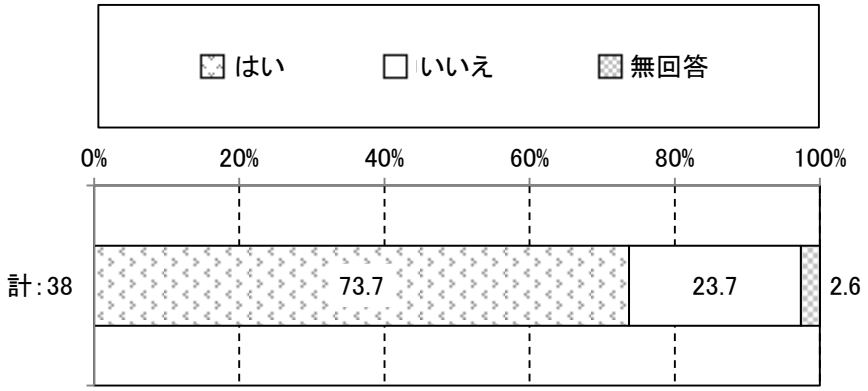

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

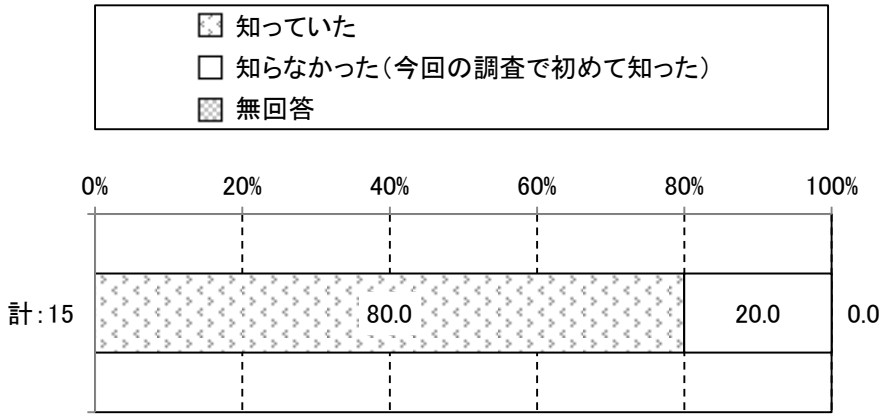

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（80.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（20.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

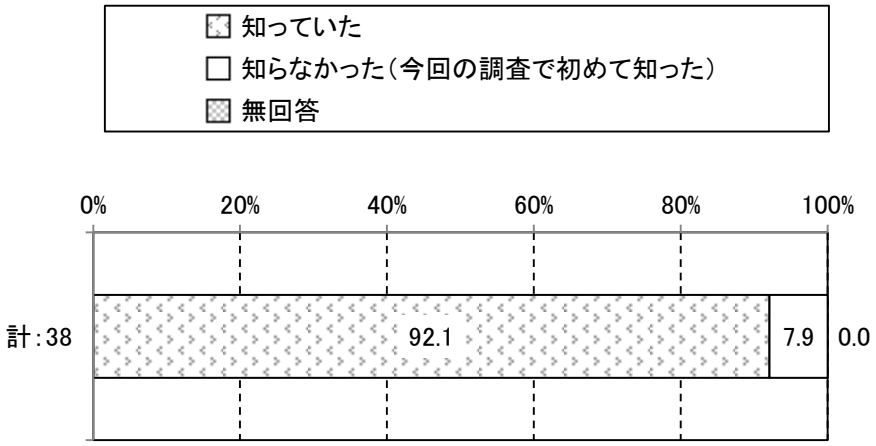

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

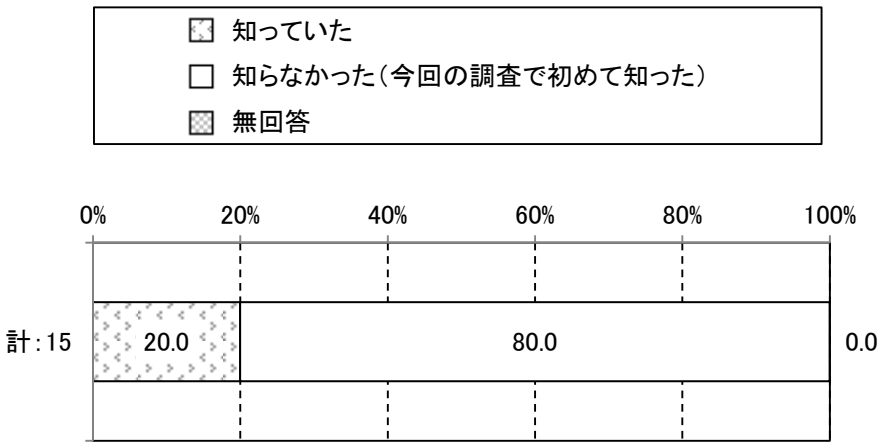

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（20.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（80.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

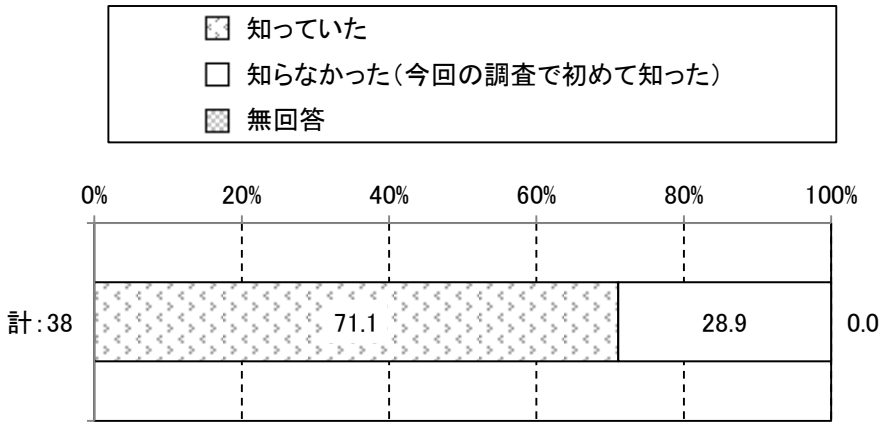

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

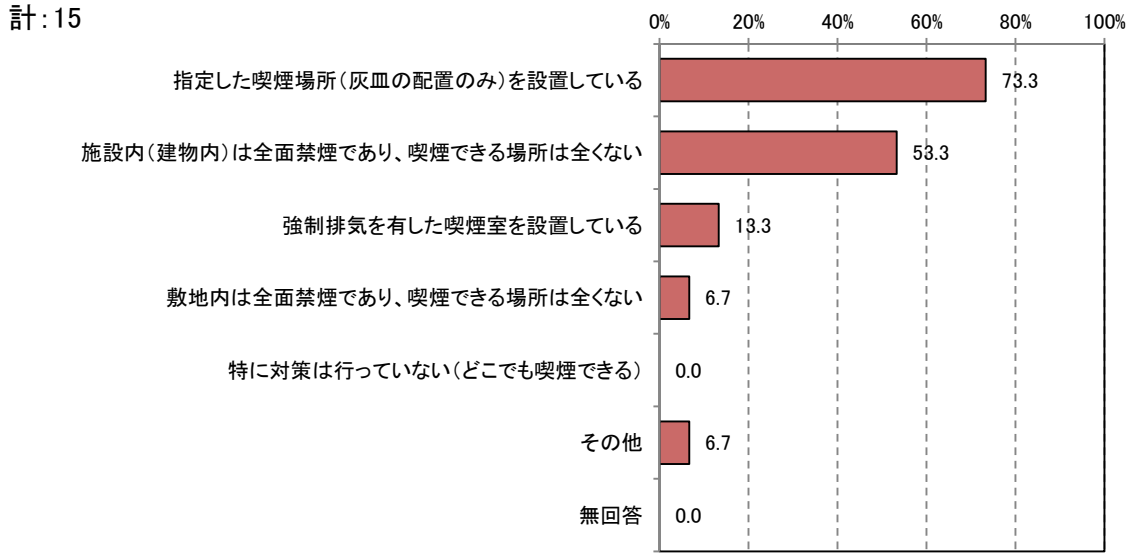

現在の事業所等における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が73.3％と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（53.3％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（13.3％）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（6.7％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

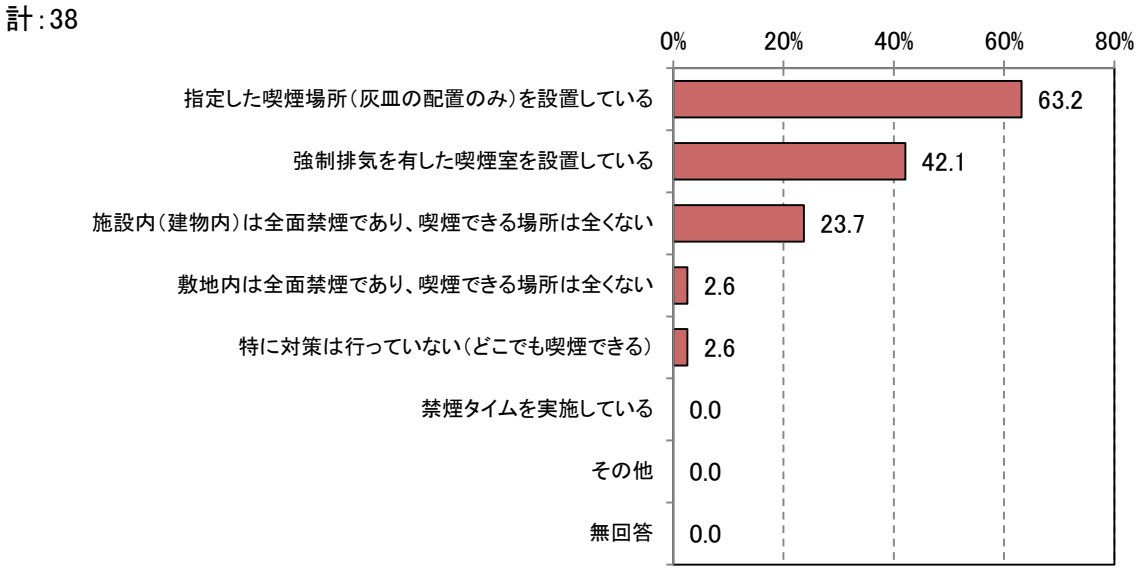

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

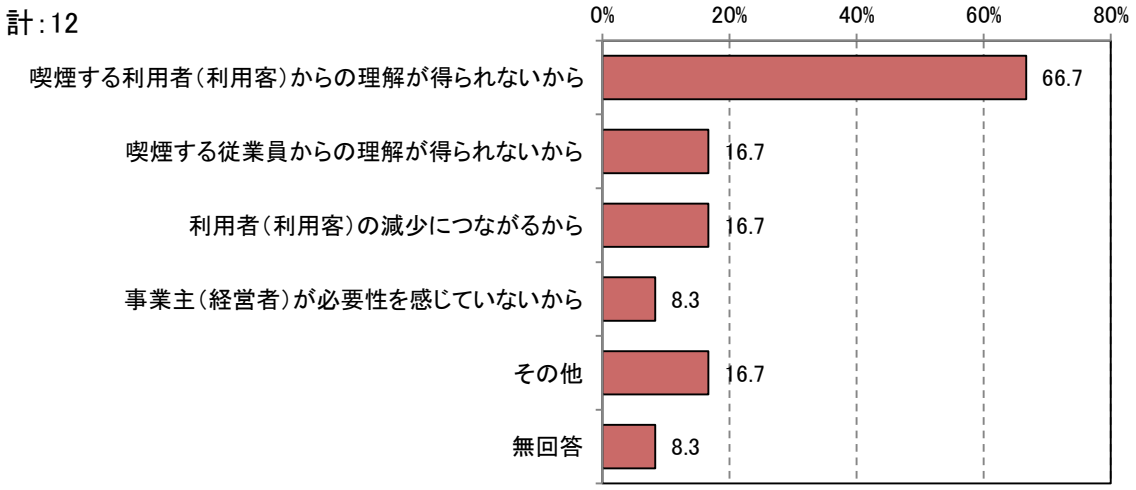

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が66.7%と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」、「利用者（利用客）の減少につながるから」が16.7%となっている。

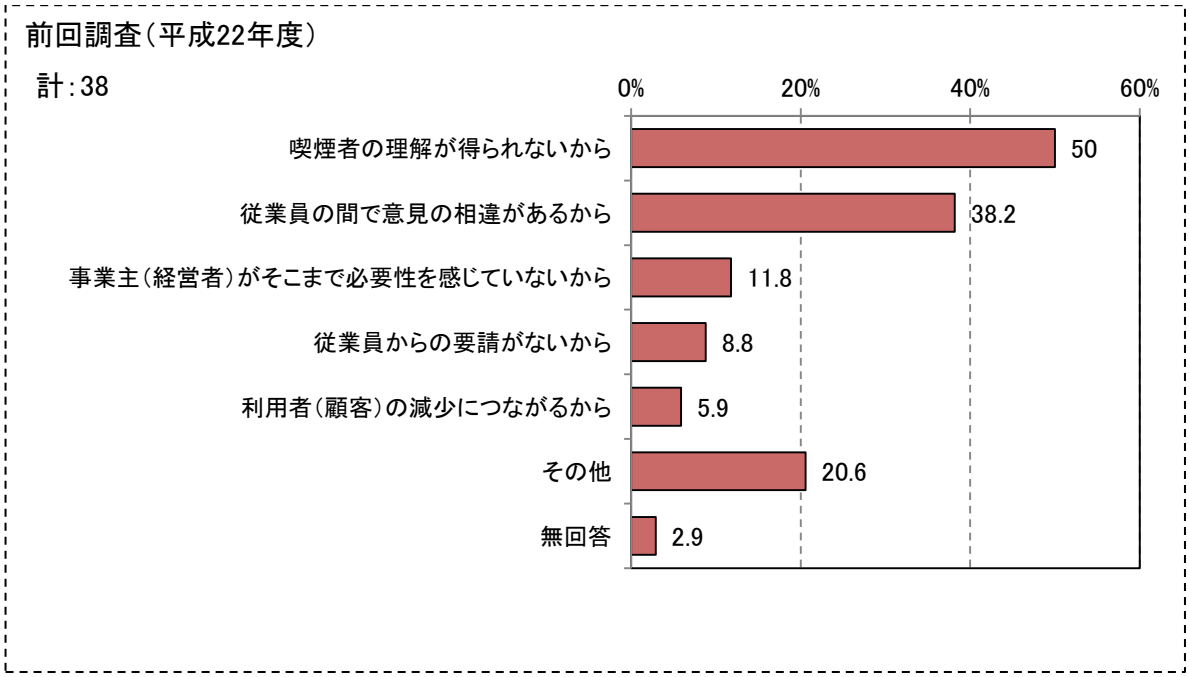

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

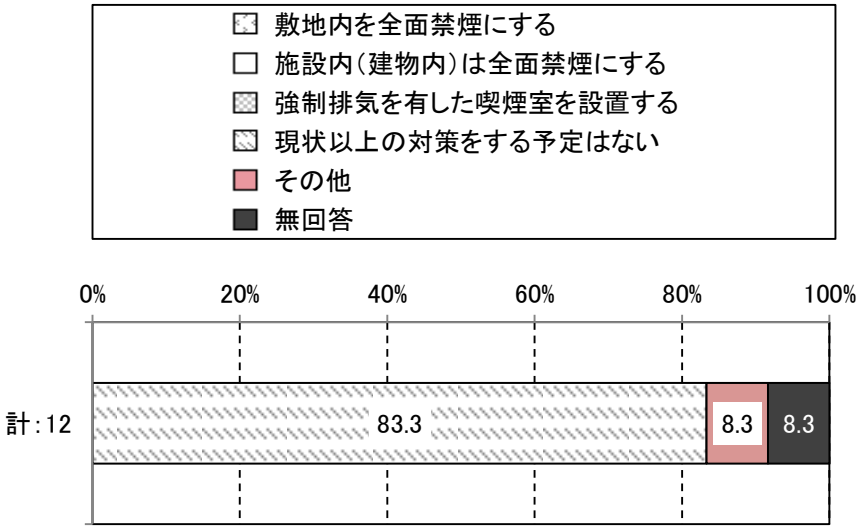

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が83.3%で最も多い回答になっている。

前回調査(平成22年度)

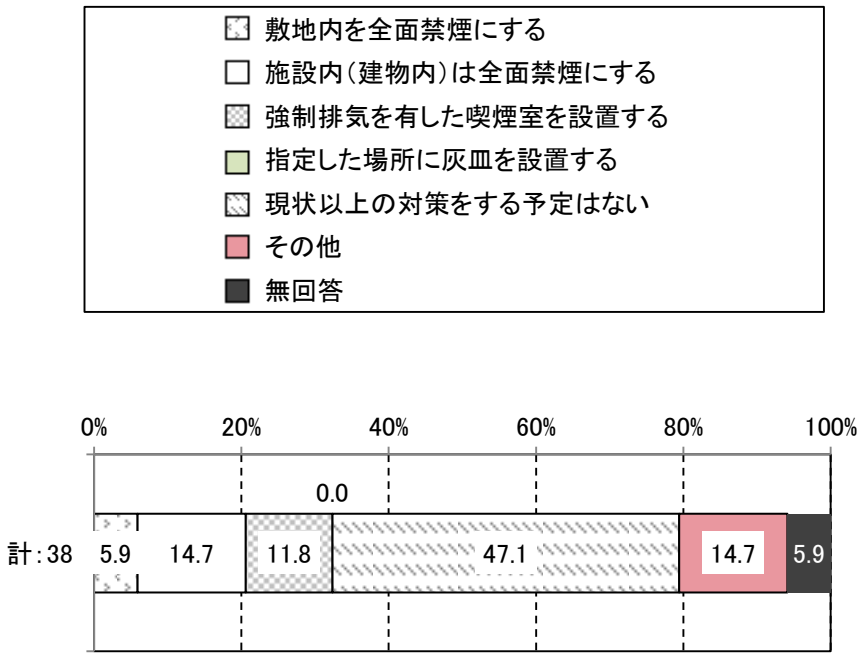

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

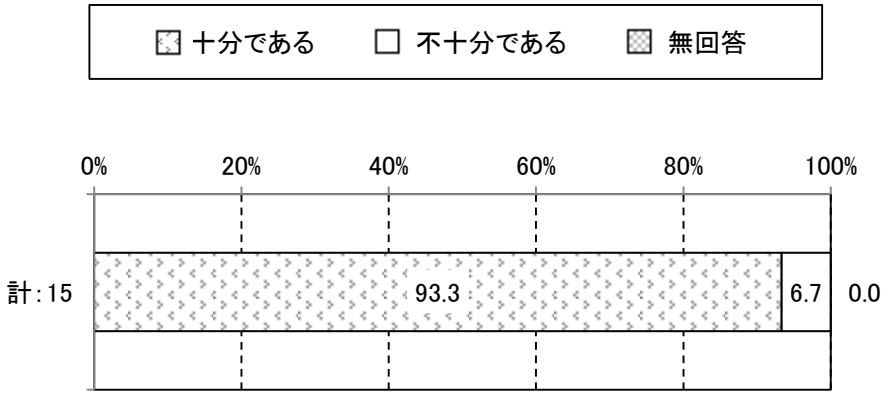

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（93.3%）、「不十分である」（6.7%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：15

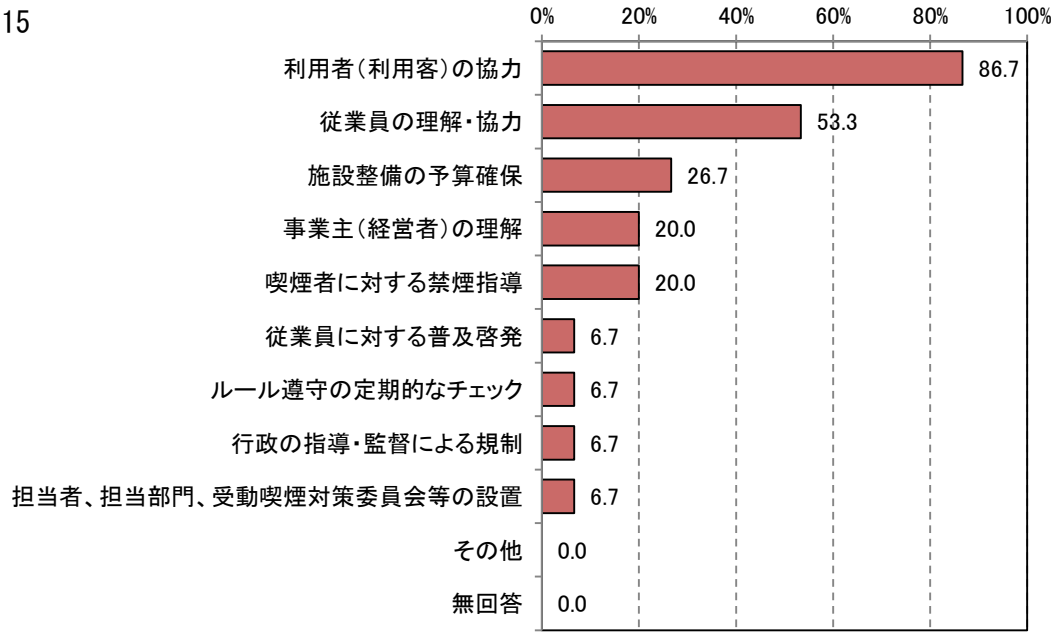

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が86.7%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」（53.3%）、「施設整備の予算確保」（26.7%）、同率で「事業主（経営者）の理解」、「喫煙者に対する禁煙指導」（20.0%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：38

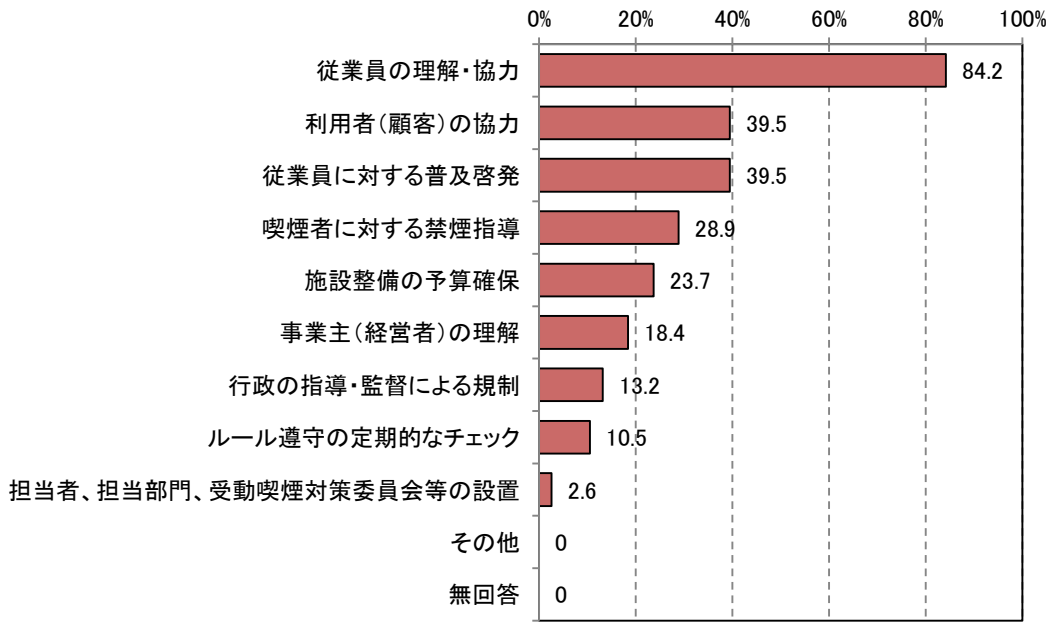

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

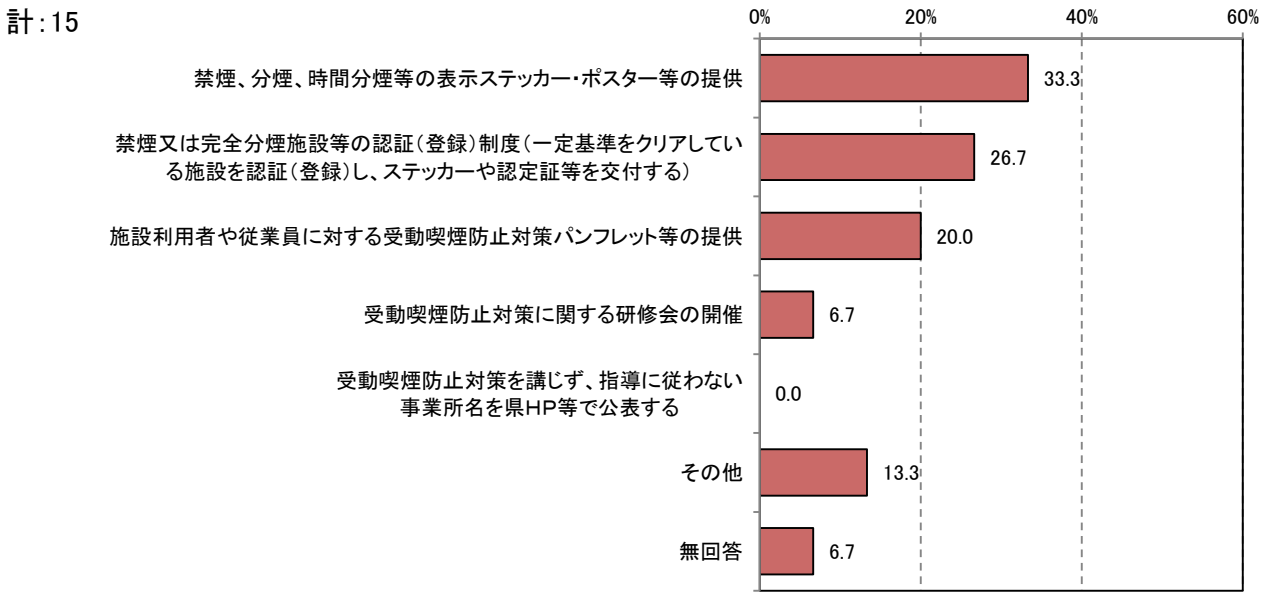

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 33.3%と最も多く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（26.7%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（20.0%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（6.7%）の順となっている。

医療機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

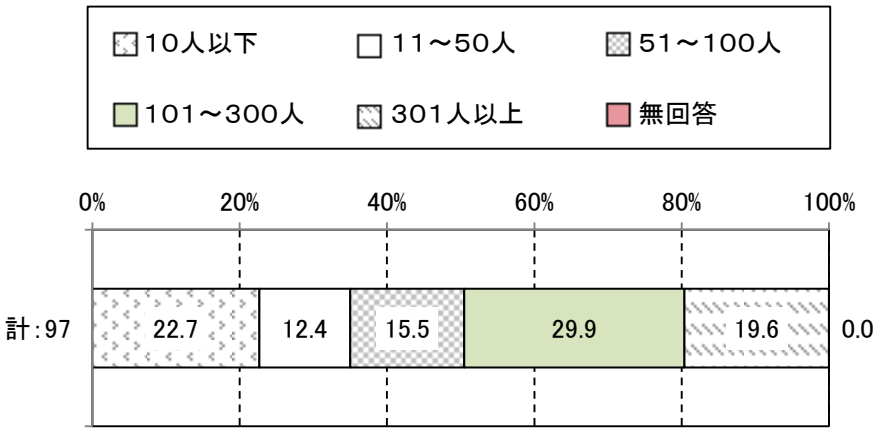

事業所の従業員数は、「101～300 人」が 29.9％と最も多く、次いで「10 人以下」(22.7％)、「51～100 人」（15.5％）、「11～50 人」（12.4％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

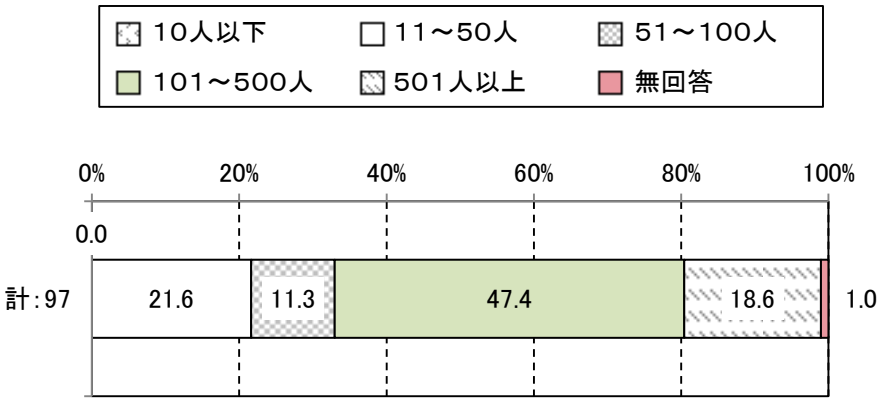

事業所の平均利用者数は「101～500 人」が 47.4％と最も多く、次いで「10 人以下」(21.6％）、「501 人以上」（18.6％）、「51～100 人」（11.3％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

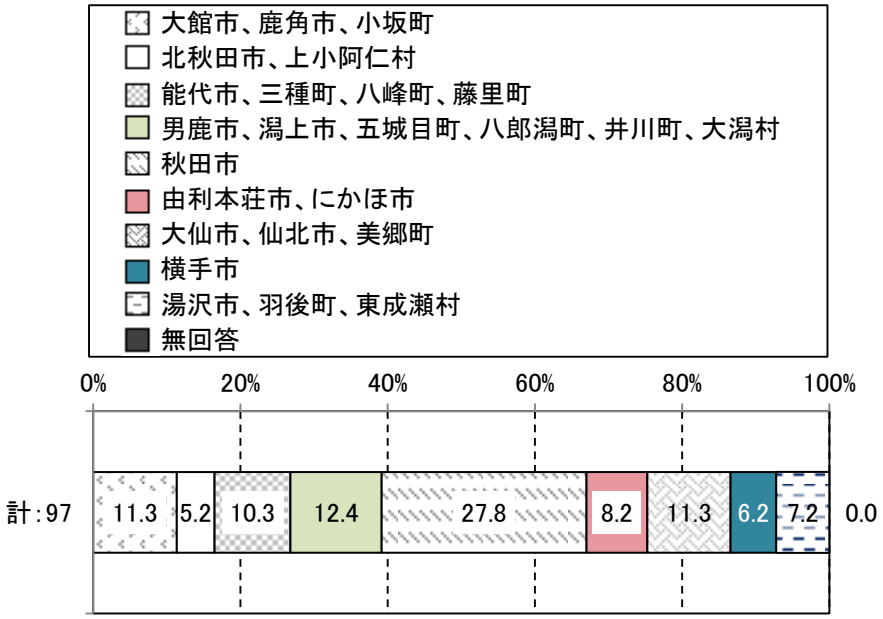

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

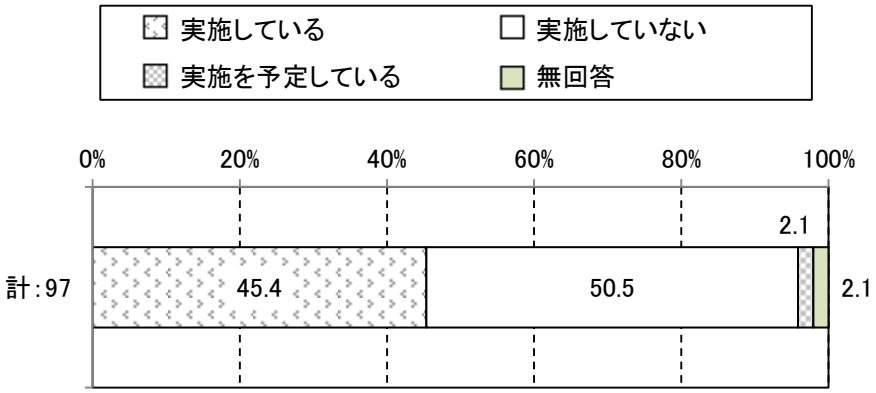

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（45.4%）、「実施していない」（50.5%）、「実施を予定している」（2.1%）となっている。

前回調査（平成22年度）

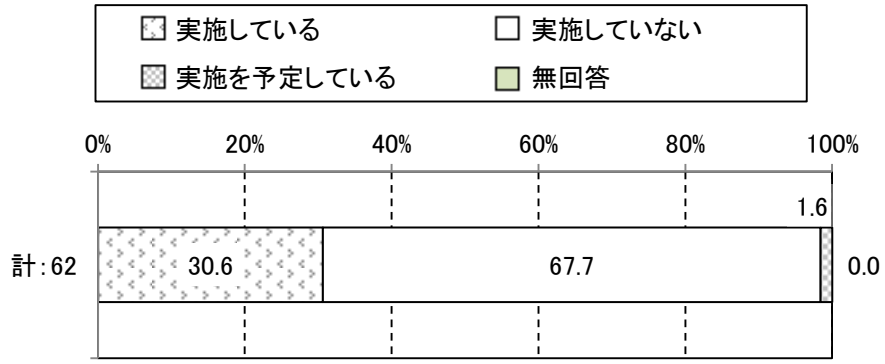

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

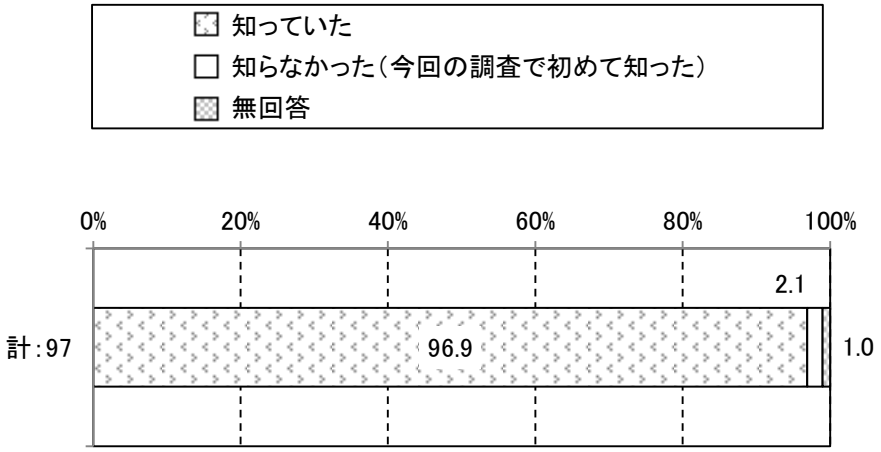

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（96.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（2.1%）となっている。

前回調査（平成22年度）

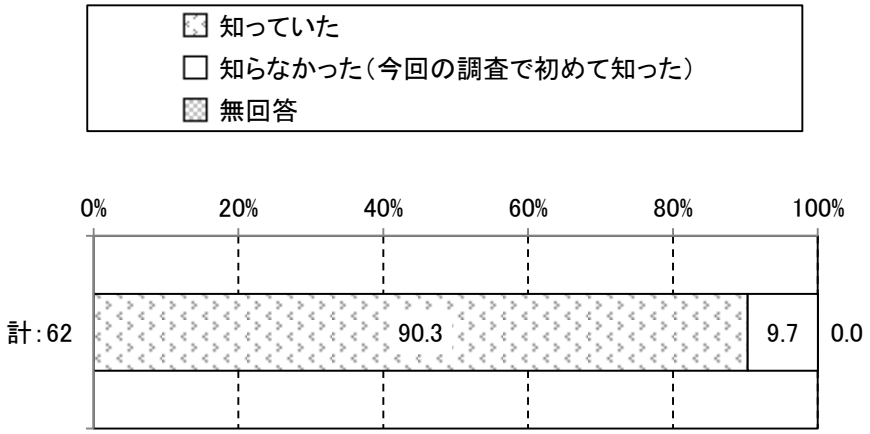

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

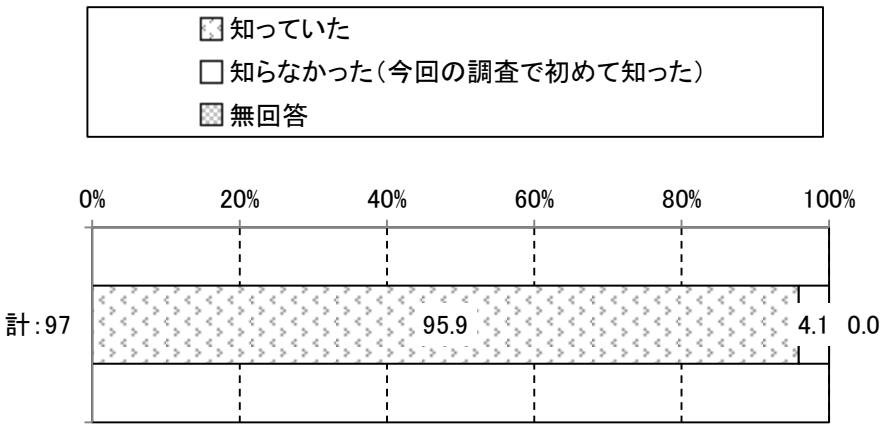

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（95.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（4.1%）となっている。

前回調査（平成22年度）

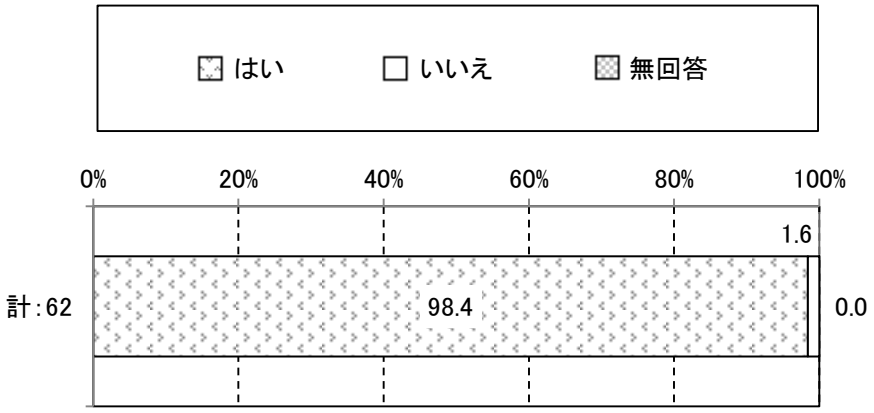

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

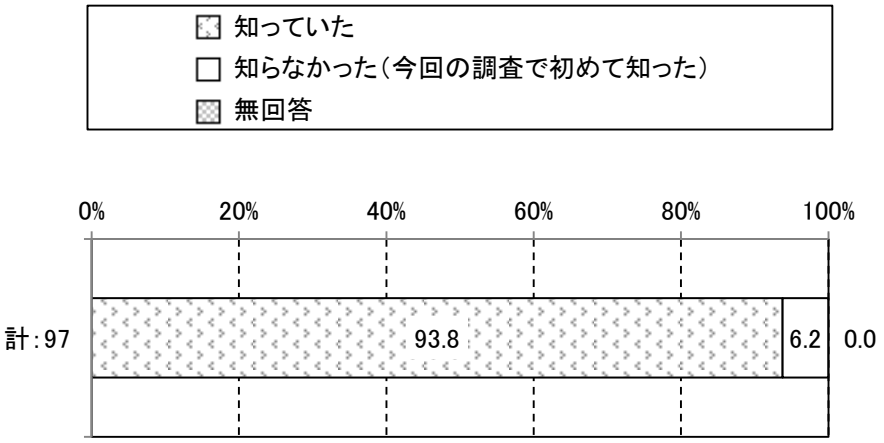

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（93.8%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（6.2%）となっている。

前回調査（平成22年度）

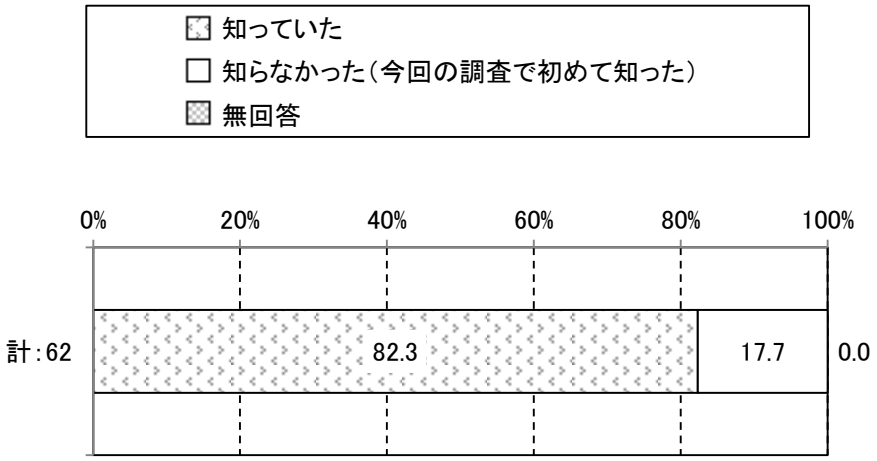

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

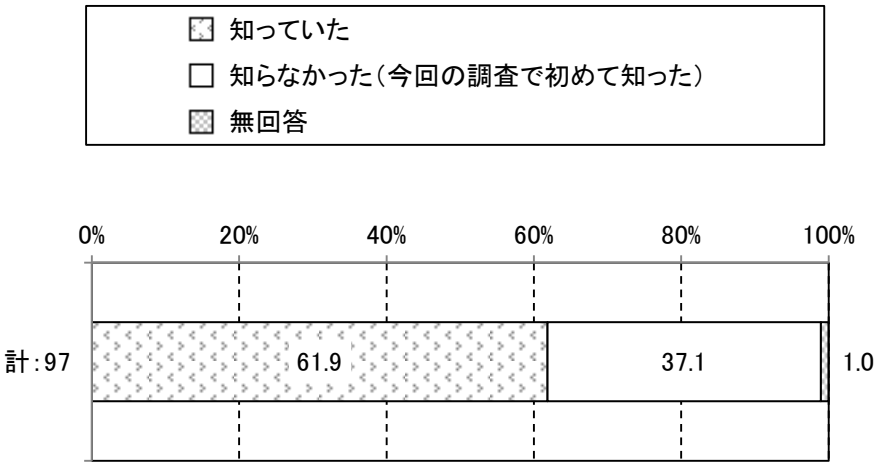

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（61.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（37.1%）となっている。

前回調査（平成22年度）

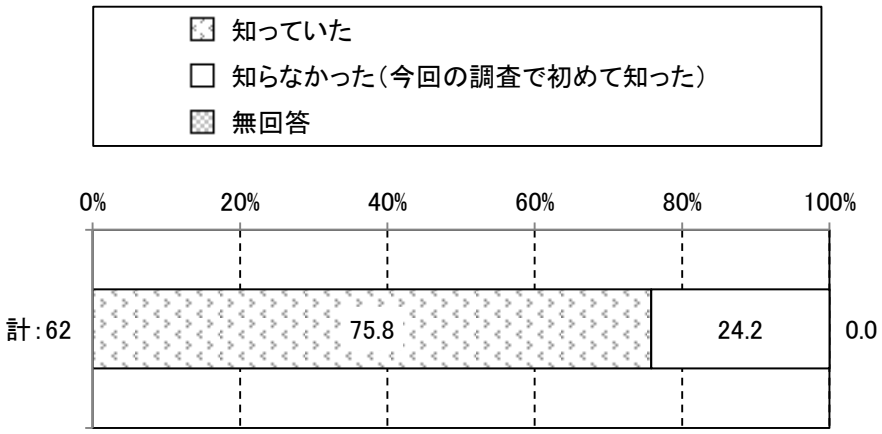

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

計：97

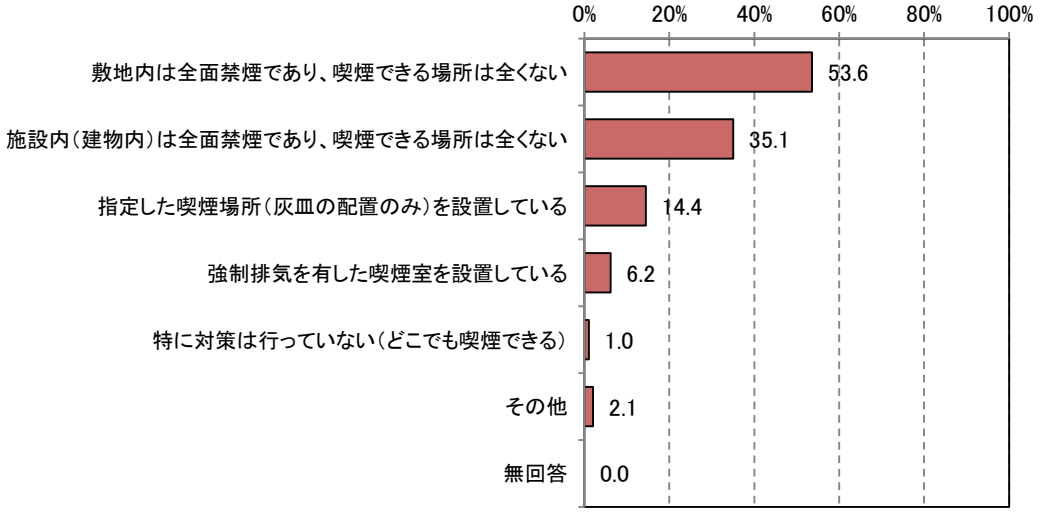

現在の事業所における喫煙環境は、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が53.6％と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（35.1％）、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（14.4％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（6.2％）の順となっている。
また、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答は1.0％となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

計：62

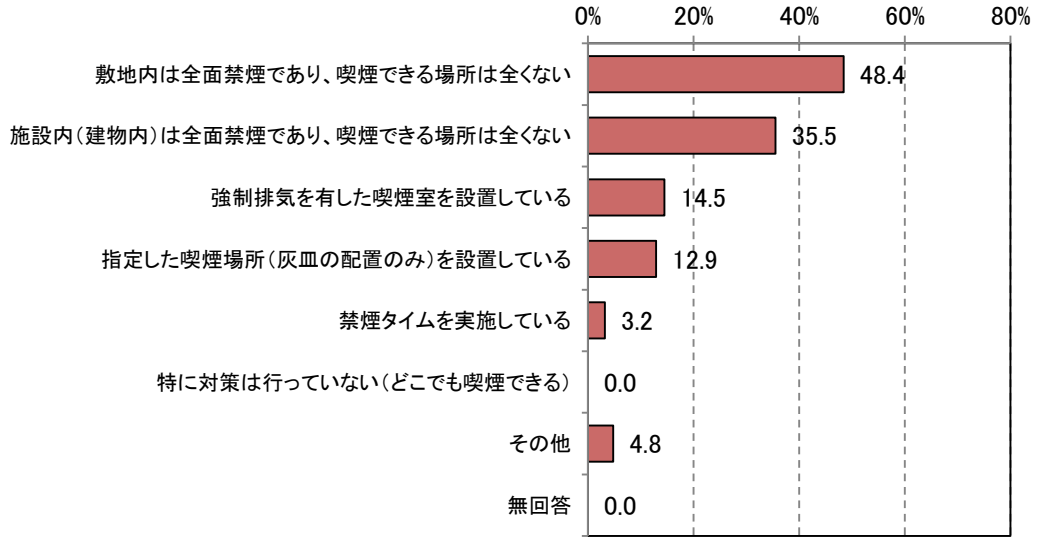

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

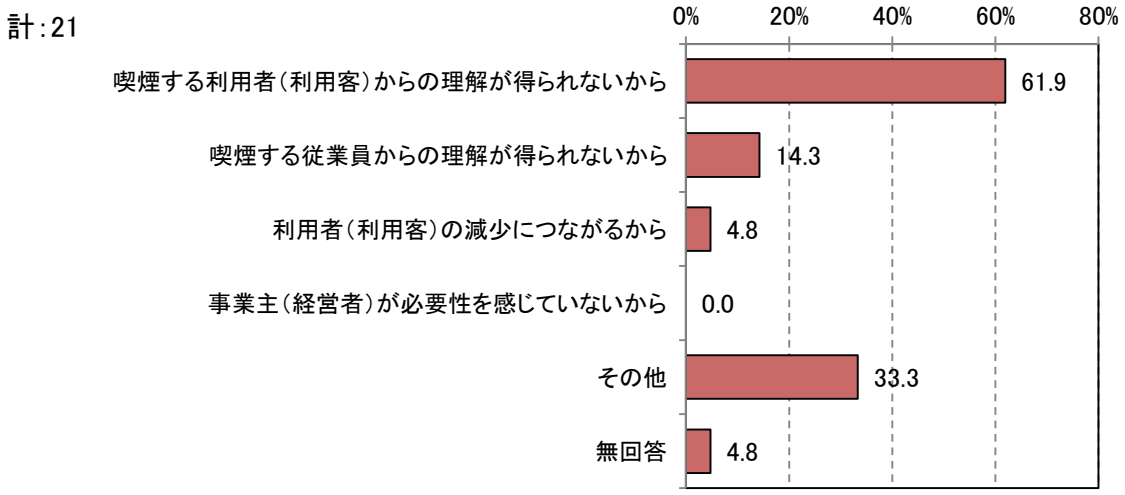

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が61.9％と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（14.3％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（4.8％）の順となっている。

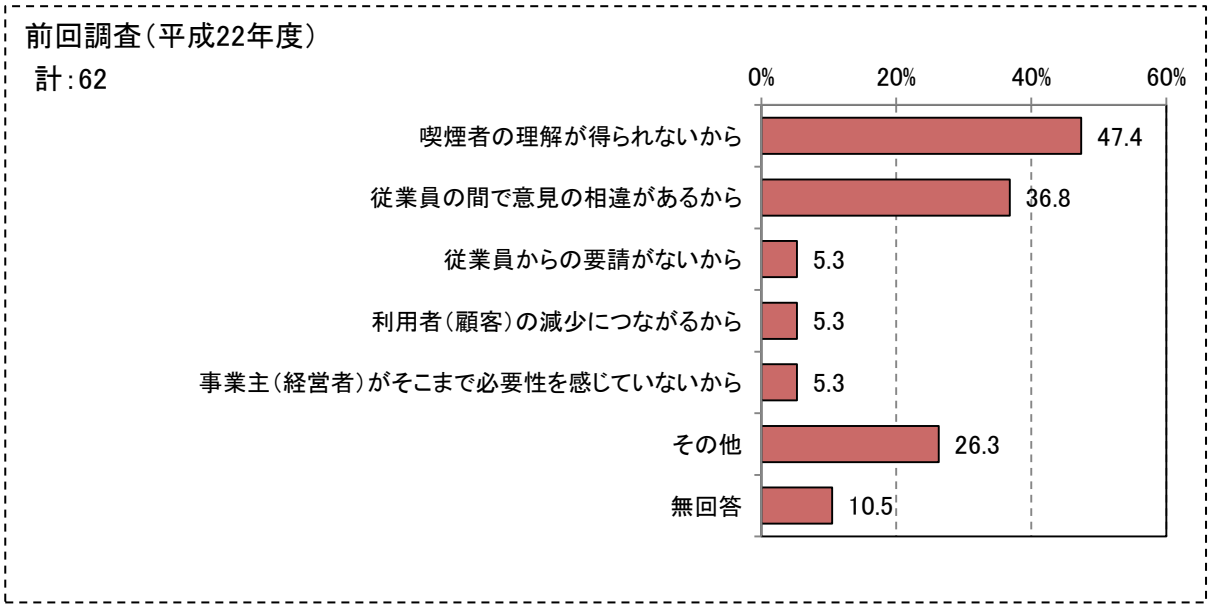

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

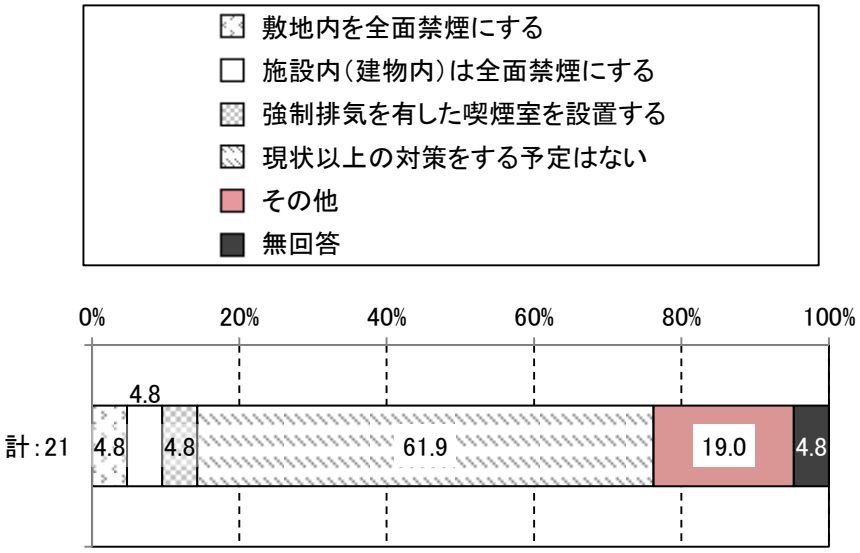

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が61.9%で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では同率で「敷地内を全面禁煙にする」、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」、「強制排気を有した喫煙室を設置する」が 4.8%となっている。

前回調査(平成22年度)

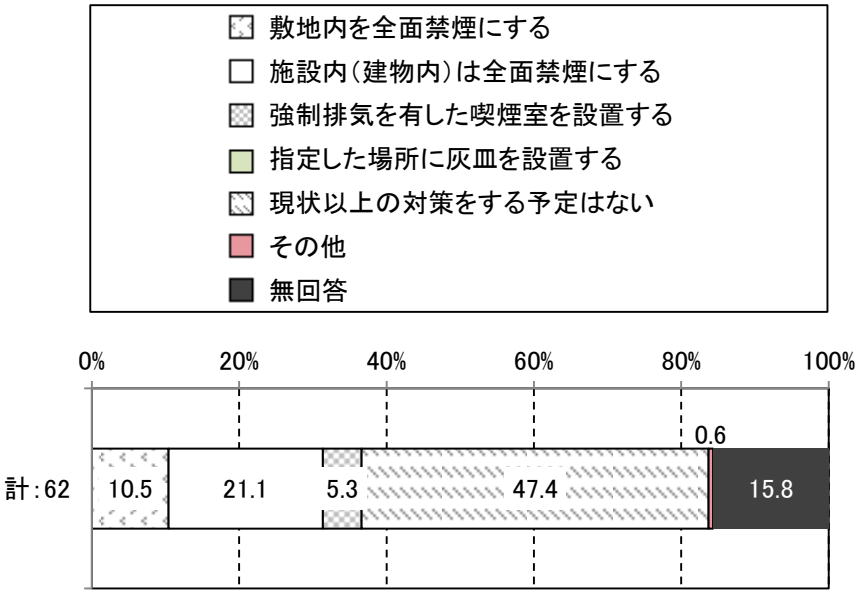

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

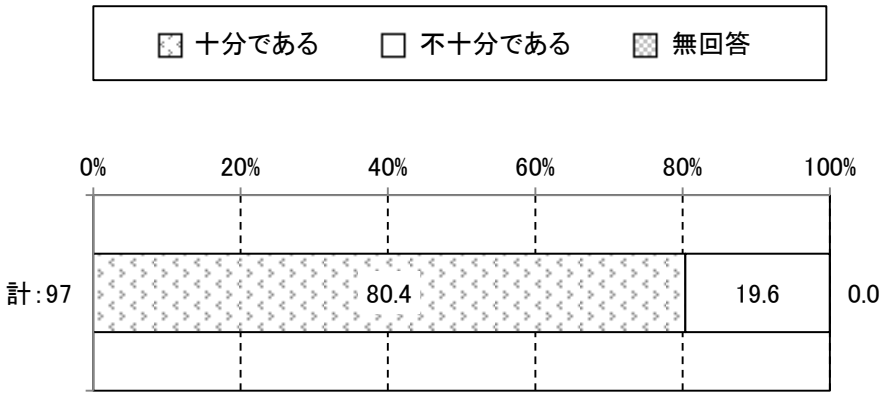

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（80.4%）、「不十分である」（19.6%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計:97

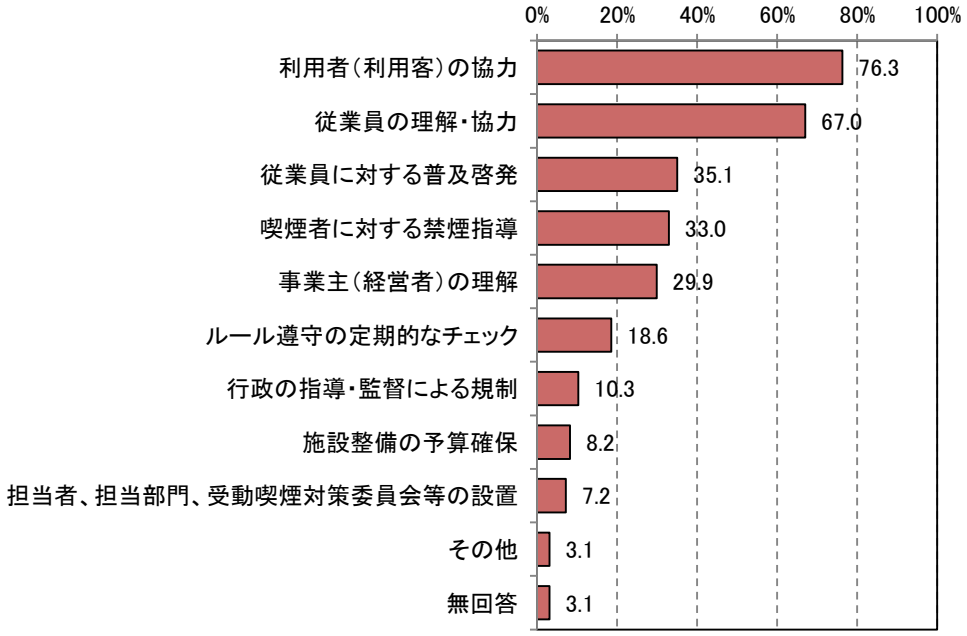

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が76.3%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」(67.0%)、「従業員に対する普及啓発」(35.1%)、「喫煙者に対する禁煙指導」（33.0%）、「事業主（経営者）の理解」（29.9%）の順となっている。

前回調査(平成22年度)

計:62

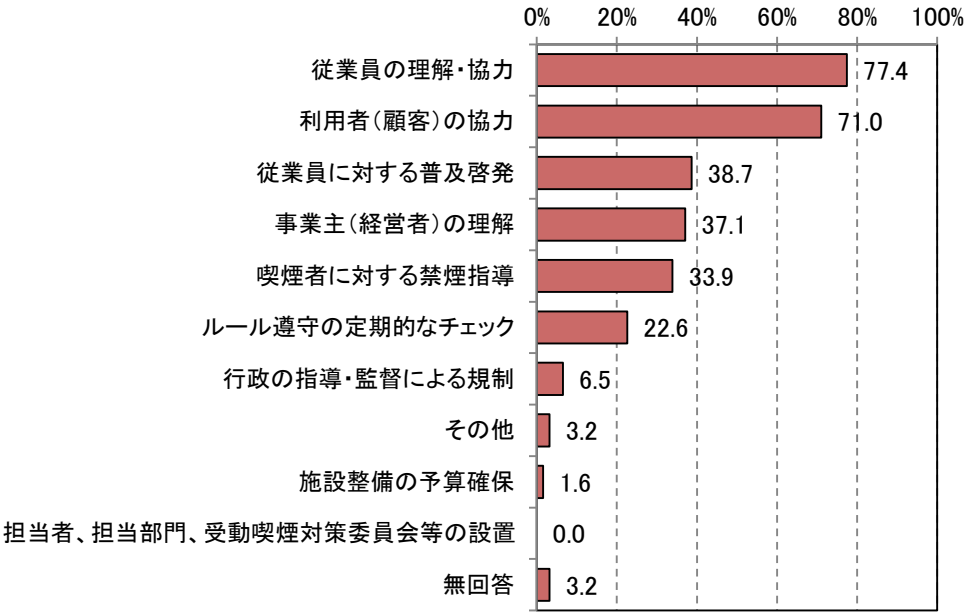

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

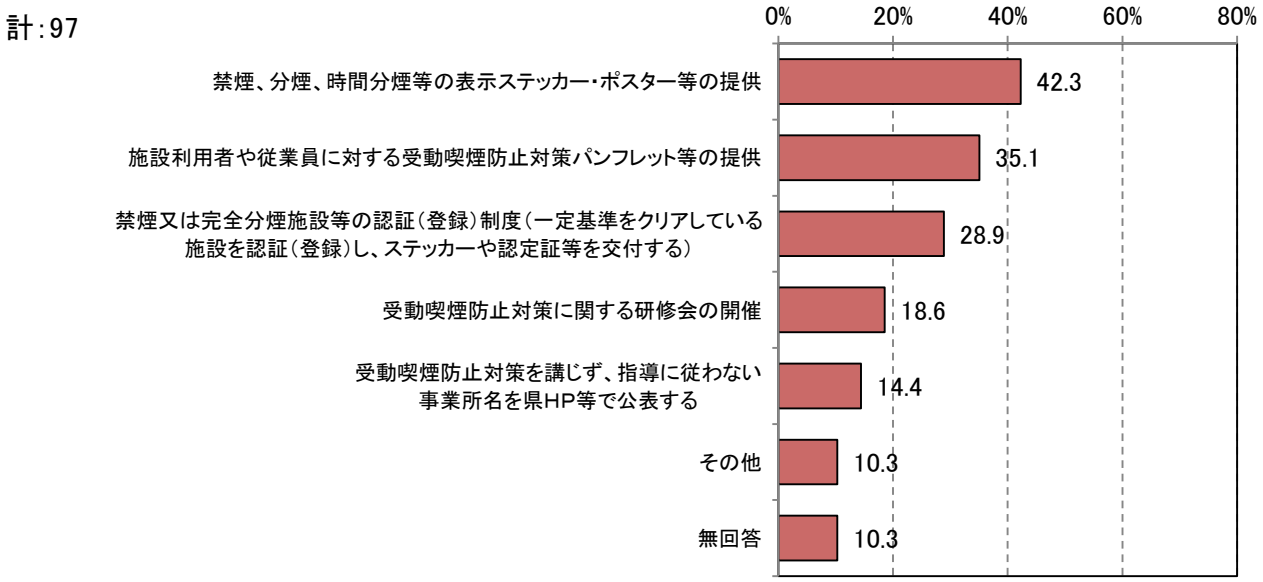

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 42.3%と最も多く、次いで、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（35.1%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（28.9%）「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（18.6%）の順となっている。

社会福祉施設（児童福祉施設含む）の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

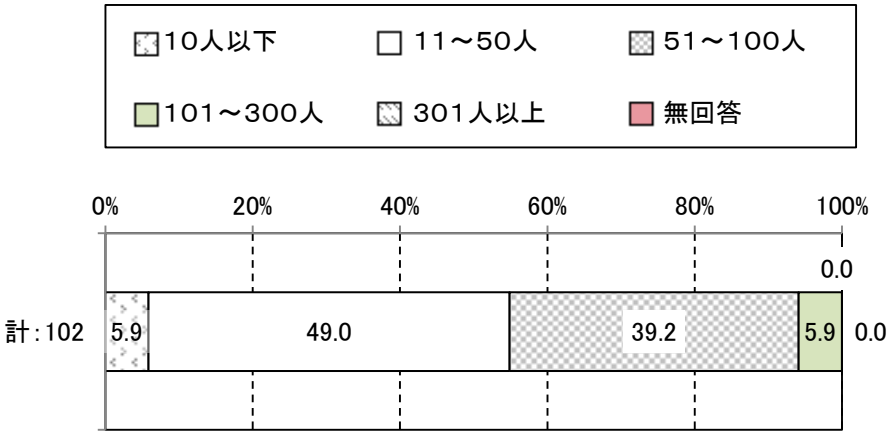

事業所の従業員数は、「11～50 人」が 49.0%と最も多く、次いで「51～100 人」(39.2%)、同率で「10 人以下」、「101～300 人」が 5.9%の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

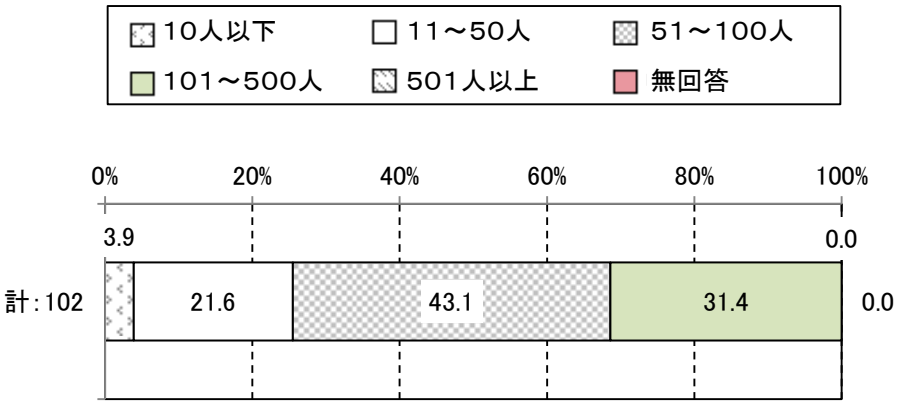

事業所の平均利用者数は「51～100 人」が 43.1%と最も多く、次いで「101～500 人」(31.4%）、「11～50 人」（21.6%）、「10 人以下」（3.9%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

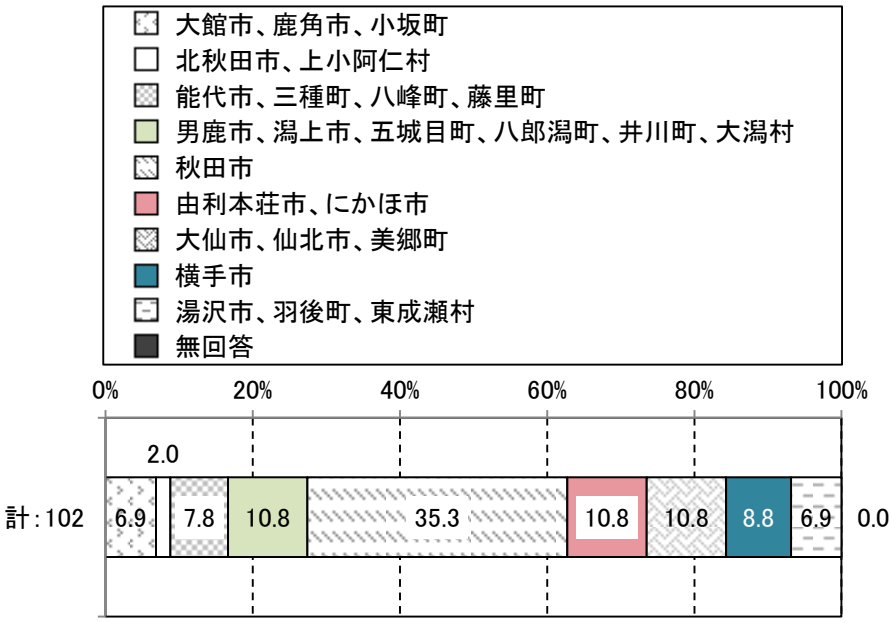

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

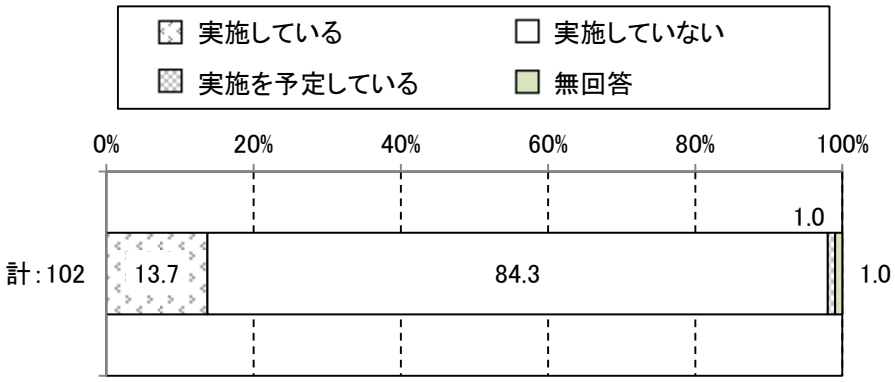

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（13.7%）、「実施していない」（84.3%）、「実施を予定している」（1.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

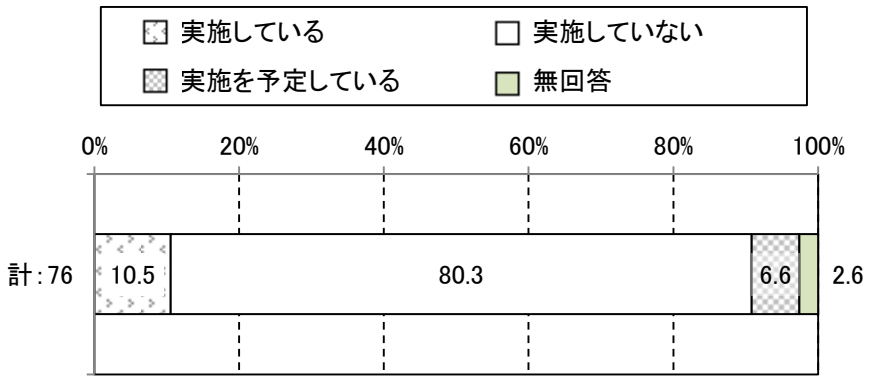

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

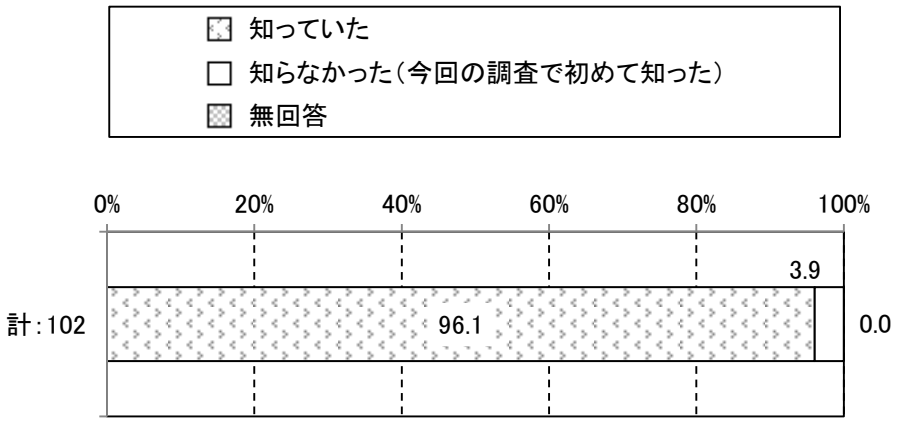

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（96.1%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（3.9%）となっている。

前回調査（平成22年度）

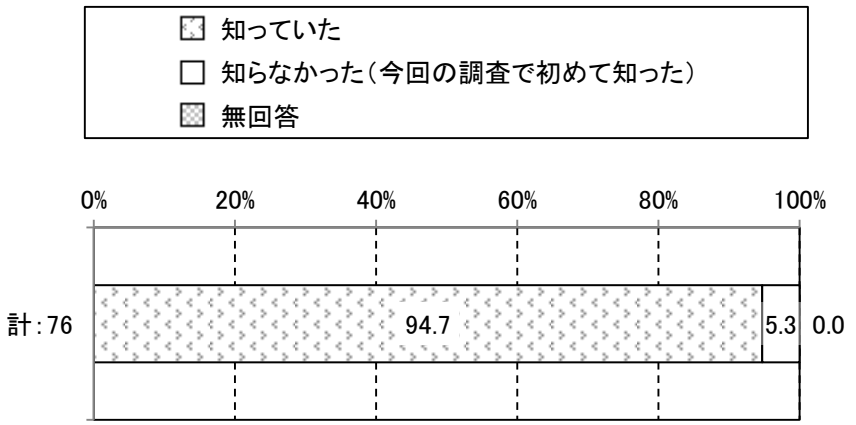

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

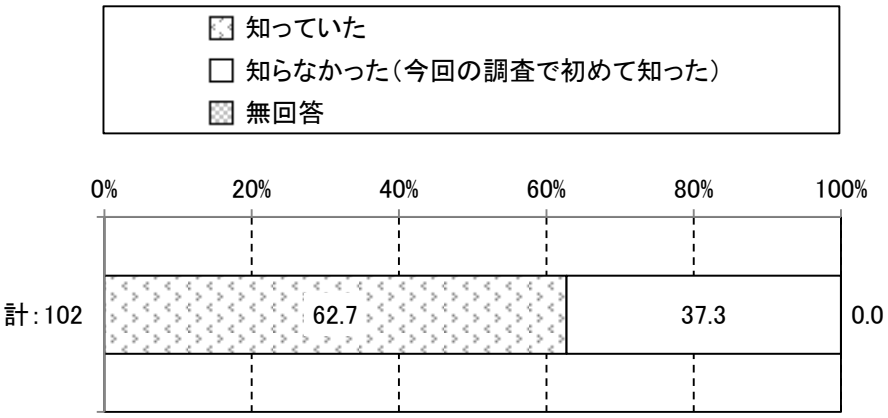

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（62.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（37.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

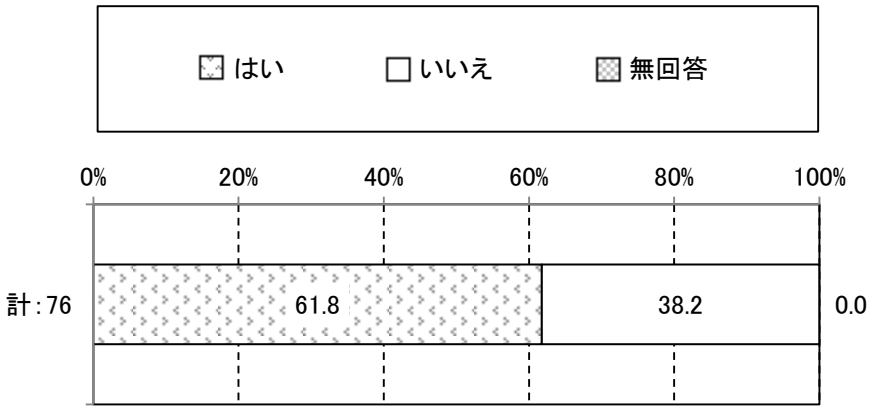

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

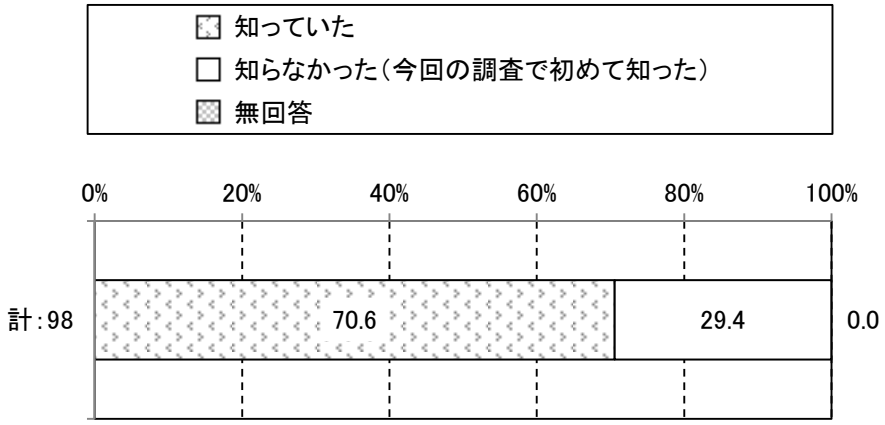

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（70.6%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（29.4%）となっている。

前回調査（平成22年度）

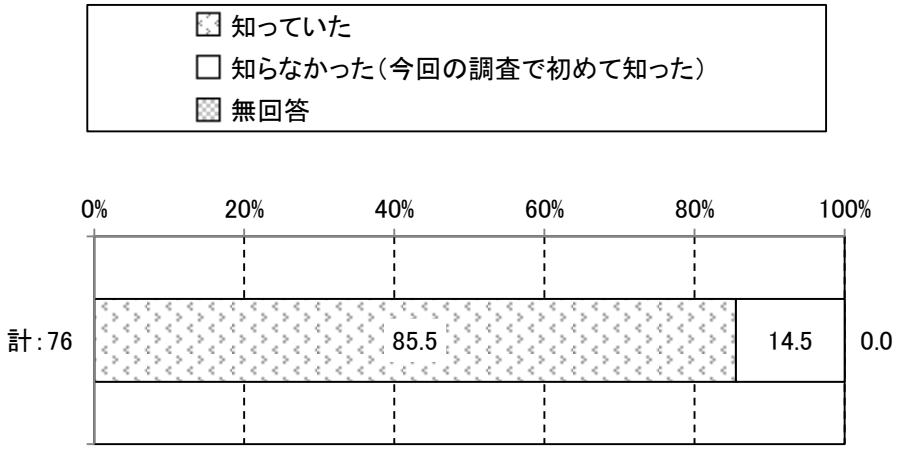

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

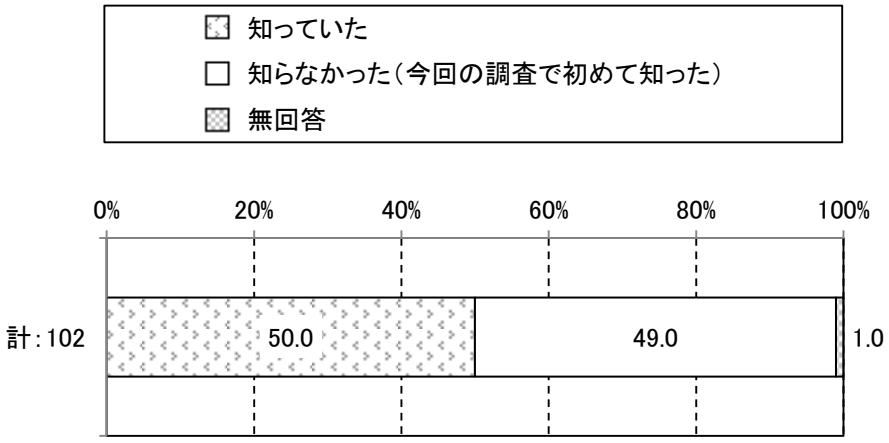

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（50.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（49.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

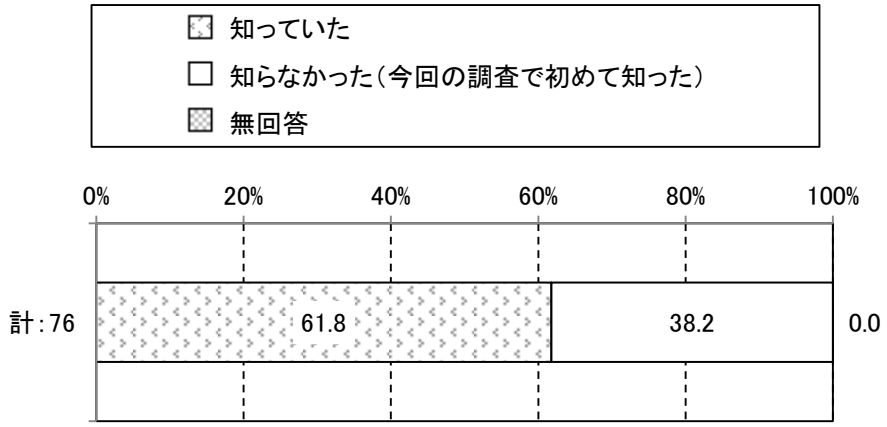

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

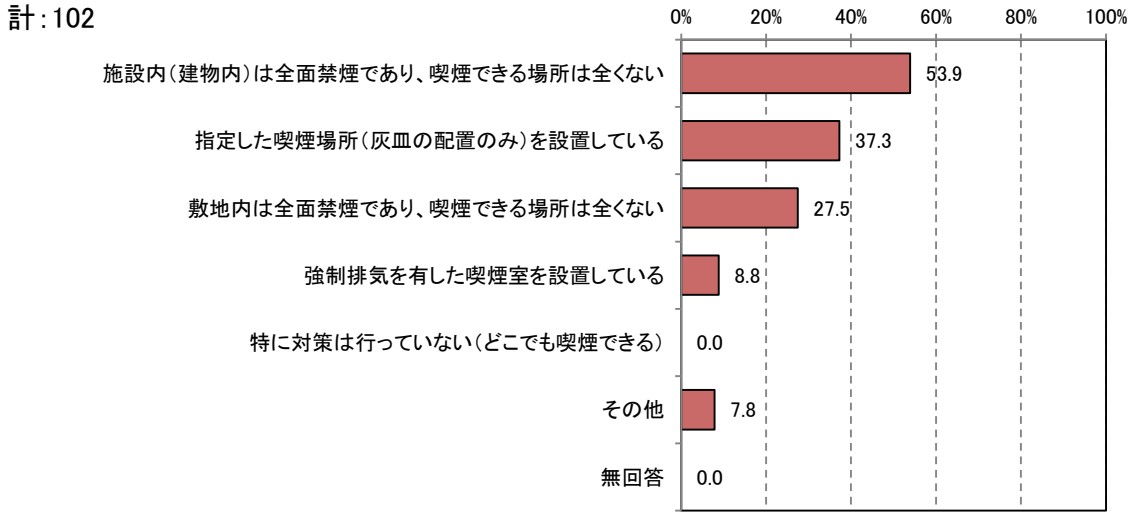

現在の事業所における喫煙環境は、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」が53.9%と最も多く、次いで「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（37.3%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（27.5%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（8.8%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

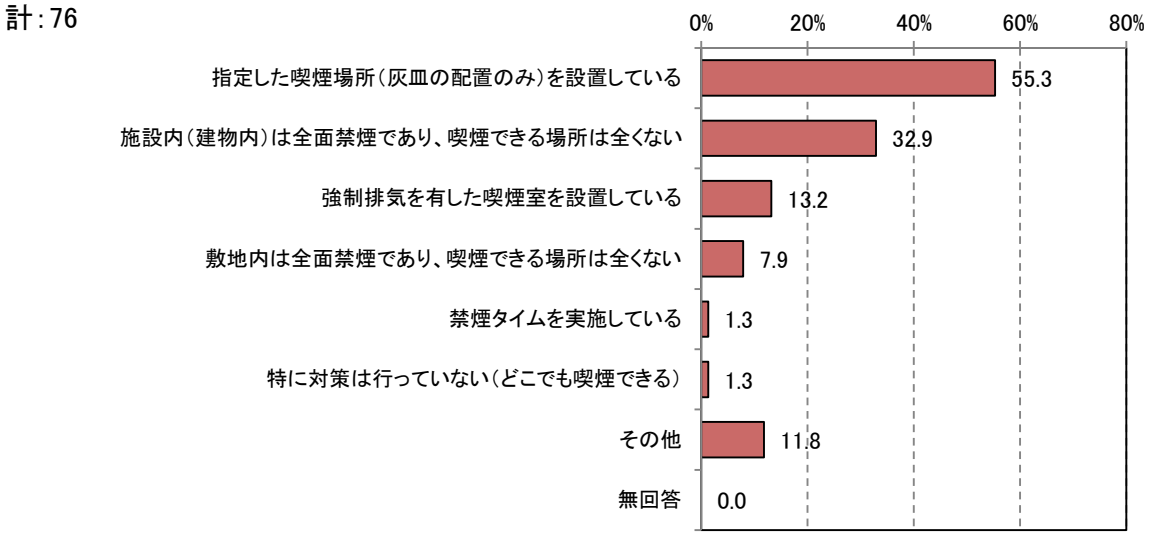

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

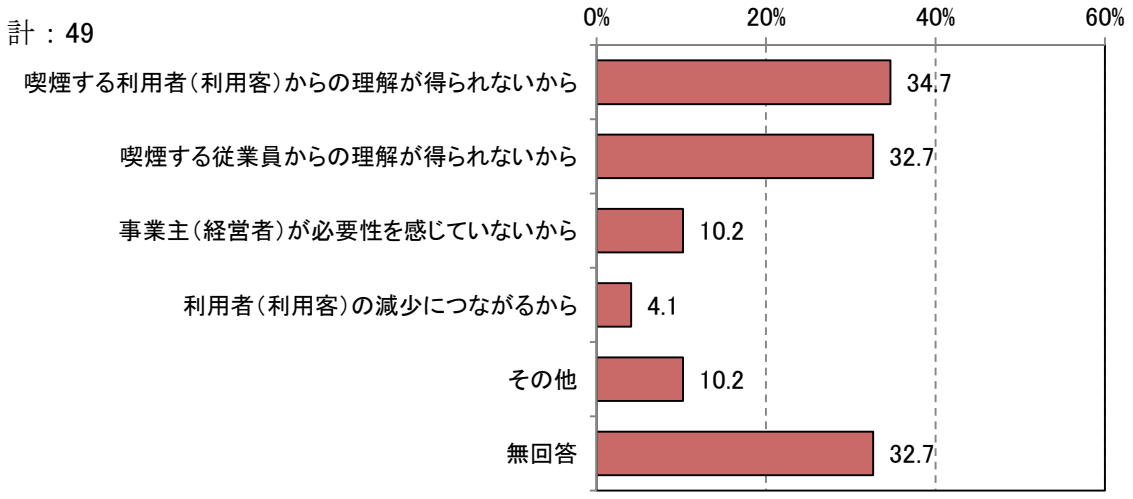

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が34.7％と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（32.7％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（10.2％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（4.1％）の順となっている。

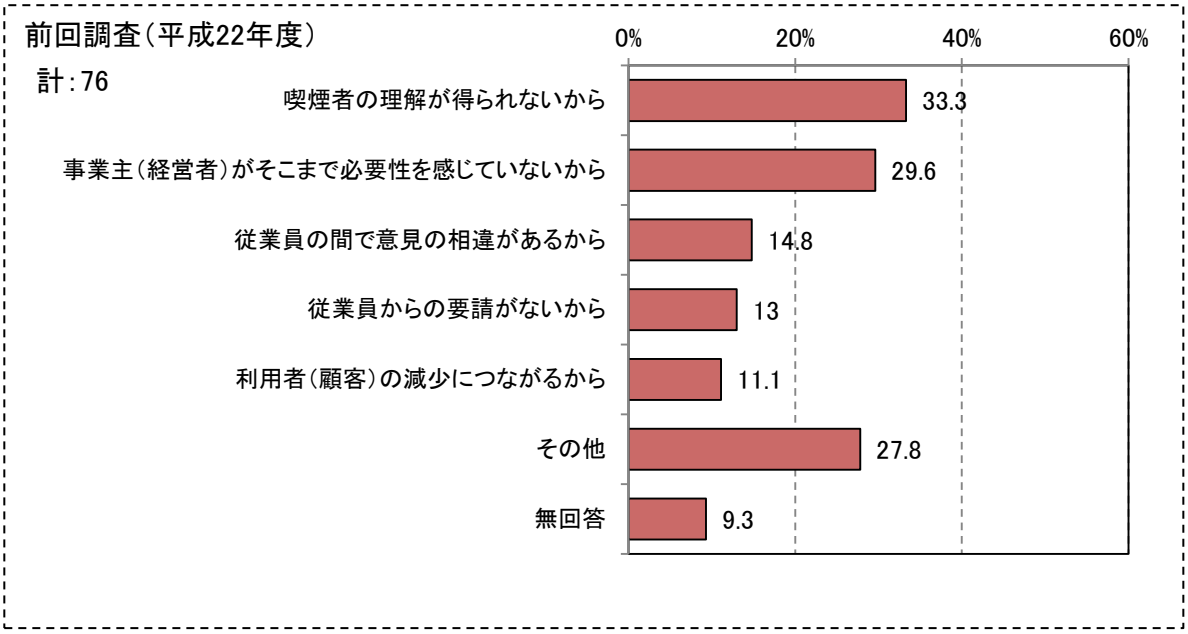

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

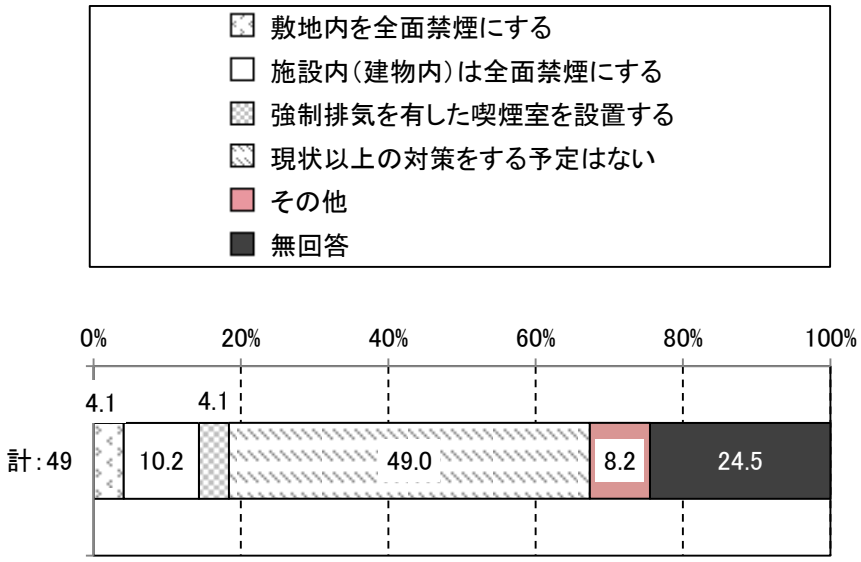

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が49.0％で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「敷地内を全面禁煙にする」（10.2％）、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙にする」と「強制排気を有した喫煙室を設置する」が4.1％となっている。

前回調査（平成22年度）

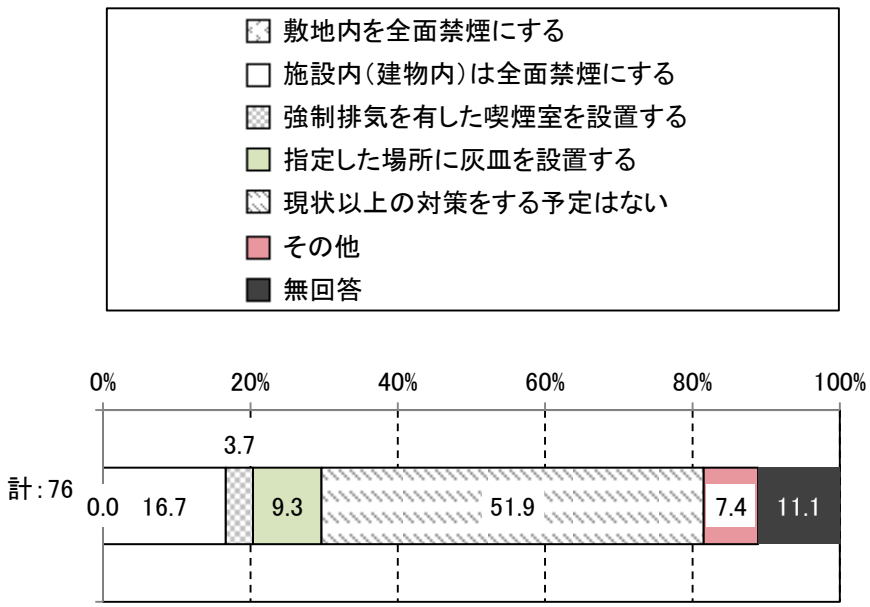

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

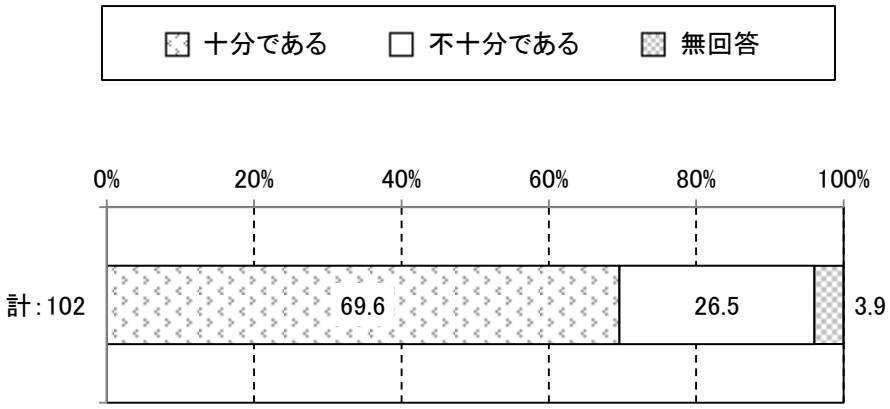

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（69.6%）、「不十分である」（26.5%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：102

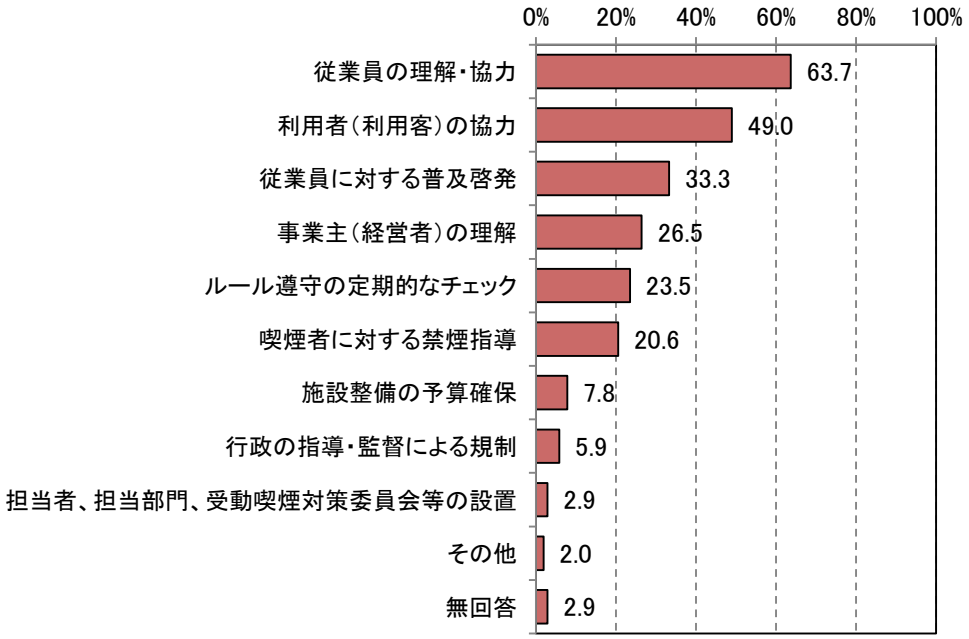

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が63.7%と最も多く、次いで「利用者（利用客）の協力」（49.0%）、「従業員に対する普及啓発」（33.3%）、「事業主（経営者）の理解」（26.5%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（20.6%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：76

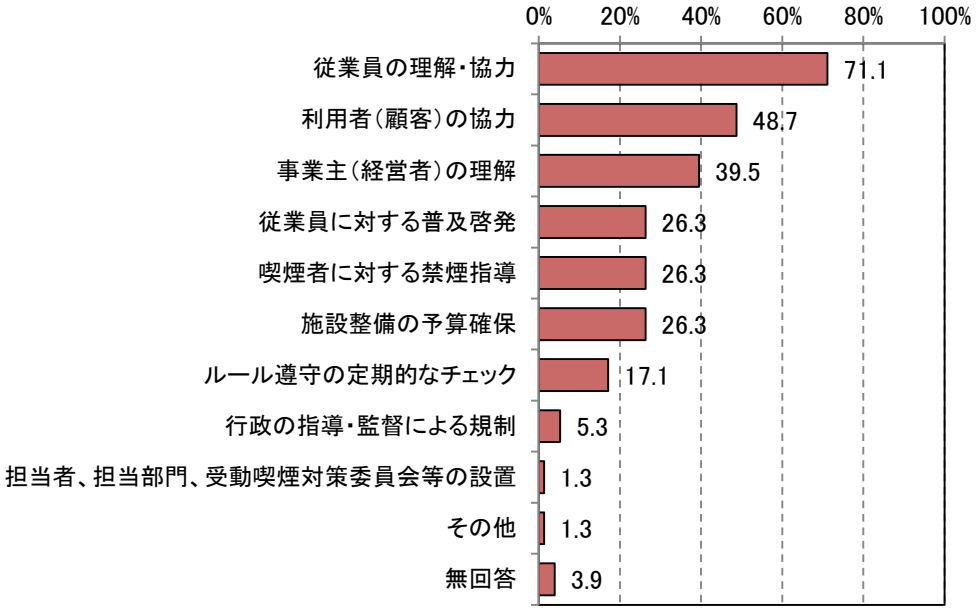

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

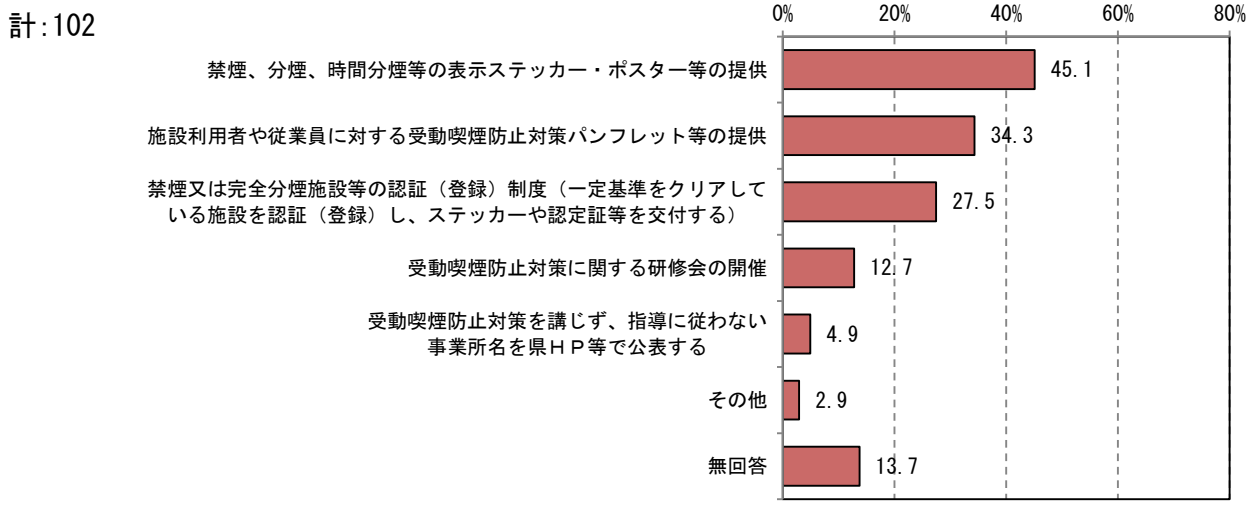

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 45.1%と最も多く、次いで、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（34.3%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（27.5%）「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（12.7%）の順となっている。

金融機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

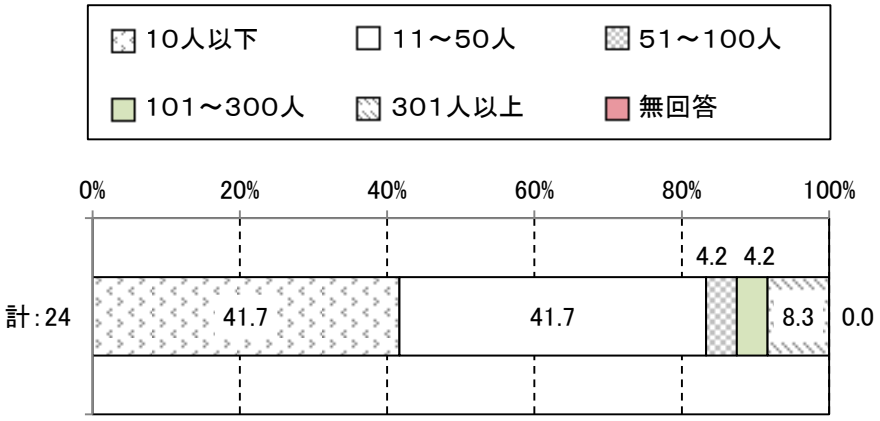

事業所の従業員数は、「10 人以下」、「11～50 人」が 41.7%と最も多く、次いで「301 人以上」が 8.3%の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

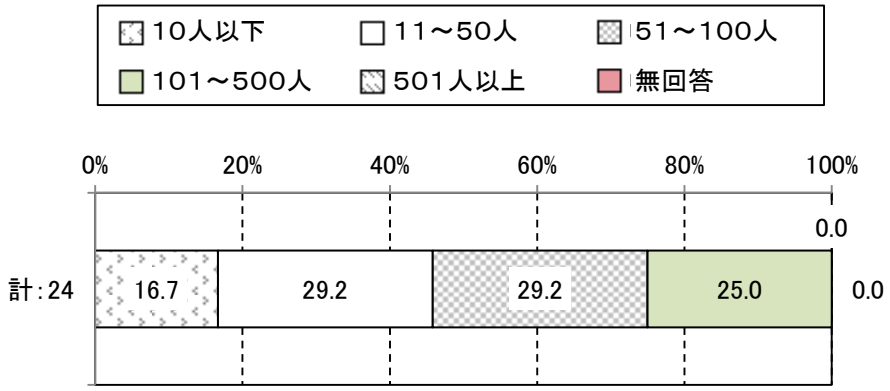

事業所の平均利用者数は「11～50 人」、「51～100 人」が 29.2%と最も多く、次いで「101～500 人」（25.0%）、「10 人以下」（16.7%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

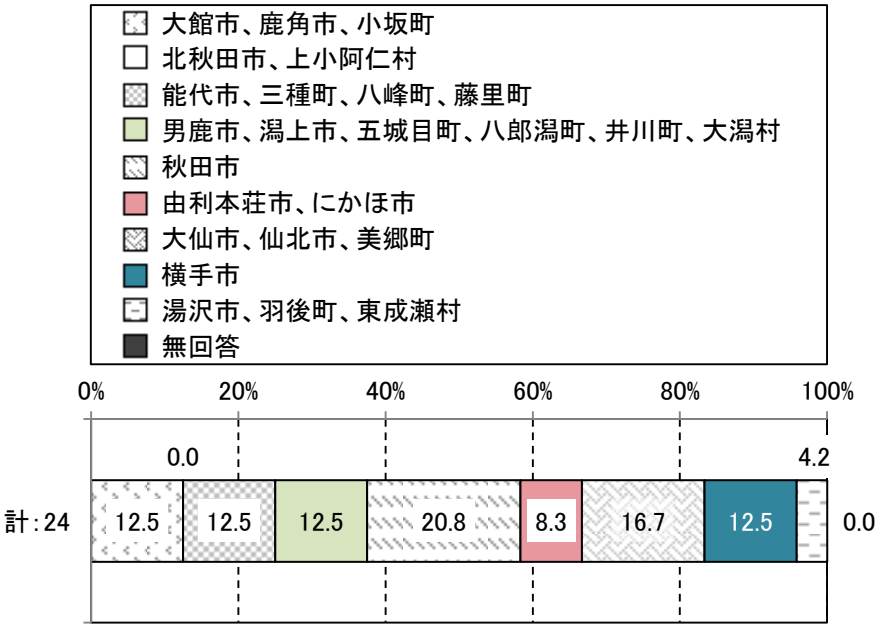

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

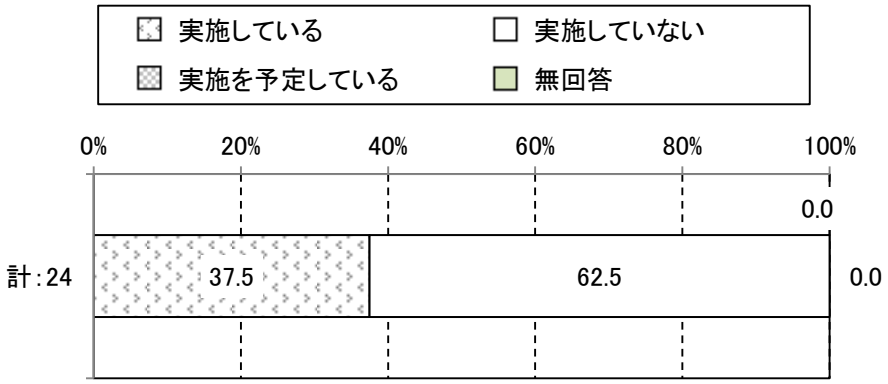

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（37.5%）、「実施していない」（62.5%）となっている。

前回調査（平成22年度）

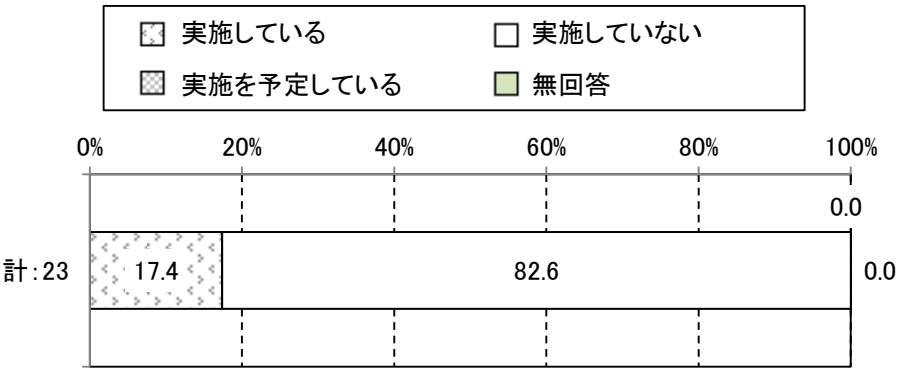

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

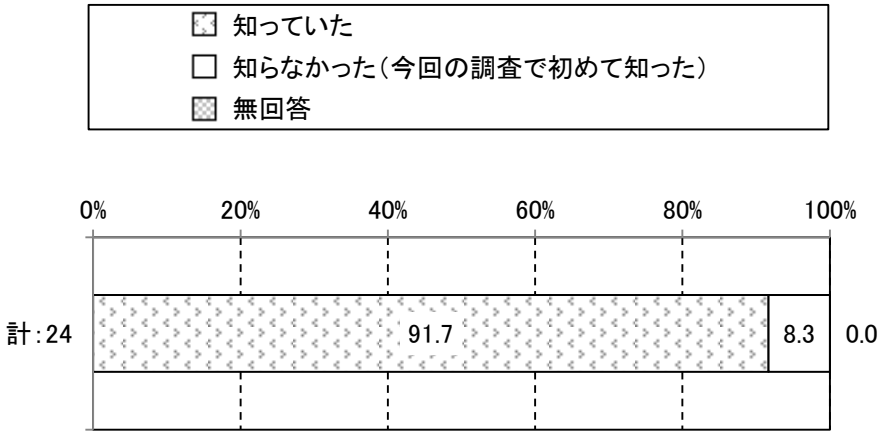

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（91.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（8.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

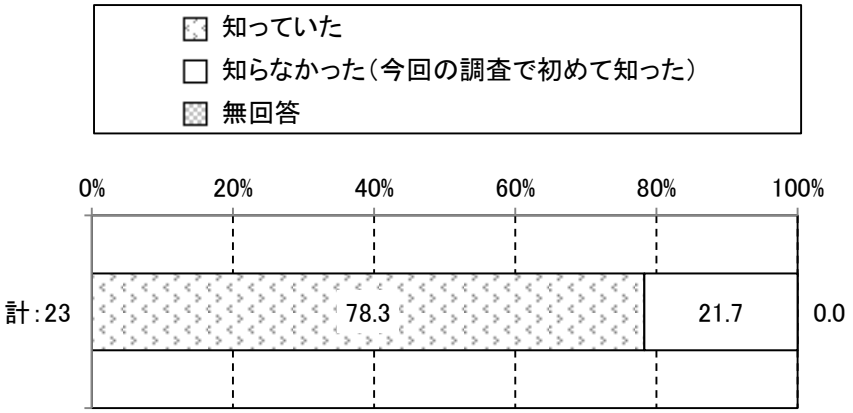

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

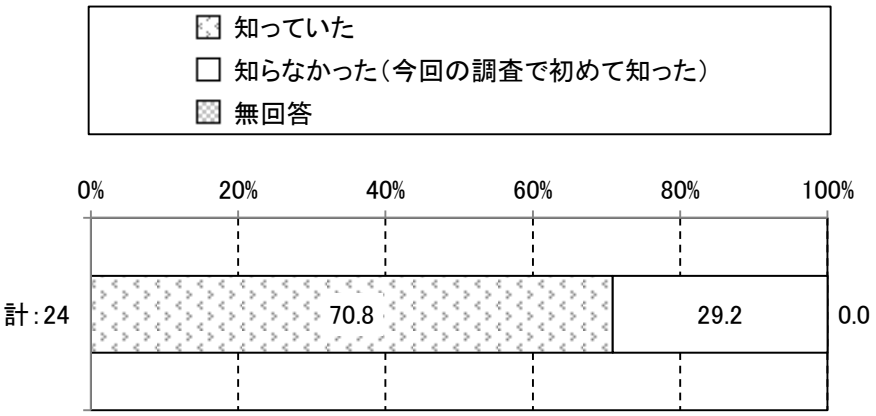

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（70.8%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（29.2%）となっている。

前回調査（平成22年度）

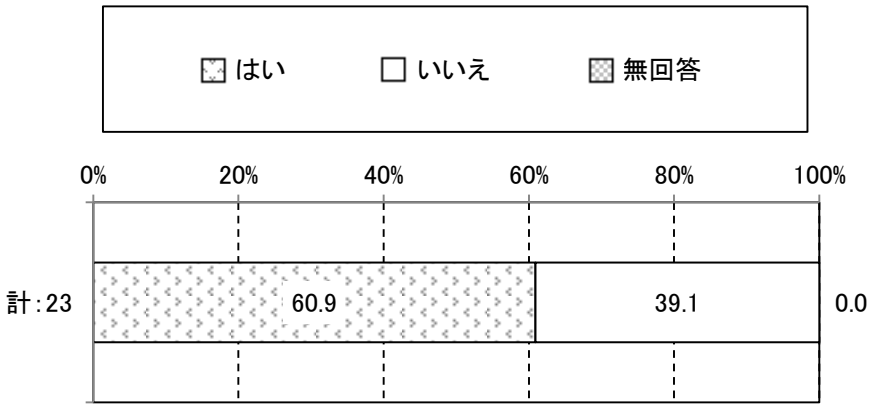

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

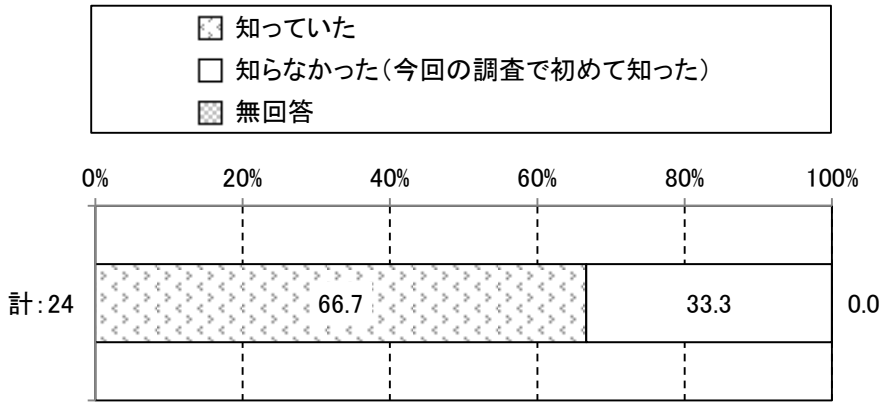

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（66.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（33.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

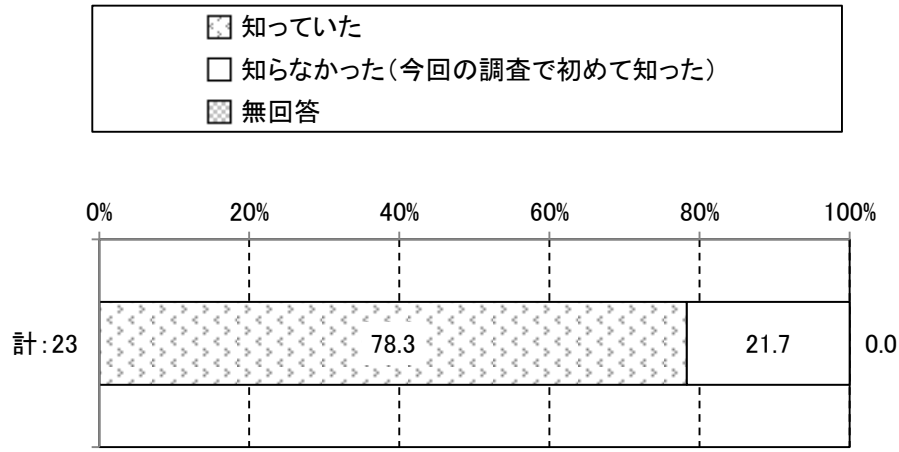

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

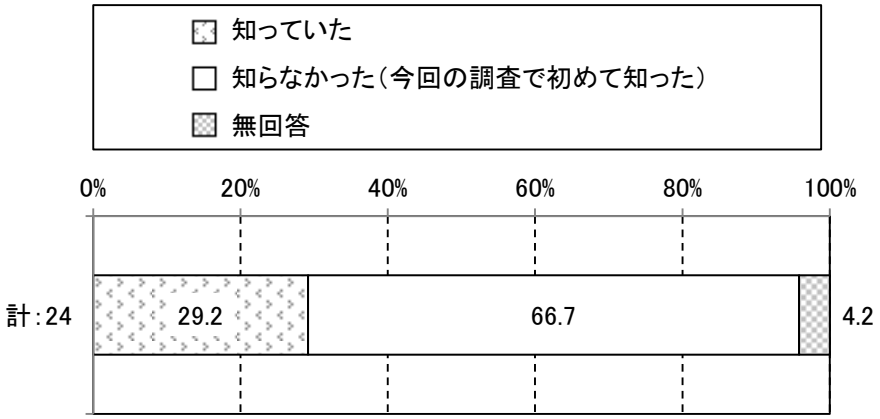

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（29.2%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（66.7%）となっている。

前回調査（平成22年度）

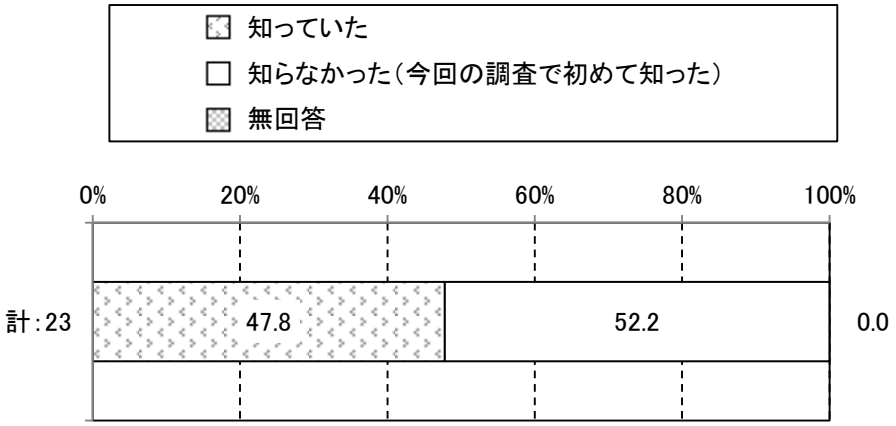

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

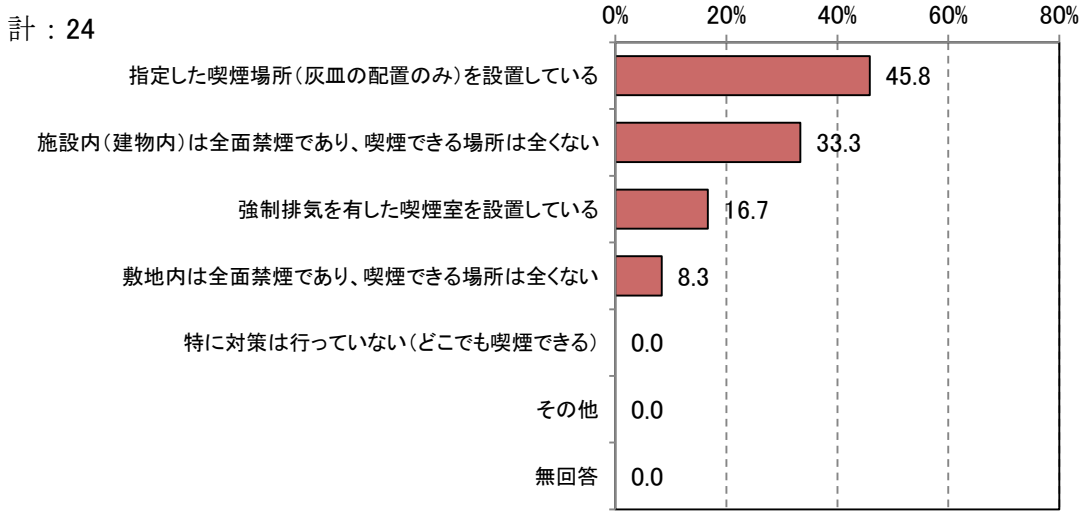

現在の事業所における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が45.8％と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（33.3％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（16.7％）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（8.3％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

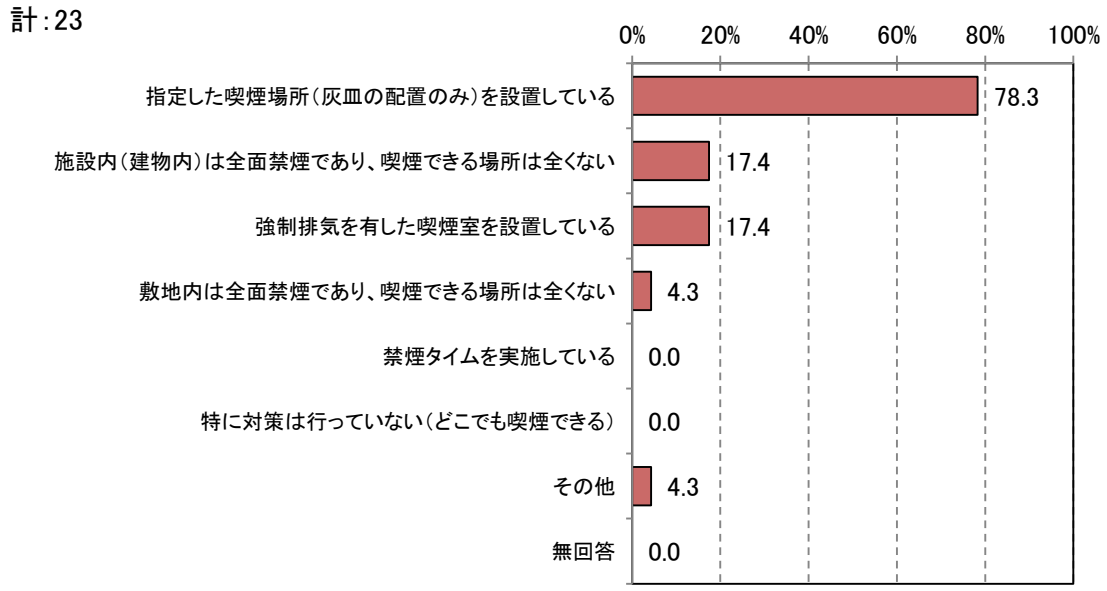

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

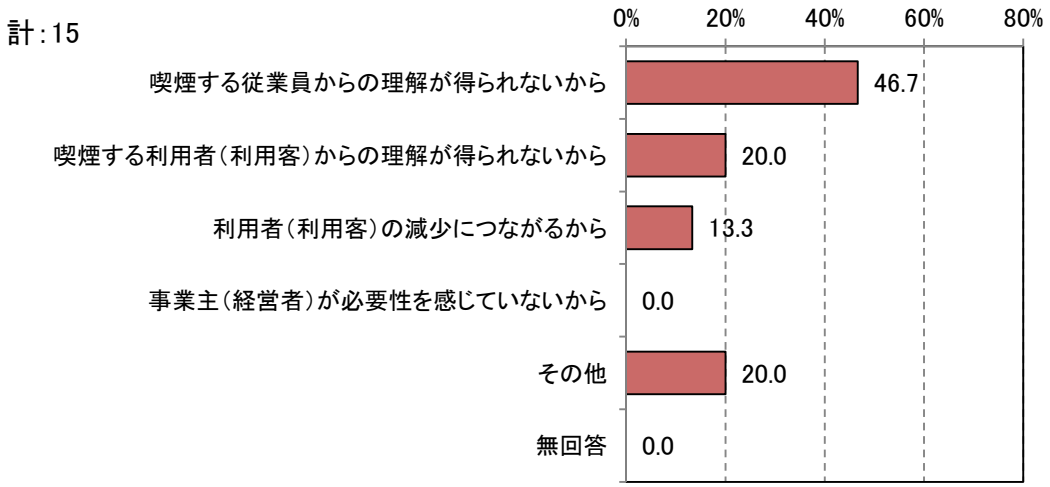

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が46.7％と最も多く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（20.0％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（13.3％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

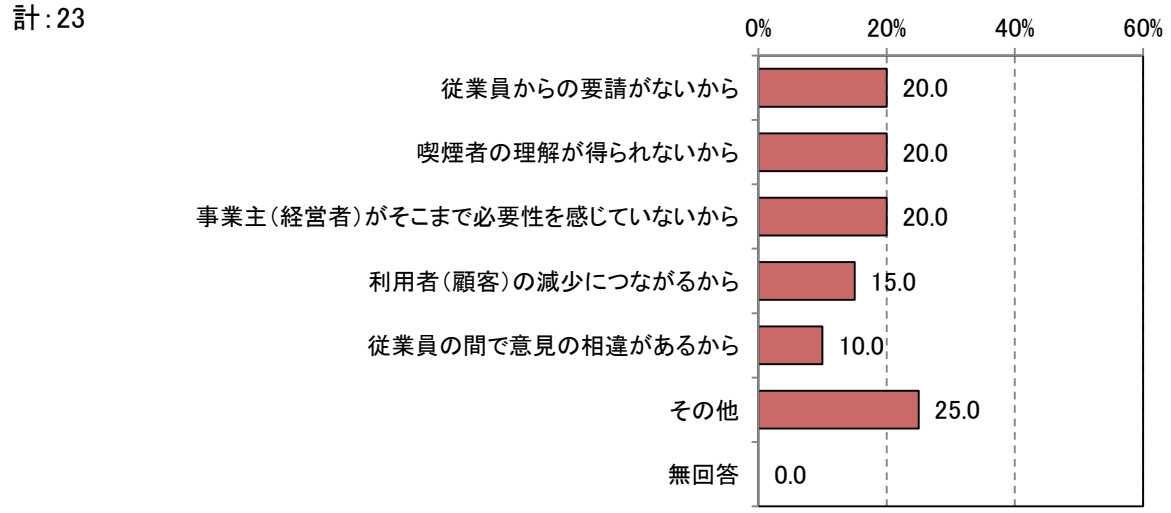

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

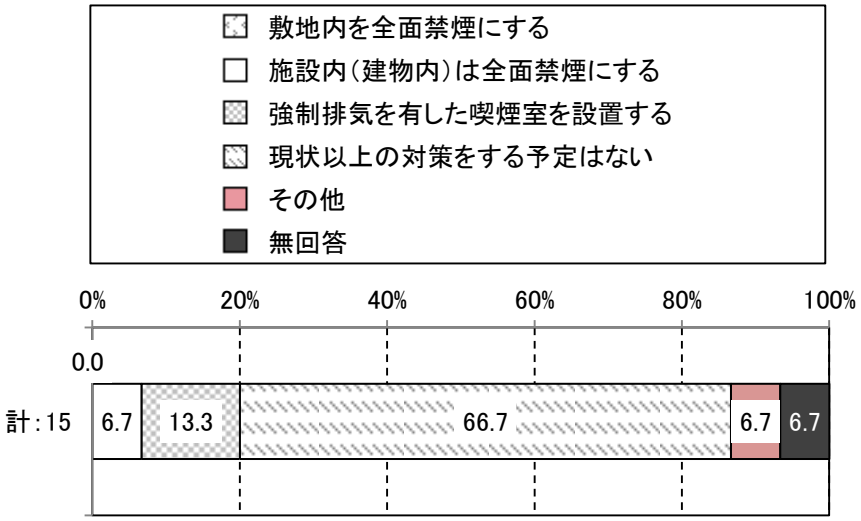

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が66.7％で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（13.3％）、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（6.7％）となっている。

前回調査（平成22年度）

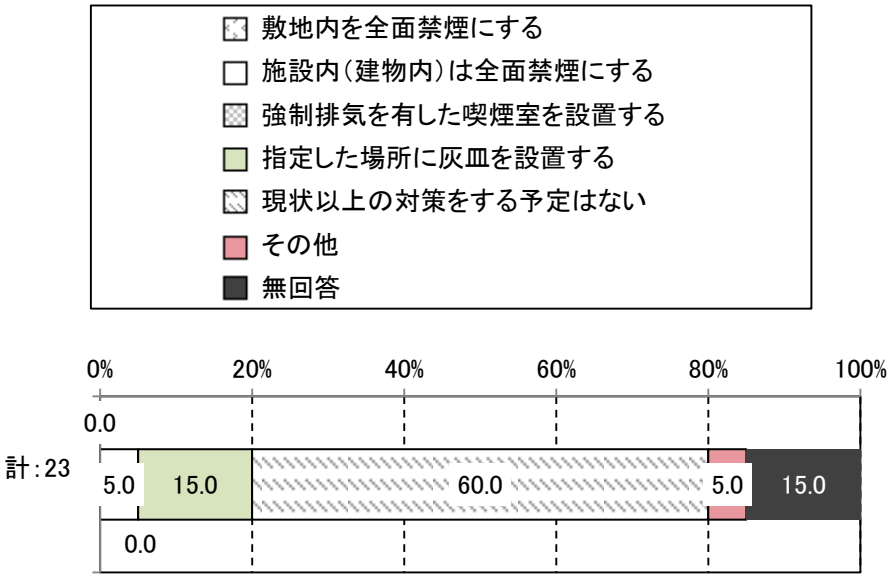

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

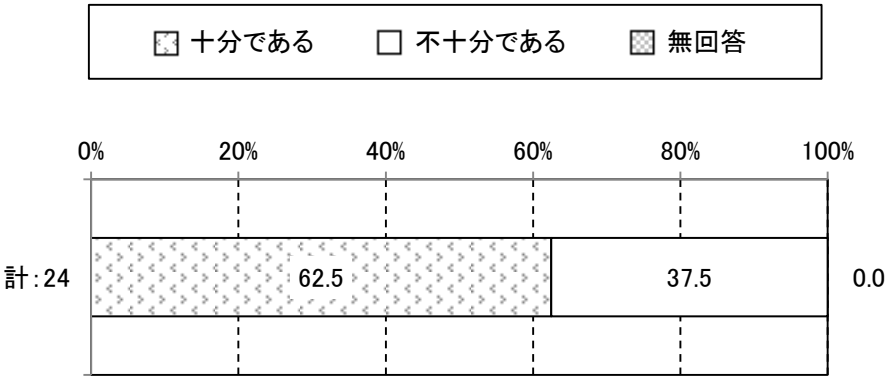

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（62.5%）、「不十分である」（37.5%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：24

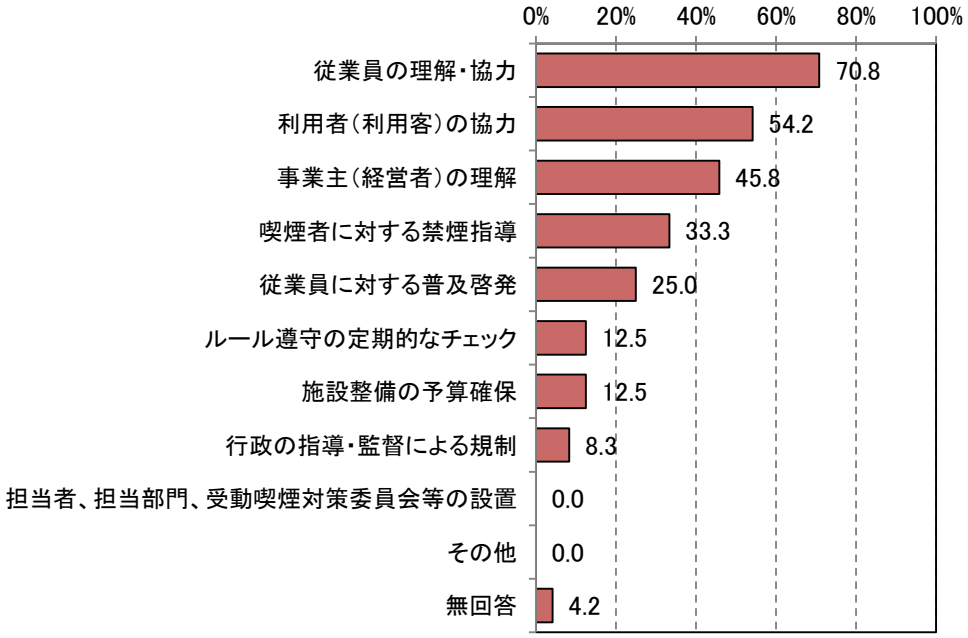

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が70.8%と最も多く、次いで「利用者（利用客）の協力」（54.2%）、「事業主（経営者）の理解」（45.8%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（33.3%）、「従業員に対する普及啓発」（25.0%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：23

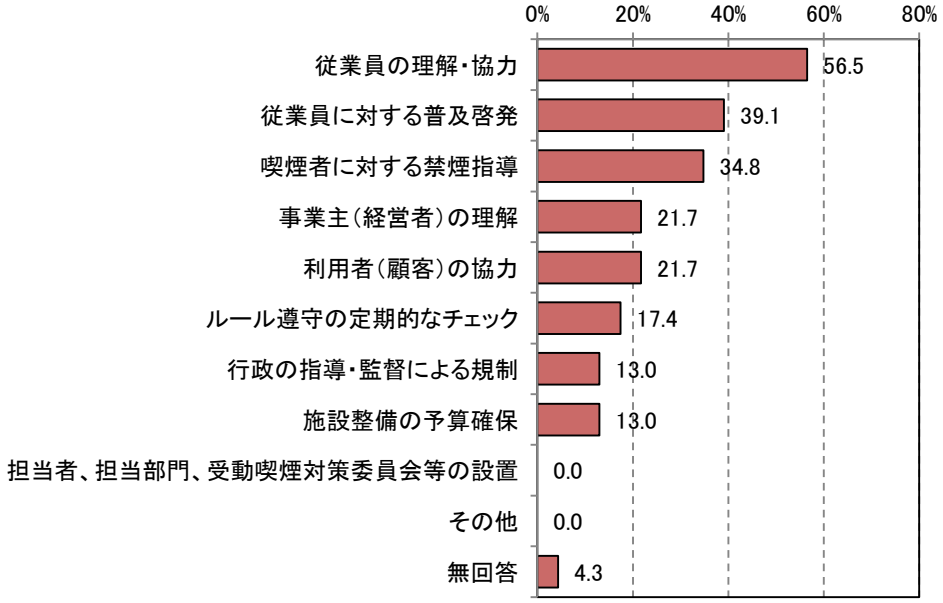

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

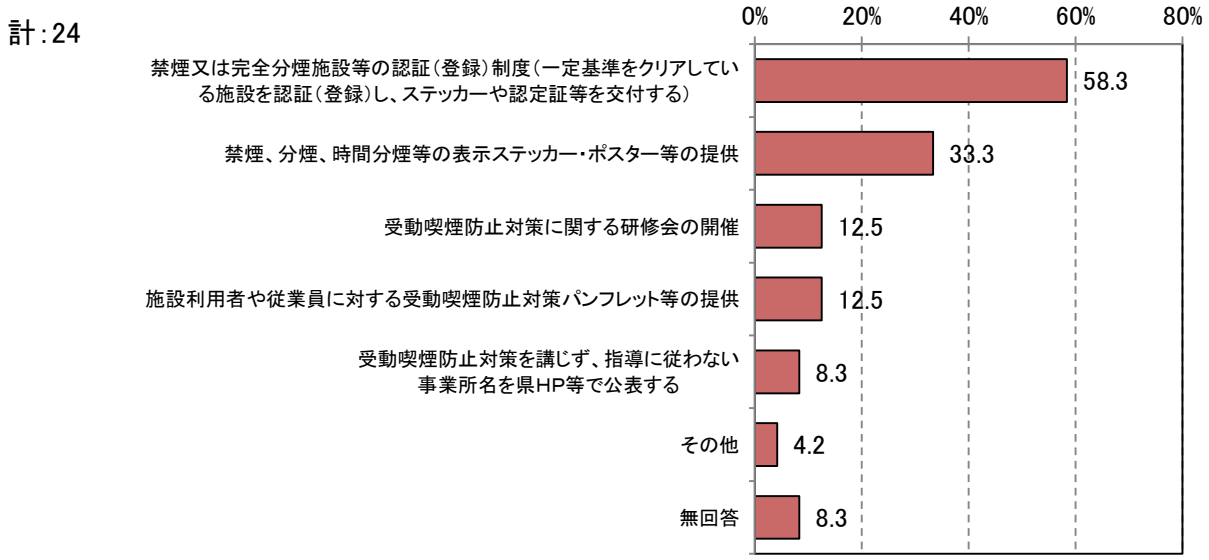

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」が 58.3%と最も多く、次いで、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」（33.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」が 12.5%の順となっている。

デパート、スーパーの調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

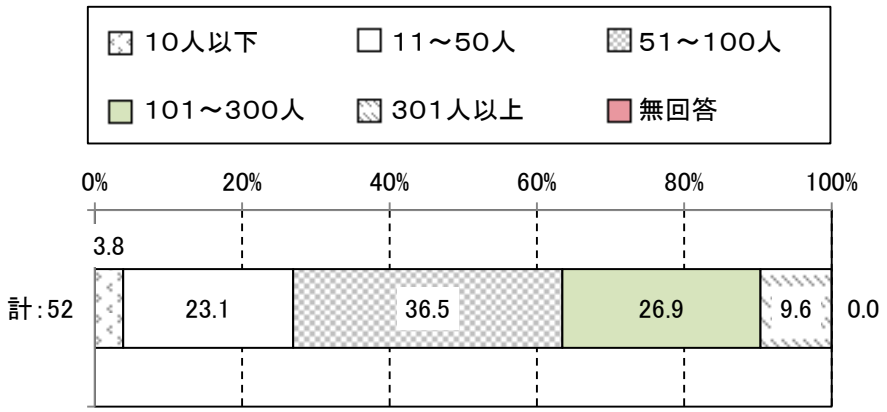

事業所の従業員数は、「51～100 人」が 36.5%と最も多く、次いで、「101～300 人」(26.9%)、「11～50 人」（23.1%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

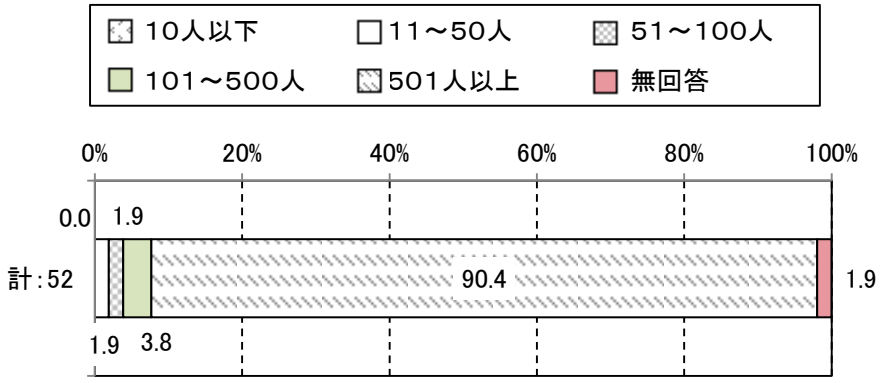

事業所の平均利用者数は「501 人以上」が 90.4%と最も多く、次いで「101～500 人」(3.8%)、同率で「11～50 人」、「51～100 人」が 1.9%の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

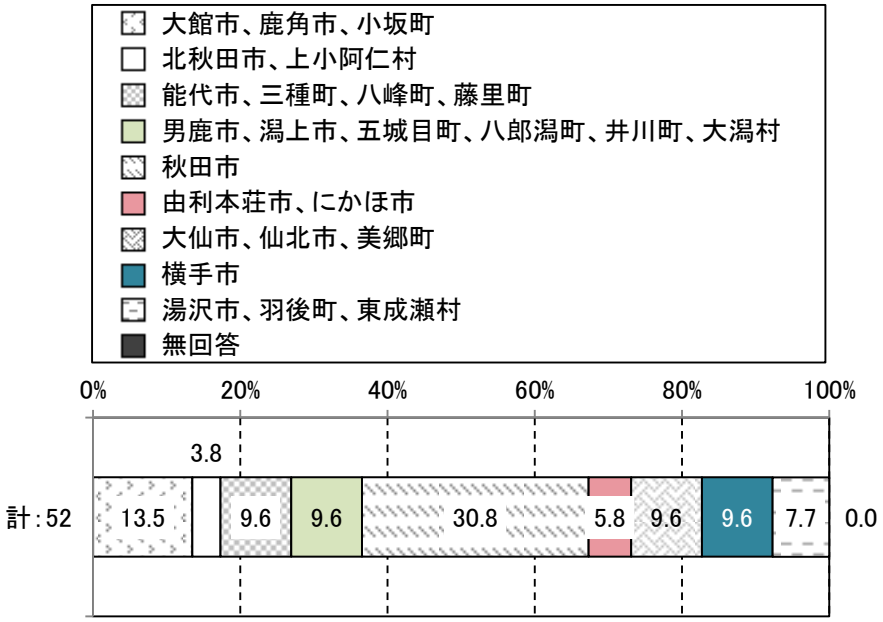

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

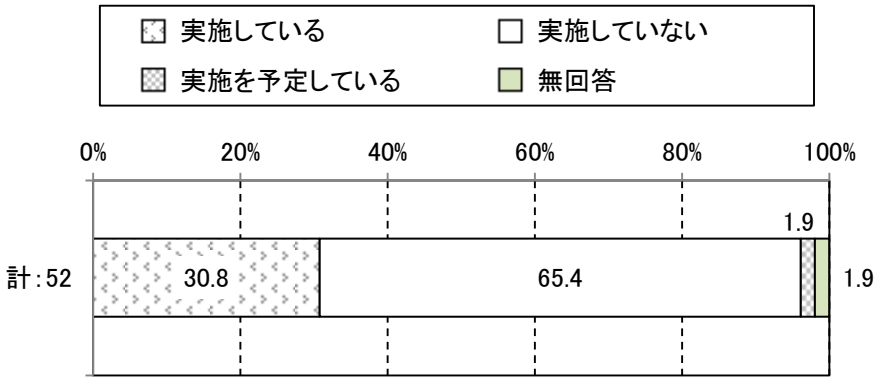

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（30.8%）、「実施していない」（65.4%）、「実施を予定している」（1.9%）となっている。

前回調査（平成22年度）

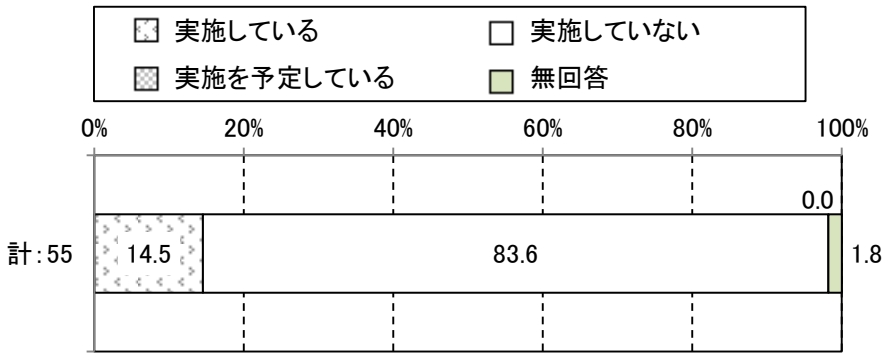

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

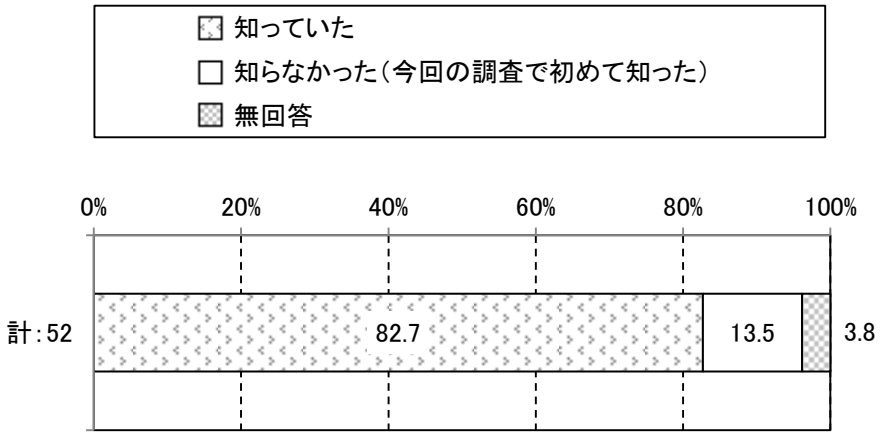

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（82.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（13.5%）となっている。

前回調査（平成22年度）

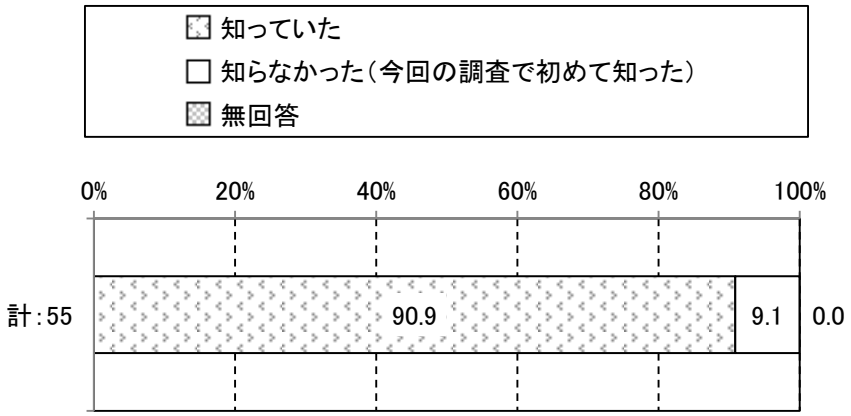

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

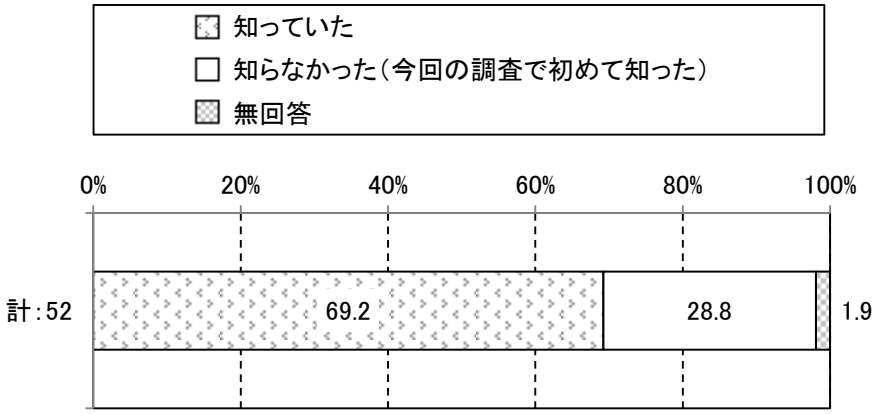

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（69.2%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（28.8%）となっている。

前回調査（平成22年度）

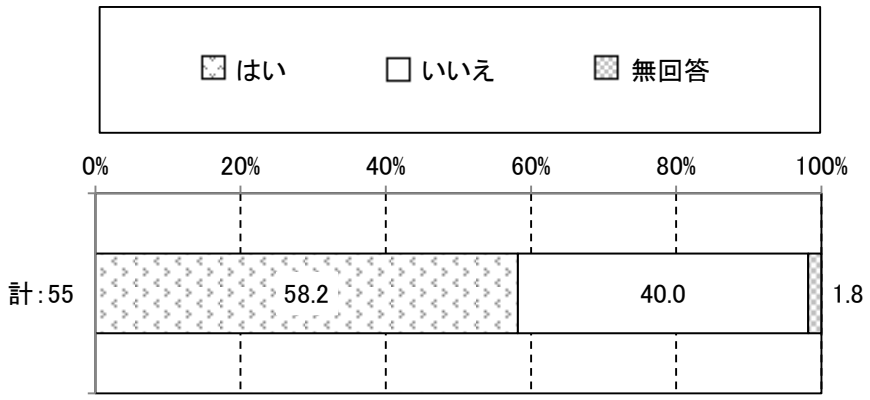

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

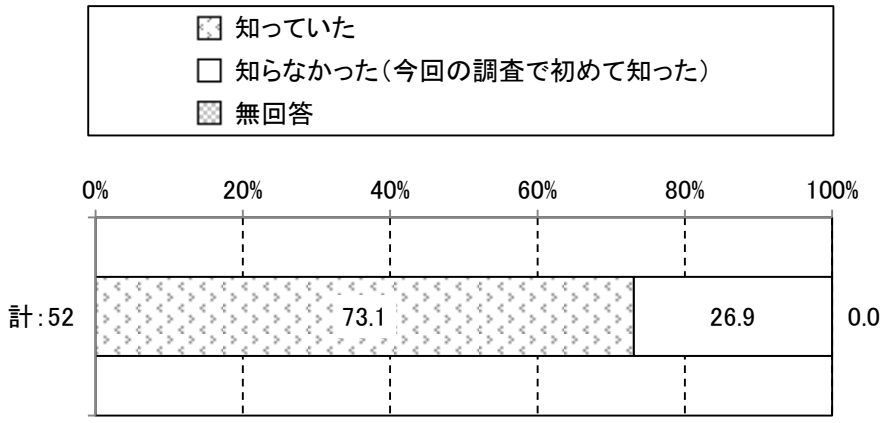

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（73.1%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（26.9%）となっている。

前回調査（平成22年度）

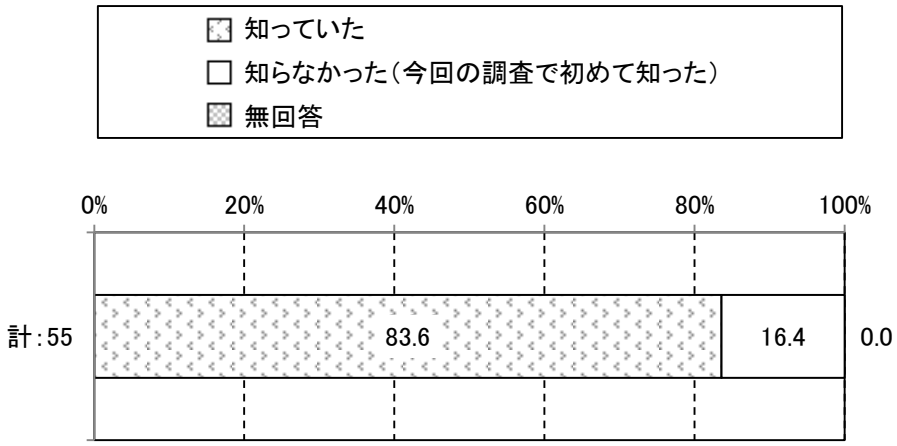

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

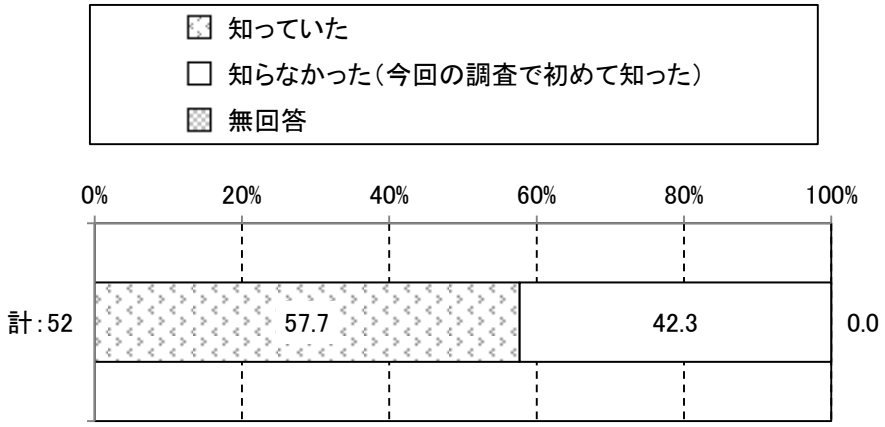

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（57.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（42.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

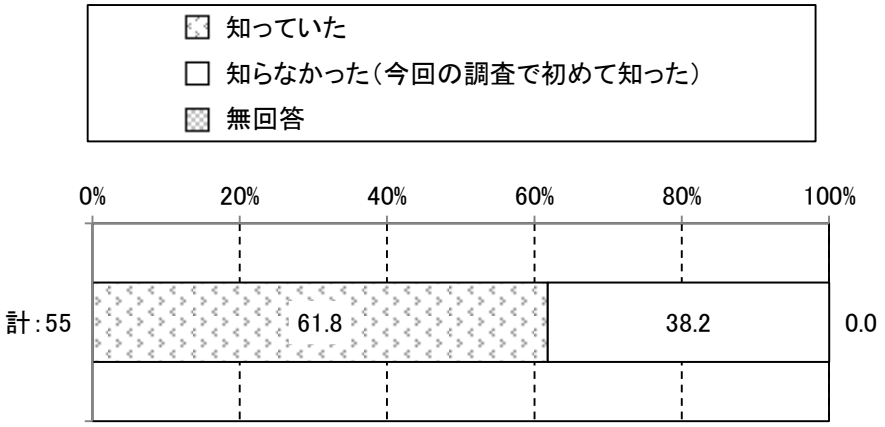

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

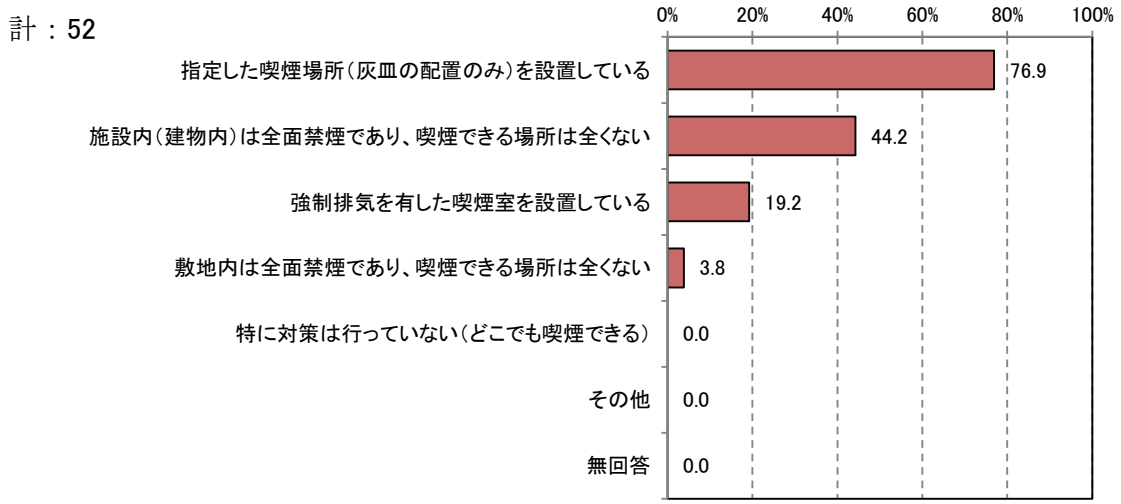

現在の事業所における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が76.9％と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（44.2％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（19.2％）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（3.8％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

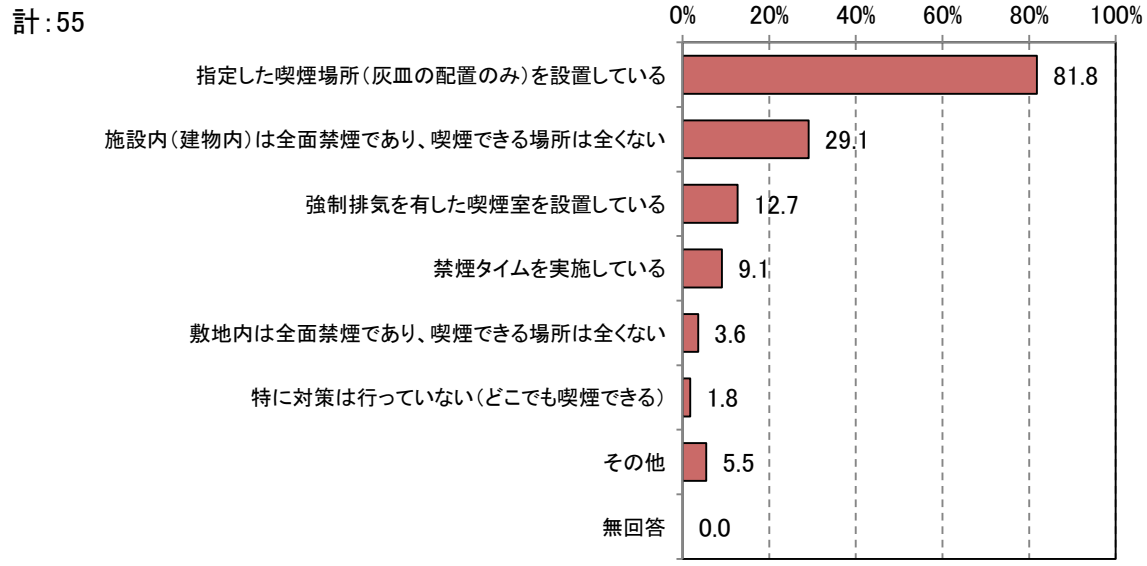

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

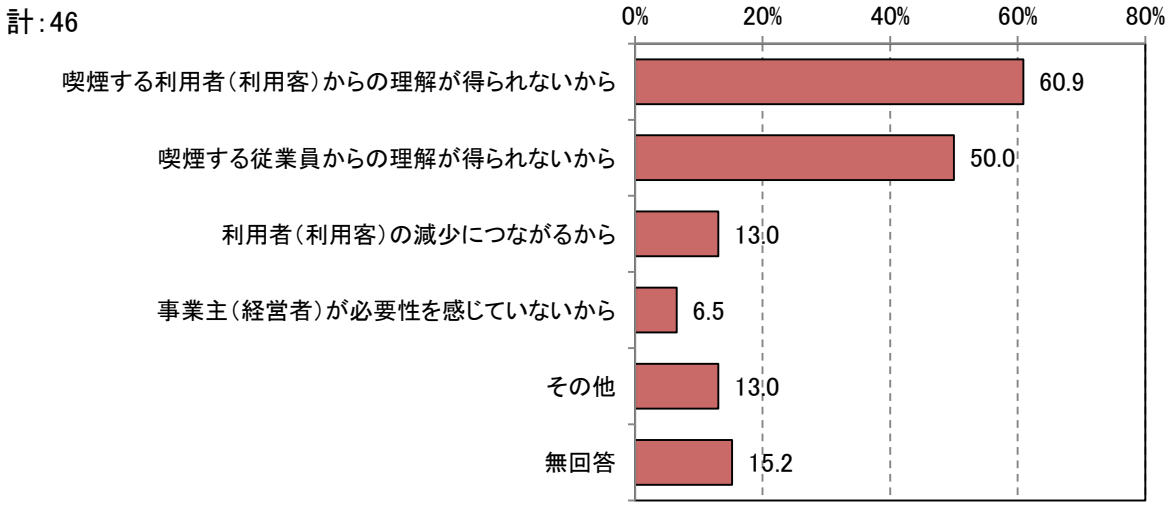

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が60.9%と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（50.0%）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（13.0%）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（6.5%）の順となっている。

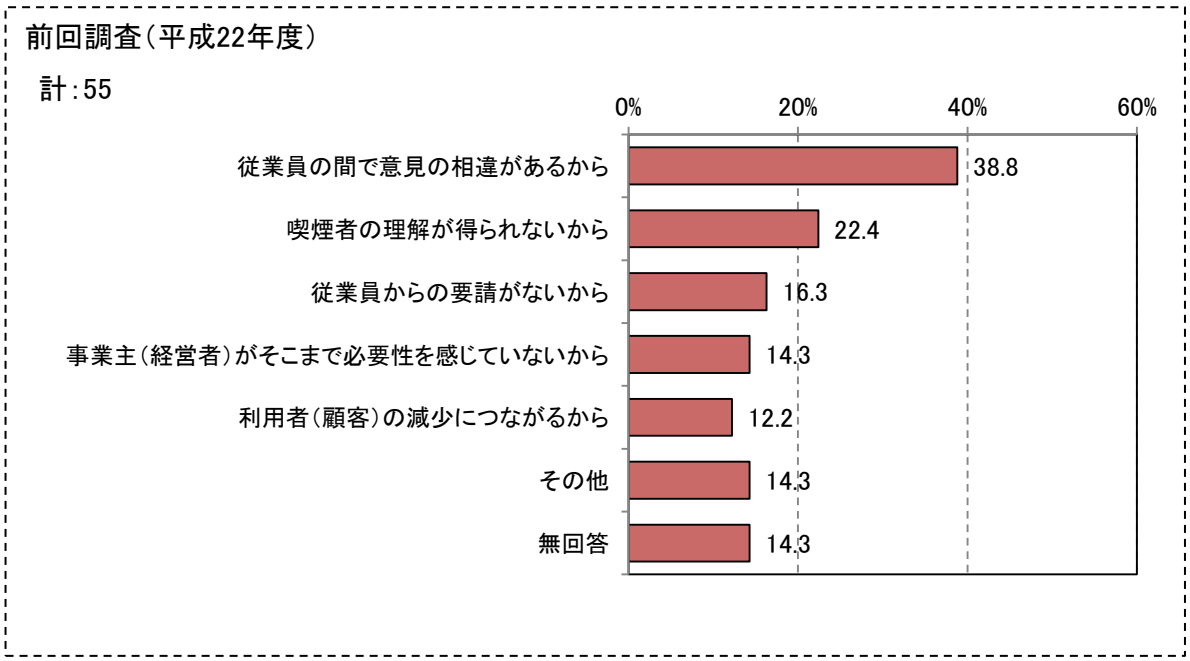

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

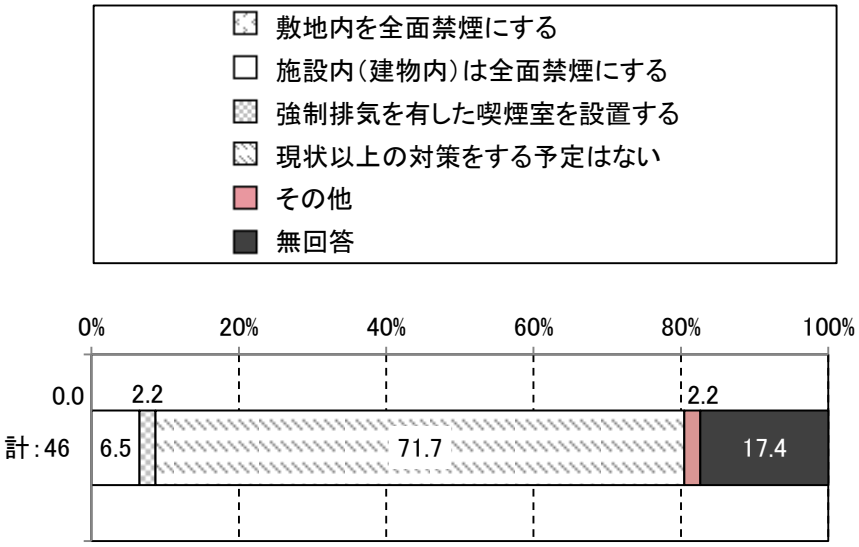

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が71.7%で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（6.5%）次いで「強制排気を有した喫煙室を設置する」（2.2%）となっている。

前回調査（平成22年度）

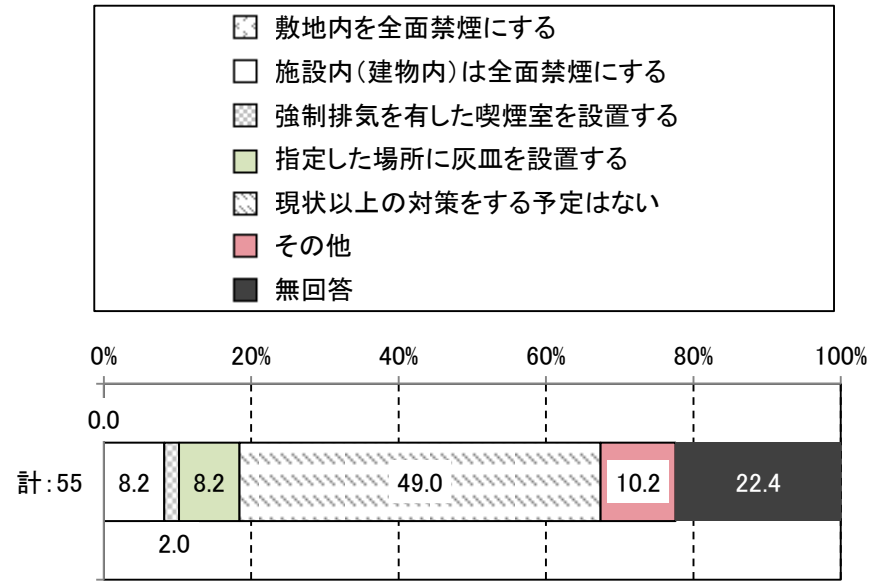

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

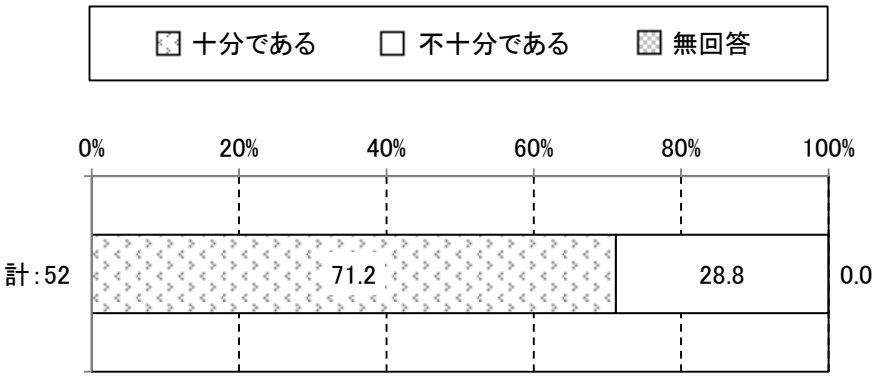

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（71.2%）、「不十分である」（28.8%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

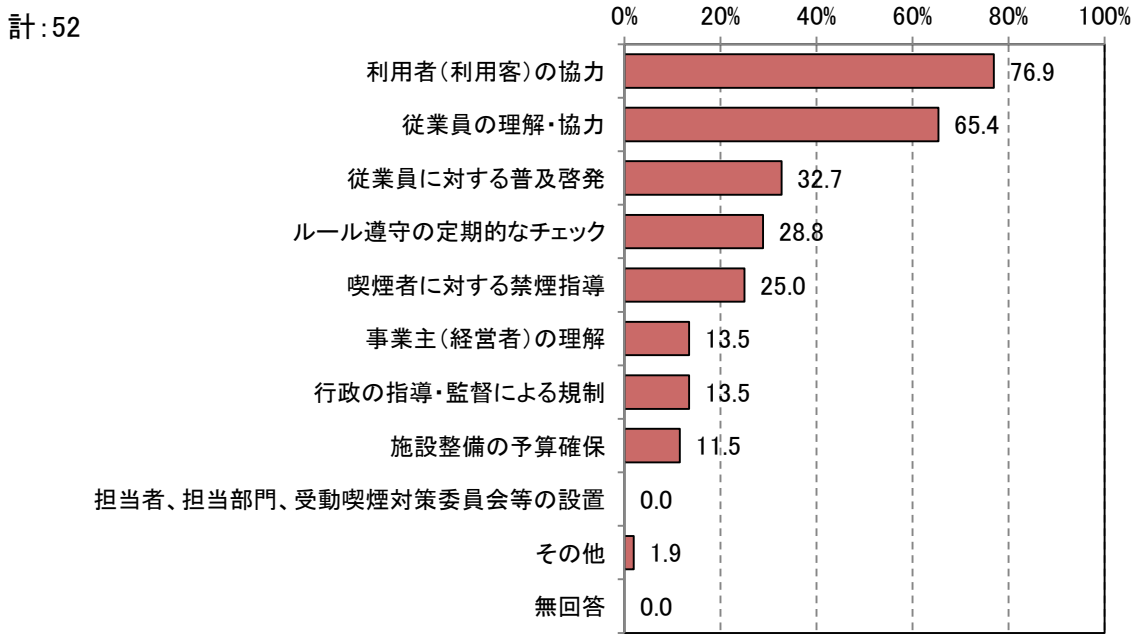

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が76.9%と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」(65.4%)、「従業員に対する普及啓発」(32.7%)「ルール遵守の定期的なチェック」（28.8%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（25.0%）の順となっている。

前回調査(平成22年度)

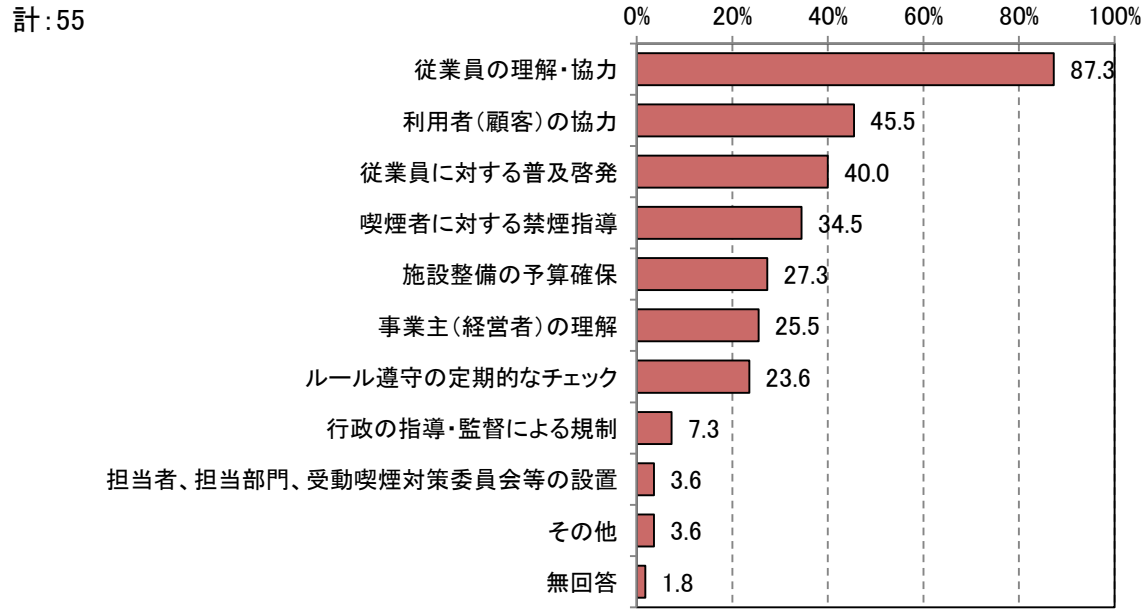

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

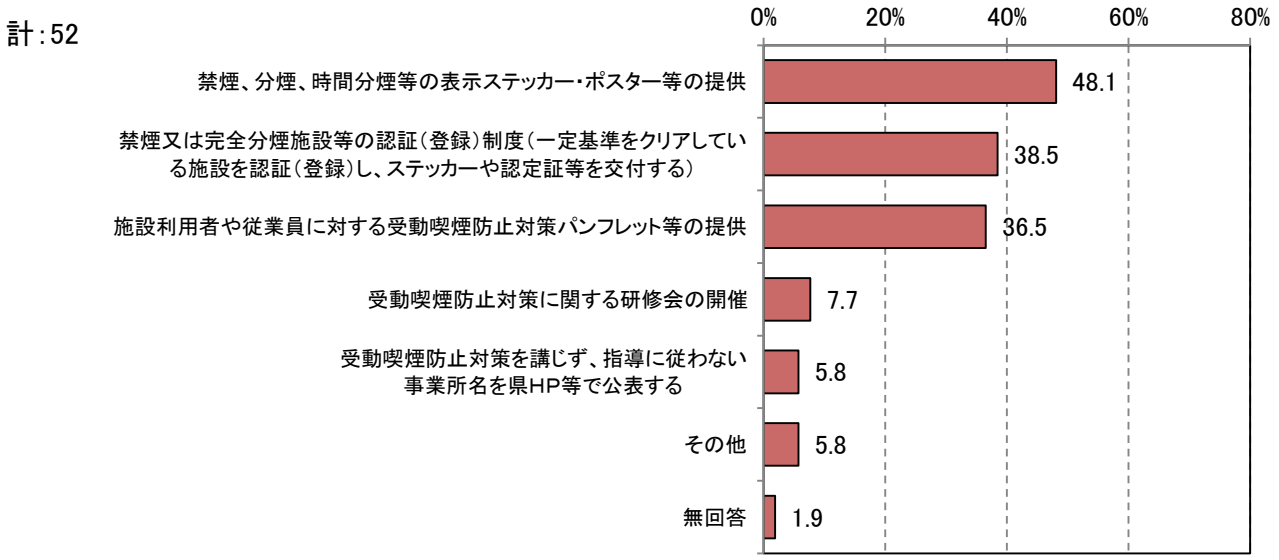

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 48.1%と最も多く、次いで、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（38.5%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（36.5%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（7.7%）の順となっている。

飲食店の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

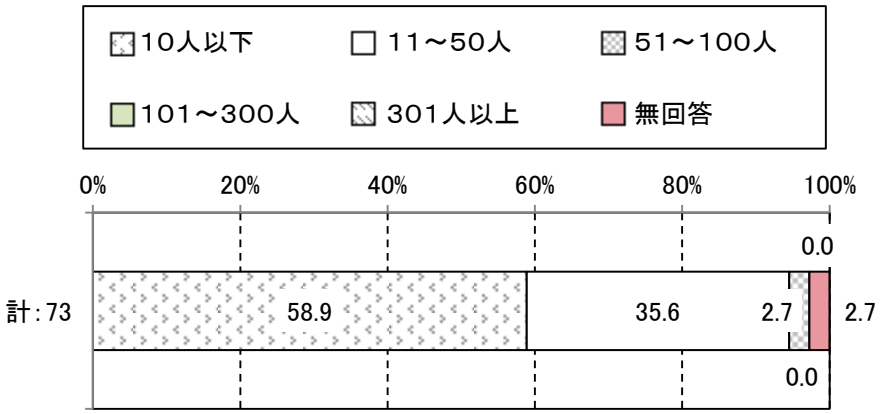

事業所の従業員数は、「10 人以下」が 58.9％と最も多く、次いで、「11～50 人」(35.6％)、「51～100 人」（2.7％）、の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

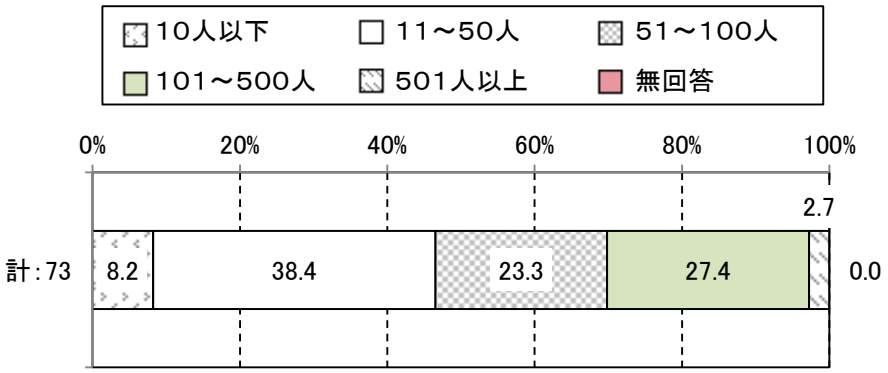

事業所の平均利用者数は「11～50 人」が 38.4％と最も多く、次いで「101～500 人」(27.4％）、「51～100 人」（23.3％）、「10 人以下」（8.2％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

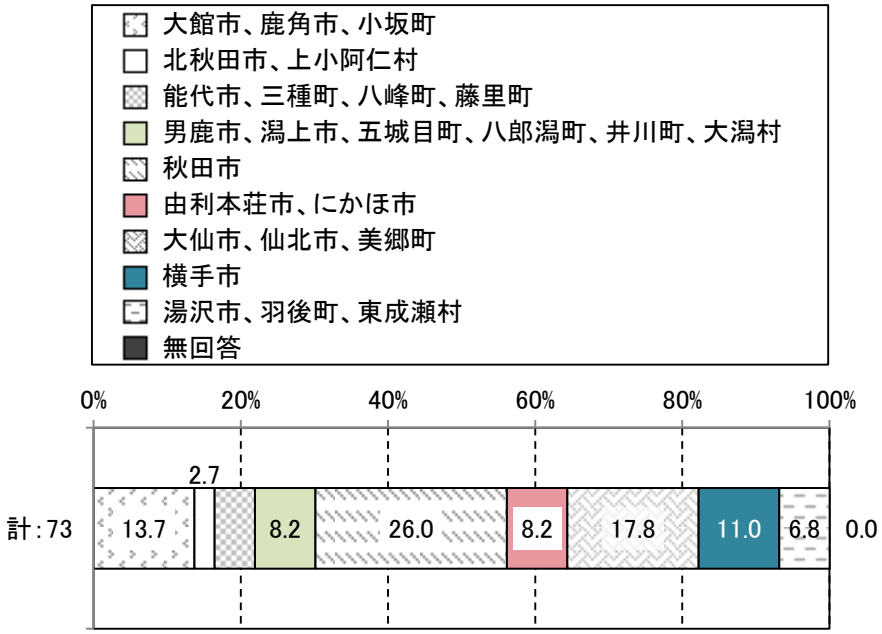

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

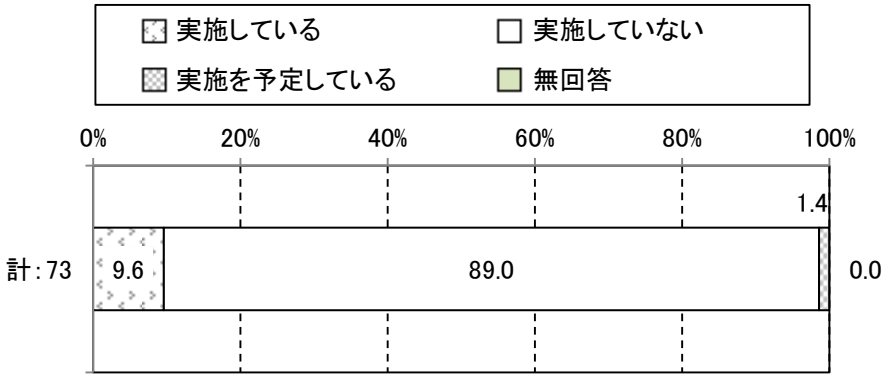

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（9.6%）、「実施していない」（89.0%）、「実施を予定している」（1.4%）となっている。

前回調査（平成22年度）

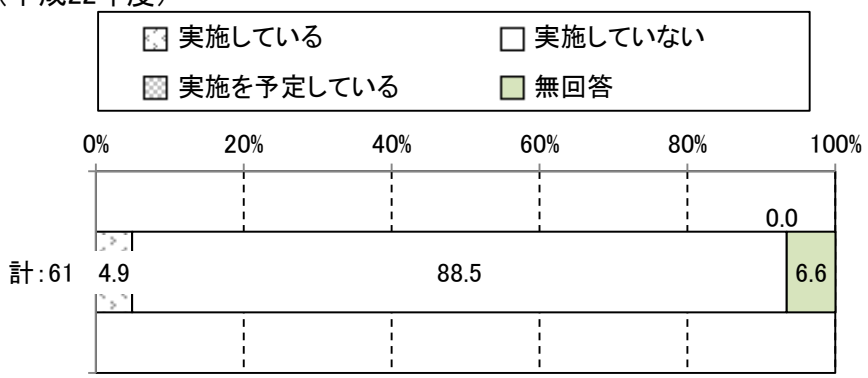

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

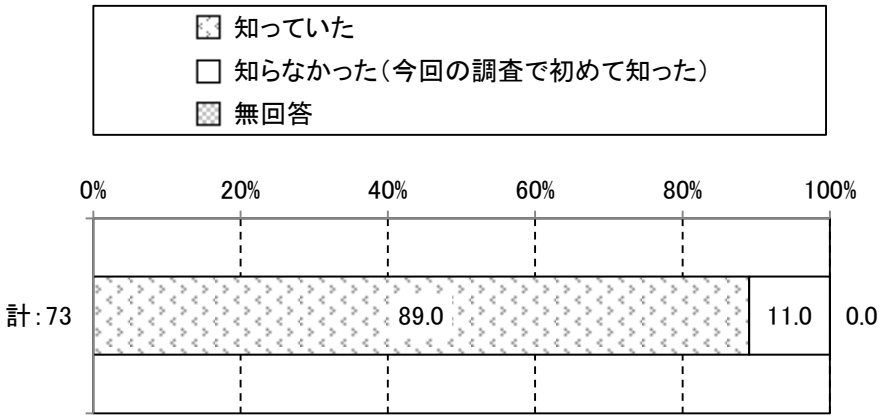

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（89.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（11.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

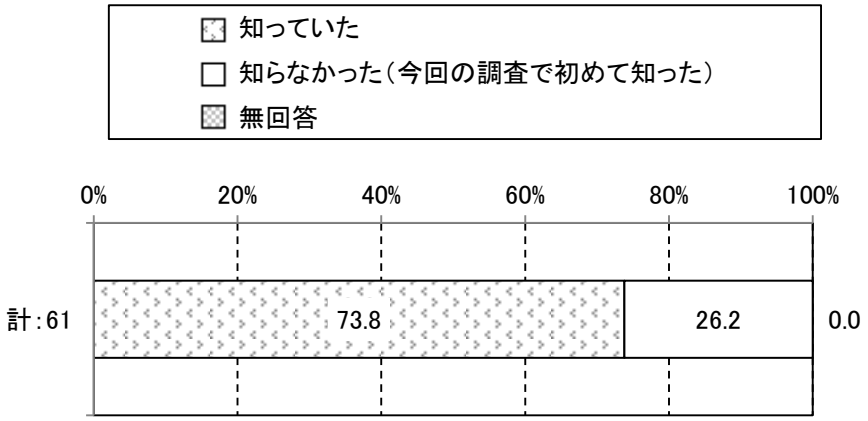

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

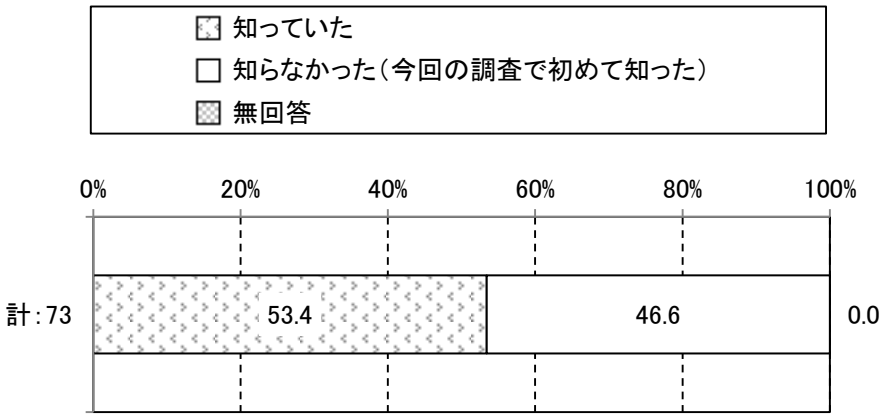

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（53.4%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（46.6%）となっている。

前回調査（平成22年度）

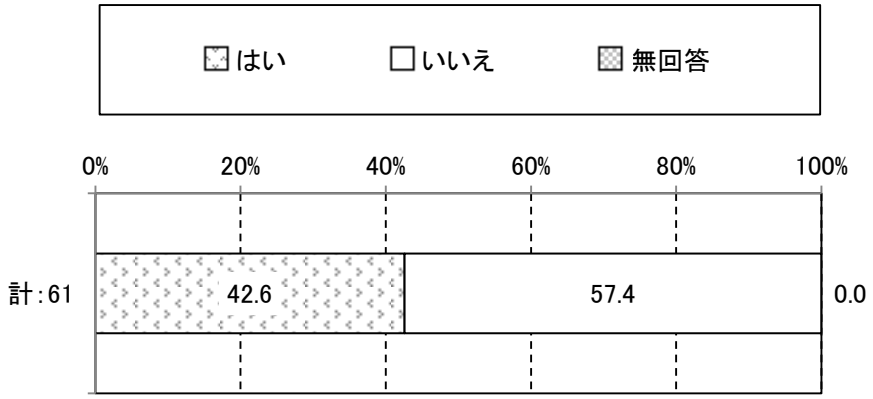

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

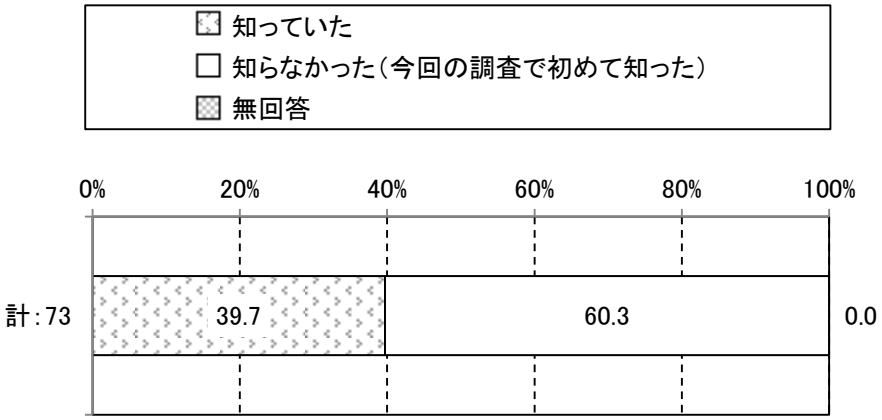

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（39.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（60.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

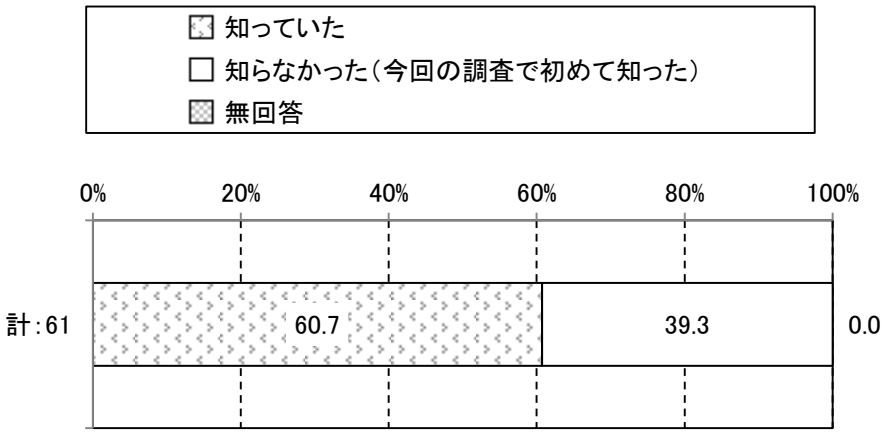

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

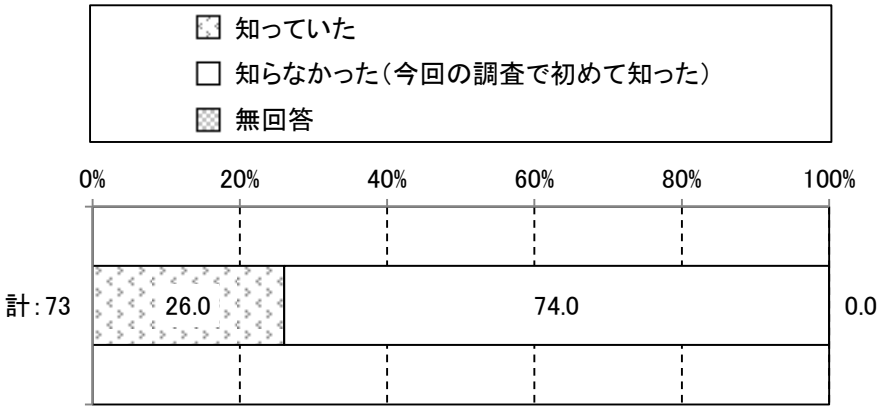

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（26.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（74.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

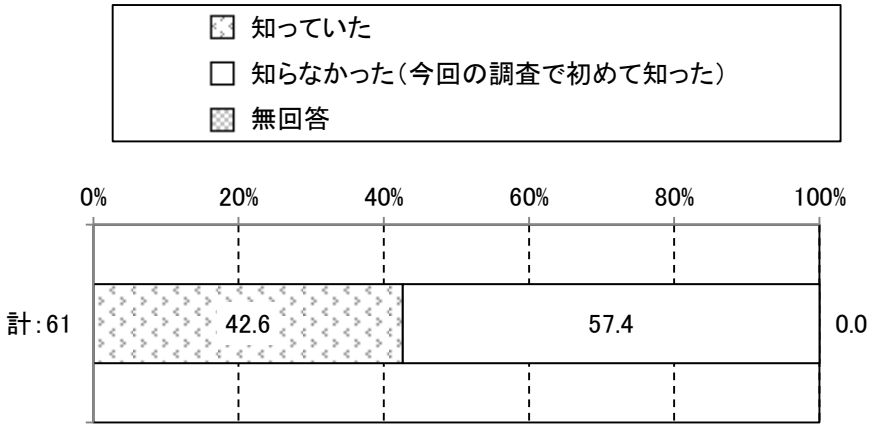

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

計：73

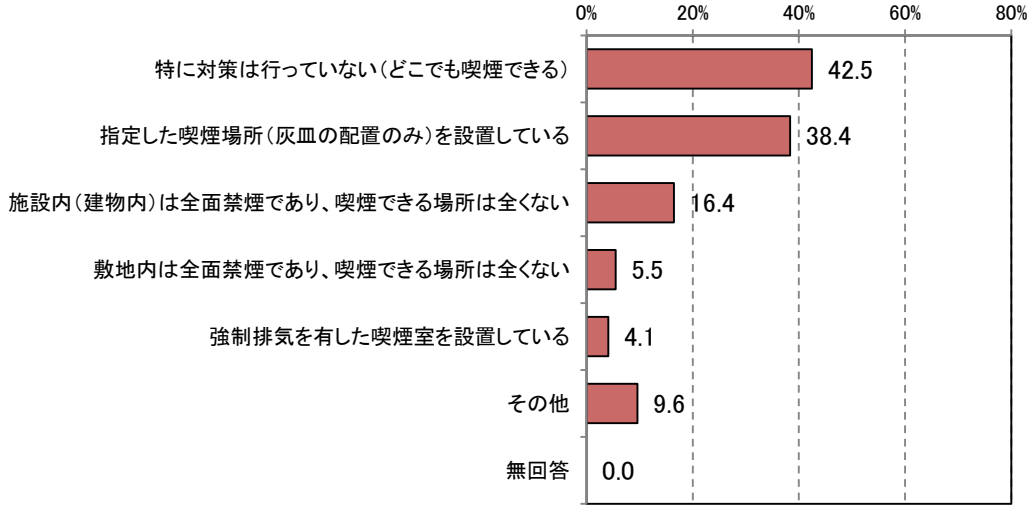

現在の事業所における喫煙環境は、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」が42.5%と最も多く、次いで「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」（38.4%）、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（16.4%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（5.5%）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（4.1%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

計：61

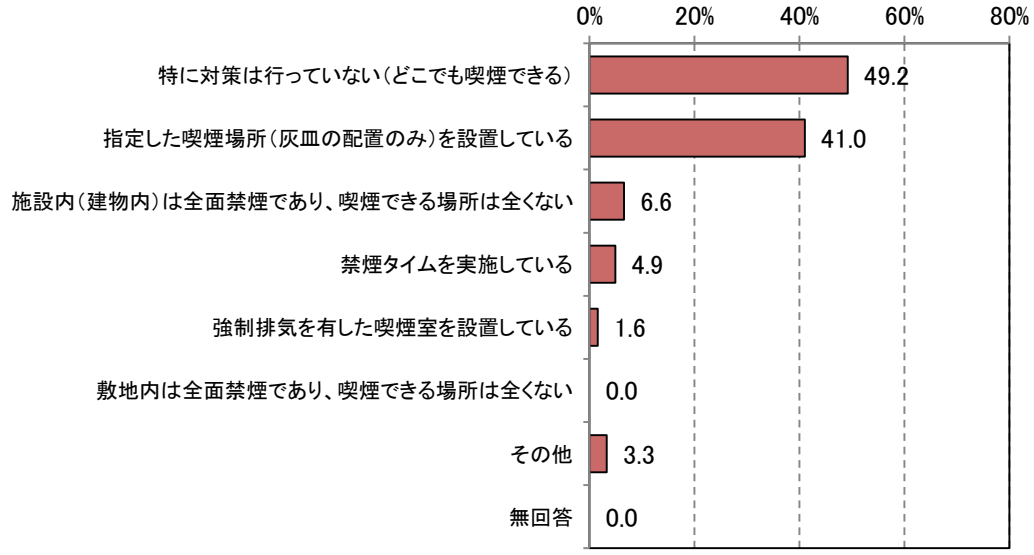

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

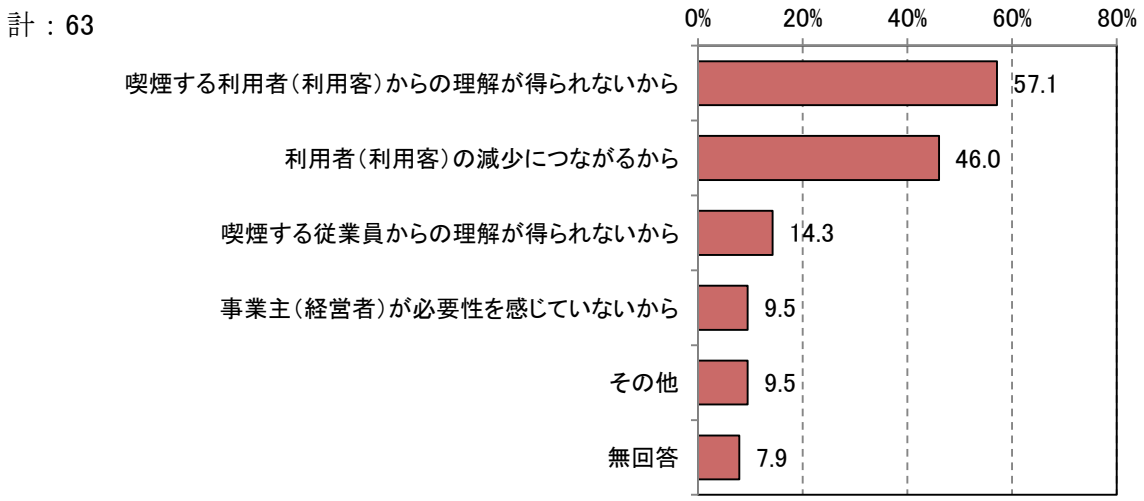

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が57.1％と最も多く、次いで「利用者（利用客）の減少につながるから」（46.0％）、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（14.3％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（9.5％）の順となっている。

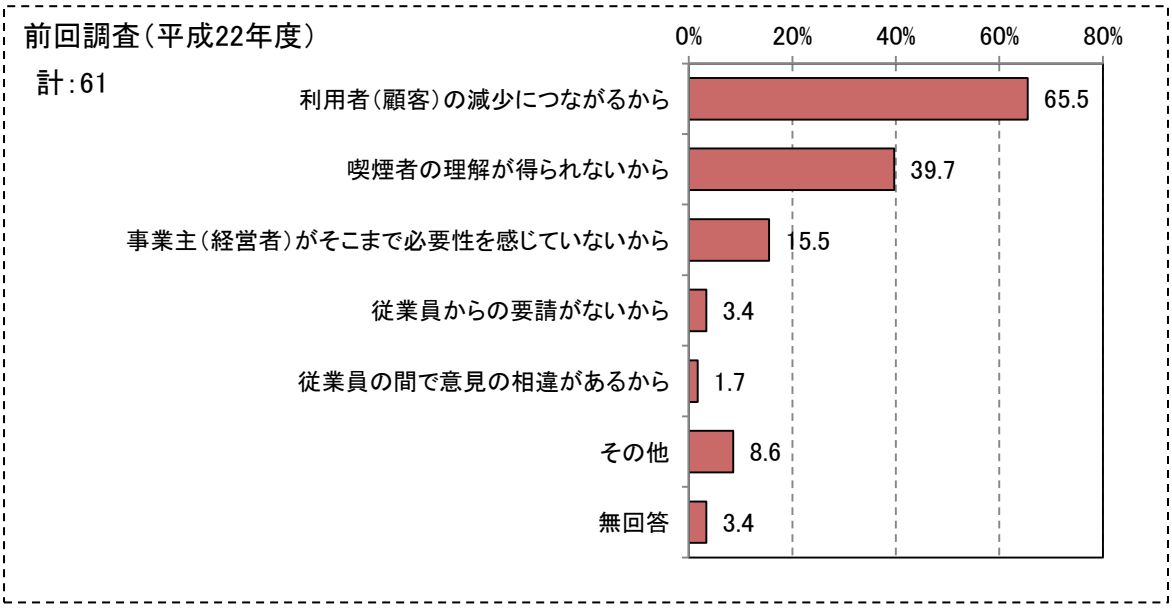

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

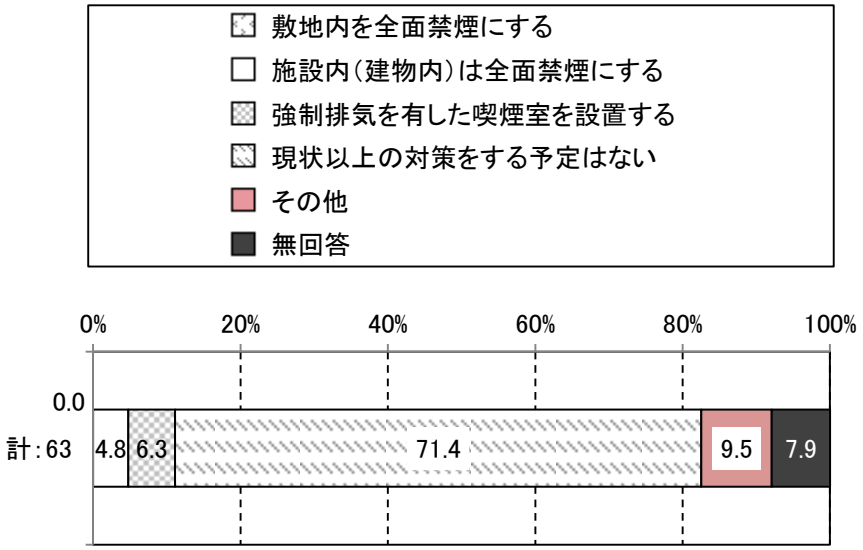

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が71.4％で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（6.3％）、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（4.8％）となっている。

前回調査（平成22年度）

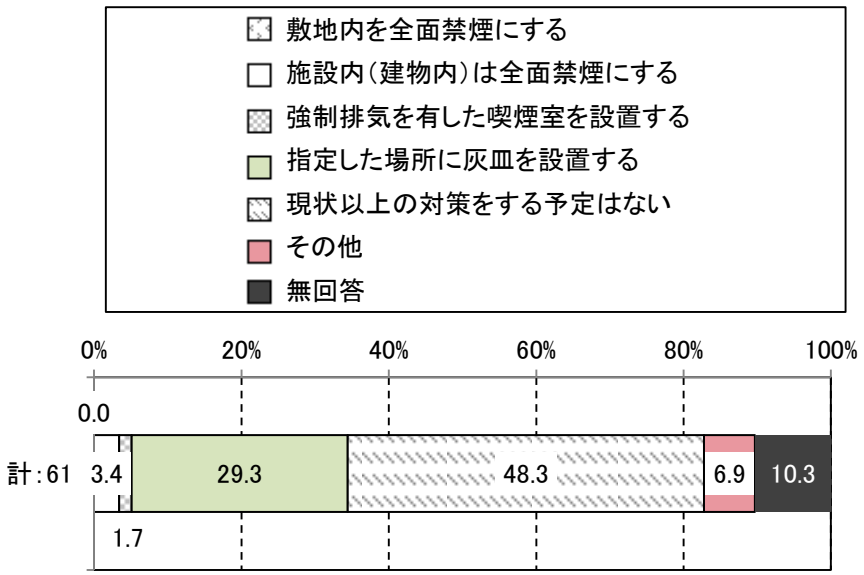

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

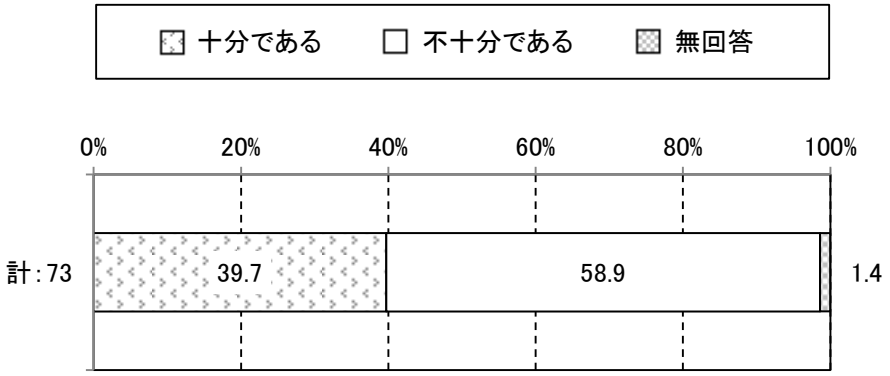

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（39.7%）、「不十分である」（58.9%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：73

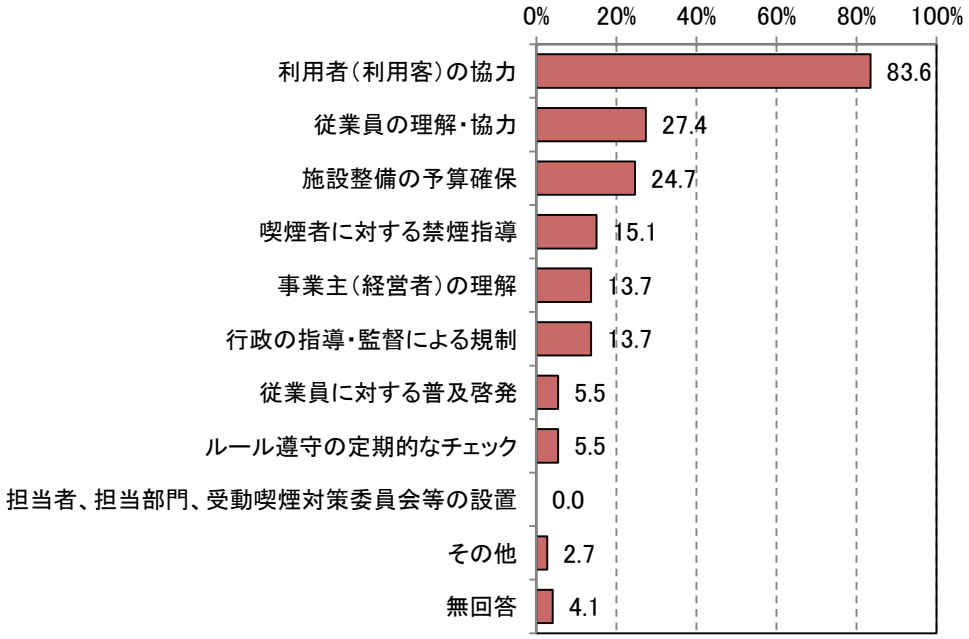

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が83.6％と最も多く、次いで「従業員の理解・協力」（27.4％）、「施設整備の予算確保」（24.7％）、「喫煙者に対する禁煙指導」（15.1％）、同率で「事業主（経営者）の理解」、「行政の指導・監督による規制」が13.7％の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計:61

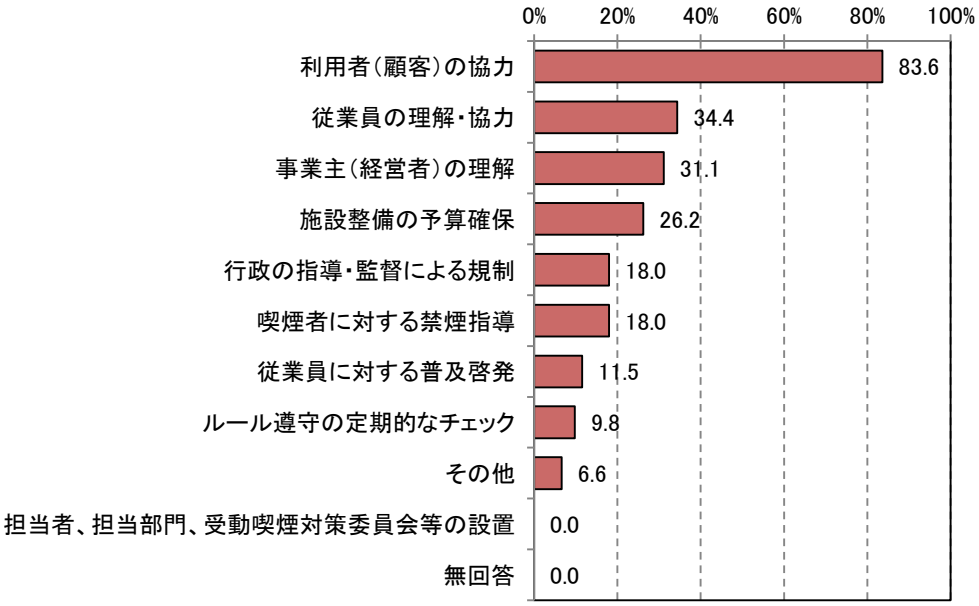

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

計：73

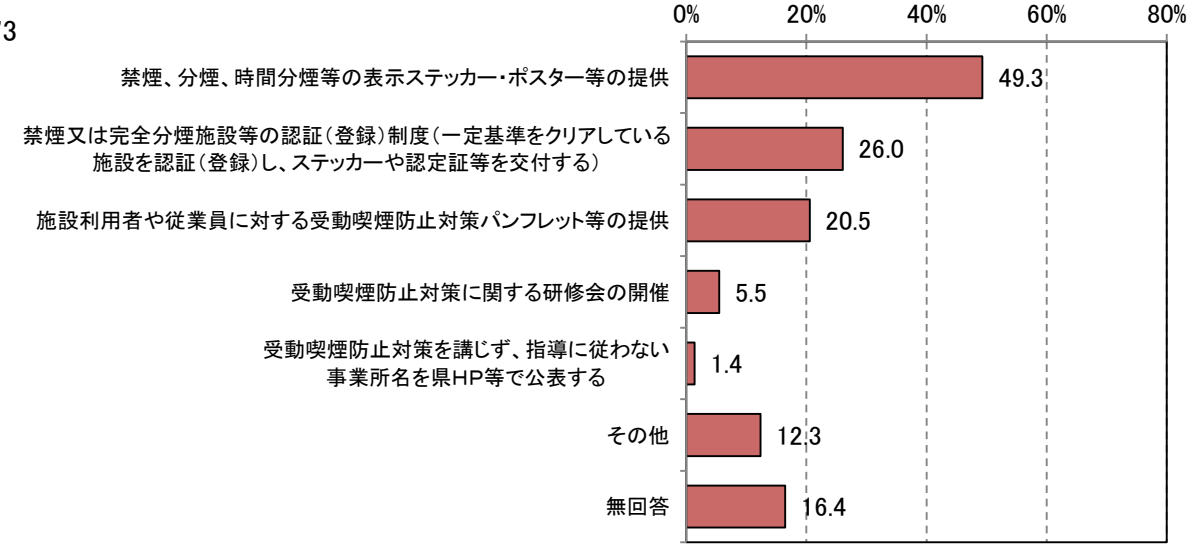

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 49.3%と最も多く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（26.0%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（20.5%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（5.5%）の順となっている。

交通機関の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

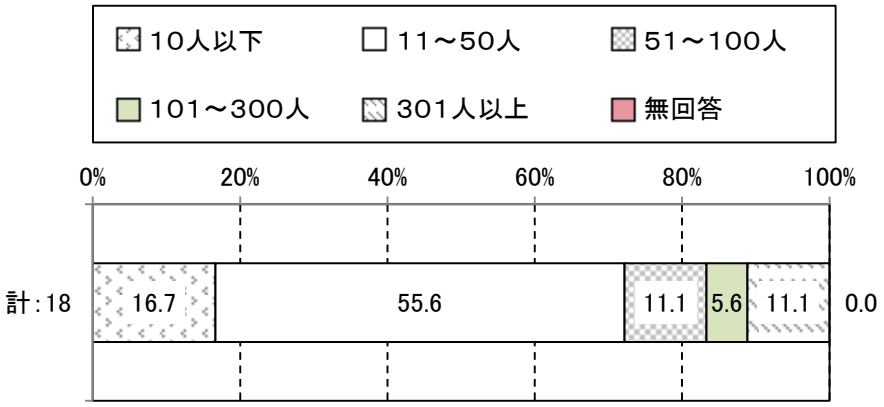

事業所の従業員数は、「11～50 人」が 55.6%と最も多く、次いで「10 人以下」（16.7%）、「51～100 人」（11.1%）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

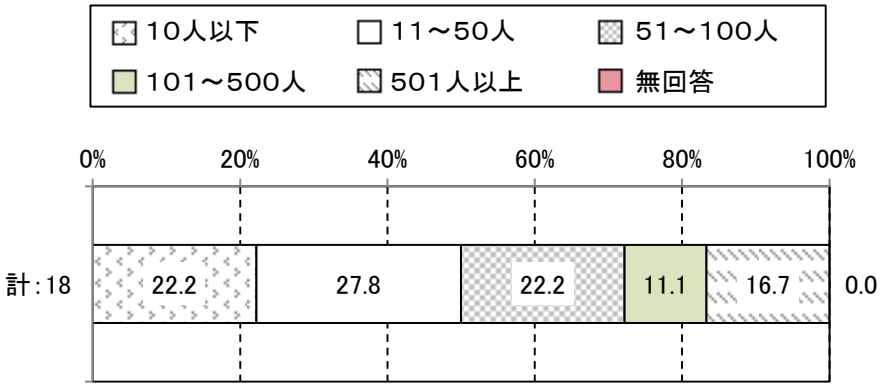

事業所の平均利用者数は「11～50 人」が 27.8%と最も多く、次いで「10 人以下」、「51～100 人」が 22.2%、「101～500 人」（11.1%）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

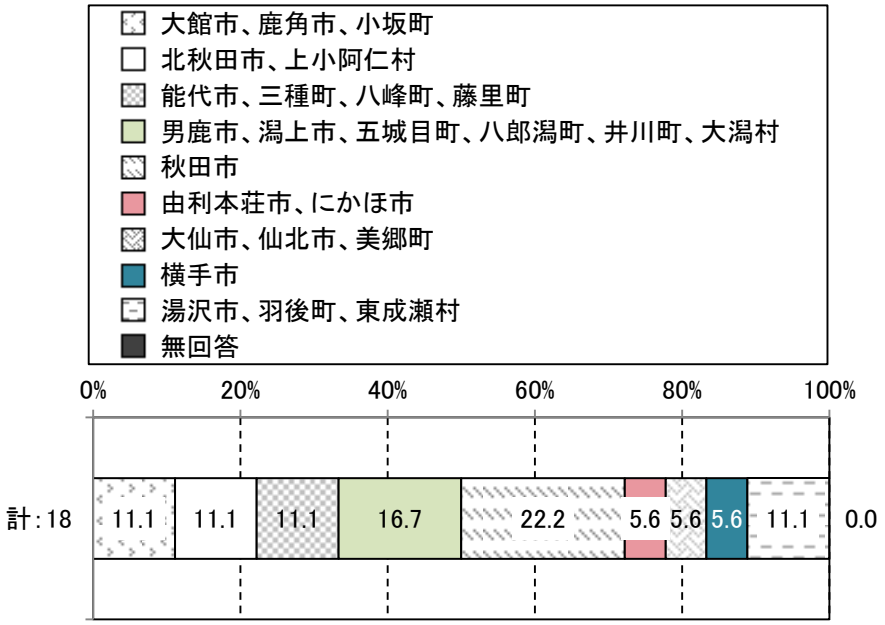

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

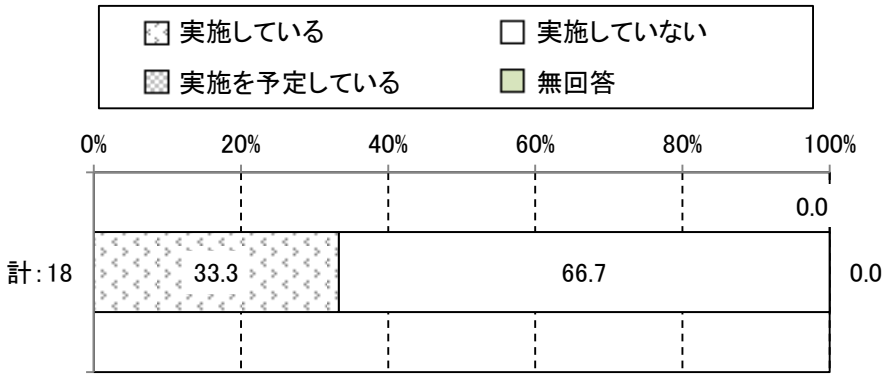

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（33.3%）、「実施していない」（66.7%）となっている。

前回調査（平成22年度）

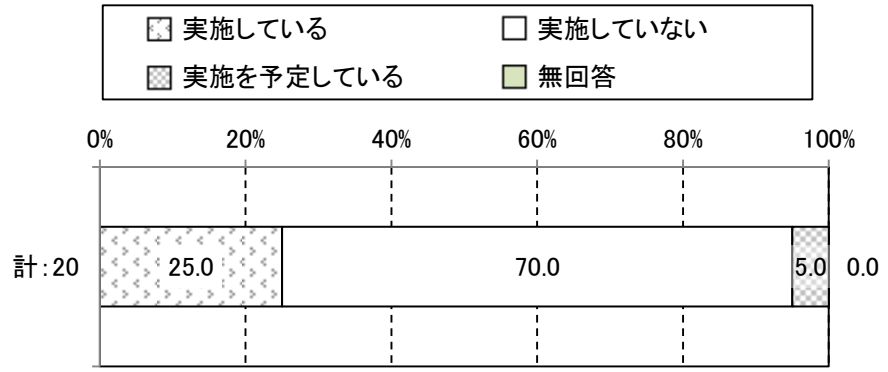

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

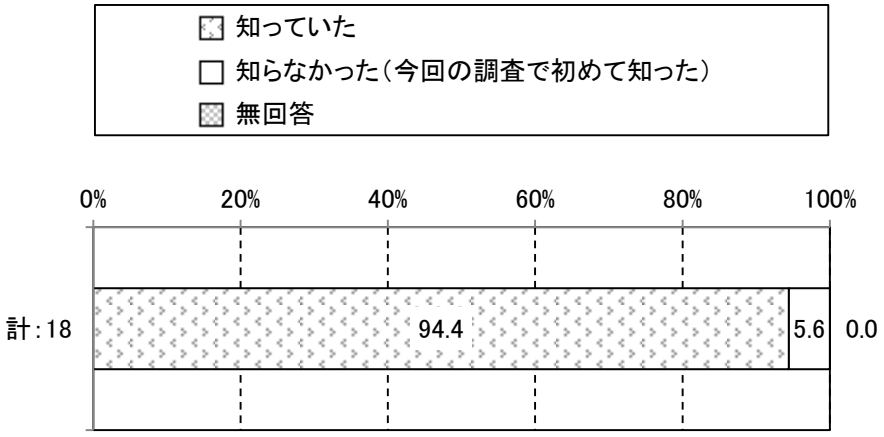

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（94.4%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（5.6%）となっている。

前回調査（平成22年度）

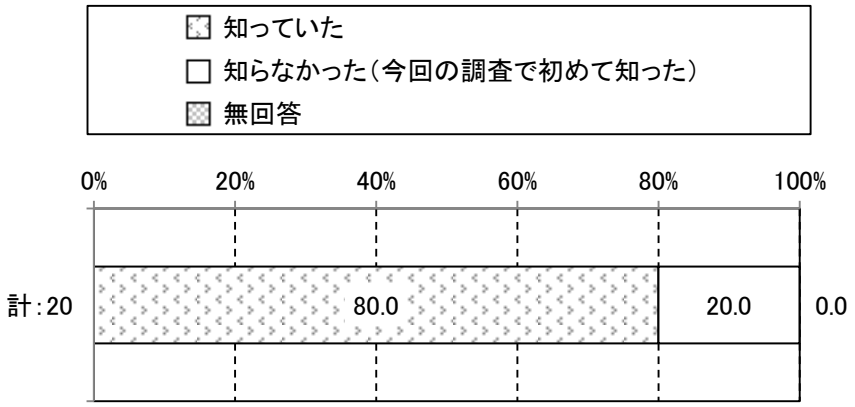

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

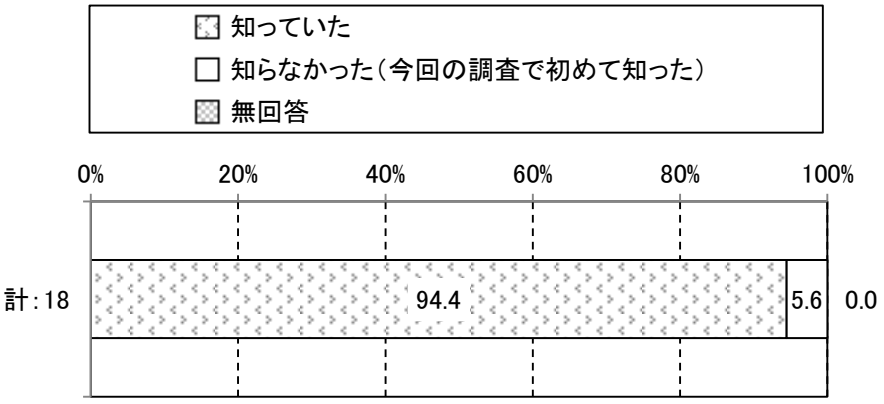

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（94.4%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（5.6%）となっている。

前回調査（平成22年度）

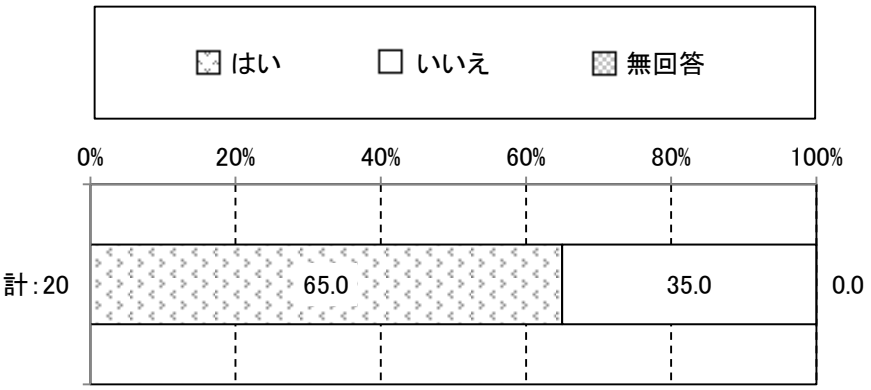

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

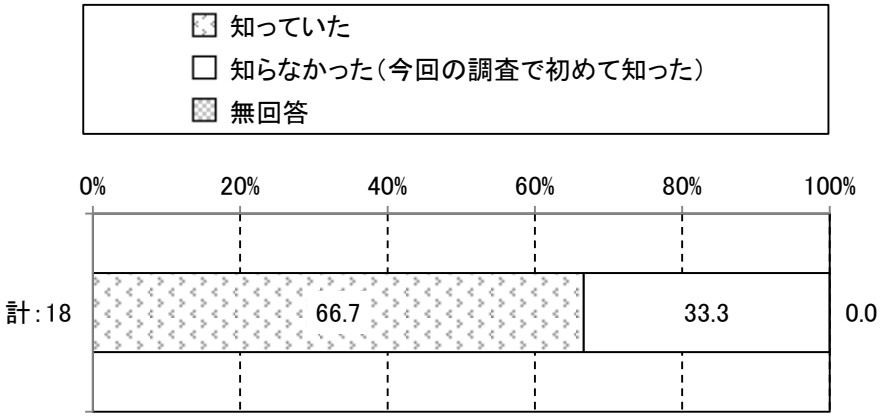

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（66.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（33.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

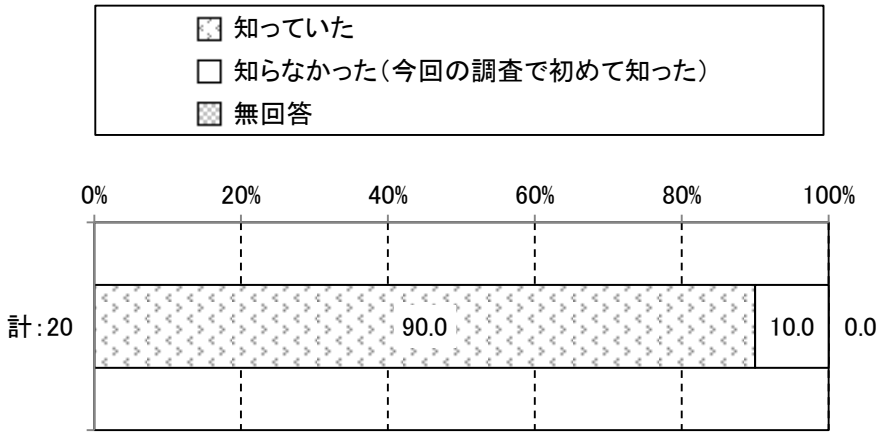

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

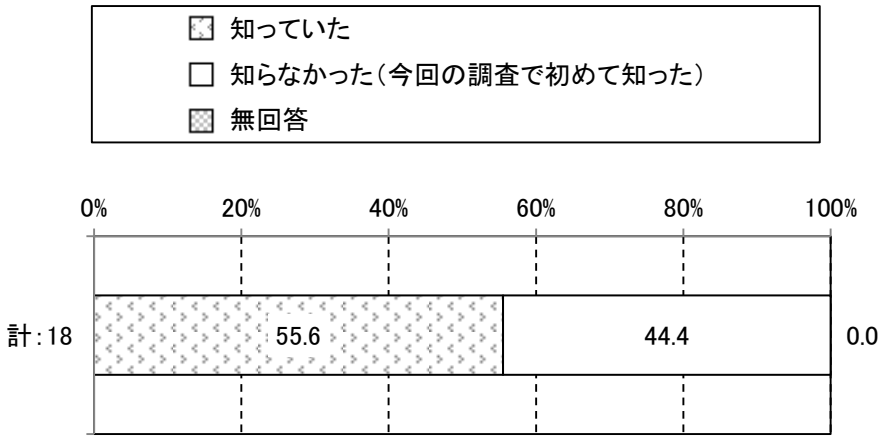

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（55.6%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（44.4%）となっている。

前回調査（平成22年度）

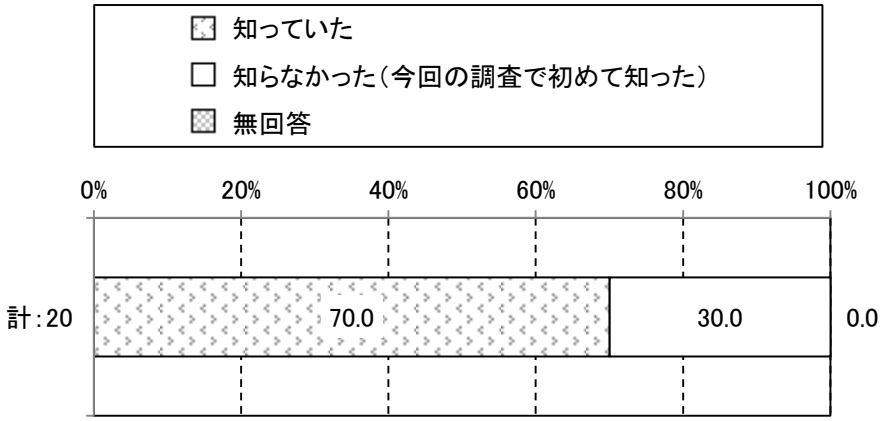

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

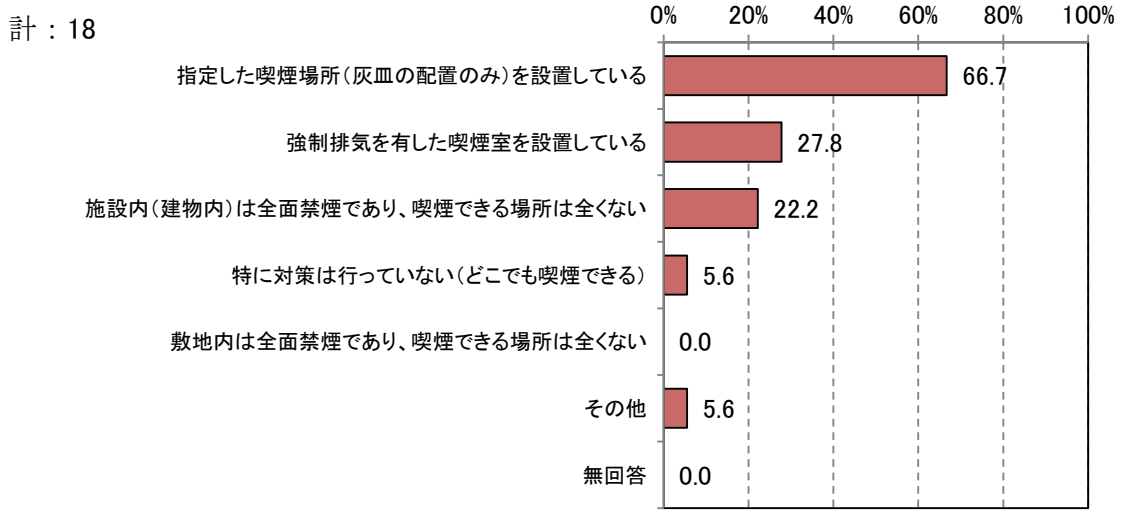

現在の事業所における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が66.7％と最も多く、次いで「強制排気を有した喫煙室を設置している」（27.8％）、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（22.2％）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（5.6％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

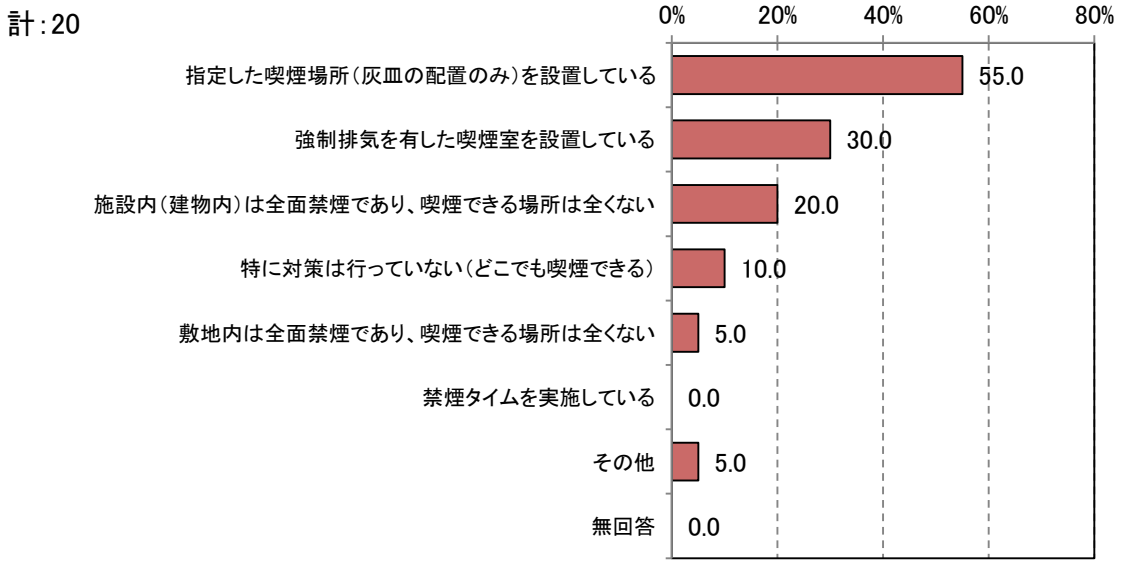

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

計：16

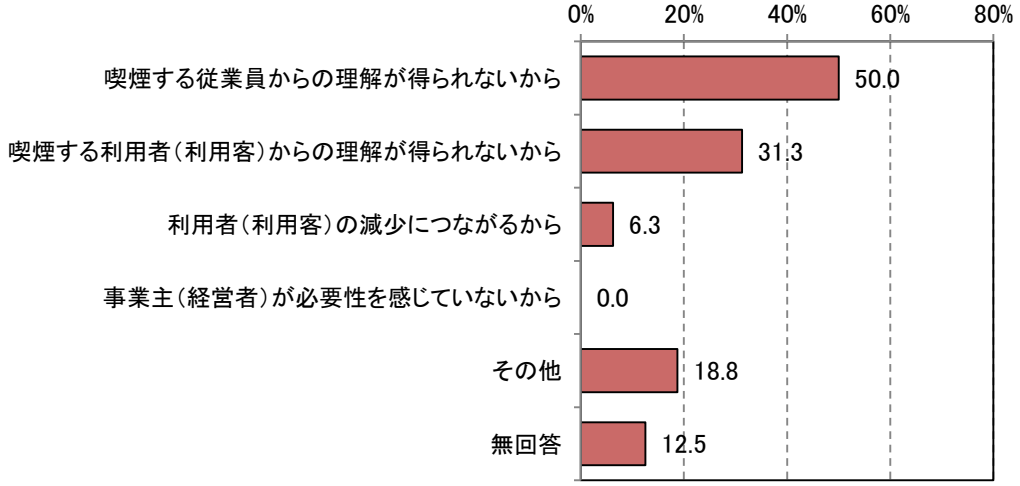

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」が50.0％と最も多く、次いで「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」（31.3％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（6.3％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：20

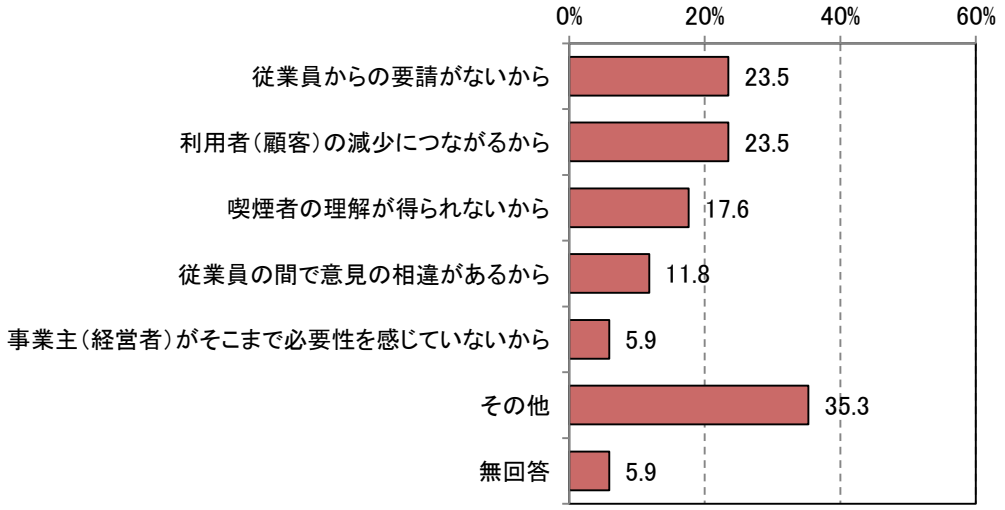

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

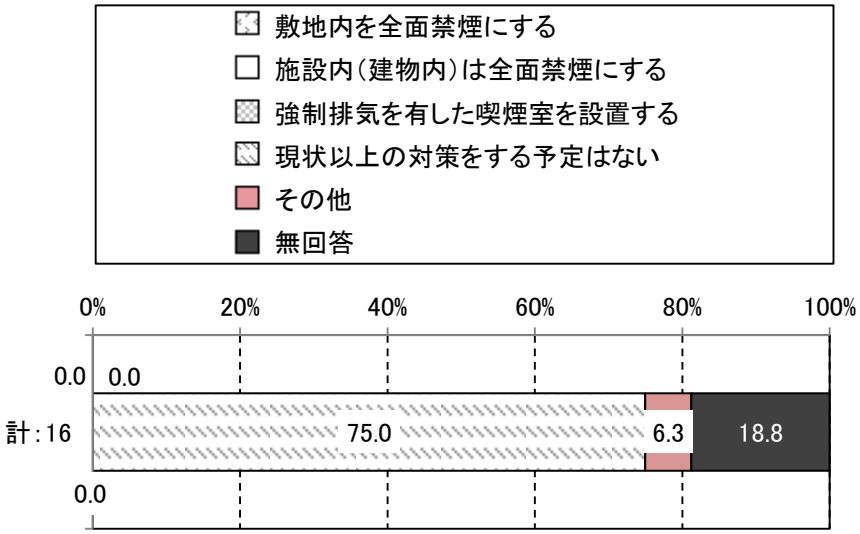

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が75.0％で最も多い回答になっている。

前回調査（平成22年度）

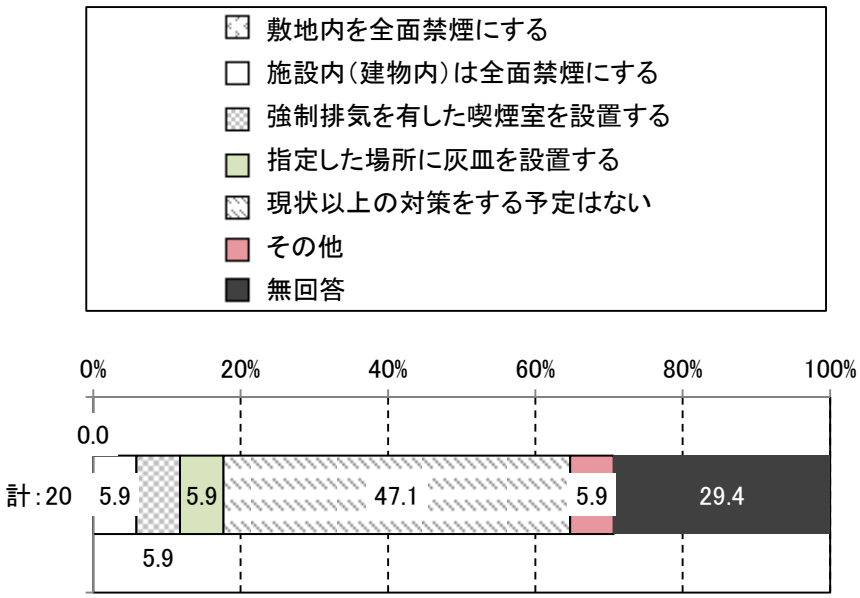

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

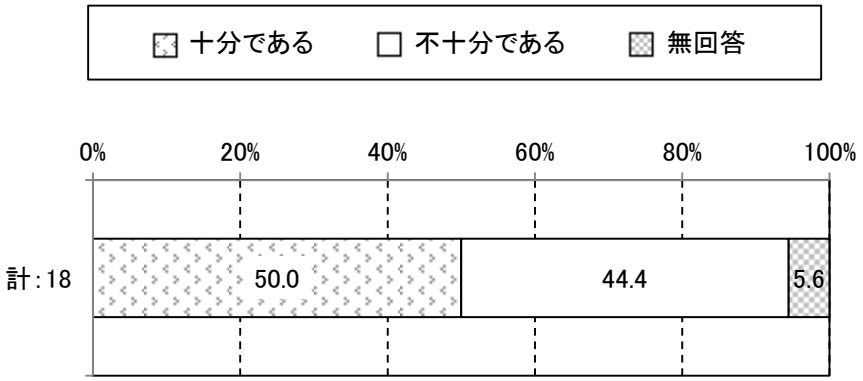

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（50.0%）、「不十分である」（44.4%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

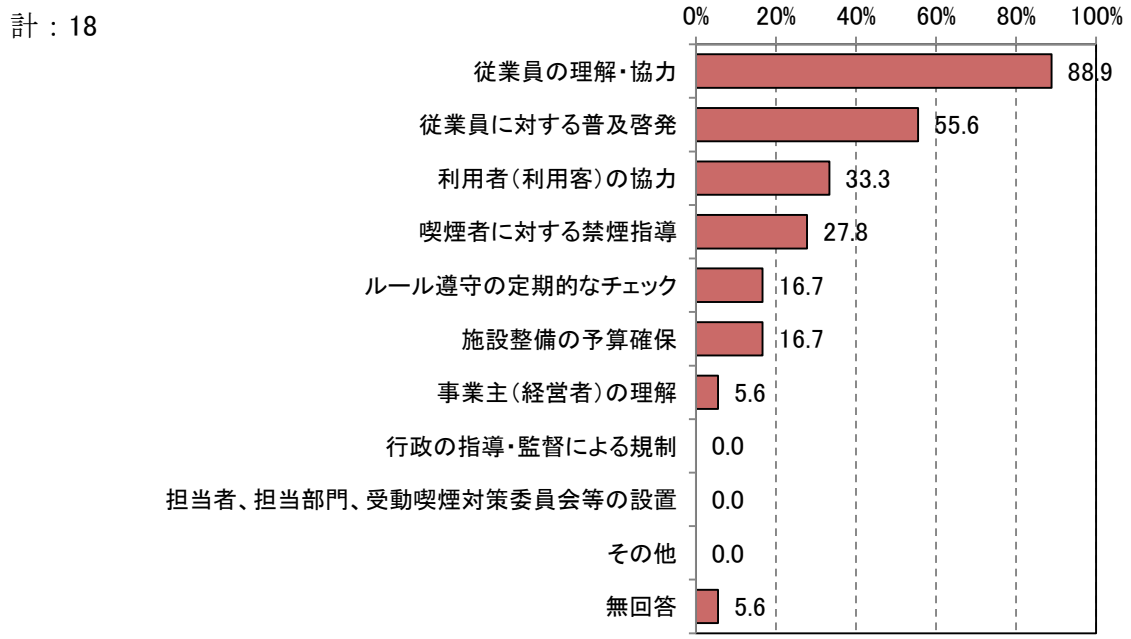

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が88.9％と最も多く、次いで「従業員に対する普及啓発」(55.6％)、「利用者(利用客)の協力」(33.3％)、「喫煙者に対する禁煙指導」（27.8％）、同率で「ルール遵守の定期的なチェック」、「施設整備の予算確保」が16.7％の順となっている。

前回調査（平成22年度）

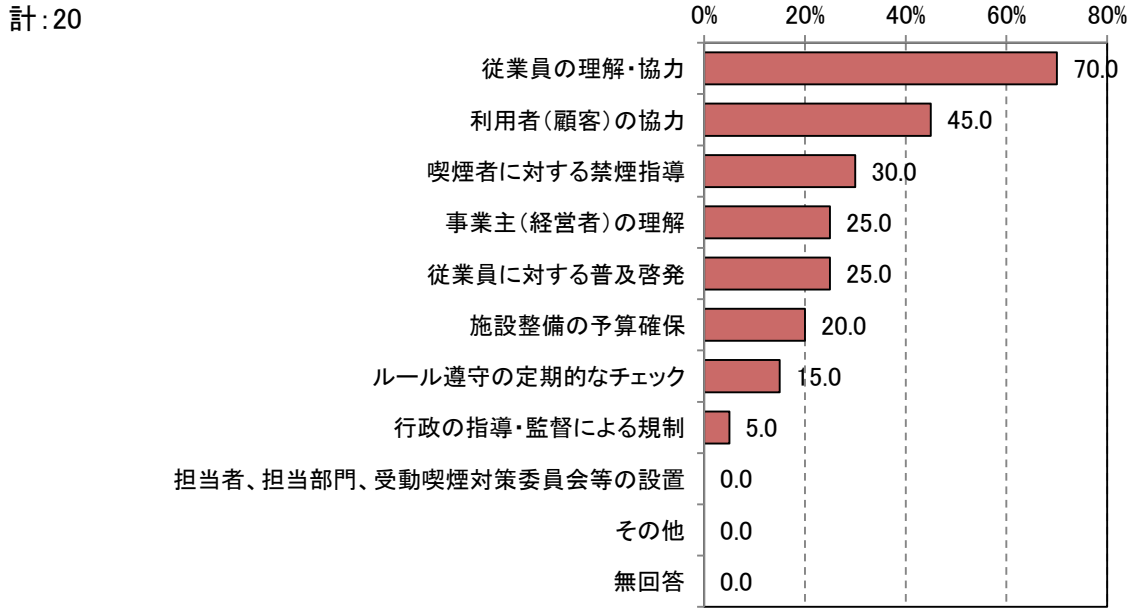

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

計：18

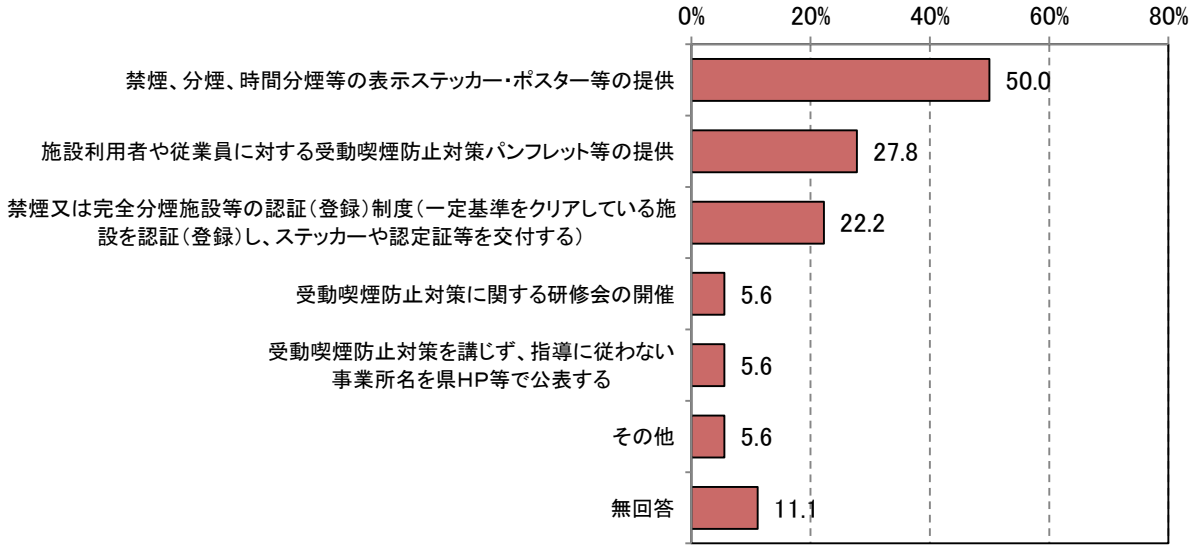

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 50.0%と最も多く、次いで「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（27.8%）、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（22.2%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（5.6%）の順となっている。

ホテル、旅館の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

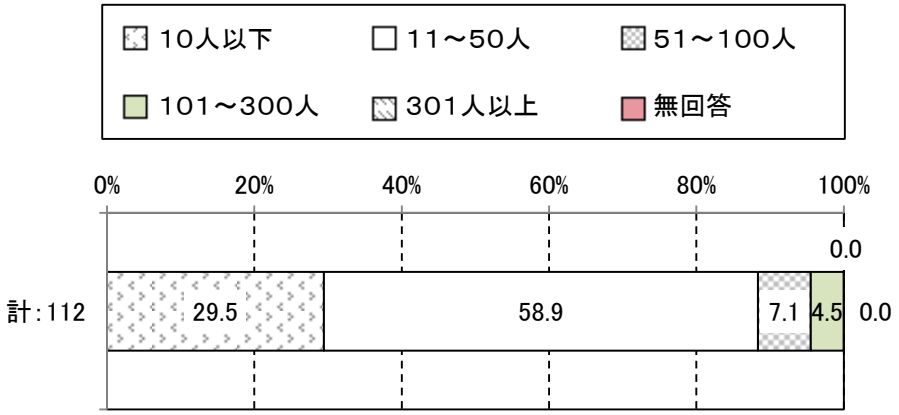

事業所の従業員数は、「11～50 人」が 58.9％と最も多く、次いで、「10 人以下」(29.5％)、「51～100 人」（7.1％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

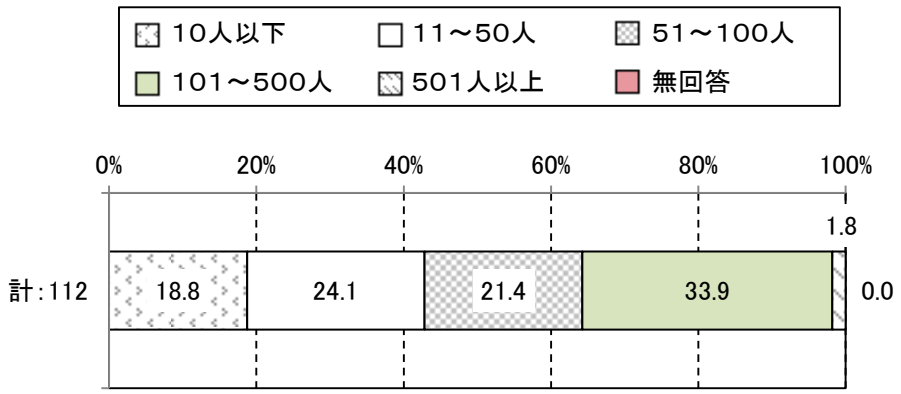

事業所の平均利用者数は「101～500 人」が 33.9％と最も多く、次いで「11～50 人」(24.1％）、「51～100 人」（21.4％）、「10 人以下」（18.8％）の順となっている。

問４　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は１つ）

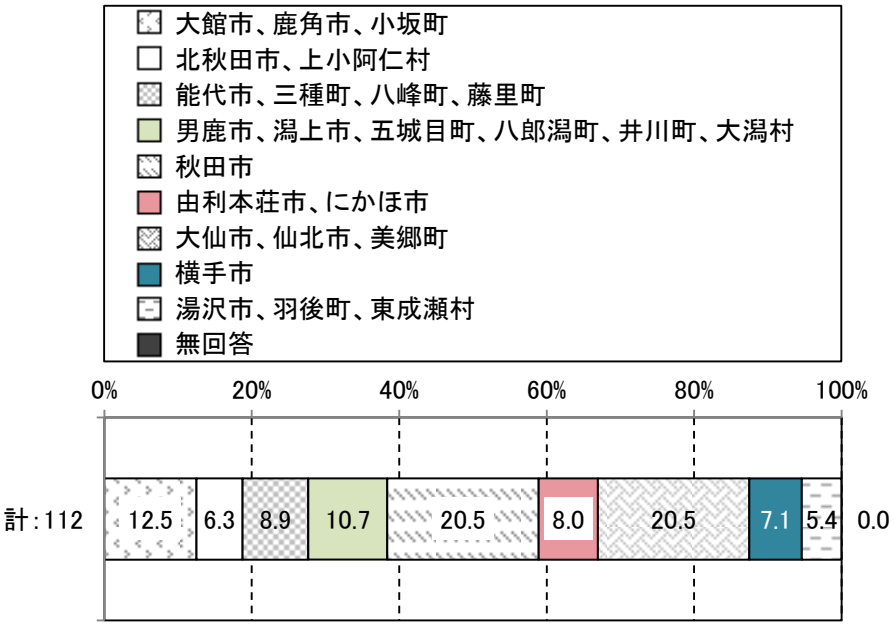

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

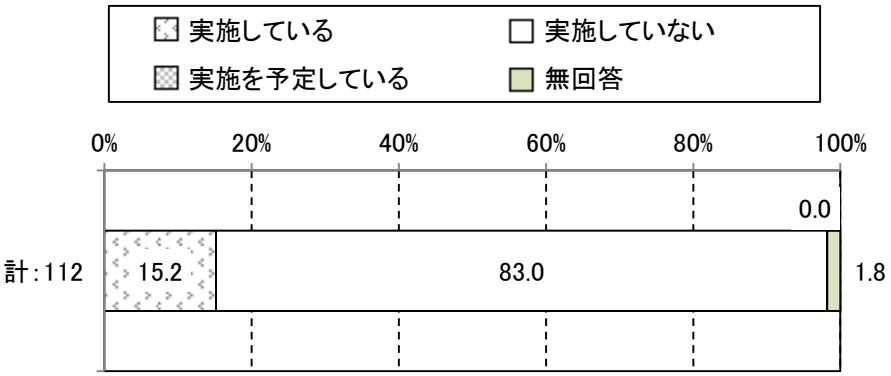

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（15.2%）、「実施していない」（83.0%）、「実施を予定している」（1.8%）となっている。

前回調査（平成22年度）

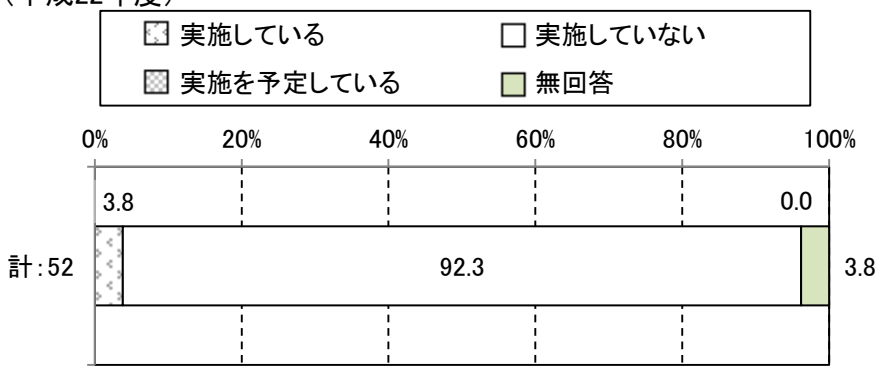

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

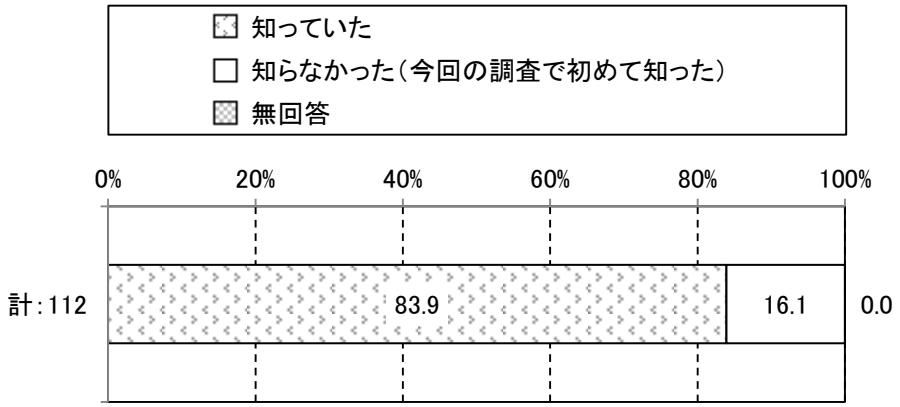

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（83.9%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（16.1%）となっている。

前回調査（平成22年度）

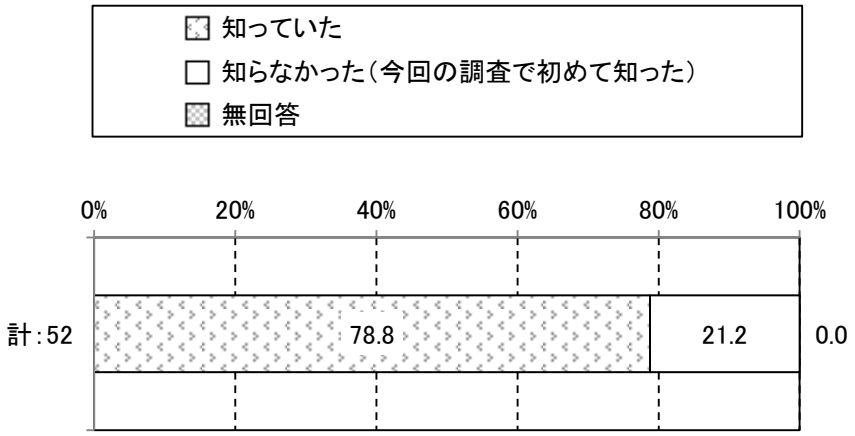

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

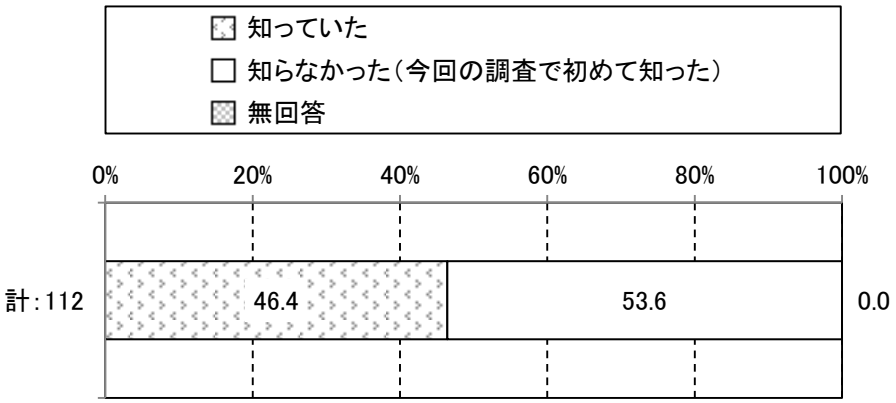

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（46.4%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（53.6%）となっている。

前回調査（平成22年度）

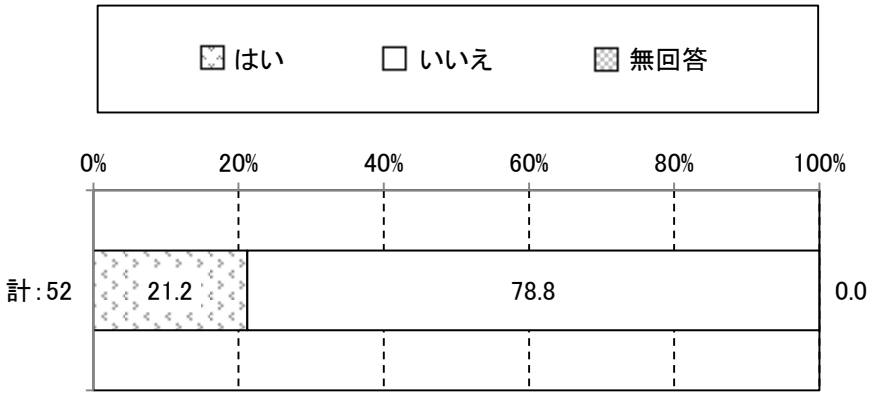

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

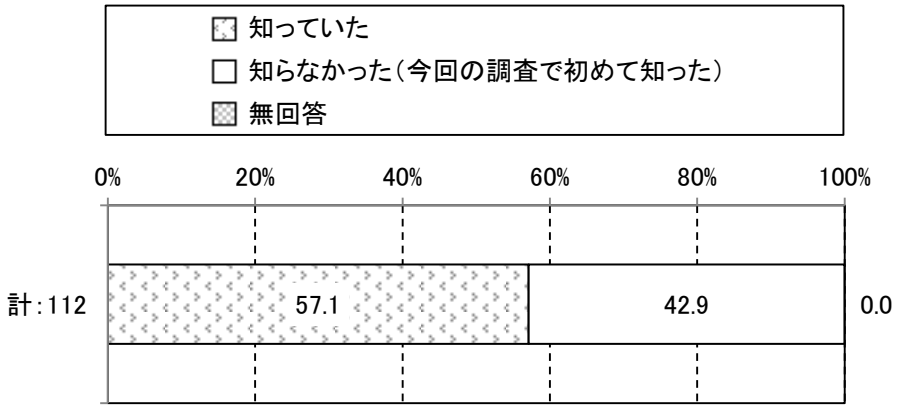

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（57.1%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（42.9%）となっている。

前回調査（平成22年度）

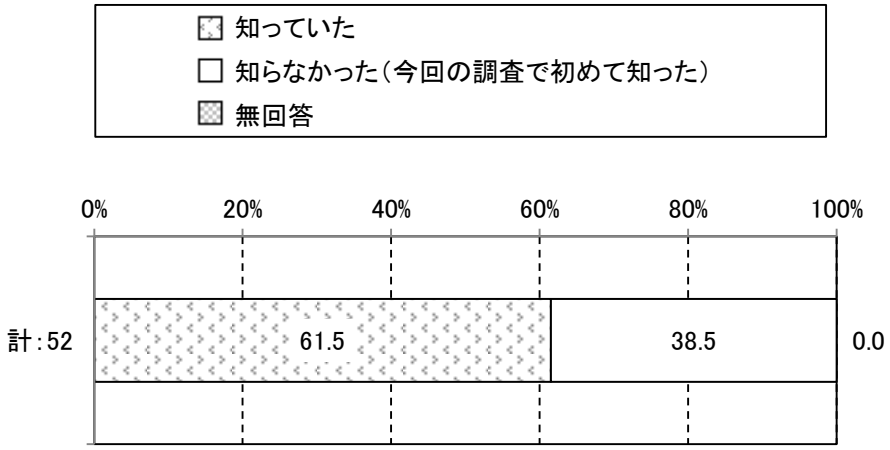

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

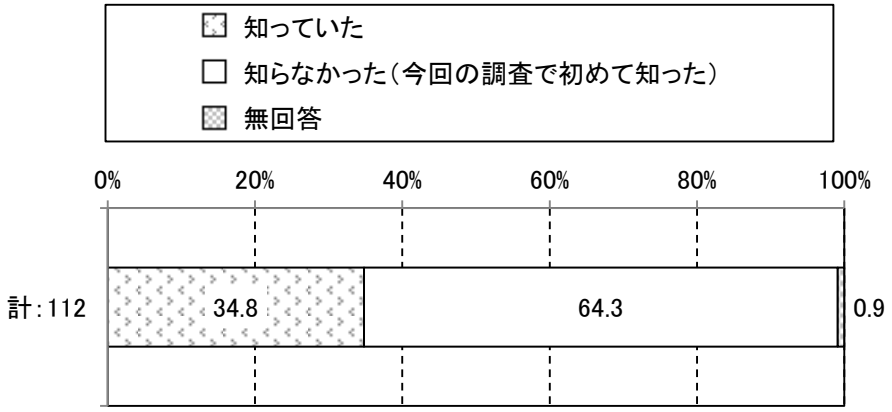

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（34.8%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（64.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

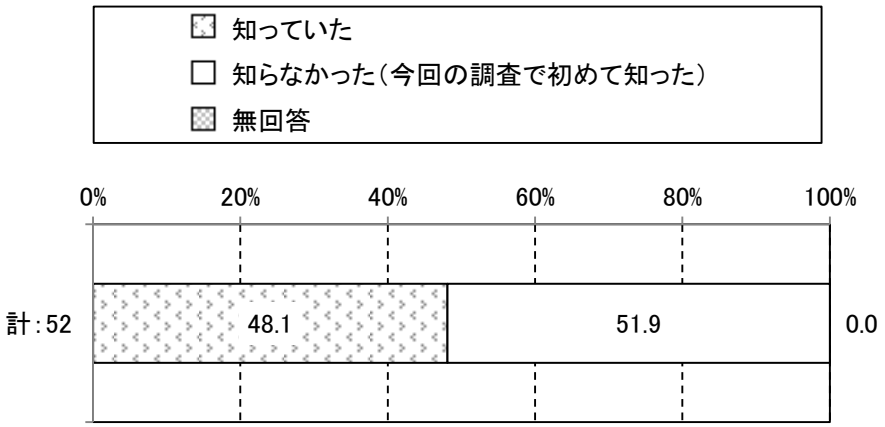

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

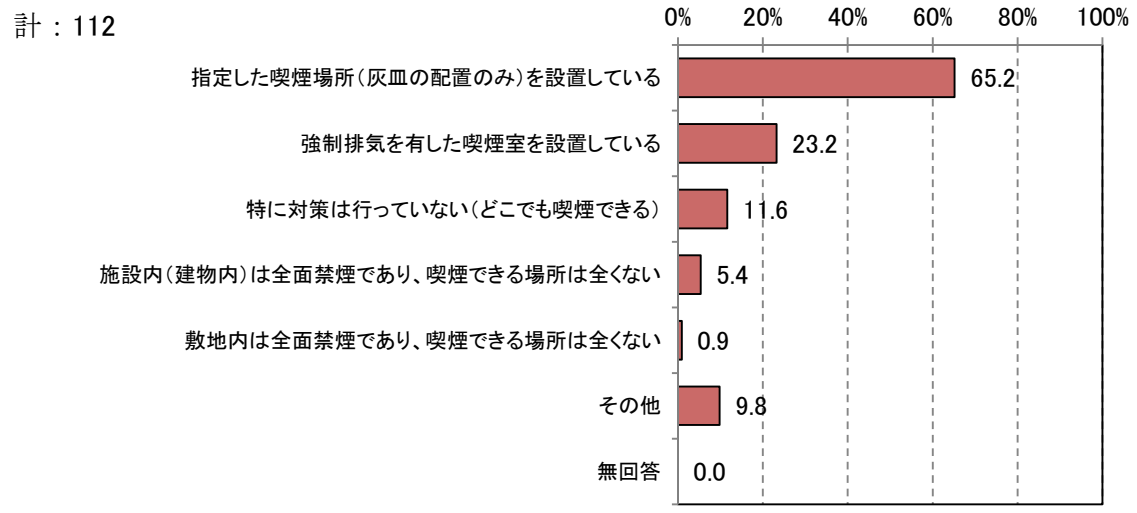

現在の事業所における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が 65.2%と最も多く、次いで「強制排気を有した喫煙室を設置している」（23.2%）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（11.6%）、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（5.4%）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（0.9%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

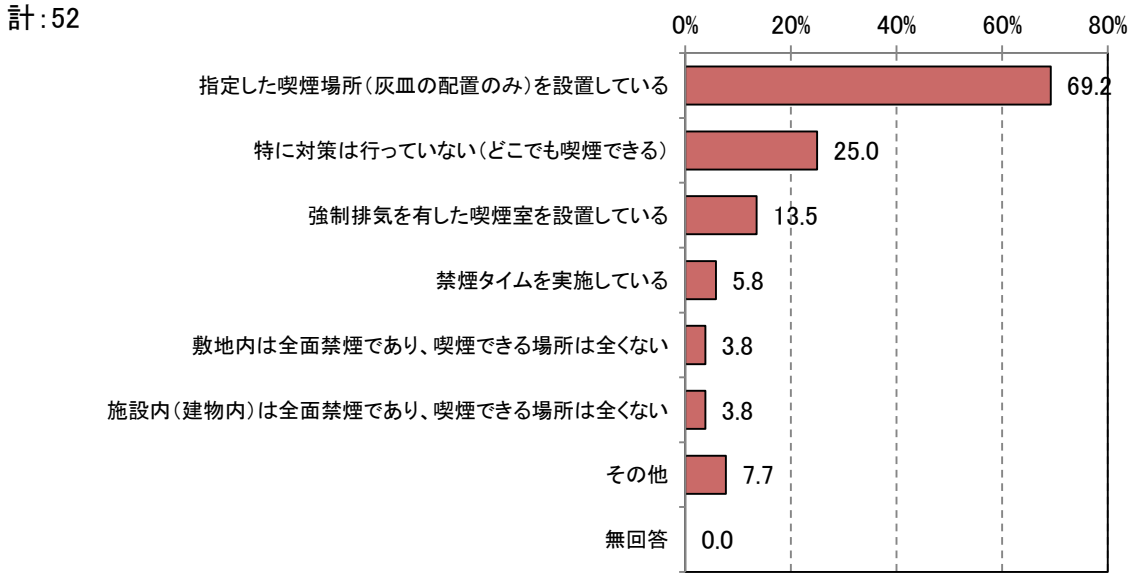

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

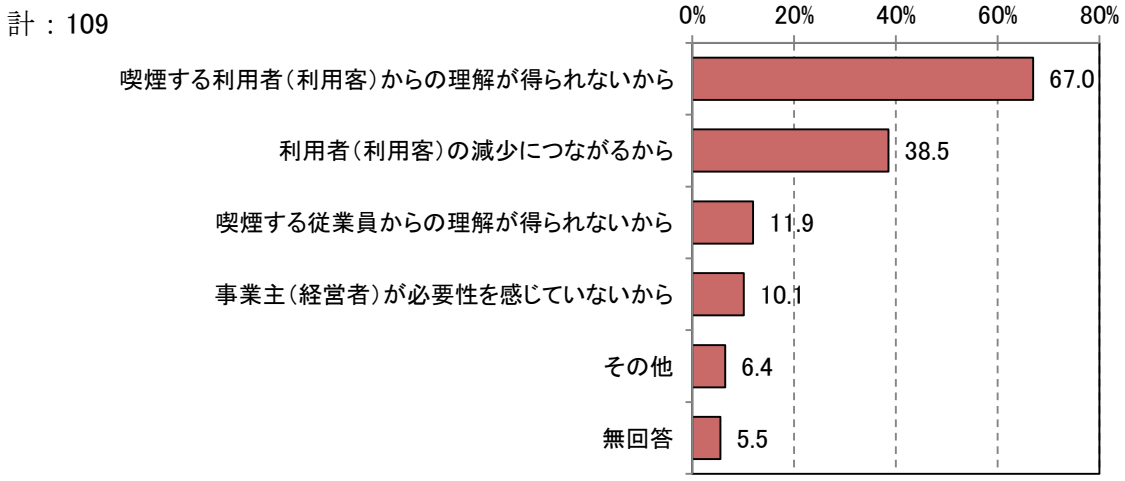

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が67.0％と最も多く、次いで「利用者（利用客）の減少につながるから」（38.5％）、「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（11.9％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（10.1％）の順となっている。

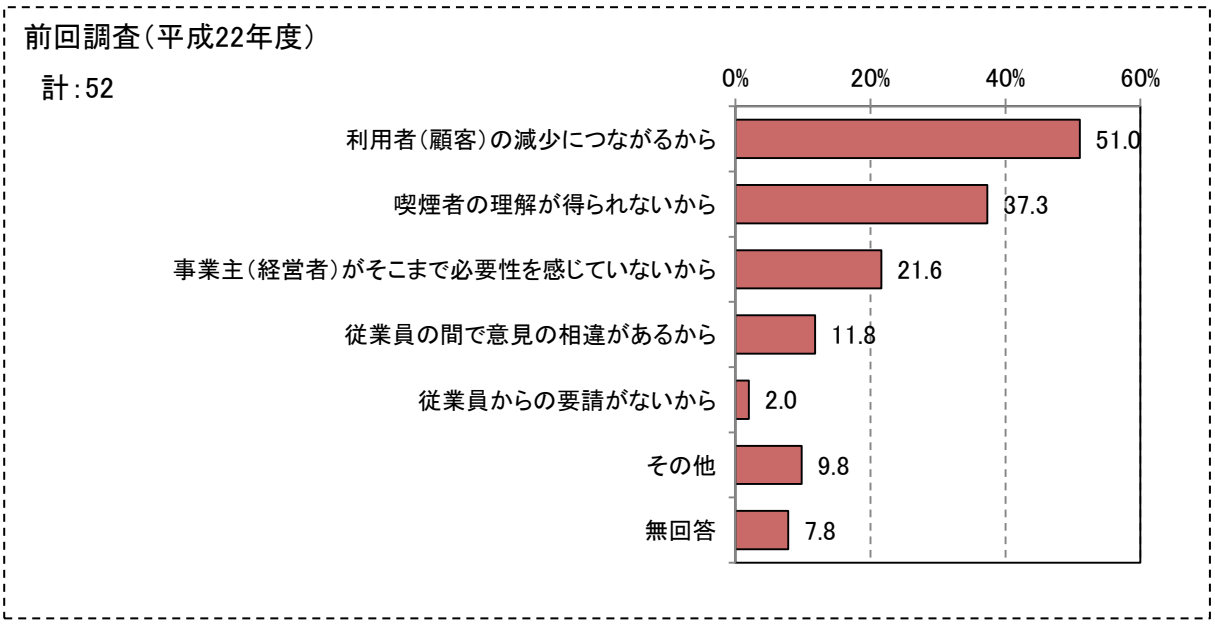

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

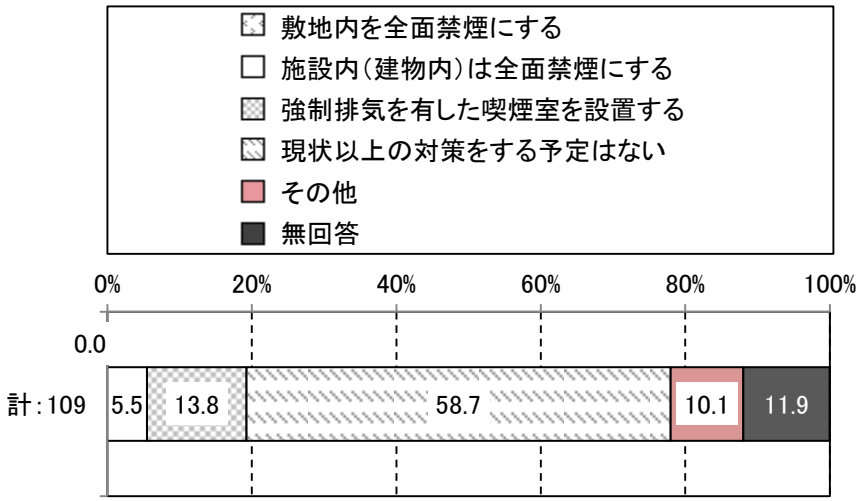

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が58.7%で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」（13.8%）、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（5.5%）となっている。

前回調査（平成22年度）

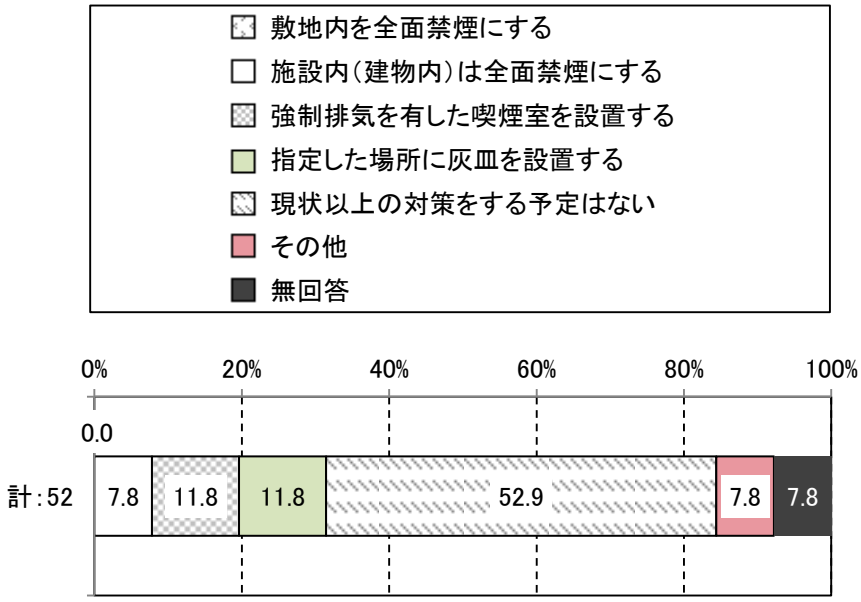

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

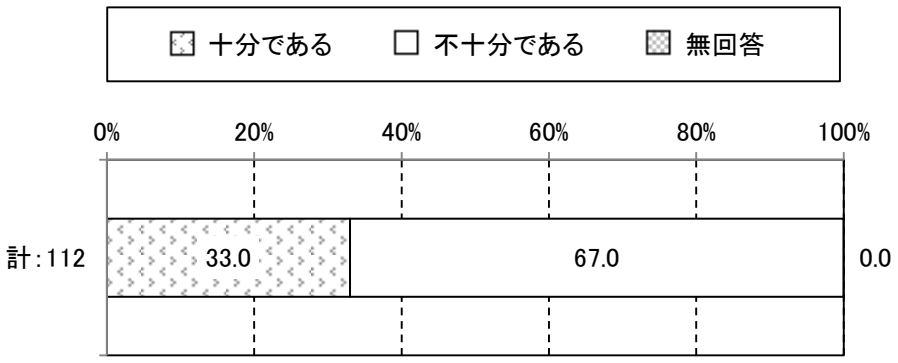

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（33.0%）、「不十分である」（67.0%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：112

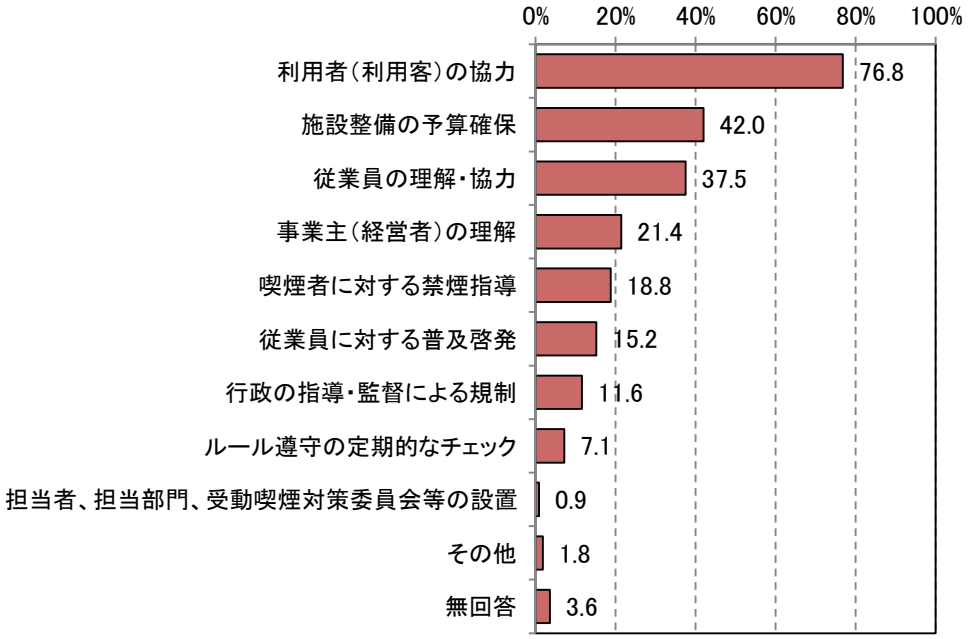

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「利用者（利用客）の協力」が76.8%と最も多く、次いで「施設整備の予算確保」（42.0%）、「従業員の理解・協力」（37.5%）、「事業主（経営者）の理解」（21.4%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（18.8%）、「従業員に対する普及啓発」（15.2%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：52

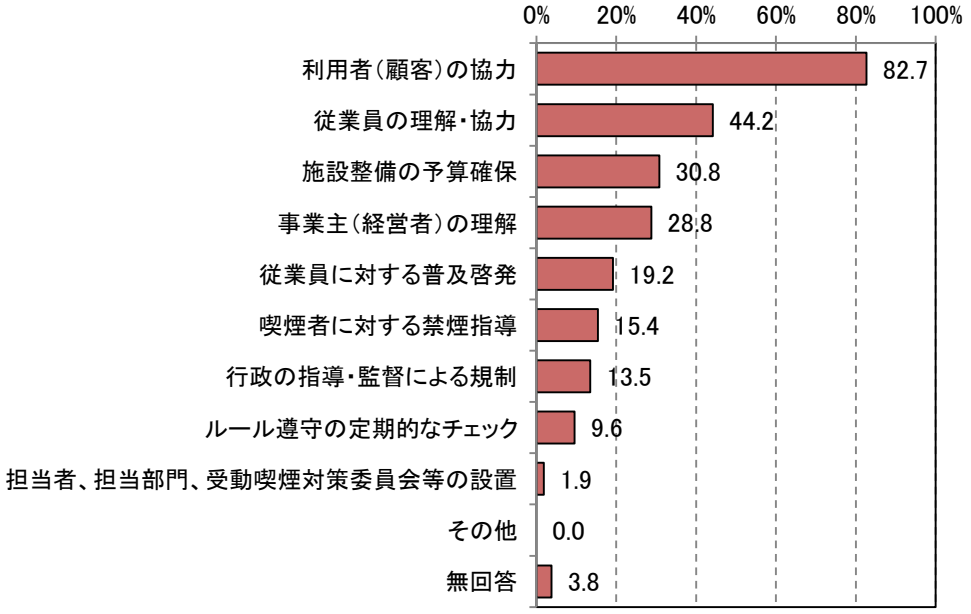

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

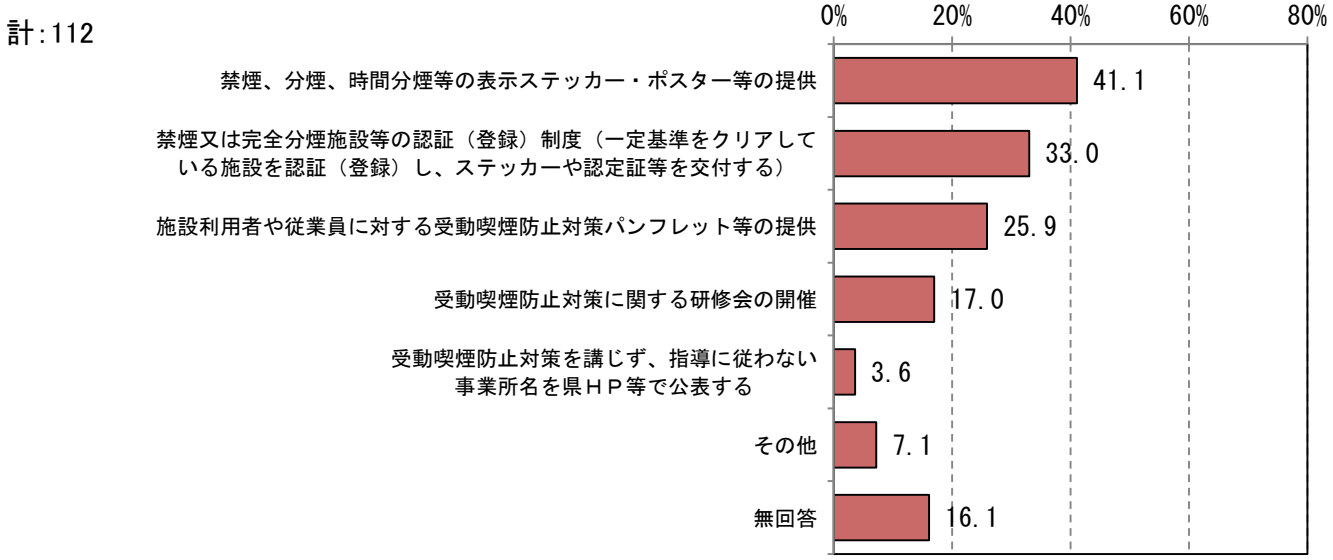

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 41.1%と最も多く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（33.0%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（25.9%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（17.0%）の順となっている。

その他の調査結果

問２　貴事業所等の従業員は何人ですか。（○は１つ）

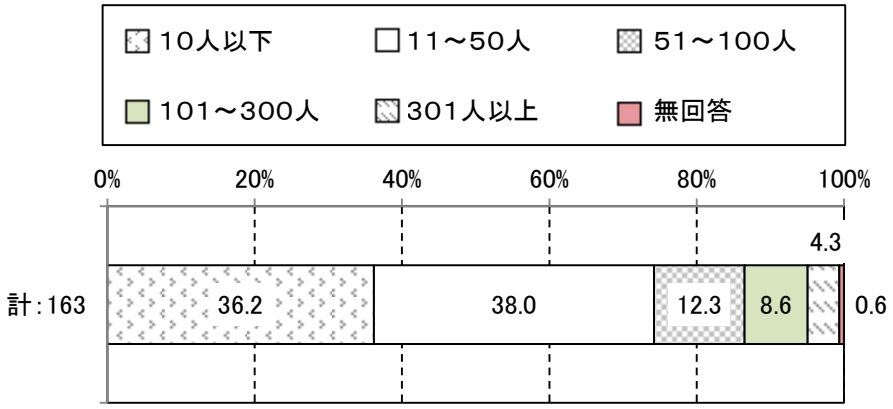

事業所の従業員数は、「11～50 人」が 38.0％と最も多く、次いで、「10 人以下」(36.2％)、「51～100 人」（12.3％）の順となっている。

問３　貴事業所等の１日あたりの平均利用者は何人くらいですか。（○は１つ）
※従業員を除く。病院、介護・福祉施設等の場合、入院（所）者数を含む。

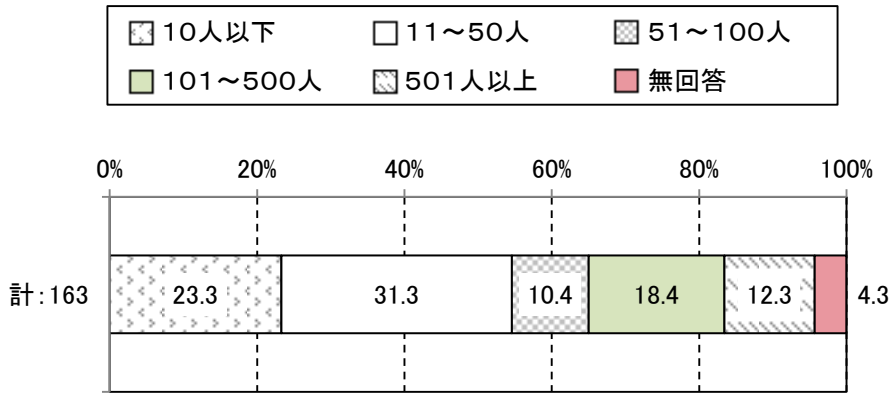

事業所の平均利用者数は「11～50 人」が 31.3％と最も多く、次いで「10 人以下」(23.3％)、「101～500 人」（18.4％）、「501 人以上」（12.3％）、「51～100 人」（10.4％）の順となっている。

問4　貴事業所等の所在地をお答えください。（○は1つ）

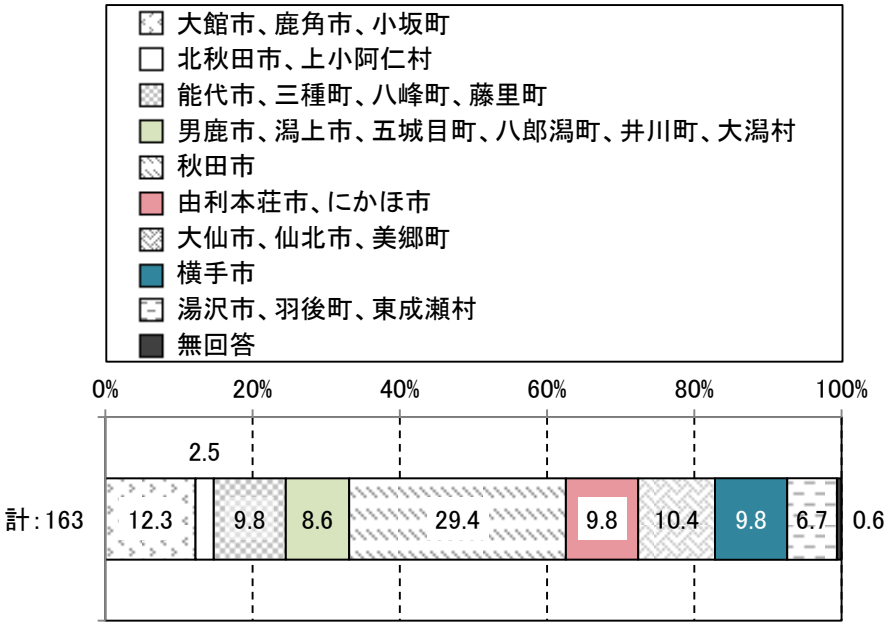

事業所の所在地は、上記の通りとなっている。

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

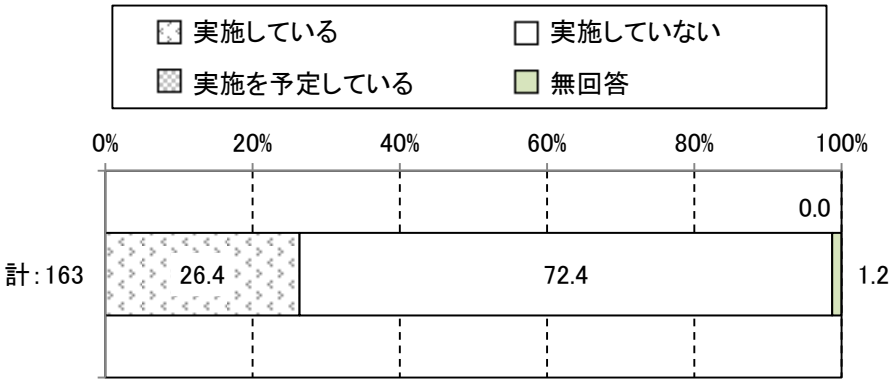

従業員向けに、たばこの健康影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する従業員等へ何らかの支援を実施しているかでは、「実施している」（26.4%）、「実施していない」（72.4%）となっている。

前回調査（平成22年度）

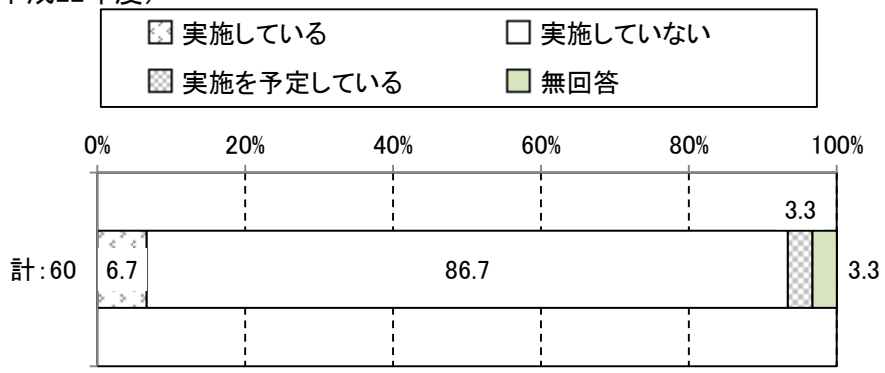

問６　たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙の方が多いことを知っていましたか。（○は１つ）

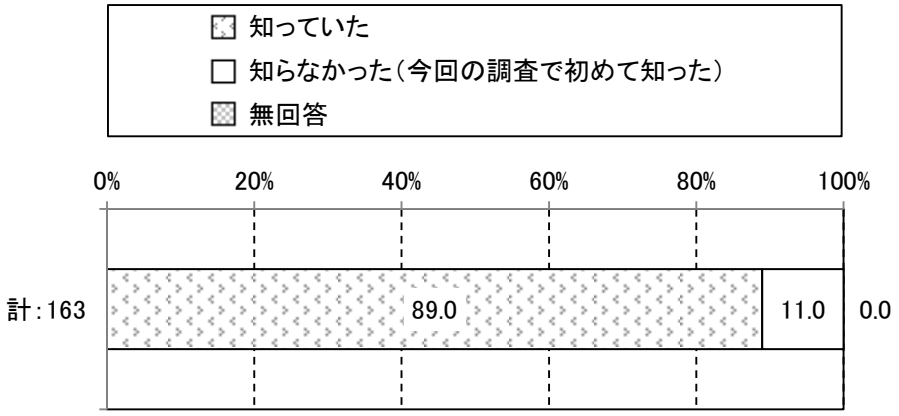

たばこの煙には、喫煙者が直接吸う「主流煙」と、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」があります。たばこの煙に含まれる発がん性物質は、主流煙より副流煙のほうが多いことを知っているかでは、「知っていた」（89.0%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（11.0%）となっている。

前回調査（平成22年度）

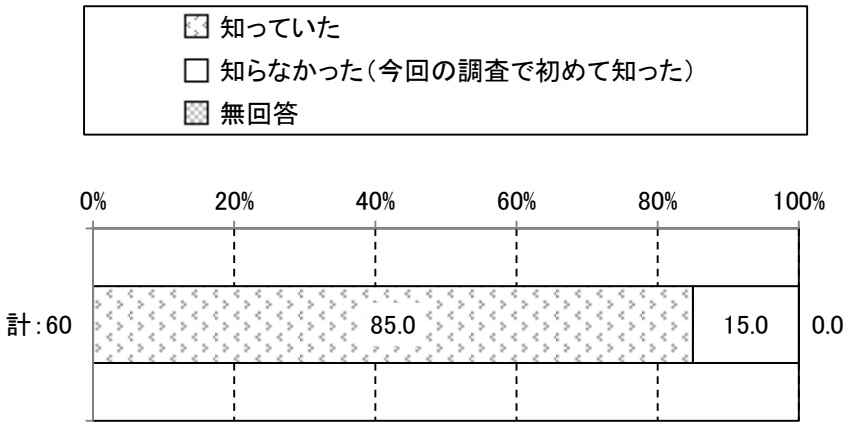

問７　禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っていましたか。（○は１つ）

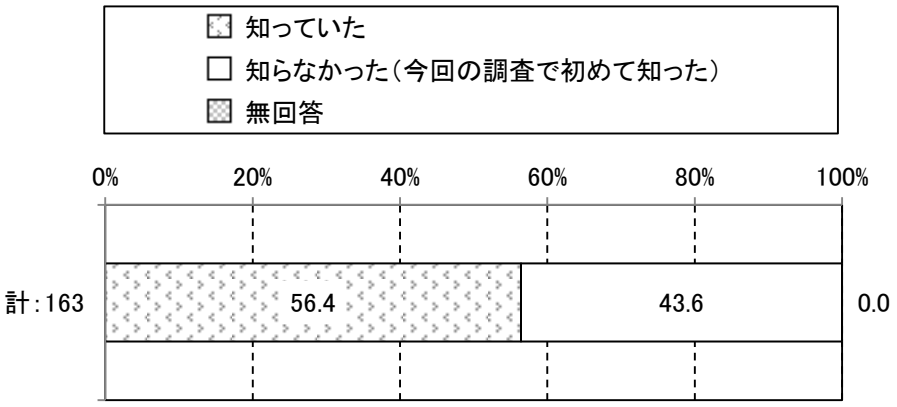

禁煙外来（禁煙希望者向けに作られた専門外来）では、一定の基準を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを知っているかでは、「知っていた」（56.4%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（43.6%）となっている。

前回調査（平成22年度）

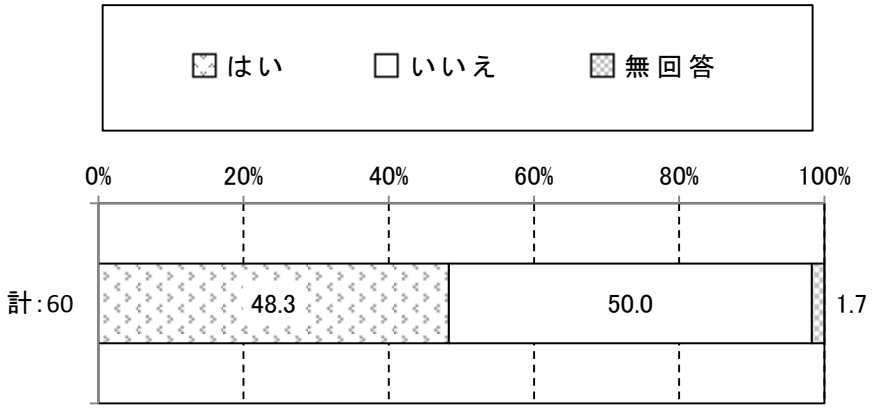

問８　多数の者が利用する施設では、「これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律（健康増進法第 25 条）に定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

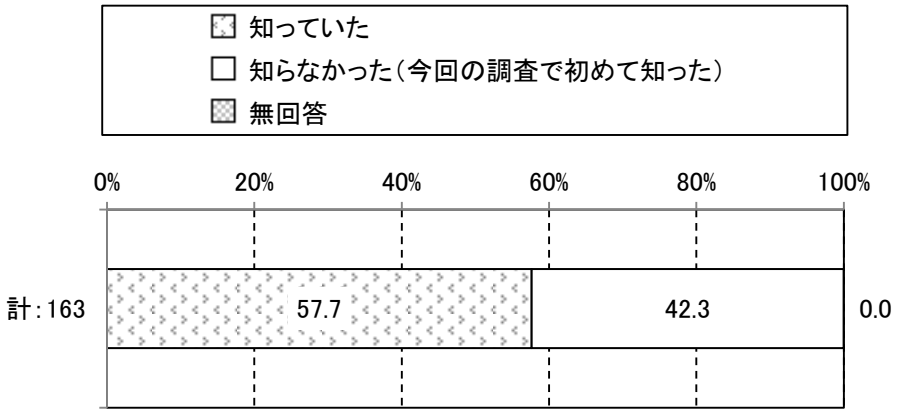

多数の者が利用する施設では、「利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と法律で定められていることを知っているかでは、「知っていた」（57.7%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（42.3%）となっている。

前回調査（平成22年度）

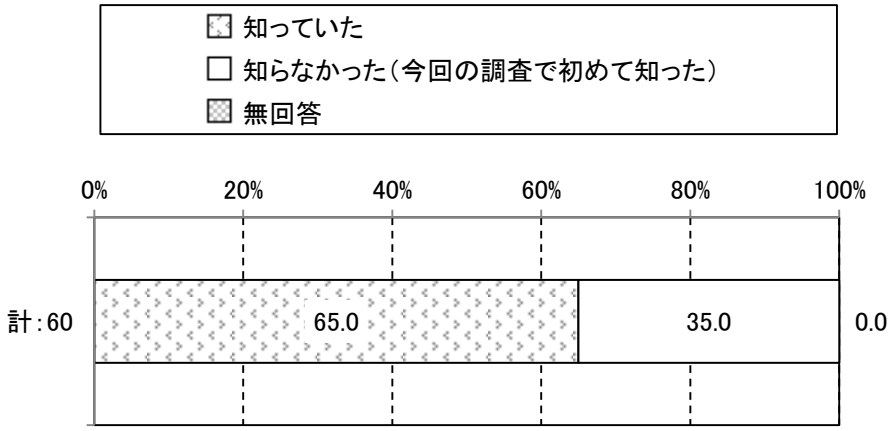

問９　秋田県では、条例で、「県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」と定められています。このことを知っていましたか。（○は１つ）

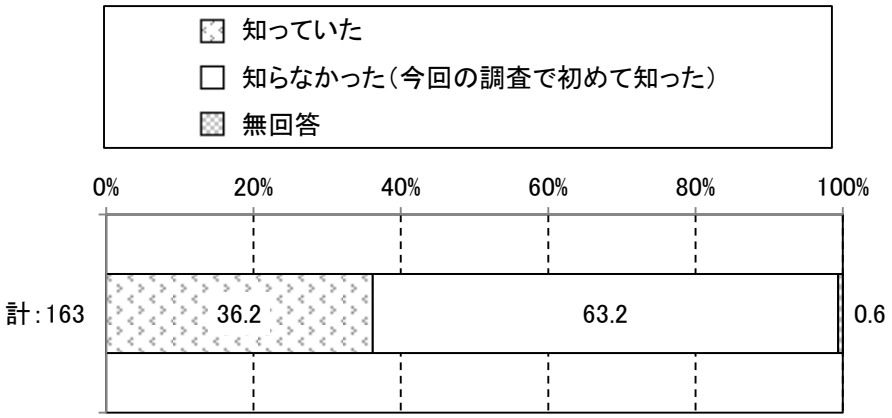

秋田県では、「多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求める」ことが条例に定められていることを知っているかでは、「知っていた」（36.2%）、「知らなかった（今回の調査で初めて知った）」（63.2%）となっている。

前回調査（平成22年度）

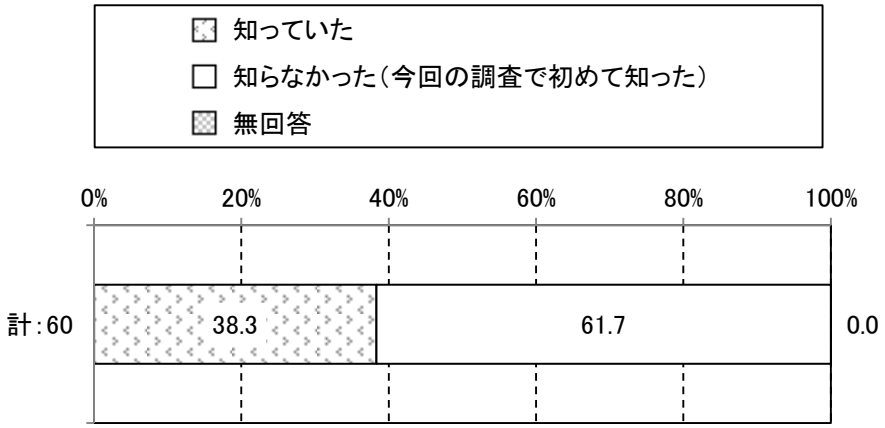

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

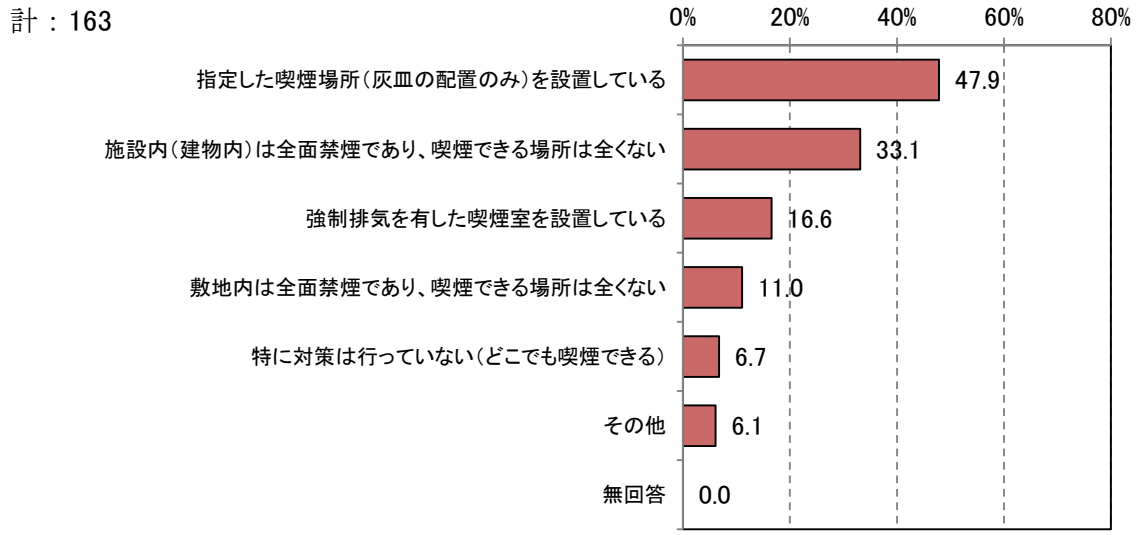

現在の事業所における喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」が47.9％と最も多く、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（33.1％）、「強制排気を有した喫煙室を設置している」（16.6％）、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」（11.0％）、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」（6.7％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）
現在の貴事業所における受動喫煙対策の状況を選んでください（複数回答可）。

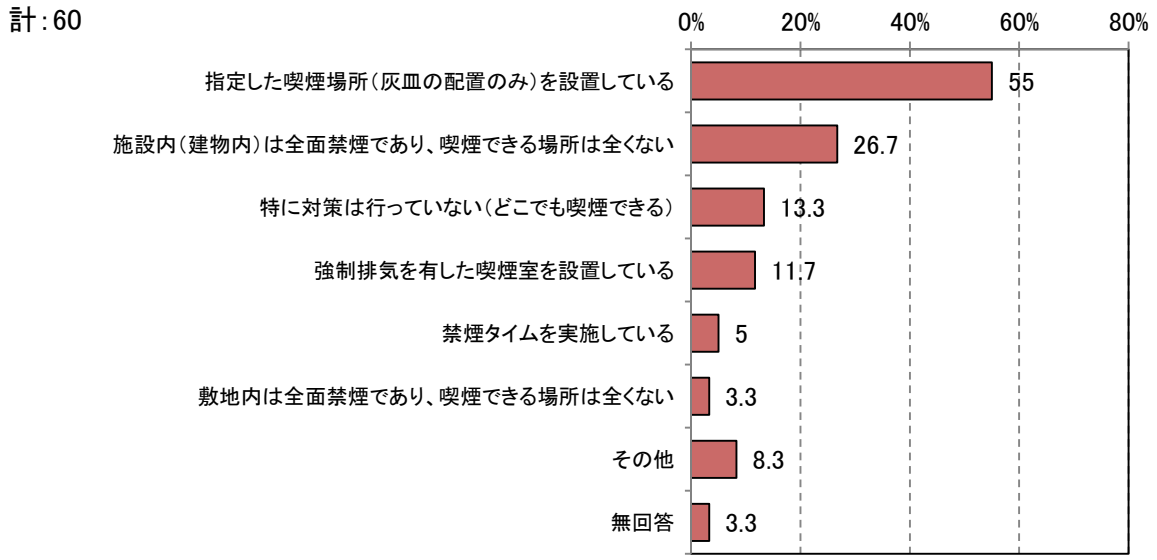

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

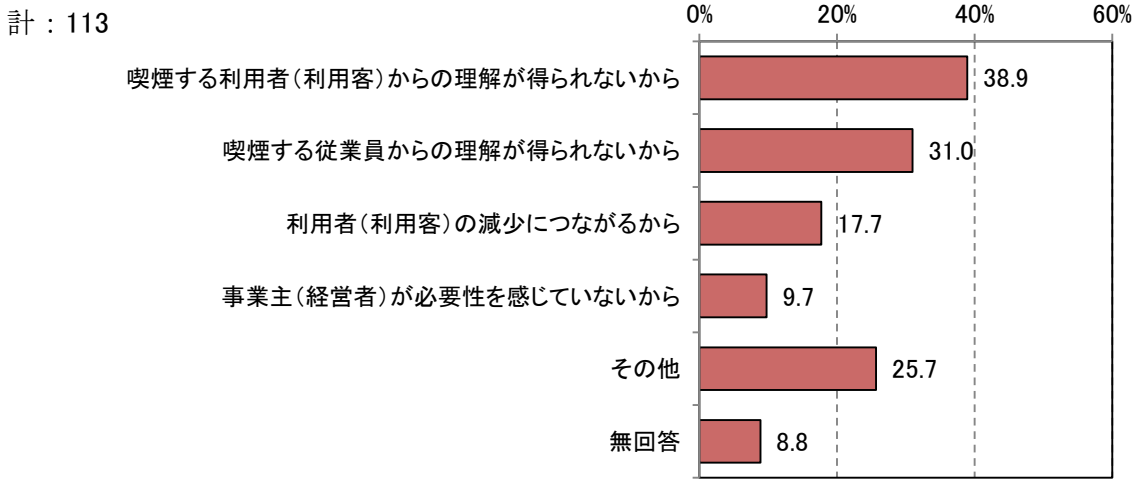

敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」が38.9％と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」（31.0％）、「利用者（利用客）の減少につながるから」（17.7％）、「事業主（経営者）が必要性を感じていないから」（9.7％）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

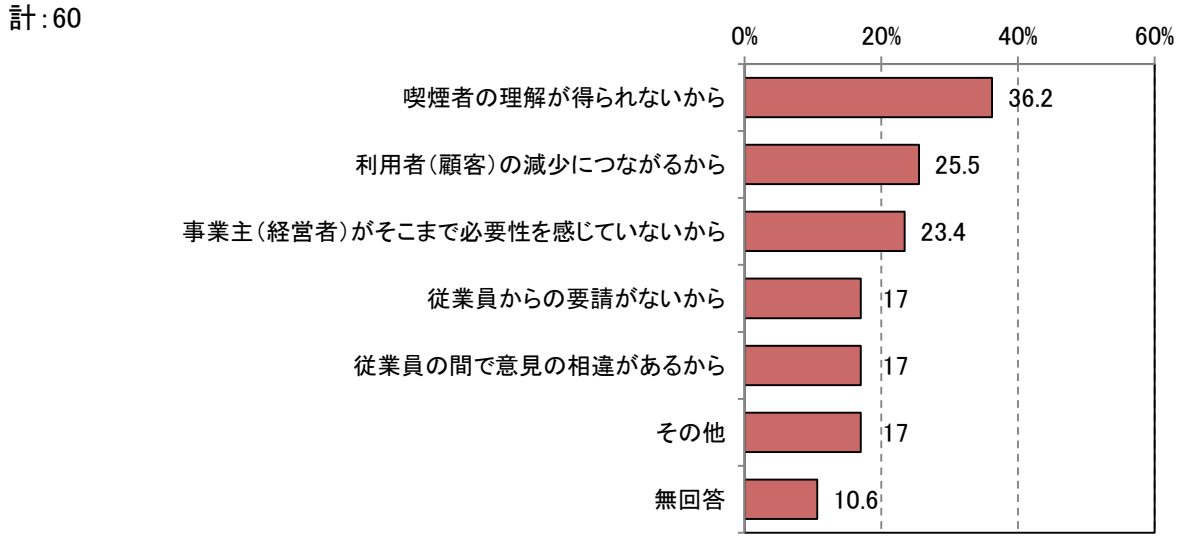

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

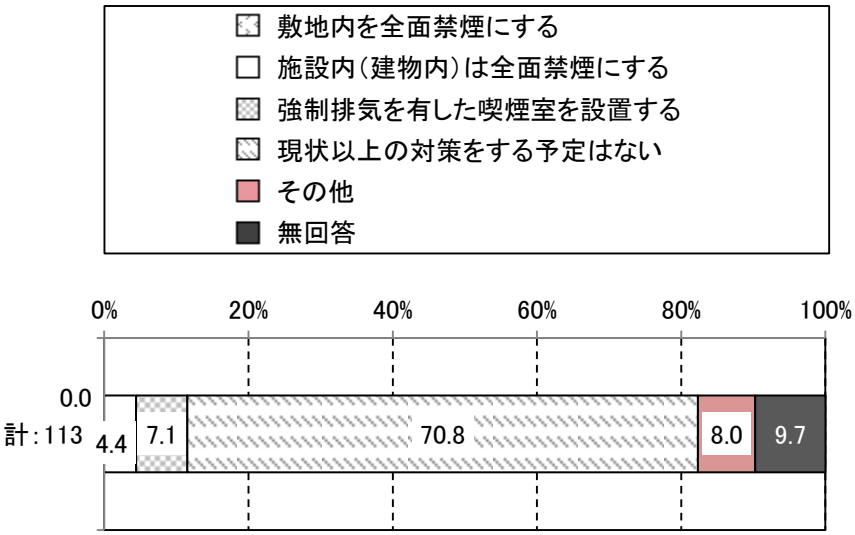

受動喫煙防止対策について、今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」が70.8%で最も多い回答になっている。

また、予定されている受動喫煙防止対策では、「強制排気を有した喫煙室を設置する」(7.1%)、次いで「施設内（建物内）は全面禁煙にする」（4.4%）となっている。

前回調査(平成22年度)

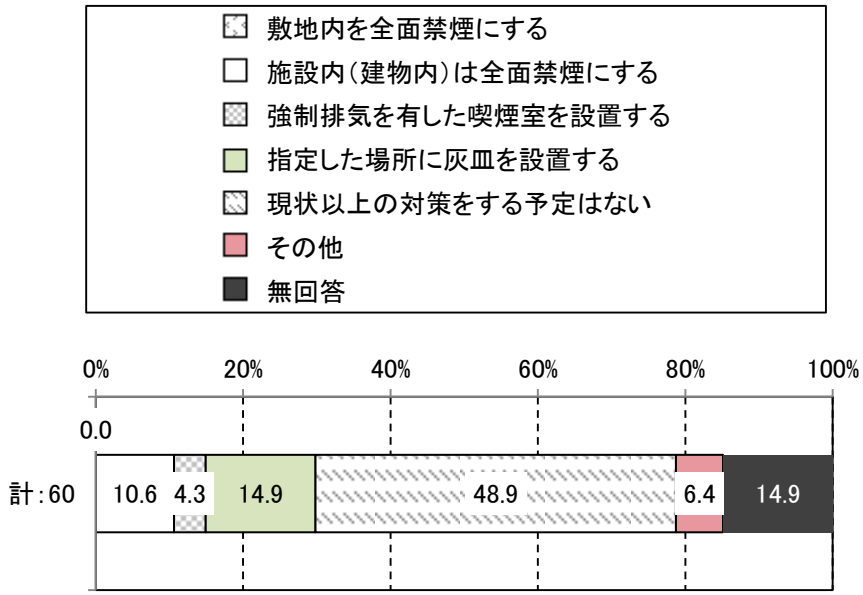

問１３　貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えていますか。（○は１つ）

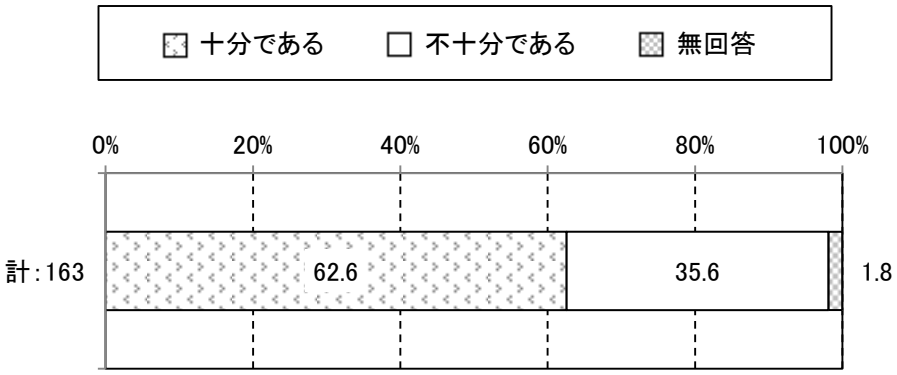

貴事業所等の受動喫煙防止対策は、現在の状況で十分であると考えているかでは、「十分である」（62.6%）、「不十分である」（35.6%）となっている。

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

計：163

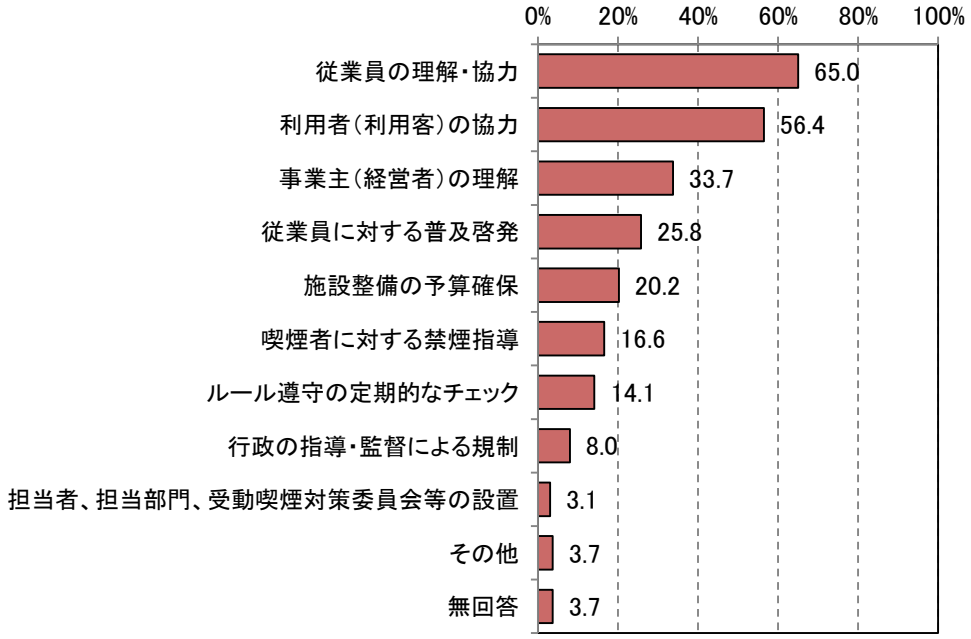

受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものは、「従業員の理解・協力」が65.0%と最も多く、次いで「利用者（利用客）の協力」（56.4%）、「事業主（経営者）の理解」（33.7%）、「従業員に対する普及啓発」（25.8%）、「施設整備の予算確保」（20.2%）、「喫煙者に対する禁煙指導」（16.6%）の順となっている。

前回調査（平成22年度）

計：60

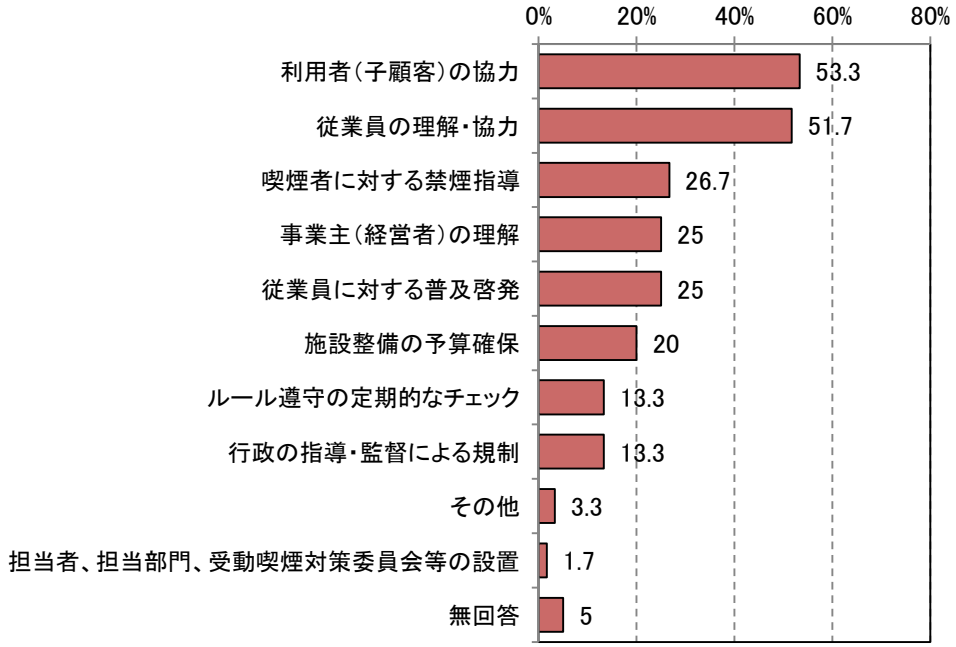

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

計：163

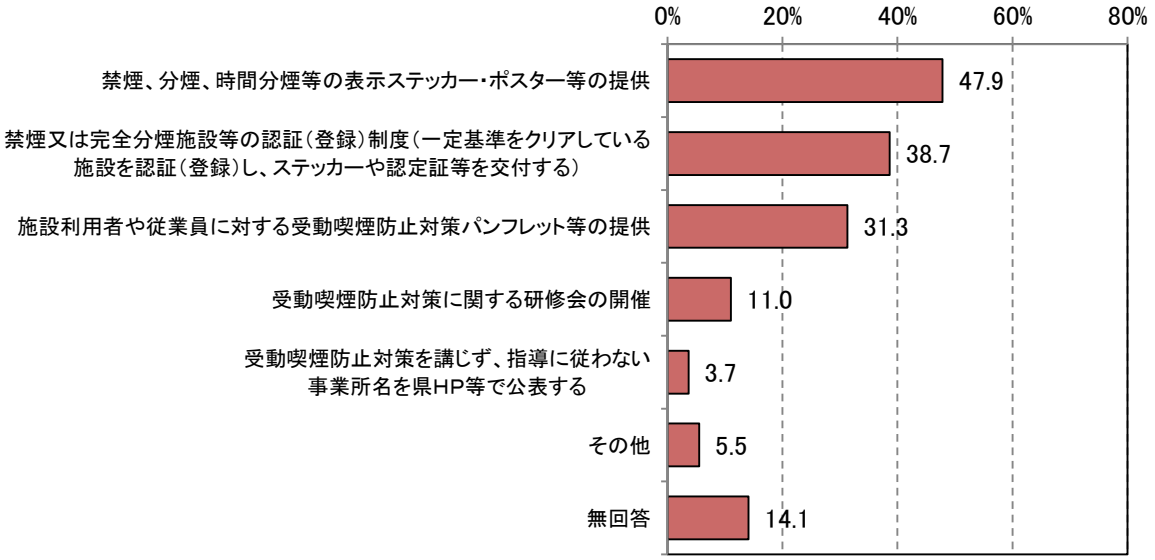

受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」が 47.9%と最も多く、次いで「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」（38.7%）、「施設利用者や従業員に対する受動喫煙防止対策パンフレット等の提供」（31.3%）、「受動喫煙防止対策に関する研修会の開催」（11.0%）の順となっている。

＜調査のまとめ＞

1　各施設機関の特徴

機関施設	主な特徴
官公庁施設	○　受動喫煙防止に関する法律について「知っていた」という回答が多い。 ○　受動喫煙防止対策は、現在の状況で「十分である」という回答が多い。
医療機関	○　受動喫煙防止に関する法律及び秋田県条例について「知っていた」という回答が多い。 ○　喫煙環境は、「敷地内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多い。
社会福祉施設 （児童福祉施設含む）	○　副流煙に発がん性物質が多く含まれることを「知っていた」という回答が多い。 ○　喫煙環境は、「施設内（建物内）は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多い。
金融機関	○　敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多い。 ○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙又は完全分煙施設等の認証（登録）制度（一定基準をクリアしている施設を認証（登録）し、ステッカーや認定証等を交付する）」という回答が多い。
デパート、スーパー	○　受動喫煙防止に関する法律について「知っていた」という回答が多い。 ○　喫煙環境は、「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多い。
飲食店	○　喫煙環境は、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる）」という回答が多い。 ○　受動喫煙防止対策を進めていく上で必要なことでは、「利用者（利用客）の協力」という回答が多い。
交通機関	○　禁煙外来では、一定の条件を満たす者への禁煙治療に健康保険が適用されることを「知っていた」という回答が多い ○　禁煙を行っていない理由は「喫煙する従業員からの理解が得られないから」という回答が多い。 ○　受動喫煙防止対策を進めていく上で必要なことでは、「従業員の理解・協力」という回答が多い。 ○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多い。
ホテル、旅館	○　敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」という回答が多い。
その他	○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多い。

２　調査概要のまとめ

○　従業員等に対する支援は、「実施していない」という回答が多くなっている。

○　副流煙に発がん性物質が多く含まれることの認知度は、かなり高くなっている。

○　禁煙治療の健康保険適用の認知度は、「医療機関」と「交通機関」が圧倒的に高くなっている。

○　受動喫煙防止に関する秋田県条例の認知度は、受動喫煙防止に関する法律の認知度よりは低くなっている。

○　喫煙環境は、圧倒的に「指定した喫煙場所（灰皿の配置のみ）を設置している」という回答が多いものの、「医療機関」では「施設内は全面禁煙であり、喫煙できる場所は全くない」という回答が多くなっており、「飲食店」では、「特に対策は行っていない（どこでも喫煙できる」という回答が多くなっている。

○　敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は、「喫煙する利用者（利用客）からの理解が得られないから」という回答が圧倒的に多くなっている。

○　受動喫煙防止対策の今後の予定は、「現状以上の対策をする予定はない」という回答が多くなっている。

○　受動喫煙防止対策は、現在の状況で「十分である」という回答が官公庁施設、医療機関でかなり多くなっており、飲食店、ホテル・旅館では「不十分である」という回答が多くなっている。

○　受動喫煙防止対策を進める上で必要なことは、「利用者（利用客）の協力」、「従業員の理解・協力」という回答が圧倒的に多くなっている。

○　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいかでは、「禁煙、分煙、時間分煙等の表示ステッカー・ポスター等の提供」という回答が多くなっている。

２０２０年には、東京オリンピック・パラリンピック開催が予定されており、WHO（世界保健機関）とＩＯＣ（国際オリンピック委員会）は、オリンピック開催都市に屋内を全面禁煙とすることを求めており、現在、罰則も含め法制化が議論されている。ここ数年のうちに、国等において、屋内全面禁煙に向けた動きが加速することが期待され、本県としても対策をすすめる必要がある。

＜自由記載及びその他記載事項まとめ＞

問５　貴事業所等の従業員向けに、たばこの健康への影響等に関する情報提供や、禁煙を希望する場合の何らかの支援を実施していますか。（○は１つ）

「実施している」内容

官公庁施設	ポスター掲示
	禁煙講演会
医療機関	アンケート実施時の周知
	協会けんぽ等からの情報の提示
	スライドで講習
	パンフレット設置
	ポスター掲示（５件）
	ポスターでの啓蒙活動、職員向けの禁煙外来実施
	リーフレット配布、禁煙コンテストへの参加
	医師による禁煙指導などを行っている
	院内禁煙
	衛生委員会で何度かたばこの害について取り上げた
	喫煙外来（４件）
	喫煙所の設置
	禁煙に関する情報掲示板
	禁煙外来　一回／W
	禁煙外来受診
	禁煙希望者に対しての指導場合によっては薬の処方
	禁煙希望者のための禁煙外来建設中。禁煙・受動喫煙をテーマに健康講話を実施中
	禁煙相談、喫煙による健康被害についての講話
	禁煙療法のすすめ
	健康への影響等に関する情報提供
	検診時にたばこ害について指導
	研修会、ポスター
	支援はしていないが、啓蒙は時々行っている。タバコの害、禁煙の大切さ、受動喫煙の問題等
	施設内禁煙（３件）
	歯科指導(禁煙)
	職員研修の実施、禁煙ガイドブックの回覧
	全員喫煙していない。禁煙治療も行っている
	全職員非喫煙者です
	大学が主催する講演会等の実施
	同一法人内の禁煙外来受診時の受診料補助（保険適用分のみ）
社会福祉施設	安全衛生委員会にて情報提供
	喫煙場所を設定し禁煙者に害を与えないようにしている

	協会けんぽからの広報回覧や健康診断の施設等
	禁煙ポスター掲示
	禁煙外来のすすめ。受動禁煙防止の研修参加。敷地内禁煙であるが、自家用車内のみＯＫとしています
	健診時の指導
	研修会の開催、個別指導
	県の健康相談等の開催
	施設内全面禁煙
	資料回覧
	職員会議やポスター掲示による周知
	敷地内全面禁煙
	分煙
金融機関	会社として禁煙サポートあり
	禁煙プログラム
	禁煙外来等の費用の一部補助
	禁煙支援、外来者用援助、ヘルスアップセミナーの開催
	健康保険組合からの周知
	社内報発行
	受動喫煙の意味、本人・家族の喫煙回数の減少のお願い
	店内禁煙
	分煙
デパート、スーパー	禁煙タイムの実施　８～１２時　１６～１９時
	ポスターの掲示（２件）
	管理監督者へのセミナー
	喫煙場所を設けている
	禁煙の情報提供
	月に１回安全衛生委員会を開催している
	健康チャレンジにて禁煙の項目あり達成すると粗品
	健康診断での医師からの指導
	健康診断等での注意
	告知・店内放送
	分煙
	労働安全衛生委員会議事録の掲示による啓発
飲食店	灰皿等用意がありません
	完全禁煙
	禁煙ステッカーを数枚貼っている
	店内禁煙
	分煙表示等をしている
交通機関	ポスター等の掲示（２件）
	協会けんぽ誌回覧、産業医から指導等

	健康診断等
	産業医からの健康診断結果における指導及び相談受付
	社内、車内禁煙
ホテル、旅館	ポスター等の掲示
	喫煙コーナーを設置
	喫煙室の設置（２件）
	喫煙場所の指定（２件）
	客室を喫煙、禁煙に分けて提供
	禁煙推進手当てを支給している
	社内報等
	全国健康保険組合等からの資料の回覧
	男女の従業員休憩室は禁煙としている
	分煙（２件）
その他	ＰＲ、分煙
	たばこの害についての情報提供、禁煙外来紹介など
	パンフレットの配布
	ポスター提示（他２件）
	ポスター等による健康への影響に関する啓発
	安全衛生委員会を利用した禁煙のすすめ、ポスターの掲示等
	加入健康保険組合による禁煙コンテストや禁煙外来費用助成の通知
	各機関等からの情報やチラシを回覧している
	館内禁煙（他１件）、事務所内禁煙、社内禁煙
	喫煙に関する有害情報等の回覧等
	喫煙を少なくするため、時間を決めている
	喫煙者に対して喫煙防止のお願いしている
	喫煙場所の設定
	喫煙席と禁煙席を分けている(共同ホール)
	禁煙に関する相談を行う
	禁煙外来を受診するよう PR している（２件）
	掲示板、社内報での啓蒙
	健康診断、保健士さんの指導（３件）
	健康保険組合等より禁煙をサポートする情報有（２件）
	工場の敷地内に１カ所だけ喫煙場を使っている。また、販売部分では全て禁煙
	構内全面禁煙（指定喫煙所１ヶ所あり）
	講習
	施設内及び敷地内全面禁煙
	情報提供（３件）

「実施を予定している」内容

医療機関	禁煙ポスターの掲示、禁煙講習会
飲食店	禁煙外来のすすめ

問１０　現在の貴事業所等における喫煙環境を選んでください。（○はいくつでも）

その他

官公庁施設	９/１から敷地内全面禁煙
医療機関	施設内は精神科病棟にのみ喫煙室を設置している その他に室外に１箇所設置している
	施設内は全面禁煙であり、施設外に喫煙エリアを設置している
社会福祉施設	階上で喫煙、灰皿持参、来客は来客室でのみ喫煙
	室外指定場所
	職員の自家用車にて喫煙（４件）
	敷地内は全面禁煙であるが、自家用車内には許可している
	別に禁煙というきまりはないが習慣的に施設内では喫煙していない。出入りする保護者も職員も暗黙のうちに了解してます
飲食店	ランチタイムは全面禁煙
	宴会時は利用客にまかせてある
	共有部は全面禁煙で個室では喫煙可能
	時間を決めて全面禁煙（施設内）とし指定した喫煙場所を設置している
	団体客は自分達で決める
	昼は禁煙
	店舗内は禁煙です。但し、出入り口に近い位置に換気扇を設置した喫煙スペースがあります
交通機関	車内は禁煙
ホテル、旅館	パブリック（共有スペース）は全館禁煙　客室は分煙
	パブリックスペースは禁煙、喫煙客室のみ、喫煙可
	レストラン内全面禁煙、２ヶ所分煙機設置
	各自が部屋で吸っているようだ
	客室は、喫煙フロアーの設定・屋外に喫煙場所の設置
	禁煙室有、ロビー食事場所は禁煙
	空気清浄機を設置した喫煙コーナーがあるが仕切られてはいない
	指定した喫煙所を設け、分煙機を設置している
	指定した喫煙場所（灰皿、空気清浄機）の設置
	事務室に空気清浄機を設置
	食堂は禁煙
その他	外で吸う
	喫煙室に灰皿・排気
	喫煙者が事業所にいない
	喫煙者は殆んどいません
	強制排気ではない喫煙室を設置している
	空気清浄機、分煙機を使用
	建物内の喫煙できる場所には吸煙清浄器を設置している
	建物内は全面禁煙。屋外に喫煙所を設置
	施設内は全面禁煙、外に灰皿を設置
	施設内は全面禁煙であり、指定した喫煙場所を設置している

問１１　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等で敷地内禁煙あるいは施設内禁煙を行っていない理由は何ですか。
（○はいくつでも）

その他

官公庁施設	愛煙する利用者（入園者）への配慮
	完全に分煙されており、非喫煙者がたばこの煙をあびる危険性が極めて低いため
医療機関	１箇所に定めた方が、火気の心配が少ないため
	喫煙者がいない
	喫煙者への思いやり…？
	場所がないため
	精神科病棟のため
	敷地内全面禁煙、指定した場所のみ喫煙
	分煙している
社会福祉施設	屋内であれば大丈夫と考えているから
	喫煙は法律違反ではなく、この質問には悪意がある。分煙はしている
	喫煙者に対する理解
	施設外の指定した場所で理解していただいているから
	職員のストレスを考慮すれば禁煙者に害を与えなければ、決められた場所での喫煙はいいかな
金融機関	ビルがそうなってるから
	事務所用は禁煙、入居ビルに喫煙場所があり
	利用者スペース、事務室、休暇室はすべて禁煙としているので、分煙は充分と考えています
デパート、スーパー	タバコのポイ捨てが増えるため
	たばこ販売店でもあるから
	喫煙する方の場所が必要と考えるから
	経営者が喫煙者だから
	自分も喫煙者なので
	売り場は全面禁煙だが休憩室のみ喫煙できるようにしている
飲食店	喫煙者がいない（ほとんど）
	条例で定められているとは知らなかった
	昔のまま
	全客数の中では喫煙者の数少ない
	夜の商売なので飲み客が多いため
	利用客が気を使って喫煙するかいなかを決めているため 周りに迷惑が及ばない判断をして頂いているため 喫煙所を作る余裕がない（場所も資金も）

交通機関	タクシー車内禁煙のため会社内指定場所（喫煙室を作った）では仕方がないと考える
	運送業（長距離）のため、９割の社員が、社内及び敷地内への滞在時間が少なく、いろいろな意味で禁煙強行策には二の足を踏んでいる実情です
	禁煙しようと思っていない
ホテル、旅館	各自が部屋で吸っているようだ
	喫煙のお客様がいるので
	喫煙客室として販売しているため
	喫煙所のみ喫煙できるため
	整備予算、配置等の点で未だ足踏み状態
	必要だと思うから
	分煙により共用箇所は適正に取扱われている
その他	一度、敷地内全面禁煙にしたが、一歩出た公道での喫煙者が多く苦情が寄せられたため
	火災防止も含む
	解りません。当施設の管理は当店ではないので・・
	慣習的
	喫煙者が少ない
	喫煙者への配慮もあります
	喫煙者へも一定の配慮をしている
	喫煙者以外の従業員の理解により
	現状で良いと感じるから
	個人の嗜好であり非喫煙者と同等の権利である
	工場内であれば広いので問題ないと考えるので
	今は喫煙者がおりません（２件）
	施設では禁煙となっているが個々の部屋や外へ設置している（使用者の希望により）
	事業所全職員は禁煙者であるが、建物は公共物のため利用者及び役所職員のために喫煙場所２ヵ所設置している
	社内の社話室を利用している
	従業員、利用客、とも喫煙者が少ないため
	所員の中にも喫煙者がいる
	年に１人いるかいないかで必要性が無い
	敷地内へのたばこのポイ捨て（火事防止）
	敷地内全面禁煙としたところ、喫煙する利用者のポイ捨てが目立ち屋外に灰皿を設置し喫煙場所を指定
	分煙化をしているから
	利用する旅行会社のツアー団体添乗員・乗務員の喫煙場所の求めがあるから
	利用者に喫煙者がいるから

問１２　問１０で３.～６.を選んだ事業所等にお伺いします。
貴事業所等の受動喫煙防止対策について、今後の予定を選んでください。
（○は１つ）

その他

官公庁施設	施設設置者の指示による
医療機関	今後の状況次第で、全面禁煙も考えられる
	将来的には必要（禁煙）だが、現在は予定なし
	防止策を講じている
社会福祉施設	１か２を実施したいが､利用者の楽しみを取り上げてしまうようでできないでいるのが現状である
	喫煙コーナーに扉があり、完全分煙している
	現在を見ながら良い対策を考える
	未定
飲食店	灰皿を置かない、換気扇の付いてる部屋のみに張り紙にて喫煙を促す
	喫煙場所を決める
	時間帯で禁煙を設けたい
	時間分煙
	分煙
	利用者の理解を得ながら、禁煙の時間帯を増やしていきたい
交通機関	取引会社や同業他社他回りの状況・社内状況等加味して対応していきたい
ホテル、旅館	３をしたいが資金的に無理
	３を望んではいるが予算の関係上、すぐに実施はむずかしい
	宴会･ホテルとしては敷地はとか敷地内全面禁煙はお客様とのかねあいでむずかしいことです
	喫煙室を設置するスペースの問題と空気清浄機（大型）の購入予算の問題
	喫煙室を設置をしたいと思っているのですが…
	検討中
	現時点では未定です
	施設内は喫煙室以外ロビーも全面禁煙としています
	状況に応じて対応する
その他	灰皿の配置場所を強制排気前のみとする
	喫煙者がいない
	検討中
	現在、方向性も含め、試行錯誤中である
	現状維持
	今後何らかの対策を行いたい
	当事業所職員は禁煙者だけなので、今後の予定は公共建物の管理者次第である
	当面は現行のまま

問１４　貴事業所等で、受動喫煙防止対策を進める上で、必要と思うものを選んでください。（○はいくつでも）

その他

医療機関	たばこを売らない
	不要
	本来で考えるならたばこの生産・流通を止めて下さい
社会福祉施設	タバコの販売禁止
	事業所は全面禁煙であるため、対策は必要ないと考える
デパート、スーパー	わかりません
飲食店	喫煙を希望するお客様は少ない。店内は広く換気は良い
	日本国内のタバコ販売終了
ホテル、旅館	ＪＴから、もしくはＪＴで全額（施設整備）負担するべき
	小さな旅館ですので、特別考えていません
その他	喫煙場所の確保
	敷地内の喫煙場所の廃止
	分煙
	法律・条令の認知度をあげる広報活動、公共的活動

問１５　受動喫煙防止対策を進める上で、どのような制度や事業があればよいですか。（○はいくつでも）

その他

官公庁施設	たばこを売らないようにする　たばこをなくする
	特に必要なし
医療機関	たばこの箱に肺がんの写真を貼ること
	タバコの販売、栽培を大麻、麻薬と同じ扱いにする
	タバコの販売を続けているのはどういう訳か？
	医療機関であるため、完全禁煙の実施 喫煙者はスキを索して喫煙行為に入る
	課税、１箱１０００円ぐらいにすれば？
	喫煙、受動喫煙の健康への顕響を周知させるもの
	現在、問題無く行われているので制度必要無
	行政等が積極的に施設側へアピールすべき
	不要
	分煙を可能にするため施設整備への補助
社会福祉施設	タバコの販売禁止
	ポスター、ステッカー等は無駄になっている場合が多い。税金のムダづかい。メディアを使った方がよい。少子化の対策のシールなど使いようがなく、とてもムダでした
	制度や事業ではなく、喫煙者の意識の問題では
金融機関	喫煙場所の確保、そこ以外など吸わない事の決定
デパート、スーパー	タバコ販売の禁止以外なし
	どこで吸えばいいのか
	わかりません
飲食店	お客様商売なので禁煙というわけにはいかない
	ポスターなど配布して欲しい。たばこは悪いと認識しているが体に悪影響を及ぼす事（副流煙）の認知が低い。条例で決められている事も訴えて欲しい（うたって欲しい）
	完全分煙への施設整備助成金等
	建物の構造上、適当な分煙施設を設置することがむずかしい。多額の費用の補助制度があれば良いが
	施設整備への助成
	事業所の理解よりも喫煙者への理解を深めるべき（施設側）
	受動喫煙防止がむずかしい条件にあります
	定期的な行政による指導
	日本国内のタバコ販売終了

交通機関	喫煙者の禁煙に対する意識を向上するようにする
ホテル、旅館	タバコを製造しない、売らない（個人的意見）
	たばこ販売をしない
	わかりません
	館内に喫煙室を作る補助金
	禁煙・分煙を条例化、法制度化する
	禁煙法
	施設整備への助成
	施設設備に対しての助成金等
その他	ＣＭ等の利用で一般的な制度とする教育活動
	タバコの製造販売中止(法令で)
	喫煙ルーム設置の補助金
	喫煙室整備＝設置への補助（金）等
	喫煙者への禁煙へのメリット策
	上記のような制度や事業を実施しても意味がないと思う。最終的に経営者の判断になると思います
	補助金制度がありましたらありがたいです

問１６　次の事項について、自由に記載してください。

貴事業所等が実施している受動喫煙防止対策の実例

官公庁施設	施設内禁煙の実施と一般客の動線から遠ざけた場所への喫煙所設置
	換気ダクトの更新
医療機関	組織のトップが全面禁煙の判断出来なければ、利用者や職員の禁煙も進まず、受動喫煙も無くなりません トップの方の意思決定が一番重要です （当方、①禁煙表示掲示 → ②全館禁煙 → ③敷地内全面禁煙と推移しましたが、③全面禁煙でようやく受動喫煙が無くなりました）
	・敷地内にタバコの自販は設置していない ・施設内に灰皿等は置かない ・時々送られて来る禁煙ポスターを提示しています。
	館内全面禁煙実施済
	喫煙者は中にいないし、患者さんは診療室、待合室の中では吸わないので自然と…
	無用
	完全禁煙
	施設内全面禁煙のため、トイレで喫煙する外来患者付き添いの人がいるため、トイレ内にも喫煙ポスターを張っている
	敷地内全面禁煙、禁煙外来の設置
	医療機関なので敷地内禁煙を実施している
	・喫煙場所以外での喫煙の禁止 ・時間指定あり
	ポスターの呈示
	喫煙室（２室） １．強制排気をする（１室） ２．天井開放（１室）
	・敷地内禁煙 ・敷地外分煙施設の設置 ・禁煙対策の相談指導
	建物内は全面禁煙、喫煙所は建物より離れた場所に１カ所のみ設置
	入口、出口から離れた場所に喫煙場所を設置
	施設内禁煙
	当事業所敷地全面禁煙にしている
	全面禁煙
	現在、分煙にて、喫煙室を設置しているが、平成２８年４月より全館禁煙を周知したポスターを掲示し、全館禁煙に向けて取り組んでいる 利用者に理解を得るために、1年間の期間を設けて、周知している
	敷地内、施設内の全面禁煙
	敷地内禁煙を平成２７年４月１日から実施

	施設内全面禁煙
	敷地、建物すべてが禁煙である たばこの害によるがん予防ポスター
	屋内の喫煙はないと考えられる（職員が３０人以下で喫煙しているとすぐわかるので） 誰もいないとこっそり喫煙し部屋にはいると煙草くさい （これも受動喫煙なりますか）
	施設内完全禁煙
社会福祉施設	強制排気を有した喫煙室を設けましたが吸わない人から不平の言葉が出ている たとえば１本吸うのに３分とすれば５回あったら１５分の休憩時間となるなど
	現在喫煙している職員は１名で昼休みに近くの公園へ５分位の外出を認めている
	施設内は禁煙で利用者に接する所に灰皿は設置していない
	換気扇付きの喫煙室を設置している
	施設外（屋根あり）に喫煙場所を設置
	１０数年前より施設（建物、敷地内）では禁煙（利用者、職員、来園者含）としており不便、不都合はない
	建物の外（玄関先等）に喫煙場所を設け、受動喫煙が生じないように配慮している また一部建物内喫煙場所については空気清浄機を設置し対応している
	法人内の事業所全て、１０年前より全館・敷地内全面禁煙にして定着しているため、特に今現在は対策をしておりません （職員は喫煙する場合、自分の車で窓を閉めて喫煙しており、喫煙所を設けていないのは、どうなのか悩むところです）
金融機関	事業所内は完全禁煙。（喫煙場所を撤去）
	禁煙週間の周知を徹底し、常に禁煙するよう対話している
	・事業所内での完全禁煙（２名の内、１名禁煙、１名は本数を減らし、自己の駐車場にて喫煙中）
	世界禁煙デーと禁煙週間に併せ禁煙支援を行う 県内にてやまがた受動喫煙防止宣言を制定し、受動喫煙のない県、健康長寿日本一を目指す
	たばこ用の換気装置がある場所以外での喫煙禁止
デパート、スーパー	屋外でしか認めない。指定の場所以外ダメ
	店舗内全面禁煙。敷地内に喫煙場所も設置している。但し、分煙になっていないので、対策となっていない
	喫煙可能時間の定め
	館物内は全面禁煙としております
	以前は従業員の休憩室も喫煙可でしたが嫌喫権の声から限られた場所のみの運用になりました
	喫煙する利用者、従業員のために、施設外に喫煙スペースを設置し、受動喫煙防止対策を実地している

	喫煙する利用者、従業員のために、施設外に喫煙スペースを設置し、受動喫煙防止対策を実施している
	館内全面禁煙の実施
	完全分煙
飲食店	なし
	吸わせない
	当館では、たばこの販売もしているので、敷地内も禁煙にしてしまうのは、いかがなものかと思うので２ヶ所喫煙所があります
	個室ごとにお客が決める
	・スタッフには仕事中はなるべく喫煙させない。する場合はダクト前の専用場所にて ・客室には灰皿は出しておらず、要望があったら出す
	時間分煙を行っている
	酒なども提供している小店舗のため、現状を変えるのは難しいと思う
	・分煙 ・従業員は施設内では禁煙としている
	ランチタイムは禁煙！！ お酒を飲まれるお客様が多いディナータイムは喫煙と時間帯で分けています
	目につきやすい所に数枚張って、お願いしている
	現在の店舗造作のつくりからすると、精イッパイだと思ってます。少なくとも受動喫煙はほとんど無いと思います 5 年間に一度だけ（店内のアンケート用紙に）指摘された事がありますが
	店内客席全席禁煙。（一面に空気清浄機を設置した） 喫煙スペース有り
	客席に灰皿を設置せず、要望があった場合のみ手渡ししている
	時間帯の喫煙（昼のみ） 会場の分煙化
交通機関	問１０で回答したが、建物内では全面禁煙をしている
	実例ではありませんが、当社の場合喫煙場所が屋外のため天候に左右されやすく、雨天時には喫煙者はいない
	施設内一部禁煙 社内全面禁煙のため受動喫煙防止対策はされていると思います
ホテル、旅館	分煙
	・食事会場（宴会は除かれています）客室の禁煙 ・送迎車両の禁煙
	通勤車輌内で休憩時各々が喫煙するように
	特に対策をとっていません 極小規模施設のため利用者様の意識にお任せしています
	分煙
	換気扇を回してもらう。外の喫煙所で吸ってもらう

	喫煙できるところは、客室（喫煙室）と喫煙スペース（屋外）だけにしています
	社員に喫煙者はいない
	喫煙できる場所を数か所設けている
	喫煙者は外、指定の場所のみ
	・従業員は建物内全面禁煙 ・お客様のみ、建物内喫煙室
	喫煙と禁煙のフロア分けをしています
	施設内に強制排気を有した喫煙室を設置しており、基本的に喫煙は、そこで行ってもらっている
	お客様自身の事ですので何とも言えません
	特別に何もしておりませんが、客室、宴会場等は全面禁煙としております
	・喫煙室の設置 ・喫煙可能エリアの指定
	喫煙室を数箇所に設置し分煙を図っているので、共用部分での受動喫煙は防止されている
	バンケットホール内全室禁煙→ロビーに喫煙室設置 レストラン等、食事施設禁煙→喫煙室設置
	喫煙室は２か所にしている
	たばこ販売中止
	ランチ時間帯での禁煙の実施 喫煙室の設置
その他	喫煙室の隔離
	「館内は全面禁煙となっております。ご協力お願いいたします。」と数ヶ所に掲示しております
	建物の外に２ヶ所灰皿を設置している
	職員全員が禁煙者であり、喫煙場所も離れているため、支障はないと思われる
	分煙
	喫煙室を個室にして、分煙を防いでいる
	様々なカタチで様々な機関で対策は行っているので本人の意識の問題 身近な人のよびかけが最も効果的と考える
	子供等（若年者）が多く利用する場合のみ禁煙 又は離れた場所にて喫煙をする様に案内している
	屋内の買物・飲食スペースは全面禁煙としている 喫煙できる場所については吸煙清浄器を設置
	社用車の全面禁煙対策 所定以外禁煙
	店舗内は完全禁煙とし店外に灰皿設置
	敷地内、校舎内全面禁煙となっております
	従業員は指定場所（外）で喫煙している

	会社施設内では吸わない 食品会社では当り前の事です
	室内に喫煙スペースの設置
	従業員休憩室は禁煙、喫煙者は外で
	喫煙場所を屋外の３ヶ所のみとし、分煙を図っている
	・喫煙室の設置、禁煙デーの設定 ・禁煙成功者の体験談発表、産業医による講話 ・スモーカライザーによる呼気中ＣＯ濃度測定 ・禁煙外来紹介
	・喫煙する場合は外で吸うこと ・喫煙タイムは設けておりません、と本人に説明する
	タバコ吸う人はまわりにいなくなった
	・喫煙室の設置 ・資料の掲示
	強制排気を有した喫煙室を、数ヶ所設置
	敷地内・建物内の全面禁止
	喫煙者と非喫煙者で休憩所を分けている
	施設内全面禁煙
	特定の場所を喫煙場所としている
	野外や別室を利用している
	室内完全禁煙
	従業員に喫煙者がいないため、特に何も行っていない
	喫煙室のドアは開放せず必ず締める 天気の良い日は窓を開け煙を外へ排出させる
	喫煙室を設け、室内には分煙機を設置し、分煙措置をとっている
	社内での喫煙を全面的に禁止する方向で考えるいます （喫煙者の反発を防ぐため、時間帯を区切り禁煙して行きます）
	コーナーを決めている
無回答	喫煙できる場所を決めてあるため、一般利用客への受動喫煙は無いと考えられる （喫煙場所は建物の外に灰皿を設置）
	建物は禁煙
	社員食堂分煙化　店内全面禁煙

問１６　次の事項について、自由に記載してください。

事業所等や職場における受動喫煙防止対策、たばことがん対策等への意見

官公庁施設	自称　高額納税者に納税の義務を負わせないことを検討すべきと考えます
医療機関	医療機関のため健康に対する意識はあり、また職員や利用者もそれに努めるようにしている しかし、有害であるものの販売が公然となされている限り禁煙を強制できないし、無理があると思っています このような問題は根本的な面を打破すべきと考えます
	事業主、経営者の強いリーダーシップを持って禁煙（施設内）に対処する意識があるか、ないかで、その事業所が禁煙出来るかどうか決まると思われます （個々の勝手な意見を聞いて遣ると出来ないかも知れません）
	喫煙者が自分に将来かかる医療費のことを理解し、それでもいいならタバコにさらに課税すればいい。吸わない人に迷惑をかけているのだから当然と考えます
	無用
	事業主の理解のもと、事業所全体を分煙ではなく、完全禁煙にする
	以前と比べれば喫煙マナーはだいぶよくなったのではないですか？ たばこ税はとるけれど、吸う場所もよくわきまえてとか、都合のいいことばかりいわないで下さいよ なんとかするのはあなた方の仕事です １）たばこはずっと以前から嗜好品として存在し、私が若かった頃は、たばこの害などを強く懸念させることもなく販売され、世の中に広まっていったように思います これは、「たばこ税」として国の収入になるから販売を促進したのではないですか？ ２）たばこを止めさせたいなら、たばこの生産者に補助金を出し、生産・流通をすべてやめたらいいのではないですか？ ３）たばこに対してどれだけ税金かけてるんですか？ 国も行政も適当なことしないで下さい ４）勝手に法律つくらないで下さい ５）たばこを吸わせたのは、国・行政ですよ。あなた達が直接喫煙者に働きかけて下さい ６）国が税金をとってたばこを吸わせている以上、たばこを吸う権利があるのです。えらそうにへんな制約をつくらないで下さい
	たばこの価格（税金）を１，０００円以上にする
	受動喫煙防止対策、たばことがん対策、いずれも最＝です（＝は判読不能）
	たばこ＝肺がんということは、誰でも知っている事なのだから、そもそも、たばこを安価で売り、手に入りやすい事に問題があると思う
	禁煙外来の実施（Ｈ２７．９．１～）

	子供がいる飲食店に限っては法的に禁止とすべき。子供がごはんを食べている横のテーブルで大人がたばこを吸っていることがよくあるが、わかっていても吸ってしまうのであれば禁止すべき
	飲食店などではほとんどが禁煙や分煙の対策がとられていないのではと思われているので、徹底して改善していく必要があると考えています
	・飲酒店での全面禁煙を実施すると変わる ・たばこの箱にカナダの様にこれを吸うと肺ガンになりますと書くこと+肺ガンの写真を貼る ・たばこの高額化、売らないこと ・たばこ税が入らないと思わないこと医療費がその分減ると思うこと ・禁煙アプリ、肺ガンアプリの普及（ケイタイの待ち受画面に肺ガンの写真）
	医療機関として禁煙外来等の積極的な宣伝により、喫煙者の減少を図り、根本的な対策へとつなげていく
	喫煙、受動喫煙による様々なからだへの影響について住民、従業員への啓もうが重要と考えられる
	喫煙者と禁煙者の個々のガンにおける罹患率の差を棒グラフでわかりやすくしたポスター（煙草を吸いたい人の意志が強い子供や孫を引き合いに出せばくずれるかも）
	施設内完全禁煙
社会福祉施設	発生率など数字で表現している場合が多いが、実際にそれが本当に起因しているか判断しにくい。回りでいないからかな
	禁煙を望まない喫煙者に対しては、喫煙が法律違反にでもならないかぎり理解を得るのが難しい現状である
	たばこを吸う人と吸わない人、両方を比較した肺の写真等のポスターを作成して各事業所等に配る
	ある意味、し好や楽しみでもあり、メンタルな面から考えると否定ばかりもできない。吸う人も吸わない人にもより良い方向性を考えると、むずかしいところがある
金融機関	他人に迷惑をかけないのであれば、自己責任と考える
	喫煙者はがん保険へ加入義務化を促進する（経済的負担を多くする事で喫煙率を下げると同時に、がん発症者への治療代の負担減となる）
	（喫煙＝仕事の能力が向上）と、間違った解釈をしている人多いのでは？ 職員自らが犠牲をはらってでも取組む気持ちが欲しい
	事業所の長が喫煙者となった（人事異動で）途端、禁煙対策がゆるくなったばかりか、数十万円かけて喫煙用の小屋を建てると宣言した。ありえない
デパート、スーパー	店舗内は当然全面禁煙であるが、敷地内全て禁煙にする方向で検討する。そのためにテナントの協力も必要となってくる
	職員へは指導できるが、お客様へ指導することはなかなか出来ない
	特に飲食店については、入り口に喫煙、禁煙、分煙か分かるような案内が欲しい
	利用者に対する対策は難しいが、従業員については、健康管理の面から禁煙指導をすすめる事はできる
	利用者に対する、対策は難しいが、従業員については、健康管理の面から禁煙指導をすすめる事はできる

	特にありません
飲食店	たばこの販売を止めればいいと思う
	たばこを無くせ！！百害あって一利なし
	たばこの購入数（量）に上限を設ける
	喫煙者が、いかに認識するかしないかの問題である 私はタバコはやりません 保健所からも同じような質問が来ていると思う
	喫煙者のモラルが一番の対策になると思います 事業所側が強制的な注意勧告をするとリスクを生じる
	がんへの対策はいいのですが、もともとたばこを販売したことがまちがいじゃないかなと！害があるのは分かっていたはずですよね
	タバコを売ってるからこのような調査があるのでタバコを売らなければ良いと思います
	たばこ＝がんだとみんな解かってはいるのだが、特にアルコールを吸う店舗において全面禁煙は難しい また、そういった法律、条例等などが出来る以前からある建物に関しては喫煙を設けるのも経費負担が大きい
	喫煙場所を指定し、その他喫煙ルールを守らなければ、店舗全体で喫煙を禁止し、ルール遵守を撤底させています たばこを吸う人も吸わない人も働きやすい職場でありたいです
	利用者の中には、子どもも多いので、防止対策等への補助制度があればよいと思う
交通機関	産業医を通じ喫煙者に対する禁煙指導も実施している
	◎大きなポスターが欲しい
	社員喫煙者率、８０％強。会社敷地や施設内を公共空間とした場合、受動喫煙率と考えるとほぼ０％に近い状況です。社員の９割は自動車運転手のため、滞在時間が少なく、喫煙する時間が限られているからだと思います 喫煙場所を狭くし、吸いにくい環境作りも対策の一つとは思いますが、個人の嗜好品であり、自己判断による喫煙であるため、個人の気持ちを禁煙へと揺り動かすようなアナウンスや対策が必要と思います ※例えば：喫煙して１０年経った人の肺の写真とその後喫煙して１０年経った人の肺の写真ポスターなど禁煙したくなるような、意識改革出来るような対策が必要に思います
ホテル、旅館	たばこの販売をやめたほうがいいと考えます
	当事業所ではないですが、コンビニやスーパー等で喫煙場所を出入口のすぐ脇に置いてあるのが、一番困っています。出入りの際に必ず煙を吸い込んでしまうので…
	特になし
	・たばこの自販機を設置しているので、なかなか全面禁煙とは出来ないと思う ・客室等も、逆に空かんやグラス等に、隠れ喫煙の吸いガラが放置されていたりするので困惑します
	特にありません

	・喫煙する人の意識が変わらなければいくら言っても無駄 ・なぜ受動喫煙させられる側が意識を高め、分煙施設などにお金をかけないのか理解に苦しむ
	害があるとわかっていても販売しているのであるし、しかも税金を徴収しているために喫煙者を認める訳であるから、事業者としては完全に締め出す訳にはいかない
	たばこの値上げ
	たばこ販売の中止を
	友人の多くがタバコによるガンでなくなっている タバコを吸う環境改善より、タバコを値上して、１箱千円以上にしタバコばなれをふやし、値上した分を医療の充実に貢献したほうがよい
	充分理解はしていますし、学習もしていますが、お客様に対してはどう対応していったらいいかわかりません
	あくまでも個人の問題とし、対策は考えておりませんが近年は減少して来ております
	・施設としては完全禁煙はウェルカム ・問題は利用者の理解です
	事業所内においても喫煙室を設置して分煙を実施している
	サービス業はお客様あっての商売です 利用者の理解が大切になります
	今や旅館でも一人部屋の訳でそこで各自思うように過ごしているため、タバコを吸わないようには言えない 死活問題になってしまう。設備を直さなければどうにもならない
	国がタバコを禁止すれば良い
その他	当事業所従業員に２名の喫煙者がおりますが、館内での禁煙はきちんと守られております。この２名もたばこと癌の確率が高いことも理解しております。他従業員は癌を発生すること以前に、たばこの事など眼中にありません。製造販売を早く中止していただきたいと思います（県条例で）
	たばことがんの因果関係はかなり浸透しており、喫煙者の割合も随分少なくなっている メディアによる宣伝や、怖い事例等が多く目に入るようになれば、喫煙者はもっと少なくなると思う
	弊社従業員喫煙率は１００％である しかし非喫煙者に対する受動喫煙防止対策として、お客様には会社を上げ真剣に取り組んでいます ただし非喫煙者と喫煙者は同等の権利と考えます お互いに共存していくために理解協力をし、今後も取り組んでまいります
	分煙対策をしっかり対策すればあとは責任でいいと思う
	事務所内で禁煙とするかは会社の方針かもしれないが、従業員の健康を考えた対策は必要となってくると考える
	禁煙の場所が増えていくことが望ましいと思います
	喫煙者は自分の意思で吸っているので会社から云う必要性は無いと思う。しかし喫煙者は確実に減ってきていると思う

	事業主自身が喫煙者であったり、喫煙する人自身が悪いという意識が少なく他の吸わない従業員に禁煙を提案されても実行することがないため、現状厳しいです
	２０才代でも禁煙治療が健康保険でできるようになる事を望みます
	現状の喫煙者は、強い意志を持ってるので難しい対策だと思うごく少数の喫煙者です。条例や経費は必要ですか！？
	・喫煙室を設置したことにより、受動喫煙防止になっている ・たばこが年齢制限があるものの普通の商品同様に販売されている以上、現状の対策が限界だと思います （強制的な制度は過度なストレスにつながると思っています）
	・分煙していれば特に問題はないと思う（喫煙者は悪い事をしているような表現がされる事が多いが喫煙者への理解も必要） ・分煙するための助成金があっても良いと思う
	喫煙者を確実に減らす事が大事
	喫煙者の煙草の頻度は職場でのストレス軽減にもつながると思う
	法律や条例があるにも関わらず、普及しないという事から強化対象ではないのではないかと思う。根本的な原因あるいは要因を改善し、普及を強化するべきだと思う
	施設内は禁煙ですが、外に灰皿を設置してます 子供達も利用しますので、漂っている煙を知らず知らず吸い込んでいるかもしれません 喫煙の自由もありますので、喫煙室があればと思います
	禁煙については「本人の意思」しだいだと思います ただ、それにむけての意識づけは必要だと思います
	定期講習会を開催して頂ければ幸いですが…！
	自己管理では防ぐことが出来ないので、利用者の協力やたばこを吸うことの害を理解するには年令的に年をとると必然的にやめる人が増えるが若い人へのＰＲをするといいのではないかと思う
無回答	タバコは人のモラルである 男性より、女性のタバコを吸う姿が社会進出とともに目につくようになった。車内での母親のタバコ。ある時、健康食品販売の仕事の女性研修会場にたまたま通りかかると、制服を着てスパスパと健康食品を売っている人が？？とおどろいた
	特にありません

平成２７年度事業所等における受動喫煙防止に関する調査

調査結果報告書

平成２８年１月

発　　行　：　秋田県

企画・編集　：　健康推進課　がん対策室